

博士論文

周作人の女性思想に関する考察

張 蕊

2023 年

凡 例

- ① 本論では時代設定や先行研究の都合から「旧漢字」「常用漢字（当用漢字）」と「簡体字」という異なる漢字表記が混在する。そのため、ここでは基本的に原史料の漢字表記を尊重し、それぞれの漢字表記のまま引用する。なお、人名や地名等の固有名詞については、基本的に当用漢字を原則とする。書名・史料名については、各斯界における慣習的表記に準拠する。
- ② 特に断らない限り、下線部、引用文中の（中略）は引用者によるものである。
- ③ 中国語の括弧（《 》 〈 〉）は、いずれも日本語の括弧（『 』 「 」）に直して統一した。
- ④ 先行研究等の人名については敬称を省略した。
- ⑤ 「女性」の表記について

○中国語の「女性」と「婦女」の意味には微妙な差異があるが、本研究では専門用語を除き、一般には「女性」を用いた。

○なお、「女性観」、「女性論」、「女性思想」、「女性解放思想」などの用語は、本研究ではそれぞれに同義として使用した。

○また本論で取り上げる女性解放に関する問題を、中国では「女性問題」と呼称する。一方日本では男性による女性への性加害や不倫問題を俗称として用いられることも多々あるが、本論で扱う「女性問題」は、この種の語義は含んでいない。

目次

凡例	i
目次	ii
序章	1
第一節 時代状況と問題提起	1
1. 女性解放運動の始まり	2
2. 女性解放運動の萌芽と女子教育の概要	3
3. 周作人の登場	6
第二節 先行研究と本研究の課題	7
第三節 研究目的と意義	10
第四節 研究方法	12
第一章 周氏三兄弟の女性観	14
第一節 周作人の女性観の成因——個人経歴を中心に	14
1. 周囲の女性たち	15
(1) 祖母の蔣氏	15
(2) 母親	16
(3) 花牌楼の女性たちと初恋	17
(4) 戯曲『劉香宝巻』に描かれた女性	19
(5) 少年時代の周作人による女性に対する印象	23
2. 転換の契機：妻と娘たち	24
3. 女性観の成因のまとめ	26

第二節 周氏三人兄弟の女性観	26
1. 周氏三人兄弟の女性観に関する先行研究	27
2. 周氏三人兄弟の関係	28
3. 周氏兄弟の女性思想の比較——性道德論争を中心に	30
(1) 章錫琛の新性道德	31
(2) 周建人の「性道德之科学的標準」	32
(3) 周作人の観点	33
①章らの主張の危険性	34
②周作人の見解と提案	35
③数十年後に再び言及する理由	36
④魯迅の態度	39
(4) 周作人と魯迅の女性観の比較	39
①出発点の比較	40
②経済自立論点の比較	41
4. 周氏三兄弟の婚姻	42
(1) 魯迅の不幸な婚姻	43
(2) 周作人の自由婚姻	45
(3) 周建人の婚姻経歴と女性思想との関係	48
(4) 兄弟二人の重婚に対して周作人の見解	49
第三節 中国女性解放運動における周作人の位置付け	49
1. 女性解放運動の概要	49
2. 女性解放運動における周作人の特徴とその原因	51
第四節 本章のまとめ	54

第二章 留学前後における周作人の女性観の形成

第一節 留学以前における周作人の女性観	56
1. 周作人と『女子世界』	56
2. 『女子世界』からみる周作人の女性観：女性の発見と自覚の喚起	58
(1) 「論不宜以花字為女子之代名詞」	58
(2) 「好花枝」	61
(3) 「造人術・跋語」	62
3. 康有為と梁啓超の女性思想	63

4. 梁啓超からの影響	64
第二節 留学中における周作人の女性観の傾向	70
1. 周作人による『天義報』への投稿	70
(1) 筆者が『天義報』に注目した理由	70
(2) 劉師培と何震	71
2. 周作人と『天義報』	73
3. 『天義報』投稿記事にみえる周作人の女性観	75
(1) 中国女性の実情 (①)	75
(2) 女性参政権問題に関する論説 (②③)	77
(3) 姦通問題の打開策 (④)	80
4. 周作人にとって『天義報』とは何だったのか	82
第三節 アナキズムから「良妻賢母」への転換	83
1. アナキズムからの逃避	83
2. 新たな「良妻賢母」を提唱	86
第三章 周作人の女性観の形成	91
第一節 周作人が執筆した女性問題に関する記事の内容	91
第二節 礼教への批判：纏足を中心に	92
1. 日本への最初の印象：乾栄子の天足	93
2. 天足に象徴される周作人の日本習俗への憧憬	96
3. 纏足の起源	98
4. 纏足の理由	99
5. 纏足に対する反対意見	101
第三節 周作人による両性に対する認識	106
1. 「貞操論」の発表	106
2. 引言に見える確信的な行動	113
3. 周作人とハヴロック・エリス	116
4. エリス思想からの受容	119
(1) ヘンリー・ハヴロック・エリス	119
(2) エリスからの影響	120
(3) 周作人と『性心理学研究』（『性の心理』）	121

5. 日中におけるエリスの影響	122
(1) 日本での紹介	122
(2) 中国の事例	124
6. エリスとフロイトの間の選択	125
(1) 理論の基盤	126
(2) 研究対象の違い	127
(3) 性に対する見解	127
7. 性教育に関する提案	129
8. 児童向けの性教育という試み	131
第四節 女学に関する提案	133
1. 良妻賢母思想の登場	133
2. 良妻賢母概念の中国への伝播	135
3. 良妻賢母に関する周作人の主張	136
第五節 売買春問題	139
1. 周作人の売買春問題に関する言論活動	139
2. 『晨报副刊』における論争	141
(1) 論争の契機	141
(2) 周作人の見解	142
3. 売買春に対する批判	143
4. 売買春の背景	144
5. 売買春の成因および解決案	146
(1) 1920年代における売買春成因の検討	147
(2) 後期における売買春の成因についての再検討および解決策	148
6. 売買春の弊害	150
第六節 本章のまとめ	153
第四章 周作人の婚姻観の変遷	155
第一節 周作人の婚姻観の概観	155
1. 逐次刊行物から見た婚姻に関する言論活動の概況	155
2. 前期（1918～1927）における周作人の婚姻観	157
3. 1918年～1927年の時代背景	159

4. 周作人による男女関係のあり方の主張	160
5. 1918年～1927年における周作人の提言	162
第二節 後期（1949年以降）における周作人の婚姻観	165
1. 婚姻制度に関する議論	165
2. 「婚姻法」と社会の責任	169
第三節 周作人による婚礼問題の分析とその提言	171
1. 周作人以前の婚礼とその問題化	172
(1) 中国婚礼における納徴の由来	172
(2) 聘財高額化の淵源	174
(3) 「娉財無多少之限」という抜け穴	176
(4) 聘財の高額化	177
(5) 女性の所有物化	179
① 貞節観の高まり	180
② 姦通に対する警戒感	181
2. 周作人の改革案	182
(1) 周作人による女性解放運動	182
(2) 20世紀の女性のあり方を問う——「論不宜以花字爲女子之代名詞」	183
(3) 「婦女選舉權問題」——女性選挙権以外に重要なもの	184
(4) 周作人による創案——「防淫奇策」	184
① 動かぬ証拠を発見	188
② 「防淫奇策」（1907）と小川陽一（1973）との論理的共通性	191
(5) 中国婚姻法制定時期の言論活動	193
第四節 本章のまとめ	196
終章	199
第一節 各章のまとめ	199
第二節 理論から現実への実践の原動力	205
第三節 周作人の考察から見た日中女性解放運動に対する提言	208
第四節 今後の展望	209

画像出典一覧（ページ順）	211
参考文献	216
謝辞	225

序章

第一節 時代状況と問題提起

本研究を論ずるにあたり、ここではまず、本論が検討する時期の社会状況と、この時期に至るまでに形作られていた女性に対する既成概念について、幾つかの先行研究や関連資料を紹介しつつ、その概略をまとめておくこととしたい。

中国では古くから、女性としてあるべき姿が規定され、それがなかば不文律として通用していた。それらには幾つかの呼び方が存在するが、概ね「三綱五常^{さんこうごじょう}」と「三従四徳^{さんじゅうしとく}」と総称されることが一般的であった。

「三綱五常」は、人としての規範をまとめたものであるが、夫婦の間で弁えるべき道徳が、その中の一つとされ、夫への恭順が妻の美德として掲げられていた。また、女性のあべき姿として、嫁に行くまでは父親に従い、嫁に行ったら夫に従い、夫が死んだら子供に従うべきとする「三従」という規範のほか、女性らしい道徳や容姿、言葉遣い、そして料理や裁縫技術を、「女性の持つべき徳」とする価値観——「四徳」が存在していた。

そしてこれらの規範で我々が見逃してはならないのが、その典拠である。

例えば「三綱五常」の出典は、隋代の儒者・王通の言行録『文中子』と言われる。そして「三従四徳」は、中国古代の礼に関する文献『儀礼』に遡ることができる。これらの二

つの来歴から、透けて見えてくるものは何であろうか。それは女性に対する規範の多くが、儒教的価値観に基づいて形成されていたという事実である。

これら儒教的な価値観に影響を受けた規範の一部は、後に法的な裏付けとしても用いられるようになると、今度はその法律が、女性の地位に関する規定にも活用される事態を生み出していたのである。

例えば女性の地位を示す法律として、離婚の際の民事法（律）を紹介する。中国家族法の中でも重要な二つの律——すなわち「唐律」や「明律」では、いずれも「妻の一方的な意思による離婚というものは一切認められない。妻が夫から離婚の意思表示を取り付けることなしに逃げさり、さらには他男に改嫁するならば、法は嚴重にこれを処罰し、かつ身柄を夫のもとに取り戻す」¹という内容で一致している。そして中国家族法の大家の一人である滋賀秀三も、中国の婚姻制度における婦女の地位について「男女本人の個性的、情愛的な要素は極端に無視せられ、特に女性はその点で抑圧された立場におかれていた」²と述べているのである。

また、このような唐代や明代の状況は、清代末期に至っても基本的に変化することはなく、女性の経済的・社会的地位は依然として低く、家族内における女性の役割は、男性への盲従や、家事労働、そして出産であり続けた。例えば中国近代史を専門とする中山義弘は「大家族の中における女性は、「家」と「夫」への隷従はもちろん、嫁と姑、嫁同士など、複雑な人間関係の中で生活していかねばならず、悲しむべき、虐げられた状態にあった」³と述べており、女性の犠牲の上に成り立ったこの婚姻制度は、中国の歴史の中で長期間にわたって存続し続けていたのである。

1. 女性解放運動の始まり

このような社会背景のもとで、中国の女性解放運動は清末より胎動を始めている。当時の清朝政府は、日清戦争を契機として深刻な社会情勢を痛感し、救国の道を模索し始めた時期である。かかる機運の中で、女性問題も徐々に社会的関心を集めるようになってきたのである。

国家の再生を論じる議論の中では、人口の半分を占める女性が学識を持たず、「男は外、

¹ 唐律戸婚第四一条「逃去せば徒二年、改嫁せば徒三年」、明清律婚姻・出妻条「逃去せば杖一百、改嫁すれば絞」。滋賀秀三『中国家族法の原理』（創文社、2000）、477頁参照。

² 滋賀秀三『中国家族法の原理』（創文社、2000）482頁参照。

³ 中山義弘『近代中国における女性解放の思想と行動』（北九州中国書店、1983）14頁参照。

女は内」などという伝統的規範が、国としての発展の妨げとなっているという意見や、新しい軽工業において女子労働力を活用できないことが、中国の発展の足枷となっているという意見が登場する。そして、女子を家庭の束縛から解放する必要があるという議論が生み出され、それが次第に世論を動かす力を持ち始めたのである⁴。

このような女性解放の思潮については、前述の中山の説明が的を射ている。彼は「知識人は儒教道德の打破や家族制度の破壊など、いわゆる封建体制の打破を目指しており、その目的達成の過程として、かつ最も根本的な問題として、この世で最高の犠牲者である女性の問題があったのである。この女性の解放なくして、封建体制の完全な打破はありえなかったのである。封建体制の打破、社会の変革によって、女性の解放がもたらされるのではなく、女性の解放が基本的に封建体制の打破、社会の変革につながっていくのである」⁵と説明している。このように当時の知識人は、封建制度において最も苦しんでいる女性を解放させることで、社会の変革を促そうと考えたのである。

また、このような中国国内における議論のほかに、女性解放に向けた転機を生み出すもう一つの機運が、国外からもたらされるようになる。それが欧米を由来とする近代思想（以下「西洋思想」）の舶来であった。

五四運動前後の時期には、これら外来思想が中国国内に知られるようになると、それまで唯一無二の存在であった中国古来の価値観を相対化させ、絶対的な存在であったそれまでの価値観を見直す機運を生み出すこととなった。その結果、旧礼教・旧道德による女性への抑圧に対しても、批判的に再検討する契機が生まれることとなる。それが1910年代より勃興した新文化運動であり⁶、この運動を機に女性問題に関する議論が活発に行われるようになったのである。

2. 女性解放運動の萌芽と女子教育の概要

清末から辛亥革命にかけての時期は、高い知性と旺盛な行動力を備えた中国の新しい女性が輩出され始めた時期⁷ではあるものの、その傾向はごく一部で見られた兆候に過ぎず、

⁴ 清末の女性解放については、関西中国女性史研究会『中国女性史入門：女たちの今と昔』（人文書院、2005）、小野和子「清末の婦人解放思想」（『思想』第525号、1968）、中山義弘『近代中国における女性解放の思想と行動』（北九州中国書店、1983）などが参考になる。

⁵ 中山義弘『近代中国における女性解放の思想と行動』（北九州中国書店、1983）153頁参照。

⁶ 高橋保「五四新文化運動期の中国における婚姻制度と女性の地位」（『国際文化研究所紀要』第2号、1996）35頁参照。

⁷ 中国女性史研究会編『中国女性解放の先駆者たち』（日中出版、1984）21頁参照。

社会全体に変革をもたらす機運を作り出すまでには、幾つかの課題を克服する必要があった。

その第一としてあげられるのは、新しい女子教育である。そして、その大きな流れの一つとして、外国人による学校建設や外国留学の推進があった。

例えば夏曉虹によると、中国の女子教育は 19 世紀半ばに外国人宣教師によって女学校が設立されたことが始まりとされている⁸。そして 1902 年までに、当時の西洋列強が租借地として保有していた上海などの都市では、幾つかのキリスト教系の学校が開設された。そして女子は家庭を離れ、学校で教育を受ける機会を得られるようになると、それを機として様々な海外の思想を取り入れることができるようになったのである。

このようにして教育の機会を得られるようになった女子の中には、教育制度が充実している外国へ渡航し、より高い教育を学ぼうという者が現れるようになる。またその動きに呼応して清朝政府も、それを容認し、或いは推進する動きを見せるようになった。このようにして 1902 年からの 4 年間で累計 70 名におよぶ女子学生が海外へと留学し、その多くが日本へと渡航したのである⁹。

なぜ日本が留学先として白羽の矢が立ったのかについては、様々な要素から総合的に判断した可能性が高い。その根拠として張之洞や梁啓超などが日本の教育制度を高く評価したという言及があげられるが、その他にも例えば①当時中国近傍で唯一近代化に成功した経験を持つ国が日本であったこと、②留学の際に課題となる言語理解の面で中国と同じ漢字文化圏である日本は文化的障壁が欧米より低いと認識されたこと、また③日本が中国発祥の儒教文化圏にあったという事実が、儒教的価値観を基盤とした社会の近代化を模索する上で優れたケーススタディーとなると考えられたことなどがあげられる。そしてこれら諸条件を考慮した結果、自ずと有力な選択肢に日本という国が選ばれる結果を生み出したと判断できる¹⁰。

また、渡航先となった日本でも、このような事情に理解を示して中国人留学生に門戸を開く教育機関も現れ始めている。中でも下田歌子が設立した実践女学校¹¹は女子留学生の

⁸ 夏曉虹『晚清文人婦女観』（作家出版社、1995）41 頁参照。

⁹ シャルル・メイエール著、辻由美訳『中国女性の歴史』（白水社、1995）197～199 頁参照。

¹⁰ 関根ふみ「中国の教育近代化と女性への影響：『中国新女界雑誌』にみえる女性観の考察を中心として」（『慶應義塾外国語教育研究』第 9 巻、2012）16 頁参照。

¹¹ 関根ふみ「中国の教育近代化と女性への影響：『中国新女界雑誌』にみえる女性観の考察を中心として」（『慶應義塾外国語教育研究』第 9 巻、2012）16 頁参照。

受入に積極的であった。例えば 1907 年までに 139 名の中国人女性が日本で学び、1910 年までに毎年 100 人以上が本校で教育を受け¹²、新しい知識を習得し女性解放運動の先駆けとなったのである。

また、キリスト教系の学校や外国留学という他国に依存した教育のみならず、中国人による女子教育の必要性も徐々に論じられてきている。例えば中国に於いてフェミニズムの運動が本格的に始まったのは 1895 年であるとされている¹³。初期の女性解放運動につながる言説を提唱したのは、康有為、梁啓超¹⁴、譚嗣同らの革命運動家である。特に康有為や梁啓超によって発動された変法運動（1898 年）は、103 日間で失敗に終わったが、彼らの運動はその後の 20 年間にわたって、学生たちの思想に大きな影響を与えているが¹⁵、それは女性解放問題にも関連している。

例えば変法運動の中核となった「保国」「保種」（国と民族を守ること）思想の中では、国民を生み育てるという重要な役割を持つのが女性であるとして、胎教や母教の必要性が説かれた一方、女子教育の充実や女性の社会参画が提唱された。またその中でも梁啓超が「変法通議」の一環として発表した「女学を論ずる」¹⁶は、当時の世論に多大な影響をもたらし、その後には中国人が創設する初めての女学校が開校するに至っている¹⁷。

このように、中国の女性解放運動は男性知識人によって主導され、男性知識人がその中心的な存在となって幕が開かれたのであるが、このような男性知識人の代表者の一人が本論で扱うところの周作人であったのである。

¹² 周一川『中国人女性の日本留学史研究』（国書刊行会、2000）84 頁参照。

¹³ シャルル・メイエル著、辻由美訳『中国女性の歴史』（白水社、1995）198 頁参照。

¹⁴ 梁啓超は、中国の近代史における啓蒙的思想家であり、また中国の近代小説や新詩の地位を高めた文学者でもある。青年時代から、清末の中国社会の現実的諸問題を心にかけていた梁啓超は、日清戦争の敗戦の後、清政府に対して不満を持ち、一八九五年以後、師康有為、と共に変法維新を主張した。さらに、一八九六年には、上海で『時務報』を主宰し、戊戌変法を推進した。一八九八年、戊戌政変によって変法運動が挫折したため、梁啓超は日本に亡命し、『清議報』、『新民叢報』、『新小説』などの雑誌を創刊した。横浜を活動の拠点として政治・哲学・史学・文学・教育問題・婦女問題などを説き、多くの東西近代思想家の学説を中国の読者に紹介した彼は、当時、海外における雑誌の発刊の創始者でもあったのである。梁啓超については馮寶華「梁啓超と日本：福沢諭吉の啓蒙思想との関連を中心に」（『比較文学・文化論集』第 14 巻、1997）等を参照。

¹⁵ 小野和子「梁啓超の革新鼓吹」（『清代学術概論：中国のルネッサンス』東洋文庫第 245 号、1974）271 頁参照。

¹⁶ 梁啓超「変法通議・論女学」初出『時務報』第 23・24 冊、1897 年 4 月 12 日・5 月 2 日。『飲冰室文集』（北京日報出版社、2020）にも収録。

¹⁷ 関西中国女性史研究会編『中国女性史入門：女たちの今と昔』（人文書院、2005）56 頁参照。

3. 周作人の登場

中国文壇で活躍した周作人は、1885年（光緒11年）に浙江省紹興の古い地主の家に生まれた。祖父が科挙の最終段階を通った進士であり、父も生員（秀才）の資格を持ち、読書人の家で生まれた中国近代を代表する散文作家・評論家・翻訳家・思想家である。四つ年上の長兄には魯迅（周樹人）がおり、同じく四つ下の末弟としては周健人がいた。

周作人は、幼年時代から旧式の書塾で古典教育を受け、そして南京の江南水師学堂という洋式海軍学校に進学すると、1906年に兄の魯迅とともに日本へ渡航、そして立教大学で英文学と古典ギリシャ語を学んでいる。留学中の1909年に羽太信子という賄い役の娘である



周作人と妻（羽太信子）

る日本人女性と結婚し、日本文学への関心もこの頃から高まっていった。その後留学期間を終えた彼は辛亥革命の後の中国へ帰国し、北京大学で教鞭を執ることとなる。北京大学の教授としては、学内に「歌謡研究会」を組織し民俗学的視点からの検討を試みる一方、古今東西の文芸の収集に尽力していた。その後中国で五四運動が始まると、彼は文学研究会を創設し、兄の魯迅と共に雑誌『語絲』を創刊する。このように活発な言論活動から新文化運動の旗手として注目を浴びるようになった。そして彼は胡適の言文一致論がきっかけとなった「文学革命」に呼応して、日本語・英語・ギリシア語に精通している彼は古今の海外文学を精力的に紹介したほか¹⁸、彼はこの時期に与謝野晶子の論説「貞操ハ道德以上ニ尊貴デアル」¹⁹の翻訳（貞操論²⁰）を発表すると、自らの評論「人的文学」も発表し、女性に関わる社会問題を世論に訴えるようになった²¹。

これらの活動については、これまでの研究で学術的評価の裏付けが得られている。一部

¹⁸ 周作人の紹介について、木山英雄『周作人「対日協力」の顛末：補注『北京苦住庵記』ならびに後日編』（岩波書店、2004）3～6頁参照。

¹⁹ 与謝野晶子「貞操ハ道德以上ニ尊貴デアル」（初出『太陽』1915（大正4）年、同氏『人及び女として』（天弦堂書房、1916）所収）。

²⁰ 与謝野晶子著、周作人訳「貞操論」（『新青年』4巻5号、1918年5月15日）、周作人の翻訳については、劉軍「『新青年』時代の周作人と日本—「貞操論」を中心に」（『人文学研究所報』37号、2004）も参照のこと。

²¹ 森雅子「或る女性の影—周作人の文学的出発」（『中国文学報』第69号、2005）79頁参照。

の例を引用すると、たとえば趙京華は「周作人は中国における有名なフェミニストであり、西洋近代の性科学を基礎とする合理主義的女性問題の理論家でもある。」²²と言及しているほか、趙の考察後に再度検討を試みた舒蕪「女性の発見：周作人の婦女論」では、更に詳細な分析が行われている。そして舒はその結論として「中国新文化運動の第一世代の代表的な人物の中で、周作人だけは女性解放問題に常に深い関心を持ち、女性解放のために系統立った良い意見を提案したのである。そして、中国新文化運動最初の代表者の中で、最も社会に女性の性奴隷としての苦しみに対する理解を喚起させ、最も性の解放を導入することに尽力したのは、周作人である。周作人がこのような高いレベルに達しているのは、明らかに、性科学、性心理学という基礎があるからである。」²³と述べるように、周作人による女性解放問題に関する活動の意義は、斯界において評価を得ているのである。

第二節 先行研究と本研究の課題

周作人に関する先行研究を紹介する上で、彼の負の歴史についても言及する必要がある。北京大学に教授に就任していた周作人であるが、日中戦争の激化により 1937 年に北京が占領されたが、その際に彼は健康上の理由で北京に残留する。そして 1939 年には日本占領下の北京大学で文学院院长に就任、その後も日本占領下の中国傀儡政権の要職を歴任する。しかし日本の終戦とともに対日協力者として逮捕、「漢奸」



国民政府高等法院に出廷する周作人（1946）

罪で投獄され、国民政府高等法院で公判に付される。懲役 14 年の刑が確定している。そのため中国では長く問題のある文人として扱われていた。このように政治的に負の歴史をもつ周作人に関する研究は、彼の死後も長く禁忌とされていたのである。そのため彼の研究が始まるのは 1980 年代になっ

²² 趙京華「周作人と永井荷風・谷崎潤一郎：反俗・伝統回帰・東洋人の悲哀」（『中国研究月報』第 5 号、1996）29 頁参照。

²³ 舒蕪『舒蕪集』第 3 卷（河北人民出版社、2001）159、204、208 頁参照。

てからであり、彼の女性観に関する研究についても、決して先行研究²⁴が多い訳ではなく、寧ろ発展途上の研究と言うことができる。

周作人の女性観に関する研究は内容別に大きく三つに分けることができる。それが

- ①各時期における周作人の女性観の特徴の分析
- ②女性観に関する網羅的な考察
- ③女性解放運動の提唱過程に関する研究

であり、他者との比較研究としては、周作人と与謝野晶子、周作人とエリスに関連した検討が多い印象がある。

これらの先行研究の中でも最も高い関心をもって進められたのが、「周作人の女性観がどのように形成されたのか」という疑問に立脚した考察——つまり①各時期における周作人の女性観の特徴と受容の分析に関する研究であろう。

この研究の嚆矢的存在としては、まず木原葉子（1987）²⁵の名を指で折ることができる。彼女は、周作人が翻訳した与謝野晶子「貞操論（原題「貞操ハ道德以上ニ尊貴デアル）」と「愛的創作」²⁶の翻訳を手掛けた点に着目し、与謝野晶子が掲げた「真の人間性の発揚」が、周作人の「個人主義の人間本位主義」²⁷を生み出し、それが後の「人的文学」²⁸に結実したと述べている。

そして木原の言及を受けて、阿莉塔（2002）²⁹は、両者の主張に共通する点が女性解放にあると指摘したほか、続く李瑾（2003・2004）³⁰も、彼の女性解放に対する強い関心は、与謝野晶子による「貞操論」の翻訳に由来しているのではないかと述べている。その上で韓

²⁴ 伊藤徳也「日本における周作人研究」（『中国・社会と文化』8号、1993）、張菊香、張鉄栄編『周作人研究資料』上、下（天津人民出版社、1986年）、黄開發『周作人研究歴史與現狀』（遼寧人民出版社、2015）

²⁵ 木原葉子「周作人と与謝野晶子：「貞操論」「愛の創作」を中心に」（『日本文学』68号、1987）。

²⁶ 周作人「愛的創作」初出『晨报副鐫』、1923年7月15日。周作人著、鐘叔河編『周作人文類編⑤ 上下身一性学・児童・婦女』（湖南文芸出版社、1998）収録。

²⁷ 周作人「人的文学」初出『新青年』5巻6号、1918）。周作人著、鐘叔河編『周作人散文全集』（広西師範大学出版社、2009）収録。

²⁸ 周作人「人的文学」初出『新青年』5巻6号、1918）。周作人著、鐘叔河編『周作人散文全集』（広西師範大学出版社、2009）収録。

²⁹ 阿莉塔「周作人と与謝野晶子：両者の貞操論をめぐって」（『九大日文』1号、2002）参照。

³⁰ 李瑾「文学活動初期における周作人の女性観—翻訳小説『侠女奴』を中心に」（『中京学院大学研究紀要』10巻1・2号、2003）、同「周作人と「貞操論」」（『同紀要』11巻2号、2004）参照。

玲姫（2013）³¹は、周作人が著した「防淫奇策」³²は、与謝野晶子「貞操論」に触発され、その認識が更に深化した点を論及している。

また、周作人がエリスからの影響を受けた思想についても、少なからぬ数の先行研究が現れてきた。例えば、小川利康は「周作人とH・エリス—一九二〇年代を中心に」³³の中に周作人の文学活動の初期に遡ってエリスの受容を考察した。彼はその後に『叛徒と隠士：周作人の一九二〇年代』³⁴も発表し、周作人が内在にある「二匹の鬼」、つまり、叛徒と隠士という形象の発想の基底にあったのは、エリスへの深い傾倒だったからと指摘した。また伊藤徳也は『「生活の芸術」と周作人：中国のデカダンス＝モダニティ』³⁵の中では、周作人がエリスから性道德に関する影響を受けたと言及し、続いて森雅子は「たいまつを照らすもの：周作人と性科学」³⁶の中で、エリスとフロイトが周作人へ与えた影響について整理している。またそれ以外にも子安加余子「日本に留学した中国知識人——周作人と民俗学：性の問題を中心に」³⁷、根岸宗一郎「周作人とニーチェ：J・E・ハリソン、H・エリスと『悲劇の誕生』をめぐって」³⁸などの先行研究でも、異口同音に周作人とエリスとの関係性が論じられている。

②女性観に関する網羅的な考察においては、先に引用した舒蕪『女性的発見：周作人婦女論類抄』³⁹や、徐敏『女性主義的中国道路：五四女性思潮中的周作人女性思想』⁴⁰の名を挙げることができよう。彼は周作人の女性観を検討しようと試みているが、その考察は、周作人による長期間にわたる活動を一括して結論を導き出そうとしている。そのため、彼の全生涯にわたる活動の総括的な概要はわかるものの、彼の半世紀を超える活動の中で、見られた時系列的な活動の変化については詳らかにしておらず、徐敏についても、同様の

³¹ 韓玲姫「周作人の女性思想と与謝野晶子の影響：「防淫奇策」から「貞操論」へ」（『国際文化表現研究』9号、2013）。

³² 周作人「防淫奇策」初出『天義報』第11、12期、1907年11月。周作人著、鐘叔河編『周作人文類編⑤ 上下身一性学・児童・婦女』（湖南文芸出版社、1998）収録。

³³ 小川利康「周作人とH・エリス—一九二〇年代を中心に」（早稲田大学院『文学研究科紀要別冊』第十五集・文学芸術学編、1988）

³⁴ 小川利康『叛徒と隠士：周作人の一九二〇年代』（平凡社、2019）

³⁵ 伊藤徳也は『「生活の芸術」と周作人：中国のデカダンス＝モダニティ』（勉誠出版、2012）

³⁶ 森雅子「たいまつを照らすもの：周作人と性科学」（『日本中国学会報』第63集、2011）

³⁷ 子安加余子の「日本に留学した中国知識人——周作人と民俗学：性の問題を中心に」、斎藤道彦編著『日中関係史の諸問題』（中央大学出版部、2009）に収録。

³⁸ 根岸宗一郎「周作人とニーチェ：J・E・ハリソン、H・エリスと『悲劇の誕生』をめぐって」（『慶應義塾大学日吉紀要・中国研究』第5号、2012）。

³⁹ 舒蕪『女性的発見：周作人婦女論類抄』（文化芸術出版社、1990）。

⁴⁰ 徐敏『女性主義的中国道路：五四女性思潮中的周作人女性思想』（中国社会科学出版社、2006）。

理由で画竜点睛を欠く印象を拭うことができない。

そして③女性解放運動の提唱過程に関する研究においては、房雪霏「周作人女性観の早期成因初探」⁴¹と、王蘭「女傑賛美から「婦人を哀れむ」へ周作人の女性論の変遷について」⁴²などの研究が挙げられる。

房雪霏は、周作人の養育環境に注目して、彼は幼年期より婦女解放という願望を抱いていたと言及する一方、王蘭は周作人の女性観を、五つの時期に分け、各時期の特徴も分析した。この五つの時期とは、清朝末期（1904～1907）、五四新文化運動期（1917～1921）、五四新文化運動退潮期（1922～1927）、国民政府期と日中戦争期（1928～1945）、人民共和国初期（1949～1967）であり、ここによく周作人の時期的変化に注目した考察が登場するようになり、分析のレベルも向上した。ただ惜しむべき事には、彼女の研究には1908～1916の時期が欠落しており、この時期に日本へ留学した周作人が、いかなる変化を見せていたのかという肝心な部分が述べられていなかったのである。

以上、簡略に過去の研究史を回顧したが、これらの労作によって幾つかの不明点が明らかになったことは確かである。特に周作人の少年期に於ける女性観や、日本や欧米を初めとした海外の言説を旺盛に取り込んでいた経緯については、大きな学術的収穫をもたらしたことは事実である。ただ、周作人の留学体験が、彼にどのような変化をもたらしたのか。そして82年に及ぶ彼の人生の中で、女性観がどのように変化・発展したのかという長期的な視野から試みられた分析は、いまだに登場していないのも紛れもない事実であったのである。

第三節 研究目的と意義

本研究では、その題目を「周作人の女性思想に関する考察」としたが、その主たる目的は、斯界で初めて「周作人の女性解放運動の体系的研究」を目指す点にある。

これまでの先行研究がその体系的を実現できなかった理由は明白である。周作人の活動記録が膨大な数に上り、かつ活動期間が極めて長期間にわたるからである。彼の女性解放に向けた活動は、清朝末期に始まり、中華民国時代、日中戦争時代、そして中華人民共和

⁴¹ 房雪霏「周作人女性観の早期成因初探」（『人間文化研究科年報』、第9号、1994）。

⁴² 王蘭「女傑賛美から「婦人を哀れむ」へ周作人の女性論の変遷について」（『中国女性史研究』第14号、2005）。

国時代に至るまで 60 年以上の長きに渡る。

そのため、未だに①周作人が夢想した男女平等社会のあり方とは何か、そして②目まぐるしく変わる社会体制の中で彼はいかに対応したのか、そして③彼の長期間に渡る運動が如何なる成果を結実させたのかという、学界の研究者がもっとも知りたいと考えている点は、軒並み謎に包まれており、これら各論の解明には「周作人の女性解放運動の体系的研究」が是非とも必要なるのである。

また、この問題の解決を困難にしている点は、もう一つ大きな問題が顕在する。それが、周作人による膨大な数にのぼる海外文献の収集と、その積極的活用がある。

女性解放運動を実践する上で必要な依拠すべき根拠や、女性と男性という性別による差異を示す科学的知見は、当時の中国に於いては望むべくもなかった。そのため周作人はそれらを海外に求めた。特に第一次大戦後に勃興した女性解放論や、医学を中心とした性別に関する科学的知見は、その大半が欧米諸国によるものであった。当時は現在よりも欧米言語の書籍が中国語に翻訳されることは少なかった。そのため、これらの最新の情報を収集し、理解し、自家薬量中のものとするためには、個人としての高い語学能力が必要であったが、ひとり周作人はそれが可能であったのである。

彼は、母語となる現代中国語や、中国の古典文章語である文言（いわゆる漢文）のほか、日本語や英語、ギリシア語、エスペラント語⁴³を習得しており、中国国内よりも寧ろ与謝野晶子や武者小路実篤、永井荷風、柳田国男の作品を愛読し、そしてエドワード・カーペンター(Edward Carpenter)、ハヴロック・エリス(Henry Havelock Ellis)、ヘンリック・イブセン(Henrik Johan Ibsen) ジークムント・フロイト(Sigmund Freud)、フリードリヒ・ヴィルヘルム・ニーチェ(Friedrich Wilhelm Nietzsche)など、欧米の思想家の著述から垣間見える、男女平等社会に関する言論を旺盛に取り込んでいた。かかる事情からも明らかのように、周作人の女性解放に関する評論では、欧米における最新の言説が縦横に引用され語られている。そのため、周作人の言論は単に中国近代文学に詳しいというだけでは、容易に理解できないのだ。

そのため、研究の準備に多大な労力がかかるほか、従来の先行研究にはないグローバルな視点からアプローチなしには、彼の本当の価値を見出すことはままならないのである。

また、③彼の長期間に渡る運動が如何なる成果を結実させたという疑問については、例

⁴³ 藤田一乗「周作人と世界語：その出会いと結実」（『中国言語文化研究』15、2015）参照。

えば 1950 年における中国婚姻法の制定をあげることができる。

この新中国で初めて制定された法律は、婚姻の原理や理念、そして目指す理想は、周作人が長年構想し続けた女性観とほぼ一致している。そのため本研究は、単に周作人研究のみならず、中国近代法制史研究や、中国近代女性史を語る上でも必要不可欠な考察となる可能性が高いと考えられるのである。

本研究で期待される成果は、周作人が生涯尽力した真の努力を初めて明らかにすることにある。彼の女性解放運動の歴史は、従来の先行研究では「幼年期の立志→晩年期の成就」という、極めて単純な図式でしか理解されていなかったのである。そこで本研究では、従来詳らかにされていなかった彼の「留学時代」についても詳細な考察を実施した。そしてこの時期こそが、彼の女性観を変える重要な転折点であったことが明らかになっているのである。また彼による努力として特記しなければならないのは、彼の活動の持続性である。



留学生時代の周作人

彼の長い人生の中で、社会は清代＝民国代＝日本占領時代＝中共代と三転四転している。彼の人生でも様々な体験があり、幾つもの転折点に迎えた。彼の運動は見かけ上「初志貫徹」という単純な図式が描ける。しかし志を貫徹させるには、日々激動する社会情勢に即応した並々ならぬ努力が背景にある。これまでの研究では、貫徹を実現できた裏に隠れている彼の様々な取り組みを見落としている。本研究はこれら「周作人の真の努力」を明らかに出来る貴重な機会となるのである。

第四節 研究方法

周作人の女性に関する言論活動は 1904 年から約半世紀近い期間にわたっており、その概要を示すと表 1 の通りとなる。

表 1 によれば、周作人の言論活動は、「貞操論」発表以後の 1920 年代に入ると、その数が急速に増加していることがわかる。ただこの表を注意深く見ると、彼は「貞操論」発表以前から女性に関する言論活動を既に始めていることが看取できる。彼の活動を遡ると、その発端は彼の学生時代にまで立ち戻ることができるのである。そして彼は結婚 (1909 年) 後に、再度性問題と恋愛・結婚問題について言論活動を行ったほか、中華人民共和国成立

後にも、結婚・恋愛問題について積極的な言論を行っていたという傾向が見られる。

そのためここでは、表1にある①纏足問題、②性理論・性教育、③婦人問題、④売春婦、⑤結婚・恋愛という五つのテーマを一つの軸とし、彼の言論活動によって導き出される彼の女性観の全貌とその変遷を体系的に考察する。また、周作人の三兄弟である魯迅、周健人の女性観との比較対照作業を行うことで、周作人の女性観の特徴をより客観的に分析を試みることにしたい。

表 1⁴⁴ 周作人が執筆した女性に関する言論活動の内容（1900～1963年）

年 代	性理論・性教育	結婚・恋愛	婦人問題	纏足問題	売春婦	合計
1900～1909	0	0	11	0	0	11
1910～1919	2	3	1	0	1	7
1920～1929	48	23	12	15	4	102
1930～1939	16	5	6	2	1	30
1940～1949	4	2	11	1	1	19
1950～1951	0	21	4	2	4	31
1963	0	1	0	0	0	1
合計	70	55	47	20	11	201

⁴⁴ 湯麗敏「周作人と中国新文学」（『人文社会学部紀要』第1号、2001）151頁に参照、筆者が補充するものである。

第一章 周氏三兄弟の女性観

第一節 周作人の女性観の成因——個人経歴を中心に

一人の人間の思想形成には、社会や時代背景の影響だけではなく、個人的な体験や経歴も切り離すことができない。

そのため、本論で述べるところの周作人の女性観についても、彼の歩んだ数奇な人生に注目し、彼の個人的な体験が、彼の思想や理念にどのような影響を及ぼしたのかを探ろうとする先行研究が少なくない。

それは、徐敏の『女性主義的中国道路：五四女性思潮中的周作人女性思想』⁴⁵や、房雪霏の「周作人女性観的早期成因初探」⁴⁶、そして李瑾の「社会改革による周作人の女性解放論」⁴⁷、湯麗敏の「周作人の女性観への考査」⁴⁸等の研究からもそれが理解できる。

これら一連の先行研究は、程度の差はあれ、周作人の女性観の成因が祖母や母親から大きな影響を受けていることを述べている点で一致している。ただ筆者が周作人の事跡に関して追究した結果、彼の女性観を形成した要素の中には、先行研究で言及された者以外に

⁴⁵ 徐敏『女性主義的中国道路：五四女性思潮中的周作人女性思想』（中国社会科学出版社、2006）

⁴⁶ 房雪霏「周作人女性観的早期成因初探」（『人間文化研究科年報』、第9号、1994）

⁴⁷ 李瑾「社会改革による周作人の女性解放論」（『中京学院大学研究紀要』第17巻第2号、2010）

⁴⁸ 湯麗敏「周作人の女性観への考査」（富山国際大学『国際教養学部紀要』第3号、2007）

も、例えば、周作人の妻となり、一生を添い遂げた羽太信子や、周作人の娘たちからの影響も、無視できない重要なファクターではないかと考えている。

そこで、本節では先行研究に触れながら、周作人個人の経歴から、彼の女性観の成因を再検討してみることとしたい。

1. 周囲の女性たち

周作人が女性解放問題に強い興味を示した背景には、子供の頃に育ててくれた祖母の悲惨な運命との関わりがあるとされている⁴⁹。この経験が周作人にとって女性に対する認識となり、彼は後に長い人生で女性に対して同情や憐れみを抱くようになった。また、周作人が子供時代と青年時代に自らの母親、恋人、妻、娘等と出会い、これらの経験も周作人の女性観の形成に多大な影響を与えたことは間違いない。

このように、周作人が出会った女性たちはすべて、彼が女性解放問題に対して関心を持つ背景となっている。以下からは、まず周作人の女性観における祖母からの影響について分析を加えたい。

(1) 祖母の蔣氏

劉岸偉の『周作人伝・ある知日派文人の精神史』によれば、「幼時の記憶はさだかでないけれど、かなりの年月を祖母蔣氏のそばで過ごしていた、と周作人はおぼろに覚えている。蔣氏は祖父福清公の継室で、生家は紹興昌安門外の魯墟にあった。四歳の時、周作人は天然痘にかかったが、一歳未満の妹にも感染させてしまった。祖母の献身的な看病のおかげで、周作人の病気は治ったが、妹は死んでしまった。その後、娘をなくしたことで立ち直れない母親の代わりに、祖母はこの孫の面倒を見ていたのである」⁵⁰。よって、祖母は幼い周作人にとって、掛け替えのない存在であり、後の周作人の人生にも大きな影響を与えたと考えられる。

一方、晩年の周作人は、「私が最も忘れられないのは祖母の事である」⁵¹と振り返り、祖母への強い思慕がうかがえる。祖母は字を読むことができなかったが、儒教の教えに基づ

⁴⁹ 李瑾「社会改革による周作人の女性解放論」（『中京学院大学研究紀要』第17巻第2号、2010）60頁、湯麗敏「周作人の女性観への考査」（富山国際大学『国際教養学部紀要』第3号、2007）70頁。

⁵⁰ 劉岸偉『周作人伝・ある知日派文人の精神史』（ミネルヴァ書房、2011）8～9頁。

⁵¹ 周作人「祖母の一生」初出『亦報』、1950年5月26日。周作人著、鐘叔河（編）『周作人文類編⑤ 上下身一性学・児童・婦女』（湖南文芸出版社、1998）収録。

く夫婦の関係（妻が夫に従うべき存在であること）や、儒教と仏教の教えをしっかりと身につけていた。このような祖母は旧道徳に縛られる女性の代表と言えるだろう。祖母は、祖父が複数の妾を持っていることに苦しめられ、祖父から浴びせられるあらゆる罵声に我慢強く耐え続けたとされている。

子供時代の周作人は、祖母の悲惨な運命をしっかりと見ていた。封建社会の女性の悲痛な姿が若い周作人の心に残った。それについて周作人は、「抱犢谷通信」に以下のように記述している。

她的最後十年我是親眼看見的, 她的瘦長的虔敬的臉上絲絲刻著苦痛的痕跡, 從祖父怒罵的話裏又令我想見她前半生的不幸。我心目中的女人一生的運命便是我這祖母悲痛而平常的影象⁵²。

彼女の最後の十年間、私は彼女の痛みの痕跡が刻まれた痩せた長い顔をこの目で見ていた。祖父の叱責の言葉から彼女の前半生の不幸を推測することができる。私の心に残る女性一生の運命というイメージは、この祖母の悲しくて平凡な印象である。（拙訳 以下同じ）

祖母のそばで育った周作人は、祖母の不幸を近くで見て、その印象も彼の心に深く残り、女性の一生の運命の象徴となっている。湯麗敏によれば、「幼年時代に残った惨めな祖母への印象は多分に中国の一般女性の境遇を反映している」と述べている。そして、「痛みの痕跡」や「悲しくて平凡な印象」などの表現は、すでに祖母のような女性に対する同情や憐れみを抱くことが示唆されている。

上記の内容から、祖母の悲惨な生活ぶりは幼い頃の周作人の心に深い衝撃を与え、彼は世の中の女性に対する同情を募らせていくことが明らかになった。

(2) 母親

周作人にとって、祖母のほかにもう一人の女性は彼の人生に多大な影響をあたえた。その人は周作人の母親、魯瑞である。周作人は『魯迅の故家』に母親のことを以下のように記述している。

⁵² 周作人「抱犢谷通信」初出『語糸』第12期、1925年2月。周作人著、鐘叔河（編）『周作人文類編⑤ 上下身一性学・児童・婦女』（湖南文芸出版社、1998）収録。



母・魯瑞

彼女は正式に教育を受けたことがなかったにもかかわらず字が読めて、本が読めた。若い頃は専ら弾詞や小説を読んでいたが、六十歳を迎えたのち北京に移住し、新聞を読むようになって、毎日、大小の新聞を二、三種とり、読み終わってから家人を相手に好んで時事問題を語り、段（段祺瑞）、張（張作霖）、馮（馮玉祥）、蔣（蒋介石）という人々をいろいろ批判していた。彼女は深窓に育った女性であるが、民衆の堅韌性を具えていた。清末、天足運動（纏足廃止運動）が盛んとなるや、彼女は纏足をやめてしまった。……充分彼女の戦闘性を示しているので、これ上くどくど言う必要はないと思う。⁵³

上記の内容から見ると、周作人の母親は深窓に育った女性であるが、封建社会の制度下にある一般女性と異なっていた。彼女は本を読み、字が読めるだけではなく、新聞や時事に興味を持ち、政治のトップに立っている男性たちに対して批判する勇氣を持っていた。彼女は開明的で先進的な思想を抱き、民衆の堅韌性を持っており、纏足をやめるという決断も他の女性より早かった。

母親のこの「戦闘性」が周作人に多大な影響を与え、彼に伝統的な礼教や悪弊と闘う精神的な原動力を提供した可能性が考えられる。そして後になって、父親になった周作人が自分の娘たちのためにも、この「戦闘性」が表れていた。また、先行研究によれば、周作人は「天足」が好きで、「纏足」という悪習を批判した原因の一つは、母親が纏足をやめ、天性を表すことが伝統的な纏足をする女性の苦痛とは対照的であったからである⁵⁴。この「纏足」という悪習への批判を通じて、封建的な礼教と対抗するという周作人の決意は一層強まったと考えられる。

(3) 花牌樓の女性たちと初恋

祖母が周作人に苦痛な印象を残し、母が周作人に礼教や悪習と対抗する勇氣を与えたと言え、周家以外の女性たちは周作人にどのような印象を残したのだろうか。この問いに

⁵³ 周遐壽著、松枝茂夫・今村与志雄訳『魯迅の故家』（筑摩書房、1955）214～215頁。

⁵⁴ 房雪霏「周作人女性觀的早期成因初探」（『人間文化研究科年報』第9号、1994）89頁。

答えるためには、周作人の初恋に言及する必要がある。

周作人の祖父は科挙試験で賄賂罪を犯したため、1893年から1901年まで杭州に投獄された。1897年2月から周作人は祖父のところに行って、花牌楼に住んでいた⁵⁵。

錢理群『周作人伝』によれば、「周作人は、花牌楼での生活を通じて、多くの女性たちに囲まれるという人生の経験を偶然得ることとなる。これら祖母の不幸な運命と花牌楼での生活は、多感な周作人少年に深い印象を与えたに違いない。これにより、彼の婦女に対する理解と同情は新たな深みを増し、最終的には婦女の問題が周作人にとって大きなライフ・ワークとなった。花牌楼での生活経験が少なくともその基盤を築く上で重要な要素となったのである」⁵⁶。よって、花牌楼で出会った女性たちの存在は、周作人の女性観の形成過程で不可欠な要素と思われるのである。

花牌楼で暮らした時、周作人は初恋の経験をした。初恋の相手は姚家老婦の義理の娘、楊三姑である。周作人は初恋について、以下のように述べている。

我不會和她談過一句話,也不曾仔細的看過她的面貌与姿態。大約我在那時已經很是近視,但是還有一層緣故,雖然非意識的對於她很是感到親近,一面却似乎為她的光輝所掩,開不起眼來去端詳她了。在此刻回想起來,彷彿是一個尖面龐,烏眼睛,瘦小身材,而且有尖小的脚的少女,並沒有什麼殊勝的地方,但在我的性的生活里總是第一個人,使我于自己以外感到對於別人的愛著,引起我沒有明瞭的性的概念的對於異性的戀慕的第一個人了⁵⁷。(下線部は筆者による)

彼女に話しかけたことも、彼女の顔や姿を詳しく見たこともなかった。恐らくあの時、私はすでに近眼だったのかもしれないが、別の原因もあった。無意識の中で彼女に対して非常に親近感を抱いていたが、彼女の輝きに包まれ、彼女をよく見るができなかった。今思い出すと、彼女は尖った顔で、目が黒く、痩せ型で体つきが小さく、小さな足を持っている少女だった。特に優れたところはな

⁵⁵ 張菊香・張鉄榮『周作人年譜』（天津人民出版社、2000）13頁。

⁵⁶ 錢理群『周作人伝』（北京十月文芸出版社、1990）48～49頁参照。「周作人在花牌楼生活,使他意外地獲得了生活在—群婦女包圍中的人生經驗。如果說幼年時代周作人對於祖母不幸命運的記憶,是凭着兒童的敏感而留下的粗略印象,那麼,現在實地的近距離的觀察,就有了更為深切的體驗,這是他對婦女的了解与同情達到了一個新的深度。婦女問題最終成為周作人的基本人生命題,他在花牌楼的生活經驗至少是打下了基礎的。」

⁵⁷ 周作人「初恋」初出：『晨報副鐫』1922年9月1日。周作人著、鐘叔河（編）『周作人散文全集』（廣西師範大學出版社、2009）にも収録。

かったが、彼女は私の性意識の最初の相手であり、自分以外の人への愛を私に感じさせた。当時、性の概念をまだはっきりと認識できていなかった私にとって、異性への愛を初めて引き起こした人であった。

以上の文によれば、楊三姑は周作人の青春期において初めての性意識啓蒙の相手であったと述べている。そして、同じ文章で楊三姑はよく猫を抱きながら周作人の勉強を見に来ることが多かった。その時の周作人はわけもなく勉強をする気になり、いつもより学習に精が出たという記憶も残っている。この漠然とした愛は、周作人のはじめての異性への恋心と呼び起こしただけでなく、彼の性に対する認識も喚起させた。これこそが、周作人が性の問題に関心を抱く出発点となった経験と思われるのである。

しかし、結局初恋の相手と再会することなく、楊三姑は病気で若くして亡くなった。彼女に何かしてあげたい、苦しみのどん底から彼女を救おうと考えた周作人は、彼女の悲惨な死相を想像し、不幸な運命に見舞われた恋人のことが彼の心に深く刻まれ、非常に辛い思いをした⁵⁸。このような経験から、周作人の心には愛した女性も不幸な運命に縛られた暗い影が深く刻まれている。女性に対して、周作人は女性が宿命論的な不幸に見舞われるという印象を強く抱いたに違いないのである。

(4) 戯曲『劉香宝卷』に描かれた女性

紹興の民俗は、少年時代の周作人に知らず知らずのうちに影響を与えたと推測できる。その中で、周作人にもっとも深い印象を残したのは戯曲の中の『劉香宝卷』であった。

銭理群の『周作人伝』によれば、十字街道の宝林娘は自家の前に舞台を作り、仏教の通俗教義を説いた『劉香宝卷』を歌った。宝林娘は心を引き締めて念仏を唱え、仏教の教えを熱心に宣伝していた。しかし、思いもかけず、宝林娘の娘が宝卷をよく聞いたせいで、彼女の人生観に影響を与えた。その後、娘は結婚を拒み、精進料理を食べ、経文を読み、鬱々とした日々を送った上であえなく夭折した⁵⁹。

周作人の「劉香女」によれば、晩年の周作人は6月12日の『紹興新聞』を開いてみたら、その紙面に強い衝撃を受けたとある。それはなぜか。そこには一人の少女が井戸に飛び込んで自殺したという記事が書かれていたからである。その記事の内容によれば、陳蓮

⁵⁸ 湯麗敏「周作人の女性観への考査」（富山国際大学『国際教養学部紀要』第3号、2007）71頁。

⁵⁹ 銭理群『周作人伝』（北京十月文芸出版社、1990）26～27頁。

花という女は18歳であり、『劉香女』という本をずっと愛読していた。そのため、陳氏の思想もこの本によって変わっていったとされている。陳氏は早い段階で婚約を結んだが、結婚の時期が近づくとつれて、彼女は婚姻に反対し、他人の妻になりたくないために自殺した。周作人はこの記事について、以下のように述べている。

這種社会新聞恐怕是很普通的，為什麼我看了吃驚的呢？我說小小的，乃是客氣的說法，實在却並不小。因為我記起四十年前的旧事來，在故鄉鄰家里就見過這樣的少女，拒絕結婚，茹素誦經，抑鬱早卒，而其所信受愛讀的也即是「劉香宝卷」，小時候聽宣卷，多在這屠家門外，她的老母是發起的會首。此外也見過些灰色的女人，其悲劇的顯晦大小雖不一樣，但是一樣的暗淡陰沉，都抱着一種小乘的佛敎人生觀，以宝卷為經史，以尼庵為歸宿。此種灰色的印象留得很深，雖然為時光所掩蓋，不大顯現出來了，這回忽然又復遇見，數十年時間恍如一瞬，不禁愕然，有別一意義的今昔之感⁶⁰。

こうした三面記事はたぶんごく普通なのだろう。だがなぜわたしが読んでびっくりしたのか。わたしがちょっとと言ったのは、遠慮した言い方であって、実は決してちょっとではない。四十年前のことを思い出したからである。故郷の隣家でこのような少女を見たことがある。結婚を拒み、精進を食べ読經をし、塞ぎ込んで早くに亡くなった。そして彼女が信じ受け入れ愛読したのがやはりこの『劉香宝卷』であったのだ。子どものころ宝卷読みを聞いたのは、多く屠家の門前であった。彼女の母は会の発起人であった。このほかにも灰色の女人たちを見たことがあるが、その悲劇の大きさ、表れは一樣ではなかったけれども、同じように暗澹沈鬱で、いずれも一種の小乘仏敎的人生觀を抱き、宝卷を經史とし、尼寺を歸宿としていた。こうした灰色の印象は深く残った。時が薄れさせて、それほど露わにはならなかったけれども、今回忽然とまた出会い、數十年の時間がまるで一瞬のようで、驚きを禁じえず、別の意味での今昔の感があった。⁶¹（下線は筆者による）

⁶⁰ 周作人「劉香女」初出：『宇宙風』第21期、1936年7月16日、周作人著、鐘叔河（編）『周作人文類編⑤ 上下身一性学・児童・婦女』（湖南文芸出版社、1998）158頁。

⁶¹ 引用文は、中島長文訳『周作人読書雜記3』東洋文庫889（平凡社、2018）86頁に参照。

このように『劉香宝卷』に描かれた悲劇と、現実に宗教に縛られる女性たちの不幸が、少年時代の周作人に深い印象を残したのである。そして四十年経っても、似たような記事を読むと、彼の潜在的な記憶が呼び起こされる。これらの「人生観」を持つ哀れな女たちに対して、周作人は深い同情とともに悲しみ、悲嘆に暮れることが多かったという。

そしてその後、周作人は『劉香女』を購入し読んでみることにした。その概要は、劉香女が嫁になりたくないため、家で修行し、精進料理を食べ、仏典を読んで、世の人々に善をなすように勧め、死後に極楽浄土に行ったというものである。彼は『劉香女』が伝える教義について、「これらは取るに足らない低俗的な仏教思想であるが、まさにこれによって深く民間、特に一般中流以下の婦女子の間に入り、彼女たちの可哀想な『女人仏教人生観』を養成するのである⁶²（中略）『劉香宝卷』一卷は、完全に女人を対象としており、彼女たちが礼教や宗教の下で受ける一切の痛苦を最もうまく言い表している⁶³」と語っている。

周作人は「劉香女」の一文において、『劉香宝卷』の中にある經典の文を詳しく抜き書きした。『劉香宝卷』には、最初に男子がどのように尊貴であるかが述べられ、女子がどのように憎まれるかが語られる。そして、人の嫁になると、「公婆怒れば陪笑に忙しく、丈夫怒罵するも声を返さず。綾羅を剪りて碎けば罪を成し、羅を縋いで米を落とせば罪軽からず。男を生み女を育めば天地を穢し、血裙穢洗すれば河神を犯す。⁶⁴」といった苦しい生活を続けていることが描かれている。つまり、女性は生まれつき原罪があり、嫌われる存在として扱われるのである。そして、結婚しても状況は変わらず、苦痛な生活を耐えるしかないとされている。その中で、周作人が最も有害だと感じたのは仏教の中に存在する「不浄観」である。「男を生み女を育めば天地を穢し、血裙穢洗すれば河神を犯す。」で言われているのは、女性が子供を産むとき、血の水が天地の神明を冒瀆するというこ

⁶² 周作人「劉香女」初出：『宇宙風』第21期、1936年7月16日、周作人著、鐘叔河（編）『周作人文類編⑤ 上下身一性学・児童・婦女』（湖南文芸出版社、1998）356頁。原文：這些本是低級的佛教思想，但正因此却能深入民間，特別是在一般中流以下的婦女，養成她們一種很可憐的「女人佛教人生觀」。引用文は、中島長文訳『周作人讀書雜記3』東洋文庫889（平凡社、2018）88頁。

⁶³ 周作人「劉香女」初出：『宇宙風』第21期、1936年7月16日、周作人著、鐘叔河（編）『周作人文類編⑤ 上下身一性学・児童・婦女』（湖南文芸出版社、1998）356頁。原文：『劉香女』一卷完全以女人為對象，最能說出她們在礼教以及宗教下的所受一切痛苦。引用文は、中島長文訳『周作人讀書雜記3』東洋文庫889（平凡社、2018）88頁に参照。

⁶⁴ 周作人「劉香女」初出：『宇宙風』第21期、1936年7月16日、周作人著、鐘叔河（編）『周作人文類編⑤ 上下身一性学・児童・婦女』（湖南文芸出版社、1998）356頁。原文：公婆發怒忙陪笑，丈夫怒罵不回聲。剪碎綾羅成罪孽，淘籬落米罪非輕。生男育女穢天地，血裙穢洗犯神河。引用文は、中島長文訳『周作人讀書雜記3』東洋文庫889（平凡社、2018）88頁に参照。

ある。つまり、女性が汚れた存在として見なされるというのが、仏教の考え方であったことを、周作人は知るのである。

これについて、舒蕪による先行研究「女性的発現：周作人的婦女論」は、このように語っている。「この一方的な「不浄観」は女性の存在を不浄なる存在と見做し、女性に強い屈辱の念を与えるとともに、女性に対して逃れることのできない悲観的な運命を生み出していた。それゆえ、ここで周作人が最も深刻な問題として重要視したのは、この「不浄観」に対する戦いであり、事実、彼はそれに対して一生戦い続けたのである」⁶⁵と述べている。この点は、筆者も多いに首肯する。また筆者は、それに加えて周作人による「婦女問題與東方文明等」も紹介すべきではないかと考えている。

「婦女問題與東方文明等」では、以下のように述べている。

孔子説「唯女子與小人為難養也」，不過是據他的觀察而論事實，只要事實改變，這便成了虛論，不若佛道教的不浄観之為害尤甚⁶⁶。

私はかつてこう思ったことがある。孔子は「女子と小人とは付き合いにくい」と言っていたが、これは孔子が見た現実によって言った話である。そのため現実さえ変われば、これは嘘の言論になり、仏教や道教の不浄観より実害が少ないのだ。

このように、周作人は儒教の始祖孔子の言行録である『論語』陽貨第十七にある一節「子曰、唯女子與小人、為難養也、近之則不孫、遠之則怨（子曰わく、唯女子と小人とは養い難しと為す。これを近づければ則ち不孫なり。これを遠ざければ則ち怨む。）」女子と小人(=下人。身分の低い者)は扱いつらい。近づけるとなれなれしく無遠慮になるし、離すと疎遠にされたと思って怨むようになる」は、孔子自身の実際体験に基づく見解にすぎないものであり、これは今後の体験を積み重ねることでその見解も変えることができるので救いがあると周作人は述べている。しかし仏教や道教にある女性が不浄であるという認識は、それらの宗教的思想に根ざした変えることのできない絶対真理とされてしまった点に、彼は全く救いのない論理として批判している。

⁶⁵ 舒蕪「女性的発現：周作人的婦女論」『周作人的是非功過』に収録（遼寧教育出版社、2000）166～169頁。

⁶⁶ 周作人「婦女問題與東方文明等」1928年6月26日作。周作人著、鐘叔河（編）『周作人文類編⑤ 上下身一性学・児童・婦女』（湖南文芸出版社、1998）343頁。

またさらに周作人は、「読『欲海回狂』」の中で、では、周作人は以下のように述べている。それには、「不浄観雖是以生理為本、但是太撓曲了、幾乎與事實相背、其結果亦只成為一種教訓⁶⁷（「不浄観」は生理を基本にしているが、曲がりすぎて、ほぼ事実と相反し、その結果ただの一種の教訓になってしまっている。）」と述べており、これら仏教や道教の「不浄観」が克服しがたい論理で形成されている点に、女性解放運動を実施する上での大きな障壁と考えているのである。

以上、筆者は幾つかの分析を試みた。これらの検討により、紹興民俗戯曲の中の『劉香宝卷』やそれによって引き起こされた数々の悲劇が、少年時代の周作人の心にぬぐえない印象を残したことが明らかになったのではないだろうか。そしてこれらの彼の児童体験が、彼が生涯にわたって女性解放を訴え続ける源泉となっていたと考えられるのである。

(5) 少年時代の周作人による女性に対する印象

以上、少年時代の周作人による女性に対する印象をまとめてみた。

幼少期の周作人は祖母と一緒に生活し、その中で祖母の労苦を日常的に目撃し、その時の記憶は心に深く残った。さらに、周作人は祖母の悲惨な運命から一般の女性の運命を連想し、同情心を抱いた。これが彼の女性に対する第一印象となる。この同情心が、その後の周作人の女性解放問題に対する関心の先駆けとなったと考えられる。

また、母親が周作人に授けたものは、封建的な礼教と悪習に立ち向かう自信と原動力であった。母親の強い性格や、礼教に果敢に立ち向かう姿勢、国家の状況に注意を払う態度が、無意識に周作人に新しい時代の女性のあるべき資質を示すこととなり、彼の女性解放思想の形成に大きな影響を与えたと考えられる。

さらに、花牌楼での生活は、周家以外の女性と接触できる機会を提供した。花牌楼の中で、周作人は一般の女性の生活を見て、婦女に対する同情を一層強めた。一方で、朦朧としている初恋の印象は、性への関心と探求心を促進し、性意識が芽生える契機と言えるだろう。おそらくこれもまた、後に彼がヨーロッパの「性理論」系統の知識を獲得し、「性解放」を唱えることの契機となったと考えられる。

次に、幼い頃から紹興の風俗に馴染んでいる周作人は、特に『劉香宝卷』やそれによって引き起こされた多くの悲劇が、周作人の心に深く刻まれていたのである。周作人は『劉

⁶⁷ 周作人「読『欲海回狂』」初出『晨报副鑄』1924年2月16日、周作人著、鐘叔河編『周作人文類編⑤ 上下身—性学・児童・婦女』（湖南文芸出版社、1998）28頁。

香宝卷』に説かれている教義によって引き起こされた様々な悲劇を目撃し、ショックを受けたと同時に、「女性仏教人生観」を持つ女性たちに深く同情した。また、『劉香宝卷』に説かれた「不浄観」は、周作人が生涯にわたって強く反対する思想となったのである。

以上は、周作人が女性に関心を持つようになる理由と、女性に対する認識の形成について考察した。すなわち、旧道徳に縛られる女性が悲惨な運命から逃げられないため、この不幸な女性を救うことが、周作人が初めて女性の自己認識や自立を提唱する動機や目的であったと言えるだろう。

2. 転換の契機：妻と娘たち

結婚してから、長女の誕生を迎えた周作人は、ここから本格的に両性の関係や女子の教育、女性解放問題に注目していく。これについて周作人は「北溝沿通信」⁶⁸の中で、以下のように述べている。

我於婦女問題，與其說是頗有興趣，或者還不如說很是關切，因為我的妻與女兒們就都是女子，而我因為是男子之故對於異性的事自然也感到牽引。

私は婦女問題に対して、興味があるというよりも、むしろ関心を持つと言った方が適切である。なぜなら、私の妻と娘たちが全て女性だからである。それに、私は男性なので、自分自身に直接的に関係はないが、異性については自然と興味を抱いてしまう。

つまり、周作人が女性解放問題に深い関心を抱き、生涯を通じてそれを探求する根本的な理由は、妻と娘たちが女性であるからである。そして、別の文章である『抱犢谷通信』の中で、彼は娘のために悩んでいる様子が見えてくる。

我為了女兒的事這幾天真是煩惱極了。我的長女是屬虎的。這並不關係什麼民間的迷信，但當她生下來以後我就非常擔心，覺得女子的運命是很苦的，生怕她也不能免，雖然我們自己的也並不好⁶⁹。撫養我的祖母也是屬虎。

⁶⁸ 周作人「北溝沿通信」『談虎集』に収録（北新書局、1936）頁429。

⁶⁹ 周作人「抱犢谷通信」初出『語糸』第12期、1925年2月。周作人著、鐘叔河編『周作人文類編⑤ 上下身一性学・児童・婦女』（湖南文芸出版社、1998）44頁。

この数日間、娘のことで本当に悩んでいた。私の長女は虎年生まれである。これは何かの迷信とは関係ないが、彼女が生まれた後、私は娘のことを非常に心配していた。私たち自身もそれほど良い状態ではないが、女性の運命は非常に厳しいものであり、娘もその運命から免れないのではないかと心配していた。私を育てた祖母も虎年生まれであった。

1914年7月に長女の誕生を迎えた周作人は、娘の成長と共に深い不安を感じていた。その不安は、父親としての周作人が祖母と同じく虎年生まれの娘が同じ運命になることを恐れているからである。前述の通り、幼少時から彼の心に刻まれている女性の不幸な宿命の印象が強いため、娘も同じ運命を迎える可能性が高いと周作人が心配している。さらに、父親としての周作人が娘のためにどのような行動をとったかは、同じ文中で見られる。

如今我有了一個屬虎的女兒，（還有兩個雖然是屬別肖的），不禁使我悲感，也並不禁有點迷信。我雖然終於是懦弱的人，當時卻決心要給她們奮鬥一回試一試，無論那障害是人力還是天力。要使得她們不要像她們的曾祖母那樣，我苦心的教育她們；給她們人生的知識和技能，可以和諧而又獨立地生活；養成她們道德的趣味，自發地愛貞操，和愛清潔一樣；教她們知道戀愛只能自主地給予，不能賣買；希望她們幸福地只見一個丈夫，但也並不詛咒不幸而知道幾個男子。⁷⁰

今、私には虎年生まれの娘がいる（他にも別の生肖である2人の妹もいる）。私は少しの迷信を禁じ得ず、悲しみも禁じ得ない。結局、私は弱気な人間ではあるが、その時、彼女たちのために戦ってみることを決意した。その障害が人間の力であろうと、天の力であろうと、私は彼女たちに幸せな未来を提供しようと決意した。彼女たちが彼女たちの曾祖母のようにならないように、私は彼女たちを精一杯教育した。彼女たちが調和的で独立的な生活ができるように、人生の知識とスキルを伝授した。彼女たちには道徳的な趣味を身につけさせ、清潔さを愛すると同様、自発的に貞操を愛するように教育した。また、恋愛は自主的に相手に与えるものであり、売買するものではないと教えた。彼女たちが幸福で、一人の夫しか見ないことを望んでいるが、いくつかの男性を知っても構わないと思って

⁷⁰ 周作人「抱犢谷通信」初出『語糸』第12期、1925年2月。周作人著、鐘叔河編『周作人文類編⑤ 上下身一性学・児童・婦女』（湖南文芸出版社、1998）44頁。

いる。

「弱気な人間だ」と自称する周作人は、娘の未来を祖母のような不幸な運命にさせないよう、たとえ「その障害が人間の力であろうと、天の力であろうと」、戦うことを決意した。娘に幸せな未来を提供するため、自分の子供たちを精一杯教育した。ここで、周作人は自分の母親と同じく自らの士気を鼓舞している。娘たちには人生の知識やスキル、道徳的な価値観、自発的に貞操を愛すること、恋愛の真髄などを教え、彼女たちの幸せのために女性解放問題の解決を模索している。上記のテーマは周作人の女性観の中で重要な論題となる。そして、子供の教育の一環として、周作人は女性の役割について再認識した。これについては、第3章で詳しく論じたい。

3. 女性観の成因のまとめ

以上の分析から、結婚前の周作人にとって、周りの女性たちの影響で一般の女性が悲惨で不幸な運命に瀕しているとの認識が生まれ、女性に対する認識が形成された。そして、その女性たちに同情し、不幸な女性を救うことが、周作人が初めて女性の自覚や自立を提唱する動機や目的となったと考えられる。もちろん、これは当時の女性解放運動の潮流に呼応する行動でもあったと考えられる。一方、婚姻体験や娘たちの誕生は、身分が変わった周作人が本格的に女性解放問題に取り組んでいる重要な要素であると筆者は考える。結婚前の周作人は単に男性として「他者」という立場から、当時の社会潮流に流され、女性解放を提唱していたが、結婚してからは特に娘たちの誕生を通じて、女性の味方として、男女平等ではなく、弱い立場にある女性への保護の必要性を認識するようになった。つまり、女性本位の立場をとるようになったのである。これについては、第3章で詳しく後述する。なお、周作人の女性観の独自性を探る際に、同じ環境で育った兄の魯迅と弟の周建人の女性観との比較が必要だと思う。

次節では、この比較を通じて、周作人の女性観の特徴を把握したい。

第二節 周氏三兄弟の女性観



周氏三兄弟（周樹人・周作人・周建人）

1. 周氏三兄弟の女性観に関する先行研究

魯迅の女性観に関する先行研究は少なくない。例えば、竹内好の「ノラと中国——魯迅の婦人解放論」⁷¹、島田由紀子の「『魯迅と女性の解放』について」⁷²、鳥谷まゆみの「魯迅の描く女性像少女から母へ——『傷逝：涓生の手記』を読む」⁷³、劉国勝の「為了女性『真的解放』——魯迅婦女觀今讀」⁷⁴、楊力の「魯迅「寡婦主義」における独身女性観——田中香涯『女性と愛欲』の影響と楊蔭榆批判をめぐって」⁷⁵、宋剛の「魯迅・漱石とその文学に現れた恋愛観・女性観——『それから』・『門』と『傷逝』の場合」⁷⁶などが挙げられる。これらの先行研究は、主に魯迅の小説に描かれた女性像の分析に焦点を当てている。

一方、周建人の女性観に関する研究は極めて少ない。先行研究において、周建人は主に『婦女雑誌』の投稿者として言及されている。例えば、羽田朝子の「『婦女雑誌』の研究史をふりかえって——『『婦女雑誌』にみる近代中国女性』の意義」⁷⁷、白水紀子の「『婦女雑誌』における新性道德論——エレン・ケイを中心に」⁷⁸、何瑋の「1920年代中国社会

⁷¹ 竹内好「ノラと中国：魯迅の婦人解放論」（『女性線』第4巻第4号、1949）

⁷² 島田由紀子「『魯迅と女性の解放』について」（『集刊東洋学』第29号、1973）

⁷³ 鳥谷まゆみ「魯迅の描く女性像少女から母へ：『傷逝：涓生の手記』を読む」（『立命館文学』第667号、2020）

⁷⁴ 劉国勝「為了女性「真的解放」：魯迅婦女觀今讀」（『魯迅文化基金會叢書』（學林出版社、2020）

⁷⁵ 楊力「魯迅「寡婦主義」における独身女性観：田中香涯『女性と愛欲』の影響と楊蔭榆批判をめぐって」（『中国研究月報』第67巻第12号、2013）

⁷⁶ 宋剛「魯迅・漱石とその文学に現れた恋愛観・女性観：『それから』・『門』と『傷逝』の場合」（『桜美林国際学論集』第12号、2007）

⁷⁷ 羽田朝子「『婦女雑誌』の研究史をふりかえって：『『婦女雑誌』にみる近代中国女性』の意義」（『人間文化研究科年報』第21号、2006）

⁷⁸ 白水紀子「『婦女雑誌』における新性道德論：エレン・ケイを中心に」（『横浜国立大学人文紀要（第二類 語学・文学）』第42号、1995）

における「新婦女」——『婦女雜誌』を主なテキストとして」⁷⁹などの研究で、周建人の投稿が言及されているが、彼の女性観に関する独自の研究は見られない。この状況から、周氏兄弟の女性観の比較に関する僅かな先行研究では、主に魯迅と周作人の女性観が比較され、周建人の女性観が見過ごされているようである。ここで、徐敏の『女性主義的中国道路——五四女性思潮中的周作人女性思想』⁸⁰や張鉄栄の「周氏兄弟女性観之比較」⁸¹が挙げられる。これらの研究者は魯迅と周作人の女性観の相違点や成因を分析しているが、前述のように、周建人の女性観には触れていない。

三人の女性観を総合的に比較することは難しい。これまでの研究が不足しているために起きている状況の一因であると考えられる。本節では、このような局面を打開するため、「性道徳」と「経済独立」という女性解放運動において重要な二つのテーマを中心に、三人の女性観を検討していく。

2. 周氏三兄弟の関係

魯迅（本名：周樹人、1881～1936年）、周作人（1885～1967年）、周建人（1889～1984年）は、紹興の都昌坊口の裕福な周家で生まれた三人兄弟である。しかし、祖父が科挙の



父・周伯宜

不正事件で投獄された後、魯迅ら兄弟は母親に連れられて実家に避難したが、実家は徐々に衰退していった。魯迅は、その際に親戚から受けた辱めについて「時には乞食と呼ばれたこともある」と回想している⁸²。父親の周伯宜が35歳で病気になり、37歳で亡くなるまでの間、魯迅は長男として父親の看病のために東奔西走した。そして父親の死後、魯迅はこの大家族の事実上の家長になり、母親や弟たちを守った。銭理群によれば、魯迅は兄弟の中で最も年上の男性として、一部では父親の役割を果たした。母親に対しては、彼

はむしろ小さな助手のような存在であり、弟たちに対しては、父親と同様に兄としての責

⁷⁹ 何璋「1920年代中国社会における「新婦女」：『婦女雜誌』を主なテキストとして」（『富士ゼロックス小林節太郎記念基金』、2005）

⁸⁰ 徐敏『女性主義的中国道路：五四女性思潮中的周作人女性思想』（中国社会科学出版社、2006）の第1章の第3節では、魯迅と周作人の女性思想の比較が論じられている。42～47頁。

⁸¹ 張鉄栄「周氏兄弟女性観之比較」（『魯迅研究月刊』第12期、2010）

⁸² 飯倉照平「魯迅・周作人兄弟と現代文学」、野原四郎等『中国文化史——近代化と伝統』（研文出版、1981）283頁。

任を厳格に果たした⁸³。つまり、周作人と周建人にとって、魯迅は兄であり、同時に父親のような存在でもあった。

1902年に国費留学生として日本に留学した魯迅は、国を救おうという信念を持って、1904年に仙台医学専門学校最初の中国人留学生として医学の勉強を始めた。このような経歴で後に弟に多大な影響を与え、1906年に母親が決めた女性と結婚してから、弟の周作人を引き連れて日本へ戻った。兄弟二人で日本にいる間に、魯迅は弟の面倒を見ながら、弟とともに文学活動を行っている。そのため日本の最初の三年間は、魯迅が周作人のサポートに尽力し、サポートを受けた周作人は平穩無事の留學生活を送っていた。そして留學時期だけでなく、結婚後も周作人は魯迅からの経済支援や文学指導を受けた⁸⁴。このように、愛に包まれた環境で育った周作人は、穏やかで温和な、しかも優柔不断な性格を持っている。一方、若い頃から生活の重責を担っていた魯迅は、急進的で根強い性格を持っている。この性格が後に二人の思想や行動を支配すると考えられる。



晩年の周建人

それでは、周建人の場合はどうなるだろうか。兄の魯迅と周作人が日本に留学したが、周建人は一人残された母を思い、紹興に留まることとなった。二人の兄のように海外で勉強することができず、また大学にも進学できなかったことは、周建人に一生の遺憾を残すこととなった⁸⁵。それでも兄の魯迅の励ましによって、周建人は植物学などの生物学を一人で研鑽し、『会稽山採物記』などを編集した。周建人は長兄である魯迅から大きな影響を受け、植物学から愛

国的な民主運動に従事し、革命の道に進むこととなった。彼はしばしば長兄からの指導と助けを受けていた。

辛亥革命の時期には、周建人と魯迅は共に紹興で革命運動に従事する。そして1919年には、周建人と彼の母親は魯迅に従い、北京に移住し、北京大学で科学や哲学などの講義を聴講しながら、生物学などの記事を雑誌『新青年』などで発表した。1921年、蔡元培の紹介で上海商務印書館の編集者となり、また『婦女雑誌』などの雑誌に文章を寄稿した。1923年、瞿秋白の要請で上海大学においてダーウィンの「進化論」を講義し、その後神州大学

⁸³ 錢理群『周作人伝』（北京十月文芸出版社、1990）107頁参照。

⁸⁴ 徐敏『女性主義的中国道路：五四女性思潮中的周作人女性思想』（中国社会科学出版社、2006）37～38頁。

⁸⁵ 戴海荣「周建人的愛国民主活動」『人民政協報 春秋・朝花夕拾』2021年9月2日。

などの大学で教授に就いている。

周建人は翻訳の仕事をする一方で、宋慶齡、蔡元培、魯迅などと共に、中国共産党の人民革命事業を積極的に支持し、国民党当局の暴行に反対した。彼は女性の解放と男女平等の思想を宣伝し、女性が卑屈な考えを克服し、勇敢に革命に参加することを提唱した。魯迅が上海に定住した後、兄弟は共に戦い、親密な戦友となった。魯迅の指導のもと、周建人は中国民権保障同盟などの組織にも加わり、国民党の反動派が「政治犯」を迫害している罪を調査して暴露し、逮捕された共産党員や愛国的な民主主義者を救出し、言論、出版、結社、集会などの自由を求めた⁸⁶。

このように、弟としての周作人と周建人は魯迅からの指導や影響を強く受け、兄に追随して中国の文壇や革命で活躍していた。このような背景から、三人の女性観は相応の同一性を持ってた可能性は否定できない。

3. 周氏三兄弟の女性思想の比較——性道徳論争を中心に

当時の中国で注目されていたのは、スウェーデンの社会思想家・女性運動家であるエレン・ケイ⁸⁷による自由恋愛・自由結婚の提唱である。これに関しては楊妍による一連の研究⁸⁸があり、詳細はそれに譲るが、周作人もエレン・ケイの著作に高い関心を抱き、彼自身の論説でも屢々引用⁸⁹しているこ



エレン・ケイ

⁸⁶ 戴海荣「周建人的愛国民主活動」『人民政協報 春秋・朝花夕拾』2021年9月2日。

⁸⁷ Ellen Karolina Sofia Key (1849～1926)、スウェーデンの社会思想家、教育学者、女性運動家、フェミニスト。主著「児童の世紀」(1900年)は各国語に翻訳され、児童中心主義思想や新教育運動のバイブル的存在となる。母性を重視した「恋愛と結婚」(1903年)は日本の女性運動家、平塚らいてう等に大きな影響を与えた。周作人が文筆活動を展開した時期におけるエレン・ケイの受容については、金子幸子「大正期における西洋女性解放論受容の方法—エレン・ケイ『恋愛と結婚』を手がかりに」『国際基督教大学学報、II-B、社会科学ジャーナル』24巻1号、1985)、白水紀子「『婦女雑誌』における新性道徳論—エレン・ケイを中心に」『横浜国立大学人文紀要(第二類語学・文学)』42号、1995)内藤寿子「大正期の〈エレン・ケイ〉—翻訳・解説・受容の力学」『文藝と批評』9巻4号、2001)等参照。

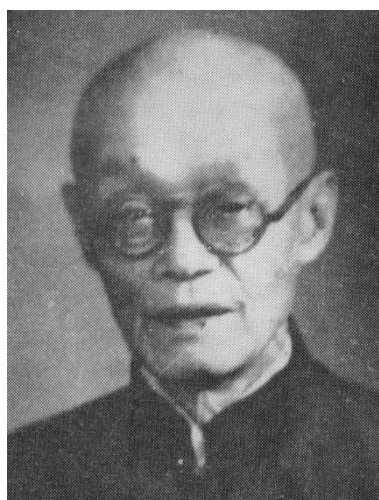
⁸⁸ 楊妍「『良妻賢母』から『新女性』—1920年代日中両国におけるエレン・ケイ思想の受容について」(『年報日本思想史』12号、2013)、楊妍「1920年代における章錫のエレン・ケイ思想の受容について—平塚らいてうとの比較を中心に」(『国際文化研究』22号、2016)、楊妍「1920年代における章錫の「性道徳観」の変革—『婦女雑誌』から『新女性』へ」(『比較文化研究』123号、2016)参照。そのほか、張競「大衆文化での「恋愛」受容：厨川白村とエレン・ケイを中心に」『近代中国と「恋愛」の発見』(岩波書店、1995)、白水紀子「『婦女雑誌』における新性道徳論：エレン・ケイを中心に」(『横浜国立大学人文紀要(第二類語学・文学)』第42号、1995)などが挙げられる。

⁸⁹ 周作人「情詩」(『晨报副鐫』1922年10月21日)、「愛的創作」(『晨报副鐫』1923年7月15日)参照。周作人著、鐘叔河(編)『周作人文類編⑤ 上下身—性学・児童・婦女』(湖南文芸出版社、1998)に収録。

とが確認できる。そして彼女の著作『恋愛と結婚』⁹⁰では、恋愛こそが性的関係の道徳的根拠であるとし、結婚において恋愛は必要不可欠なものであると主張している。このような婚姻概念は当時の中国社会を支配していた保守的な婚姻概念に一石を投じることとなり、エレン・ケイによる自由結婚の提唱は、当時の中国でも大きな関心を持って論議されることとなった。それによってもたらされた性道徳に関する論争が起こされていた。

本節では、筆者がこの論争を中心にして周氏三兄弟の性道徳を検討してみる。

(1) 章錫琛の新性道徳



章錫琛

章錫琛は、自身が編集した1925年新年号の『婦女雜誌』の「新性道徳号」に、「新性道徳是什麼」⁹¹（新性道徳とは何か）と題した一文を掲載し、新しい性道徳について自らの考えを述べている。この文章で章錫琛はまず、「いわゆる道徳と非道徳は比較的なものであり、絶対的なものではない」⁹²と述べ、当時の「後の性道徳観において、最も奇妙なのは、性的行為が結婚の形を持っている男女の間でのみ起こるべきだと規定されていることである」⁹³という、婚姻関係のみで性行為をすべきだとする考え方に対して批判を加えた。

そして、「新たな道徳的観点から見ると、男女の性的な行為は、その結果が社会に害を及ぼさない限り、単なる私的な関係と見なすべきであり、それを非道徳と呼ぶことは絶対にできない」⁹⁴と、従来の非道徳とされる性行為の定義に反論している。さらに、「不貞操が不道徳となるのは、個人が性行為によって他者に害を加えた場合に限る。既婚の夫婦の一方が貞操を犯した場合、他方に離婚の権利があることを認めるだけで十分であり、不貞操の方の行為が他方に実質的な損害を何も与えていないため、処罰を受けるべきではない。さらに、もし夫婦双方の許可を得たら、一夫二妻または二夫一妻の形を持った不貞操のあ

⁹⁰ 最初期の邦訳ではエレン・ケイ著 原田実訳『恋愛と結婚』（天佑社、1920）、中国での初訳は1920年『婦女雜誌』に『恋愛と結婚』の第5章が茅盾によって紹介された。

⁹¹ 章錫琛「新性道徳是什麼」（『婦女雜誌』第11巻第1号、1925年1月）。

⁹² 原文：所謂道徳與不道徳是比較的不是絕對的。

⁹³ 原文：後來的性道徳観，最奇怪的，莫過於規定了性的行為祇有在經過結婚形式的男女兩人間方可發生。

⁹⁴ 原文：新道徳上看，男女間的性的行為，祇要他們的結果不害及社會，我們祇能當作私人的關係，絕不能稱之為不道徳的。

り方が現れたら、それが社会や他の個人に害を与えない限り、それを不道德と見なすべきではない」⁹⁵と述べている。

(2) 周建人の「性道德之科学的標準」

同号の雑誌には周建人の記事「性道德之科学的標準」（性道德の科学標準）⁹⁶も掲載されている。彼はこの文章の中で「性の道德は時代の変わりによってもさまざまな変化が起こる。それは非常に明らかなことである」⁹⁷と述べ、つまり、性道德が時代とともに変化するものであり、永遠に不変なものではないと語っている。

そして、恋愛と婚姻について、周建人は「今日の現状において、前妻は通常自ら離婚したがる。妻自らが望まない限り、男性は他に愛情があるからといって彼女を離婚する理由は絶対がない。だからこそ、扶養は男性の義務であり、他の人との恋愛が許容されるか否かは、彼の自由である。また、同時に複数の人と恋愛するという考えについては、本人の意志であって他者に害を及ぼさない範囲であれば、道徳的な問題は決して発生しないと考えられる（女性が複数の人と恋愛する場合も同様）」⁹⁸と述べている。

要するに、夫婦の間で、もし一方が他人と恋愛した場合、かつ相手が離婚したがるなければ、離婚はできない。そして、他人との恋愛をした方は扶養の義務があるが、他の人との恋愛が許容されるか否かは、個人の自由である。このように、周建人は「同時に複数の人と恋愛するという考えについては、本人の意志であって他者に害を及ぼさない範囲であれば、道徳的な問題は決して発生しないと考えられる」と述べている。

しかし、当時の中国では、このような主張があまりにも進んでいたため、当時の北京大学の教授である陳百年などから非難を招いた。陳百年は「一夫多妻的新護符」⁹⁹（一夫多妻の新しいお守り）において、章錫琛と周建人の言論が縦欲を励ますものであると批判した。

⁹⁵ 原文：不貞操的所以成為不道德，祇以一個人因了性的行為而加害於他人的為限。已婚的夫婦一方有不貞操時，祇須承認他方有離婚的權利便好，至於不貞操者的行為，對於彼方並沒有何等損害，所以不該因此而受刑罰。甚至如果經過兩配偶者的許可，有了一種帶著一夫二妻或二夫一妻性質的不貞操形式，祇要不損害於社會及其他個人，也不能認為不道德的。

⁹⁶ 周建人「性道德之科学的標準」（『婦女雜誌』第11卷第1號、1925年1月）。

⁹⁷ 原文：性道德因時代的不同也會發生各種變化，那是很明顯的事情。

⁹⁸ 原文：在今日的現状之下，前妻往往自己不肯離婚，如果自己不願，男子決不能因別有所愛強她離婚之理，所以扶養是男子的義務，要去和別人戀愛與否，卻是他的自由。至於說同時不妨戀愛二人以上的見解，以為只要是本人自己的意志，如此而不損害他人時，決不發生道德問題的（女子戀愛多人也是如此）。

⁹⁹ 陳百年「一夫多妻的新護符」（『現代評論』第1卷第14期、1925年3月14日）

(3) 周作人の観点

この論争には、周作人は直接巻き込まれていないものの、1925年6月4日の文「隨便談談」¹⁰⁰において、下記のように彼自身の考えを述べている。

章君表明他們之被視為理屈，並非別事，只為他們不是大學教授。以我的偏見觀之，理屈當然是理屈，至於說因為是教授，遂能迫壓他們，我卻以為未必。他們之被迫壓，決不由於陳先生之一紙抗議，實因他們的主張足為一夫多妻之護符，萬不能為實行嚴格的一夫一妻制之中國社會所容許耳。夫中國為四千年文明禮義之邦，辟謬懲邪，國民有責，人同此心，心同此理，群起匡正，本事理之自然。

章君は、彼らが道理に合わないと思なされるのは、他の事ではなく、ただ大学の教授ではないからだと言った。私の偏見から見れば、道理に合わないのはもちろんそうであるが、教授だからといって彼らを抑圧できるとは必ずしも思わない。彼らが抑圧されているのは、陳先生の一紙の抗議書があったからではなく、むしろ彼らの主張が一夫多妻を支持するものであり、厳格な一夫一妻制を実施する中国社会では容認されないからである。中国は四千年の文明と礼儀の国であり、国民は誤りを正して邪悪を懲らしめる責任をもっており、人々は共通の思いや理念を持っている。群衆と一緒に正義を守り、これが道理の自然な結果である。（下線と日本語訳は筆者による）

ここでは、周作人はまず章錫琛や周建人たちの主張の不適切な部分を指摘している。そして、彼らに非難される理由は、その主張が一夫多妻を支持する論調であるという疑いがあるため、厳格な一夫一妻制を実施する中国社会では容認されないからであると周作人が考えている。さらに、章錫琛の主張に対して、人道主義を持っている周作人が「章君の述べていることは、単なる共和国の真理が理解されていないだけでなく、人権を侵害しているとも考えられる。これを矯正しないわけにはいかない。」¹⁰¹と述べ、人権を侵害している部分を批判している。

¹⁰⁰ 周作人「隨便談談」初出『京報副刊』、1925年6月4日。周作人著、鐘叔河（編）『周作人文類編⑤ 上下身一性学・児童・婦女』（湖南文芸出版社、1998）に収録。

¹⁰¹ 原文：章君所言非唯未明共和真諦，抑亦侵犯人權，愚竊以為不可不糾正也。周作人「隨便談談」初出『京報副刊』1925年6月4日刊。周作人著、鐘叔河（編）『周作人文類編⑤ 上下身一性学・児童・婦女』（湖南文芸出版社、1998）に収録。

①章らの主張の危険性

また、同文で周作人は、二人の主張が一夫多妻の根拠となる危険性に言及している。ここでは、

有友人見此文，曰，中國誠無一夫多妻，但一男多女則有之，且往往然而亦比比然也。綱常，名教，道德，法律，習慣，經訓，輿論，以至什麼，固無不許可如此，無不為之保障，所要者只是錢耳，而錢亦無須很多，子不聞『上海』中載有送報人蓄一妻一妾乎。夫如是，更何須乎護符；若要，則舊護符亦已太多，取之不盡，更何需乎新洋貨之護符哉？陳先生與社會之抗議得無有察秋毫而不見輿薪之概乎？（中略）所惡於彼等者即以其為新護符也。舊護符已盡足用，乃猶輸入新貨，流弊所及，必將使送報人以下的苦力亦群起而納妾，誠足為人心世道之憂已。然則國人即不本道德觀念提出抗議，若以國貨潮流而排斥之，亦正當也。

ある友人がこの文章を読んで、「中国には確かに一夫多妻はないが、一男多女はある。しかもこれはよくあることだ」と言った。三綱と五常、儒教の教え、道德、法律、慣習、教育、世論、あらゆるものは、これを許容し、保護するものである。必要とされるのは金だけである。そして、金はそれほど多くは必要ない。新聞配達員が一夫一妻を持っているという『上海』に記載された報道を聞いたことがないか？それならば、なぜ「お守り」が必要なのだろうか？もし必要なら、古い「お守り」は既に多すぎて尽きることはない。新しい洋風の「お守り」が必要なのはなぜだろうか？陳先生と社会の抗議は、小さな問題に注目しているが、大きな問題に気づいていないではないか？（中略）彼らに嫌悪感を抱く理由は、新たな「お守り」を持っているからである。古いお守りが十分に役立っているにもかかわらず、新しいものが導入されると、悪影響は広く及ぶであろう。これは新聞配達員以下の労働者たちも妾を持たせるようにし、本当に人心世道の危機となることである。しかし、国民は本来の道德観に従って抗議を提起しないとしても、国産品の潮流を通じてこれを排斥することも正当である。（下線と日本語訳は筆者による）

とあり、陳先生と社会の抗議が、小さな問題に注目しているが、根本的な問題に気づいて

いないと示される。つまり、新しいもの（新しい性道德などの思想）が導入される際に、悪用されて悪影響が広く及ぶ可能性があるため、十分に注意を払わなければならないと指摘されているのである。

②周作人の見解と提案

章錫琛や周建人らの思想に対して、周作人の見解は完全に批判的ではない。彼は別の文章「與友人論性道德書」¹⁰²でこの性道德の論争や自らの提案について、以下のように章錫琛へ語っている。「私もあなたがあまりにも熱心に自説を展開することには賛成できない。」¹⁰³「私は、自分が「熱狂」の不足している人だと嘆いている。私の言論にはどこかすこしの遊び心がある。私も少し過激な思想を弄ぶのが好きで、（中略）必ずしも殉道の覚悟はない。」¹⁰⁴要するに、章らの急進的な思想は当時の社会や道德家に許されないものであり、一般民衆に受け入れられないと周作人は分析しているのである。

そして、「私は進歩という論調に絶対に疑いを抱いているわけではないが、急速かつ完全に進歩することは信じていない」¹⁰⁵という言葉から見ると、周作人は進歩の論調を信じているが、当時の中国社会で急進的に進歩することができないと考え、次のような提案と説明を述べている。

私があなたに助言できるのは、あまりにも熱心になりすぎないようにし、それによって儒学者たちによって炙られることを避けることだけである。¹⁰⁶「私は中国で性の道德に関する議論を控えるようにあなたに勧めたい。その理由は先に述べた通りで、若者や老人に誤解や悪用される可能性があることは間違いない。¹⁰⁷

このように、章らの思想があまりにも斬新で、当時の一般民衆に悪用される可能性があるため、中国で性道德などに関する論調を控えるべきだと周作人が主張している。それで

¹⁰² 周作人「與友人論性道德書」初出『語糸』第26期、1925年5月。周作人著、鐘叔河（編）『周作人文類編⑤ 上下身—性学・児童・婦女』（湖南文芸出版社、1998）に収録。

¹⁰³ 原文：我也不能贊成你太熱心地發揮你的主張。

¹⁰⁴ 原文：我實在可嘆，是一個很缺少「熱狂」的人，我的言論多少都有點遊戲態度。我也喜歡弄一點過激的思想，（中略）未必有殉道的決心。

¹⁰⁵ 原文：我並非絕對不信進歩之說，但不相信能夠急速而且完全地進歩。

¹⁰⁶ 原文：我所能夠勸你的只是不要太熱心，以致被道學家們所考。

¹⁰⁷ 原文：我勸你少發在中國是尚早的性道德論，理由就是如上邊所說，至於青年黃年之誤會或利用，那都是不成問題。

は、なぜ悪用される可能性があるのか。周作人は同文の最後に現代青年の誤解について、陳仲甫の文を引用してさらに説明している。「結婚は自由であるべきだ」と言うならば、彼は主にラブレターを書いたり異性の友達を見つけたりすることを日常の重要な宿題とする。（中略）「家庭の抑圧から解放されるべきだ」と言うならば、彼は頼りのない老いた母親を見捨てる。」¹⁰⁸

つまり、当時の若者は新しい論調や思想を利用して極端な行為に移る危険性がある。そのため、性道德などに関する思想が言及されるまで控えめにし、あまりにも熱心になりすぎないようにした方が良くと周作人が提案している。ここで周作人が現実から出発し、社会での状況や問題を十分に観察し、物事に対して慎重な判断を下していることがうかがえよう。

③数十年後に再び言及する理由

この話題に関して、周作人はここで終わるのではなく、彼は数十年後に再び言及している。1949年12月28日刊の『亦報』に掲載される「關於陳百年」では、陳百年が当時新しい道德に反対する理由を説明している。

論理陳百年是不會反對新道德的, 他所反對的是多妻的新護符, 在容易誤認並利用自由的中國社會上固然不免有這流弊, 而且陳本人就身受其害的, 他的老太太在家庭受盡侮辱與損害, 不能安身, 一直由他獨力奉養, 他對於這種事情之痛心疾首正是當然。不過當時很少有人知道這內幕, 所以大家難免覺得他太偏於保守一點。事實上他的憂憤不是多餘的, 在男子中心思想占勢力的社會裏, 不管護符是舊是新, 女人總歸還是吃虧。就我個人所知道的說, 像陳百年母親這種的人眼前就有好些, 不過她們自己不說話, 我們旁觀的人也只能慨歎而已。

本来ならば、陳百年は新しい道德に反対しないだろう。彼が反対しているのは多妻の新たな「お守り」である。自由のことが誤解され、利用されやすい中国社会では、このような悪弊が生じるかもしれない。また、陳自身もその害を受けている。彼の母親は家庭で屈辱と損害を受け、身を守ることができないため、彼は

¹⁰⁸ 周作人「與友人論性道德書」初出『語糸』第26期、1925年5月。周作人著、鐘叔河（編）『周作人文類編⑤ 上下身一性学・児童・婦女』（湖南文芸出版社、1998）に収録。原文：你說婚姻要自由，他就專門把寫情書尋異性朋友做日常重要的功課。（中略）你說要脫離家庭壓制，他就拋棄年老無依的母親。

ずっと彼女を一人で養っている。彼がこの問題に対して痛切な思いを抱くのは当然である。ただし、当時はこの内幕を知っている人がほとんどおらず、みんなが彼があまりにも保守的すぎると感じるのはやむを得なかった。実際、彼の悲痛は当然であり、男性中心の価値観を持っている社会では、「お守り」が新しいものであろうと古いものであろうと、女性は結局損をする。私の知る限り、陳百年の母親のような人は今もたくさんいるが、彼女たちは自分から話すことはなく、私たち観察者はただ啞然とするしかない。

「当時はこの内幕を知っている人がほとんどおらず」という事情について、周作人はなぜその事情を察したのであろうか。おそらく、彼はこの論争に対して、単に一時的な注目ではなく、後ほど長い期間でずっと注目していたのではないかと筆者は推測している。女性解放運動に積極的に推進している周作人は、男性中心の価値観を持つ社会では結局女性がずっと弱い群体で損害される可能性があることを認識している。おそらく、これは周作人が後ほど男女平等ではなく、女性本位あるいは女性を中心にして守るべきと述べている理由であろう。

性道德について、周作人は1923年11月10日の「読『紡輪的故事』」の中で、このように語っている。

本來生活之藝術並不在禁欲也不在耽溺，在於二者之互相支柱，欲取復拒，欲拒復取，造成旋律的人生，決不以一直線的進行為貴。耽溺是生活的基本，不是可以蔑視的，只是需要一種節制；這便是禁欲主義的用處，唯其功用在於因此而能得到更完全的滿足，離開了這個目的，他自身就別無價值¹⁰⁹。

本来、生活の芸術は禁欲にも耽溺にもあらず、むしろ互いに支え合い、欲望と抑制が交互に作用し合い、豊かな人生を築くことにある。一直線の進行ではなく、欲望と抑制が複雑に入り交じることで、充実した人生が築ける。耽溺は生活の基本であり、軽視すべきではなく、ただし節制が必要である。これが禁欲主義の価値である。その価値は、節制によってより完全な満足を得られるようになることにある。この目的を離れば、禁欲主義自体には価値がない。

¹⁰⁹ 周作人「読『紡輪的故事』」初出『晨报副鰲』1923年11月10日。周作人著、鐘叔河（編）『周作人文類編⑤ 上下身一性学・児童・婦女』（湖南文芸出版社、1998）に収録。

つまり、生活の芸術は禁欲でもなく耽溺でもない。これは二元対立ではなく、むしろ相互に補完しあうものである。簡単に言えば、耽溺は生活の基本であり、この事実を受け入れた上で、欲望を節制することが重要である。周作人は生活の芸術について、さらに 1924 年 11 月 17 日の「生活之芸術」で以下のように説明している。

生活之藝術只在禁欲與縱欲的調和。藹理斯對於這個問題很有精到的意見，他排斥宗教的禁欲主義，但以為禁欲亦是人性的一面，歡樂與節制二者並存，且不相反而實相成。（中略）中國現在所切要的是一種性的自由與新的節制，（中略）其實這生活的藝術在有禮節重中庸的中國本來不是什麼新奇的事物。（中略）我不是說半部『中庸』可以濟世，但以表示中國可以了解這個思想¹¹⁰。

生活の芸術は、禁欲と放縱の調和にある。エリスはこの問題について洞察力のある見解を持ち、宗教的な禁欲主義を否定しつつも、禁欲もまた人間性的一面であり、歓喜と節制が共存し、反対的な関係ではなく、実際には相互に補完されていると考えている。（中略）現在、中国が求めているのは性の自由と新しい節制であり、（中略）実際、礼節と中庸が重要視されてきた中国において、これは新奇なものではない。（中略）私は、半分の『中庸』が世の中を救うものであると言っていないが、中国がこの思想を理解できると考える。

ここで周作人はエリスの思想を引用し、宗教の禁欲主義を批判しつつも、「禁欲も人性の一面である」と認めている。そして、中国に必要なのは性の自由と新しい節制であると述べている。具体的な方法としては、極端な道に入らず、中庸思想を参考にし、そのバランスを取りながら生活の芸術を実施することが挙げられるのである。

要するに、「周作人の憧憬する「生活の芸術」（あるいは「愛の術）」とは、性欲の満足が大前提としながら、その安直な瞬時の満足に抗して、その一歩手前でそれを取り囲むようにして細分化され複雑化される、恋情の技術などの、極めて洗練された節制の美的諸形式のこと。」¹¹¹を意味するのである。

¹¹⁰ 周作人「生活之芸術」初出『語糸』第 1 期、1924 年 11 月 17 日。周作人著、鐘叔河（編）『周作人散文全集』（広西師範大学出版社、2009）に収録。

¹¹¹ 伊藤徳也「倫理の自然：周作人における「生活の芸術」と性道徳」（『超域文化科学紀要』第 15 号、2010）11 頁。

④魯迅の見解

章錫琛や周作人による陳百年への反論は、結局陳百年が活躍する『現代評論』に掲載されず、魯迅が主宰する『莽原』に掲載されるようになった。性道德論争に対して、魯迅は「私はいつも、章先生と周先生がこれらの議論を中国であまりにも早く提起していると思っている。外国はもう言い尽くされているが、外国は外国である。ただ、私は陳先生がいつも口にして「流弊、流弊」という言葉は、是非を論じるのではなく、利害を論じているように感じられ、不可思議に思う。¹¹²」と述べている。

つまり、魯迅と周作人は、当時の中国で性道德に関する議論をあまりにも早く提起していると感じている。しかし、陳百年が物事の是非を論じるのではなく、利害に議論の重点を置いていることに魯迅は疑問を抱いている。これにより、魯迅が章錫琛と周建人の性道德についての論調に賛同している見解が見受けられる。

魯迅は1918年8月の「我之節烈觀」で「道德というのは、普遍的でなければならず、誰でも実践すべきであり、誰でもできることでなければならない。また、自己と他者の両方に利益をもたらすからこそ、道德が存在する価値がある。」¹¹³と道德に対する理解を述べている。つまり、道德の出発点は自己と他者の両方に利益をもたらすことであり、普遍性を持つべきであるというのが魯迅の立場である。

(4) 周作人と魯迅の女性観の比較

生物学に没頭し、性科学や性知識の普及を目指す周建人も、西洋の幅広い性科学を受け入れ、女性解放に対して体系的で深い研究を行っている周作人も、自由恋愛によって結婚した。周建人や周作人とは異なり、不幸な婚姻経験をもつ魯迅は性道德に関する言論が少ない。ここで、もう一つの重要なテーマである「女性の経済独立」に焦点を当て、周作人と魯迅の女性観を比較してみたい。

新文化運動は中国の女性たちが世界規模の女性解放運動と結びつく画期的なものとなった。これを契機に、社会全体の改革は生活のあらゆる領域に影響を及ぼし、女性解放問題

¹¹² 「編完寫起」『莽原』第4期、1925年5月15日。魯迅『魯迅全集』（第7巻）（人民文学出版社、2005）に収録。原文：我總以為章周兩先生在中國將這些議論發得太早。雖然外國已經說舊了，但外國是外國。可是我總覺得陳先生滿口‘流弊流弊’，是論利害而不像論是非，莫名其妙。

¹¹³ 魯迅「我之節烈觀」『新青年』第5卷第二號、1918年8月。原文：道德這事，必須普遍，人人應做，人人能行，又於自他兩利，才有存在的價值。

は思想界で重要なテーマとなった¹¹⁴。

兄弟である魯迅と周作人は生涯にわたり、数多くの女性解放問題についての作品を残した。彼ら二人とも女性解放問題に関心を寄せる背景はほぼ同じであるが、女性解放に対して異なる注目点を示したことがうかがえる。

①出発点の比較

周作人は「人的文学」において、人道主義を提唱した。彼はその人道主義が個人から始まり、人類を愛するためにはまず自分自身に「人」の資格を与え、「人」の位置を占めさせなければならないと考えた。この当時、国民が自己を独立した人格と平等で自由な人権を備えた「人」として解放することが先決であった¹¹⁵。したがって、独立した人間である女性も、自己を「人」として解放しなければならない。

要するに、周作人は男女が平等であるべきだという立場をとっている。女性が「人」として解放されるための具体的な手段として、「たとえば、我々は男女の愛情の問題について、二つの主張をもっている。（一）は男女両性の平等であり、（二）は恋愛による結婚である。……真実の愛と両性の生活は、やはり霊肉両面の一致でなければならない」¹¹⁶と述べている。

呉紅華は「周作人のエロティシズム」¹¹⁷の中で、「周作人の忌み嫌ったもののひとつに「纏足」がある。一方、魯迅も周知のように「辮髪」を忌み嫌った。しかし、魯迅の場合は辮髪を清朝圧政のシンボルとして受け止めたのであるが、周作人の場合、纏足を女性に対する男性の封建的抑制と受け止めている。つまり、辮髪は清朝が清の伝統的風俗を漢民族に強制したものであるが、纏足はその起源を唐末まで遡ることができ、南宋期に最も盛行し、明、清に至るまでの間に慣習化された風俗であり、清朝の康熙帝はむしろそれを禁止しようとした経緯がある。したがって、周作人の嫌悪は政治的なものよりも、自然な素足の美を纏足によって歪曲することの非人道的な封建的制約性に対するものであったと言える。」という周氏兄弟が「纏足」と「辮髪」に対する見解の異同を指摘している。

¹¹⁴ 林敏潔「中国語における女性呼称について」（『国学院大学紀要』第44巻、2006）195頁。

¹¹⁵ 伊藤徳也「倫理の自然：周作人における「生活の芸術」と性道徳」（『超域文化科学紀要』第15巻、2010）22頁。

¹¹⁶ 周作人「人的文学」初出『新青年』第5巻第6号、1918年12月15日。周作人著、鐘叔河編『周作人散文全集』（広西師範大学出版社、2009）に収録。原文「譬如両性的愛、我們对于這事、有兩個主張：（一）是男女兩本位的平等。（二）是恋愛的結婚。……所以真实的愛与兩性的生活、也須有靈肉二重的一致。」

¹¹⁷ 呉紅華「周作人のエロティシズム」（『中国文学論集』第28号、1999）138頁。

要するに、周作人が「纏足」を批判する理由は、天然な美が歪曲され、女性に非人道的で苦痛をもたらす封建的な制約があるからである。その一方、魯迅は「辮髪を切る」ことが革命的行為であり、清朝の圧政に抵抗するものであると考えている。このため、二人の女性思想の出発点は異なると言える。

以上、周作人と魯迅の女性観の出発点について分析した。次節では、女性解放における重要なテーマである経済独立に焦点を当て、二人の女性観を比較してみる。

②経済自立論点の比較

魯迅は1923年の講演「ノラは家出してからどうなったか」¹¹⁸の中で、経済的な自立ができなければ、「ノラは墮落するか、さもなければ元の家に戻るしかない¹¹⁹」と述べており、「経済的自立なくしては、婦人の解放はあり得ない」と主張している¹²⁰。また、「婦人解放について」¹²¹の中にも、「一切の女子は、男子と同等の経済権を得ない限り、どんなよい名前がつこうが、みな空言である」¹²²と書かれている。

このように、魯迅は女性が経済権を獲得する必要性を強調している。言い換えれば、旧婚姻制度に縛られている女性を解放するためには、まずは男性に頼まず社会で自立する能力が必要である。具体的には、経済的な自立が不可欠である。おそらくこれは、魯迅の婚姻経歴から得た教訓であろう。その点については、後文で詳しく分析する。

「経済的な自立」について、周作人は早くも数年前、1918年10月15日の「愛の成年」¹²³の中で、現在の女性が経済的な独立を求めて努力することは必要であるが、それを頼るだけでは女性解放問題が解決できないと述べている。女性が出産する際は仕事ができないため、それが女性にとって最も支援が必要な時期である。そのため、社会の共産制度に基づき、その時期に社会が女性を支援することで、女性の自由が実現できると主張している。つまり、経済的な自立だけでなく、女性が出産する際に社会的な保障と支援も同様に必要であると周作人は考えているのである。

¹¹⁸ 「娜拉走后怎樣」初出：1923年12月26日、北京女子高等師範学校での講演である。講演記録の原載は同校の『文芸会刊』第6期、1924年。同年の8月『婦女雜誌』の第10巻第8号に転載された。

¹¹⁹ 原文：不是墮落，就是回來。

¹²⁰ 永末嘉孝「魯迅における女性像」（『長崎造船大学研究報告』第九巻、1968）91頁。

¹²¹ 「關於婦女解放」1933年10月21日。『南腔北調集』に収録。

¹²² 原文：一切女子，倘得不到和男子同等的經濟權，我以為所有好名目，就都是空話。

¹²³ 「愛的成年」『新青年』第5巻第4号、1918年10月15日。周作人著、鐘叔河（編）『周作人文類編③：本色』に収録（湖南文芸出版社、1998）6頁。

周作人も「経済的な自立」を強調するが、それよりも女性が出産する際に仕事ができなくなり、この場合は社会から女性への支援が必要となることも考えなければならないと述べている。しかし、この点について、魯迅は注目していない。要するに、魯迅と比べて、周作人はもっと現実的な問題に気づいたのである。この主張を提出した時に、周作人はすでに家庭の中でも立場が変わり、それまでの一青年が語る理想的な女性解放から、娘を持つ父親の立場から、娘の将来のために女性解放問題に関わる現実的な解放のあり方を模索している。この点について、後文の婚姻経歴で詳しく論述したい。

魯迅は封建的な伝統との徹底的な決別を必然的に主張していた一方、周作人は経済的側面と社会的側面における解放だけでは不十分だと考えていた。周作人は、「北溝沿通信」で「女性問題の実際は二つだけある。すなわち、経済的解放と性的解放である。（中略）女性の経済的解放は非常に重要であるが、その方法は何であろうか？（中略）女性が男性基準に屈服する性生活の損害は、決して経済的な束縛の損害に劣るものではない。」¹²⁴と述べており、経済的解放よりも性の解放のほうが重要だと考えている。

このように、女性解放に対して、周氏兄弟は異なる注目点を示した。魯迅が当時、女性に対して詳しい観察や注目を払わなかったため、男性としての「他者」という立場から、女性の経済的な自立を呼びかけている。女性が出産する際にどのように経済面の問題を解決するかについては言及されていない。一方、妻と娘を持っている周作人は妻の妊娠と出産と授乳期を経験し、女性の問題に対して十分な観察を行っていた。その二人の主張が異なる理由は彼らの主張が自分の婚姻経歴に深く関係しているのではないかと推測できる。この問題を解明するため、次節では三人の婚姻について紹介しておきたい。

4. 周氏三兄弟の婚姻

周氏三兄弟の異なる婚姻経歴は、彼らの女性観に多大な影響を与えたと筆者が考えるため、本節では三人の婚姻経歴と女性観との関わりを解明したい。

1950年に婚姻法が制定され、婚姻の自由が法的に保障される以前、中国で広く行われていたのは包辦婚姻（親の取り決めによる婚姻）であった。つまり、婚姻の決定権は父母もしくは家長にあり、子女は「父母の命、媒酌の言」に従うものとされた。こうした婚姻方

¹²⁴ 周作人「北溝沿通信」『薔薇』周年増刊、1927年12月1日。周作人著、鐘叔河（編）『周作人文類編⑤ 上下身—性学・児童・婦女』（湖南文芸出版社、1998）101～103頁。原文：婦女問題的實際只有兩件事，即經濟的解放與性的解放。（中略）婦女之經濟的解放是切要的，但是辦法呢？（中略）女子的這種屈服於男性標準下的性生活之損害決不下於經濟方面的束縛。

式の背景には、家を社会の根本的な秩序とし、夫婦を人倫の基本とする儒教思想である。また、朱子学が庶民階級にまで広く浸透した明代以後は、貞女は「二夫にまみえず」と言われ、女性の再婚は恥ずべきこととされた¹²⁵。

20世紀に入り、20年代前後の新文化運動により、中国社会の近代化が推進され、従来の「父母の命」に従う包辦婚姻も揺り動かされ、それに反対する声が高まった。特に、近代思想に目覚めた知識人たちは、封建的な家制度と古来の伝統的結婚に反発し、自由恋愛による結婚を渴望した。1926年に潘光旦によって実施された家庭調査によると、知識層においては親による包辦婚姻に反対する者が99.3%、自主婚姻に賛成する者が80.6%に達していた¹²⁶。しかし、現実には包辦婚姻のケースが多く存在していた。この過渡期に、すでに父母の命に従って古来の伝統的結婚をしていた既婚者は、自分の信条と現実の間に苦しんでいた。

(1) 魯迅の不幸な婚姻

魯迅はこのような婚姻の苦しみを経験した一人である。1906年、魯迅の手元に「母危篤、至急帰国せよ」との電報が届いた。帰国してみると、母の危篤は嘘であり、待っていたの



朱安

は自分の結婚式であった。親孝行の魯迅は母を失望させないために、この結婚を受け入れた¹²⁷。相手は周家と同族の親戚で、背が低く、すこぶる發育不全の模様で¹²⁸、読み書きのできない纏足の女性、朱安¹²⁹であった。周作人の回想録によれば、媒酌人はすでにこの事情を知っているはずだったが、わざと周家を欺いてこの結婚を進めたのである。「親が子女の結婚を取り決める場合、媒酌人の罨にかかりやすい」¹³⁰と周作人が語っている。結婚式の夜、魯迅は新妻と一緒に同じ部屋に泊まったが、その後はずっと自分の書齋に泊まることに

¹²⁵ 関西中国女性史研究会編『中国女性史入門 増補改訂版：女たちの今と昔』（人文書院、2014）16～17頁。

¹²⁶ 潘光旦『中国之家庭問題』（商務印書館、1934）157頁。

¹²⁷ 張競『恋の中国文明史』（筑摩書房、1994）267～268頁参照。

¹²⁸ 周作人『知堂回想録』上（北京十月文芸出版社、2015）220頁参照。

¹²⁹ 朱安についての紹介や家系の考察は、喬麗華『我也是魯迅的遺物：朱安傳』（好讀出版、2018）で論証される。

¹³⁰ 周作人『知堂回想録』上（北京十月文芸出版社、2015）220頁参照。訳文は周作人著、劉岸偉・井田進也訳『周作人自伝』（河出書房新社、2022）131頁参照。

した。しばらく滞在してから、朱安を故郷に残して弟の周作人を引き連れて再び日本に戻った。

この中国古来の婚姻体験について、後に魯迅が書いた「隨感錄四十」¹³¹から彼の当時の心境がうかがえる。「しかし女性の方に本来罪はなく、現在は旧習慣の犠牲になっているのである。」¹³²つまり、読み書きのできない纏足の女性は元々罪がなく、ただ旧習慣に従っている犠牲者になっていることを認めている。結局、「愛情は何のものだろうか？私もわからない。」¹³³と語っており、「ただ一世を犠牲にして四千年の古い債務を帳消しにするだけだ。」¹³⁴と述べるに過ぎなかった。そして魯迅は「朱安は母が私にくれた一つの贈り物である。私はきちんと扶養するだけで、愛情は私にとってわからないものだ」¹³⁵というように、魯迅が朱安を母からの贈り物という位置付け、二人の間に愛情がないことを示している。つまり、魯迅は自身の不幸な結婚の原因を封建的な風習に求めていた。これは、魯迅が女性解放を提唱する出発点が反封建かつ反礼教の姿勢にあることを示しているのかもしれない。

ところで、日本留学を終えた魯迅は、非常勤講師として北京高等女子師範学校に勤めながら、17歳年下の許広平と出会った。二人の往復書簡『兩地書』¹³⁶によれば、許広平は一途な思いを伝えているのに対して、魯迅は師弟愛から恋愛に進むことに逡巡し、苦悩していた。母親のことや現実的な状況を考えても、朱安との離婚は不可能であった。しかも、当時、離婚は女性を死地に追いやることを意味していた。その後、1926年の三・一八事件（軍警と反日デモ隊の衝突）に学生扇動の罪で逮捕令が出された魯迅は、許広平とともに北京を脱出して上海で同居するようになり、男の子も誕生したのである¹³⁷。

しかし、すでに結婚している魯迅は朱安と離婚できずに、一生で重婚のくびきから逃れ

¹³¹ 魯迅「隨感錄四十」『新青年』第6巻第1号、1919年1月15日。趙瑜編『魯迅論女人』上部『許広平輯本『魯迅論女人』』（河南文芸出版社、2017）に収録。

¹³² 原文：但在女性一方面，本來也沒有罪，現在是做了舊習慣的犧牲。魯迅「隨感錄四十」『新青年』第6巻第1号、1919年1月15日。趙瑜編『魯迅論女人』上部『許広平輯本『魯迅論女人』』（河南文芸出版社、2017）に収録。

¹³³ 原文：愛情是什麼東西？我也不知道。魯迅「隨感錄四十」『新青年』第6巻第1号、1919年1月15日。趙瑜編『魯迅論女人』上部『許広平輯本『魯迅論女人』』（河南文芸出版社、2017）に収録。

¹³⁴ 原文：只好陪著做一世的犧牲，完結了四千年的舊帳。魯迅「隨感錄四十」『新青年』第6巻第1号、1919年1月15日。趙瑜編『魯迅論女人』上部『許広平輯本『魯迅論女人』』（河南文芸出版社、2017）に収録。

¹³⁵ 許壽裳「亡友魯迅印象記」『魯迅回憶錄・專著（上冊）』（北京出版、1999）261頁参照。原文：這是母親給我的一件禮物，我只能好好地供養它，愛情是我所不知道的。

¹³⁶ 『兩地書』は魯迅と許広平による1925～1929年の通信集である。（青光書局、1933）

¹³⁷ 関西中国女性史研究会編『中国女性史入門 増補改訂版：わたしの今と昔』（人文書院、2014）28頁。



魯迅 許広平 周海嬰の家族写真

ることができなくなった。
たとえ離婚ができたとしても、旧道徳に束縛される朱安は、家出して経済的な自立ができないため、結局は墮落するか、あるいは元の家に帰るしかないことになるだろう。もし女性が経済的な自立ができれば、たとえ離婚しても生活ができ、死地に追いやられることは

ないだろう。おそらく、魯迅は何度もこの状況を考えただろう。この苦しい結婚経歴があるからこそ、魯迅は「ノラは家出してからどうなったか」の中で女性の経済権を強調したと推測できる。

実は、1925年から魯迅が女性や性心理問題に注目し始め、エリスの『新精神』を購入した¹³⁸。1925年から魯迅が女性の問題を本格的に分析し始めた理由は、おそらく許広平と出会って恋愛し、それがきっかけで両性の問題に注意を払うようになったからであると考えられる。趙瑜によれば、魯迅の女性に対する観察は二つの段階に分かれている。1925年以前の魯迅は絶望的な旧式の婚姻に囚われ、個人的な経歴によって女性への印象が暗い色合いに満ちている。その時の魯迅にとって、周りの女性たちは自分とは無縁であり、女性に対する観察が疎かであった。ところが、1925年3月11日に許広平から人生で初めて恋文をもらったことは、一つの光が魯迅の世界を照らしたのである¹³⁹。その時から、魯迅は「憂天乳」¹⁴⁰や「關於女人」¹⁴¹など、女性解放問題に関する文章を相次いで発表し、さまざまな角度から女性解放問題を分析した。

(2) 周作人の自由婚姻

一方、周作人は旧式婚姻に縛られず、自由恋愛を通じて日本人の女性と結婚し、兄の魯

¹³⁸ 戴濼娜「藹理士譯介史」（『新文学史料』、2016）121頁。

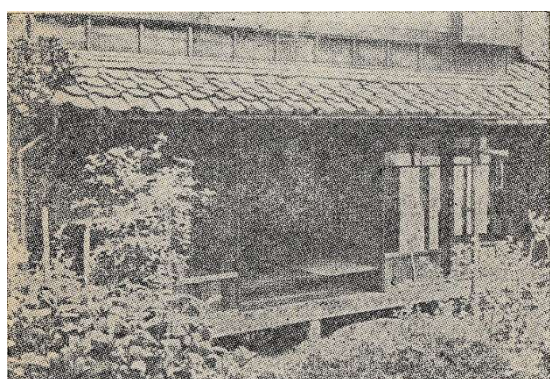
¹³⁹ 趙瑜「魯迅先生的女性觀察」、魯迅著・趙瑜編『魯迅論女人』（河南文芸出版社、2017）15頁。

¹⁴⁰ 1927年10月8日に『語糸』週刊第152期に掲載された。

¹⁴¹ 1933年6月15日に『申報月刊』第2巻第6號に掲載された。

迅のような苦痛を実際に感じていなかった。周作人の母である魯瑞¹⁴²の回想によれば、この結婚について、親戚一族の中で賛成する者もいれば反対する者もいたという。そして紹興では日本人の嫁をもらうのは珍しいことであり、周囲の人々からの不安や反対から免れなかった。ただし、母親は長男樹人と朱安との不幸な結婚を見て、次男（周作人）と三男（周建人）の結婚に干渉しないことを決断した¹⁴³。結局、母親としての魯瑞は、長男の不幸を繰り返さないように、次男と三男の婚姻には干渉しなかったのである。

それでは、兄の犠牲によって婚姻の自由を得た周作人の婚姻体験はどうだったのだろうか。



本郷西片町の「伍舎」

呉紅華の『周作人と江戸庶民文芸』¹⁴⁴によれば、周作人は魯迅と共に、1908年4月に本郷西片町10番地呂字7号の「伍舎」に移り、中国人留学生5人と共同生活していた。その時、周作人は羽太信子（1888～1962）と知り合った。羽太信子はその家で周作人たちの食事の世話をしていたが、後に周作人の妻となった。翌年、彼らは7号から19号へ再び転居したが、その際も行動を共にし、彼らの世話を見たのが信子であり、周作人の信子への愛も徐々に深まっていったと思われる。そして、その年（1909年3月18日¹⁴⁵）、二人は結婚した。

劉岸偉は『周作人伝・ある知日派文人の精神史』で、周作人の妻の家庭状況を以下のよう

に述べている。

羽太信子の父親は染め物屋の職人であり、大倉組で働いたこともあり、後に羽太家の入り婿となった。母の羽太近は士族の出身、長女の信子を含めて五人の子をもうけた。二番目の妹千代と末っ子の弟福均は夭折し、三番目の弟重久と四番目の妹芳子は後に信子とともに中国に渡った。家は貧しかったので、羽太信子は

¹⁴² 父親魯希は清朝の挙人と官僚（同治元年戸部主事）、母親も清朝の官僚（翰林院編修）の娘である。番麗華『我也是魯迅的遺物：朱安傳』（好讀出版、2018）70頁参照。

¹⁴³ 劉岸偉『周作人伝・ある知日派文人の精神史』（ミネルヴァ書房、2011）81頁。

¹⁴⁴ 呉紅華『周作人と江戸庶民文芸』（創土社、2005）86頁。

¹⁴⁵ 周作人と羽太信子の結婚時間については、一橋大学の木山英雄教授から日本東京の警察側の資料によって提供した。張菊香・張鉄栄『周作人年譜』（天津人民出版社、2000）266頁参照。

ろくに学校に通わせてもらえず、小さい時から家計を助けるために東京の居酒屋で女給の仕事をしなければならなかった。¹⁴⁶

自分の婚姻について、周作人の著作や婚姻生活に関する記述を見ても、この種の説明を見出すことができない¹⁴⁷。ただし、妻の家庭状況を分析すると、婚姻中の女性の地位が明らかになった。羽太信子の父親は入り婿であったことから見て、当時の日本社会において女性が家庭内で全く地位がなかったというわけではないと考えられる。さらに、徐敏によれば、日本では母親や妻としての女性はずっと保護され、重視されている。その観念の起源をたどると、「遠古の母性遺風」と強く繋がっているとされている¹⁴⁸。結婚後の周作人はこの「遠古の母性遺風」を深く味わっているようで、日本人女性を娶ったことで、近距離で日本人と触れ合い、ますます日本文化が深く理解できたと考えられる¹⁴⁹。これが、五四運動前後に周作人は「女性本位」¹⁵⁰という主張を提唱した一因であると推測できるだろう。

しかし、たとえ自由な結婚であっても、完璧とは言えない。木山英雄は周作人夫婦に対して、「何かと評判の芳しくない信子のことではあるが、この夫婦が、もともと恋愛結婚とはいえ、生立ちや教養から大家族的な共同生活まで、数え立てれば幾らでも不協和の種はあったろうものを、とにかく五十余年にもわたって相応の「感情」とともに添いとげた事実は看過できない。それが妻の取柄と夫の器量のどちらにより多く負うものであるか察することができないものの、どちらが皆無でもこうはなるまい。¹⁵¹」と評価しており、夫婦の婚姻生活が安定していることがわかる。しかし、生立ちや教養から大家族的な共同生活まで、数え立てれば幾らでも不協和の種を埋めた二人の婚姻で、周作人が「君子の心ばえを以て家庭内の煉獄に耐えたことを示す」¹⁵²と思われる。

この中で、大きな衝突は兄弟二人——魯迅と周建人の重婚である。魯迅も周建人も法律上の二重結婚を犯した事実があり、その事実は信子が周作人を猜疑する根拠となった¹⁵³。

¹⁴⁶ 劉岸偉『周作人伝・ある知日派文人の精神史』（ミネルヴァ書房、2011）。

¹⁴⁷ 錢理群『周作人伝』（北京十月文芸出版社、1990）

¹⁴⁸ 徐敏「論日本文化対周作人女性思想的影響」（『外国文学研究』第2号、2001）23頁参照。

¹⁴⁹ 劉軍『日本文化視域中的周作人』（上海文芸出版社、2010）8頁参照。

¹⁵⁰ 周作人「結婚的愛」『自己的園地』（河北教育出版社、2001）121～122頁参照。

¹⁵¹ 木山英雄「乾栄子と羽太信子：周作人日記 二題」（『魏其山』第22号、1988年）10頁参照。

¹⁵² 木山英雄「乾栄子と羽太信子：周作人日記 二題」（『魏其山』第22号、1988年）11頁参照。

¹⁵³ 木山英雄「乾栄子と羽太信子：周作人日記 二題」（『魏其山』第22号、1988年）10頁参照。

特に、周建人に捨てられた妻が信子の実の妹であり、周建人の二度目の事実上の結婚が信子と周作人の婚姻生活に暗い影を投げかけたと考えられる。次節では、周建人の婚姻経歴を紹介してみる。

(3) 周建人の婚姻経歴と女性思想との関係

周作人は、日本留学中に下宿で働いていた羽太信子という日本人女性と結婚し、留学生活が終わった後、信子を持って中国へ帰り、周氏大家族と一緒に暮らしている。そして、1912年5月に長男が誕生した。

信子の産後と子供を世話するため、信子の妹である芳子を日本から呼び寄せた。その後、時間が経つと、弟の周建人と芳子の間に愛情が芽生え、1914年2月28日に二人は結婚式を挙げた。周建人は、実はその前に婚約者がいたが、1912年10月に病気で亡くなった。周建人と羽太芳子の婚姻は1914年2月から1951年5月までの約37年間で、二人の間に



晩年の周建人と王蘊如

は三人の子供が生まれた。しかし、1921年に周建人は上海商務印書館の編集者になり、兄の周作人のもとに妻と三人の子供を残して、1924年頃に上海で中国人女性の王蘊如同居し、三人の隠し子ができた¹⁵⁴。兄の周作人と同じく、自由恋愛による結婚を選んだ周建人は、結局、旧社会の一夫多妻の道に戻ったのだ。

前述の通り、周建人は性道德について、「夫婦の間で一方が他の人と恋愛しても、相手が離婚を望まない限り、離婚はできない。そして、他の人と恋愛する方は扶養の義務があるが、他の人との恋愛が許容されるか否かは、個人の自由である」と考えている。この言論は、1924年頃に上海で中国人女性の王蘊如同居し始めた一年後、1925年に発表されたものである。これは周建人が自分の重婚行為を合理化するために発した言論であると推測せざるを得ない。

¹⁵⁴ 周建人と羽太芳子の結婚については、飯倉照平「魯迅・周作人兄弟と現代文学」野原四郎 等『中国文化史——近代化と伝統』（研文出版、1981）281～282頁、喬麗華『我也是魯迅的遺物：朱安傳』（好讀出版、2018）113～114頁参照。

周建人は「同時に複数の人と恋愛するという考えについては、本人の意志であって他者に害を及ぼさない範囲であれば、道徳的な問題は決して発生しないと考えられる。」¹⁵⁵と述べており、自分の妻と子供たちを捨て去った行為に対して、道徳的な問題にならないと考えている。自由恋愛を盲信し、家庭内で担うべき責任から逃れた事実は、当時の自由主義の風潮で見失っている多数の知識人の婚姻の典型的な例であると言えるだろう。

(4) 兄弟二人の重婚に対して周作人の見解

兄弟二人の重婚に関して、周作人の見解を見てみよう。飯倉照平によれば、1943年に母親の魯瑞が亡くなった際、葬儀を出した周作人は、危篤の際に作人、樹人、建人の三人の息子の名を挙げ、次に息子たちの妻として信子、朱安、芳子の名を挙げている。さらに、それにつづく孫の中には、魯迅（周樹人）と許広平との間に生まれた海嬰の名も見える。つまり、弟の周作人は、魯迅と許広平の結婚を認めないものの、魯瑞の孫としての二人は認めていた可能性が考えられる¹⁵⁶。

自由恋愛による結婚を選んだ周作人は、一貫して一夫一妻の婚姻制度を擁護している。同じく一夫一妻を提唱した兄弟たちが一夫多妻の生活を送っている実態に対して、この訃報において周作人の見解が多少見受けられる。つまり、兄弟と同居する女を認めず、妻だけを認めていることがうかがえる。兄弟の元妻を見ると、祖父が複数の妾を持っていることに苦しめられ、祖父の罵声にじっと耐え続けた祖母のことを連想し、不幸な女性に対する同情が彼の心に残っているものと推測できる。おそらく、これが周作人が兄弟たちを批判し、性道徳をめぐる論争で章錫琛らの論説を支持できなかった理由だろう。

第三節 中国女性解放運動における周作人の位置付け

1. 女性解放運動の概要

中国では新文化運動を契機に女性解放問題についての議論が活発化した。ただ議論は模

¹⁵⁵ 原文：在今日の現状之下，前妻往往自己不肯離婚，如果自己不願，男子決不能因別有所愛強她離婚之理，所以扶養是男子的義務，要去和別人戀愛與否，卻是他的自由。至於說同時不妨戀愛二人以上的見解，以為只要是本人自己的意志，如此而不損害他人時，決不發生道德問題的（女子戀愛多人也是如此）。周建人、「性道徳之科学的標準」、『婦女雜誌』第11卷第1號、1925年1月。

¹⁵⁶ 飯倉照平「魯迅・周作人兄弟と現代文学」、野原四郎等『中国文化史——近代化と伝統』（研文出版、1981）281頁

索の段階が続き、女性解放問題の本質については触れられることが少なかった。そこで周作人は、女性側の立場や彼女たちの視点を汲み取った論説を発表した。この周作人の論説により、中国における女性解放問題の議論は一段深い段階へと、その歩みを進めることができたのである。¹⁵⁷

新文化運動時期における女性解放に向けた議論については、舒蕪（1990）によれば、以下の内容を中心として行われていたという¹⁵⁸。それが（1）女性差別的な社会制度に対する批判、（2）女性も男性と同じ人間であるという自覚促進、（3）男女同権の主張、（4）自由恋愛と婚姻の自主性の提唱、という論点である。このようにエレン・ケイの『恋愛と結婚』の影響もあり、自由恋愛や自由結婚も中国国内で活発に論じられるようになったことは事実である。しかし、その議論は自由結婚の是非を論じる段階にとどまっている。一方の周作人は、結婚後の生活の在り方や、結婚後の女性の権利をどのように保障すべきかについてまで、言及しているのである。

女性解放に関する議論の中での、周作人の特徴をここで今一度確認したい。

当時の女性解放問題における議論的となったのは、女性の自覚の必要性であった。その例として、ノルウェーの劇作家ヘンリック・イブセン（Henrik Johan Ibsen）の戯曲『人形の家』（「Et dukkehjem」1879）に登場する主人公ノラに関する論争がある。これらの論争では、名だたる論客が議論に参加しているが、その論点は女性の自覚の必要という段階に終始している。例えば『新青年』4巻6号に掲載された胡適の論評「易卜生主義」¹⁵⁹では、「娜拉が家庭、夫、子供を見捨てて、家を立ち去ったのは、「自分も一人の人間である」と彼女が覚醒したからだ」と指摘している。ここで胡適は女性の自覚に注目しているが、娜拉が家を立ち去った後、どのように生きるのかという問題は述べていない。また周作人の実兄である魯迅も、1923年12月26日に北京女子高等師範学校文芸会で行われた「娜拉が家を出た後どうなったか」¹⁶⁰という講演では、「経済力のない娜拉には、家を出た後「墮落するか、家に戻るか」という二種類の結末しかない」と指摘し、こちらは娜拉が家を立ち去った後、どのように生きるのかという魯迅による検討が加えられ、胡適の論調を一步進めていることがわかる¹⁶¹。しかし周作人は更に一步、歩みを進めた見解を魯迅

¹⁵⁷ 徐敏『女性主義的中国道路』（中国社会科学出版社、2006）61頁参照。

¹⁵⁸ 舒蕪『女性的発見：周作人婦女論類抄』（文化芸術出版社、1990）5～7頁参照。

¹⁵⁹ 胡適「易卜生主義」（『新青年』4巻6号、1918）

¹⁶⁰ 魯迅「娜拉走后怎樣」『墳』（未名社、1927）に収録。

¹⁶¹ 魯迅による女性解放論については、湯山トミ子「魯迅の子女解放論について—「われらは今どのように

よりも早く示しているのである。

2. 女性解放運動における周作人の特徴とその原因

周作人は魯迅よりも数年早く、議論から実践へと取り組んでいた。その代表例が1918年10月『新青年』所載の「愛の成年」であり、そして1919年3月『新青年』所載の「日本の新村」に見られる「新しき村」運動の提唱である。

「愛の成年」における周作人の評論では、その冒頭で、

女子解放問題、久経世界識者討論、認為必要；實行這事，必須以女子經濟獨立為基礎。

女性解放運動は、久しく世界の指揮者の議論を経て、必要と認められている。このことを実行するには、女性の経済的独立を基礎としなければならない。¹⁶²

と述べた上で、カーペンターの著作の小註を引用しつつ、

女子的自由、到底須以社会的共產制度為基礎；只有那種制度、能在女子為母的時候供給養活她、免得去倚靠男子專制的意思過活。……以上所說的話，都十分切要，女子問題的根本解決，就在這中間。

女性の自由は結局、社会の共產制度を基礎としなければならない。そうした制度になってのみ、女性が母となるときに彼女を養うことができるし、男子の専制的な意志に従って生きることを免れる。……以上述べてきたことは、何れも十分に肝要であって、女性問題の根本的解決はここにあるのだ。¹⁶³

と述べている。多くの女性は経済的には男性に依存するしかないため、独立的な地位を得ることが難しい。よって共産的な社会制度に変えるといった改革が必要である、というカーペンターの所見を引用しつつ、彼は最も重要な課題は女性の経済的基盤の確保であると指摘している。本論評は基本的にカーペンターの著作の紹介記事であり、彼自身の創見を

父親となるか」に関する一考察」（『現代中国』67号、1993）参照。

¹⁶² 中島長文『周作人読書雑記（3）』（平凡社東洋文庫、2018）12頁参照。

¹⁶³ 中島長文『周作人読書雑記（3）』（平凡社東洋文庫、2018）13～14頁参照。

披瀝するという内容ではないが、本論説で引用された諸文献からは、周作人自身の一貫した女性解放に向けた実践への強い関心が確認できる。

その彼は1919年に武者小路実篤等むしやのこうじさねあつが中心になって開村した「新しき村」を訪問¹⁶⁴している。そして、同年3月には『新青年』第6巻3号に「日本の新村」を掲載¹⁶⁵し、それが後に毛沢東にも影響を与えたのは、既に広く知られているのでここでは割愛する。



創設時の新しき村メンバーと武者小路実篤

この「新しき村」運動は、得てして社会主義的な側面から注目される事が多いが、周作人はこの運動の中に、女性解放に向けた実践の重要性を認識していたと思われるのである。例えば先行研究で李瑾（2010）は、

このような新しい社会（筆者注「新しき村」）では、娼婦は存在せず、一夫一妻制が実行され、女性が乱暴されることも絶対にない、男女の交際と恋愛はむろん自由であり、夫婦本位の小家庭を提唱し、子供たちは家庭の中で育てられる。

¹⁶⁴ 飯塚朗「『新しき村』への道：周作人の足跡をたどって」（『関西大学東西学術研究所紀要』9号、1977）参照。

¹⁶⁵ 周作人と新しき村については、飯塚朗「周作人・小河・新村」（『関西大学東西学術研究所紀要』8号、1975）、尾崎文昭「五四退潮期の文学状況（1）—周作人の新村提唱とその波紋（上）」（『明治大学教養論集』207号、1988）、同「（下）」（『明治大学教養論集』237号、1991）、張福貴「白樺派的「新村理想」与周作人的人学理論」（『西南学院大学国際文化論集』8巻1号、1993）等参照。

永遠的な結婚が望まれるが、万が一別れた場合には正当な例外とされる。周作人はこういった社会こそ、カーペンターのいう女性が本当の自由を実現できる社会だと確信したのではないだろうか。彼は「新しき村」を通じて共産的な制度に基づく理想的な社会を実現し、真の意味での女性解放を実現する道を探し求めたのではないだろうか。¹⁶⁶

<p>新村北京支部啟事</p> <p>本支部已于本年二月成立，由周作人君主持一切，凡有關於新村的各種事務，均請直接通信接洽。又有欲往日向，實地考察村中情形者，本支部極願介紹，并代辦旅行手續。支部地址及面會日期如下：</p> <p>北京西道門內八道灣十一號周作人宅，</p> <p>每星期五及星期日下午一時至五時。</p>	<p>太平洋印刷公司的特色 <small>上海白克路陸慶里</small></p> <p>特色一、現在正專做鉛印，工程不雜，出品精良。</p> <p>特色二、自有製鋼模部，無論什麼字都可自做，不換材料。</p> <p>特色三、開辦的時候，就定下「決不相製造」做一個信條。所以絕少有模糊錯亂的弊病。</p> <p>特色四、定期不誤，是印刷所最難的事，本公司於「貨要做得好」之外，第二就注重這宗事，寧肯少接生意不肯誤期。</p> <p>要印雜誌、印書籍的，請注意</p>
---	--

1920年4月1日の『新青年』第7巻第4号に掲載された新村北京支部の啟事

とあるように、それまで周作人はカーペンターの著作を読む中で、自らが理想とする両性関係を夢想していたが、彼は宮崎県児湯郡木城町に開村した「新しき村」を実際に訪問し、その有り様を目の当たりにしている。さらに、周作人は北京の自宅で新しい村支部を開設し、事務や通信などの手続きを代行することによって、新しい村関係の事業を支援していた。そのことで、カーペンターの著作の内容は机上の空論ではなく、実現できるものという希望が生まれてきたのではないだろうか。その周作人による心の動きが、彼の論評「読武者小路君所作「一個青年的夢」」¹⁶⁷にも如実に表れているのである。

近来又讀日本武者小路君作的脚本『一個青年的夢』，受了極強的感觸；聯想起梁先生的文章，起了一個念頭。覺得「知其不可為而為之」的必要：雖然力量不及，成效難期，也不可不說，不可不做。現在無用，也可播個将来的種子；即使播在石路上，種子不出時，也可聊破當時的沈悶。使人在冰冷的孤独生活中，感到一絲的温味，鼓舞鼓舞他的生意！

最近、日本の武者小路実篤が書いた台本『ある青年の夢』を読んで、強く心を動かされた。そして梁先生（梁漱溟 1893～1988）の文章を連想して1つの考え

¹⁶⁶ 李瑾「社会改革による周作人の女性解放論」（『中京学院大学研究紀要』17巻2号、2010）63～64頁参照。

¹⁶⁷ 周作人「読武者小路君所作『一個青年的夢』」（『新青年』4巻9号、1918）周作人著、鐘叔河（編）『周作人散文全集』（広西師範大学出版社、2009）に収録。

を思いついた。「無理と知りながらも敢えてやろうとすること」が必要だと感じた。たとえ力が足りなくても、効果への期待をしがたいが、言うこと、やることをやめることはできない。たとえ現在役に立たなくても、将来の種をまくことができる。たとえ撒いたところが石の道で、種は芽が出なくても、当時のうっとうしい社会雰囲気や和らげ、冷たい孤独な生活の中にいる人に一抹の温もりを感じさせ、生きる意欲を高めるのだ。

複雑で難解な文章が多い周作人にしては、単純明快な文章である。これは彼が、自らの文章に様々な修飾を付けることを忘れるほど感銘を受けたとも考えられるし、また自らの決心がここにあることを銘記するために強いメッセージを明快な文章で表現したのか知れない。そのどちらであるかは筆者には判然としない。しかし、明確に言えることは、周作人は「新しき村」訪問という実体験によって、孤軍奮闘する自分自身の気持ちを鼓舞して、彼が掲げる両性関係の実現のために実際の行動へと邁進した、それこそが周作人の女性解放に向けた運動の特徴であると思われるのである。

第四節 本章のまとめ

本章では、周作人の結婚体験を踏まえ、結婚前と結婚後において、周作人の女性解放問題に対する認識がいかに変化したのかを考察した。また、「性道徳」と「経済独立」という女性解放運動において重要な二つのテーマを中心に、同じ環境で育てられた周氏兄弟——魯迅・周作人・周建人の女性観を比較することによって、周作人の女性観の特徴を明らかにした。

周作人の個人経歴を中心に、周りの女性たちを紹介した上で、周作人が女性に関心を持つようになる理由と、女性に対する認識の形成について考察した。すなわち、彼周辺の女性を実見した経験から、女性が悲惨で不幸な運命に瀕しているとの認識が生まれ、女性に対する認識が形成された。旧道徳に縛られる女性が悲惨な運命から逃げられないため、この不幸な女性を救うことが、女性の自己認識や自立を提唱する動機や目的であった。もちろん、これは当時の女性解放運動の潮流に呼応する行動でもあったと考えられる。

その一方、婚姻体験や娘たちの誕生は、家庭の中での立場が変わった周作人が、本格的に女性解放問題に取り組む重要な要素であると筆者は考えている。結婚前の周作人は単に

男性として「他者」という立場から、当時の社会潮流に沿って、女性解放を提唱していたが、結婚してからは特に娘たちの誕生を通じて、女性の味方として、男女平等ではなく、弱い立場にある女性への保護の必要性を認識するようになったのである。

また、周氏三兄弟の関係の考察を通じて、魯迅が周作人と周建人にどのような影響を与えたのかを明確化した。そして、性道徳論争に絞って周建人、魯迅と周作人の女性思想の比較検討を行った。

当時の中国では、スウェーデンの社会思想家・女性運動家であるエレン・ケイによる自由恋愛・自由結婚を提唱する風潮の影響で、性道徳論争の中心人物である周建人と章錫琛は、新しい性道徳を提唱した。それに対して、当時の北京大学の教授である陳百年などから非難を招いた。陳百年は「一夫多妻的新護符」¹⁶⁸（一夫多妻の新根拠）において、章錫琛と周建人の言論が縦欲を励ますものであると批判した。

それに対して、魯迅は当時の中国で性道徳に関する議論をあまりにも早く提起していると感じていたが、章錫琛と周建人の性道徳についての論調に賛同している見解が見受けられる。

その一方、周作人が章らの急進的な思想は当時の社会や道徳家にとって許されないものであり、一般民衆には到底受け入れられないものであると指摘した。章らの思想があまりにも斬新で、当時の一般民衆に悪用される可能性があるため、中国で性道徳などに関する論調を控えるべきだと周作人が主張している。その理由は、当時の若者は新しい論調や思想を利用して極端な行為に移る危険性があったからである。そのため、性道徳などに関する思想に就いては抑制した方が良いと周作人が提案している。ここで周作人が現実から出発し、社会での状況や問題を十分に観察し、物事に対して慎重な態度であった点がうかがえた。

さらに、「女性の経済独立」に焦点を当て、周作人と魯迅の女性観を①女性解放運動提起の出発点と②経済自立論点に絞って比較し、その相違点や原因を分析した。この三人の女性思想の相違点の比較によって、その原因は各自の結婚経歴に深く関わっているのではないかとと思われるのである。

¹⁶⁸ 陳百年「一夫多妻的新護符」（『現代評論』第1巻第14期、1925年3月14日）

第二章 留学前後における周作人の女性観の形成

第一節 留学以前における周作人の女性観

1. 周作人と『女子世界』

周作人が執筆した女性問題に関する初期の文学活動は、1904年～1907年の間に女学雑誌『女子世界』¹⁶⁹に投稿した一連の文章や翻訳文をあげることができる。このように『女子世界』への投稿から彼の生涯にわたる言論活動は始まった。当時の周作人は江南水師学堂に在学中であり、友人の陳某から偶然渡された『女子世界』を読んだことがきっかけで、その後、この雑誌への投稿を考えたという¹⁷⁰。

この女学雑誌へ彼が投稿した内容はいかなるものであったのか。『周作人年譜』¹⁷¹『周作人散文全集』¹⁷²や『中国近代期刊篇目彙録』¹⁷³を参考にしながら、そのリストを作成してみると、以下の通りとなる。

¹⁶⁹ 『女子世界』は丁初我によって1904年1月17日に上海で創刊され、1907年7月（第18期）に経費不足で停刊した。『女子世界』が停刊された理由については、夏曉虹『晚清女性與近代中国』（北京大学出版社、2014）の中で具体的に分析された。

¹⁷⁰ 李春梅「論晚清時期周作人婦女解放思想的萌芽」（『文学界』、2012）42頁参照。

¹⁷¹ 張菊香、張鉄榮編『周作人年譜：1885～1967』（天津人民出版社、2000）。

¹⁷² 鐘叔河編『周作人散文全集』（広西師範大学出版社、2009）。

¹⁷³ 上海図書館編『中国近代期刊篇目彙録』第二卷（中）（上海人民出版社、1981）。

表1 1904年～1907年周作人が『女子世界』に投稿した作品一覧

時間	タイトル	署名	刊行号	紹介
1904年5月	詩「偶作」	会稽女士 呉萍雲	『女子世界』 第5期	国の行く先を憂慮する感情を表現した。
1904年5月	「死生を説く」 （「説死生」）	会稽十八 歳女子呉 萍雲	『女子世界』 第5期	死を怖がって、目先の安逸を追求するという見地を批判した。
1904年5月	「花の字を以って女子の代名詞とすべからざるを論ず」（「論不宜以花字為女子之代名詞」）	呉萍雲	『女子世界』 第5期	男性の慰み者と生産の道具として扱われていた女性の哀れな運命に同情を示した。女性自身の覚醒を呼びかけた。
1904年7、 8、10、11月	訳文『俠女奴』	萍雲女士	『女子世界』 第8、9、 11、12期	『アラビアン・ナイト』の英訳本の「アリババと四十人の強盗」を翻訳、「俠女奴」と改題した。巻頭で周作人が記したように、その女奴隷の勇敢さや知恵が中国の女侠客と類似し、束縛されて自由を失っている中国女性が現状から覚醒し、自立・自覚をしてほしいという意図があったと考えられる。
1904年	詩「題「俠女奴」原本」	会稽碧蘿 女士	『女子世界』 第12期	女子英雄という女性像を賛美した。「知能」という側面から女性に対して新しい期待を提出した。
1905年1月	短編小説 『女獵人』	会稽萍雲 女士	『女子世界』 第2年第1巻	周作人によって、国の女子が日々文弱になっていたため、理想的な女性像を作って、この小説を創作した。男性のような強壮な身体という側面から女性に対する新しい期待を提出した。
1905年1月	「好花枝」	萍雲	『女子世界』 第2年第1巻	この文章では、少女は花や草木が美しい季節に旅行したいと望んでいたが、天候などの理由で実現できなかったという物語を通して、周作人は女性に深い哀れみを感じており、多くの女性が非常に苦しんでいると述べている。この文章は、隠喩の手法で世間に女性主義のメッセージを伝えている。
1905年3月	訳文『荒磯』	会稽萍雲	『女子世界』 第2年第3巻	イギリスの探偵小説の翻訳
1905年5月	短編小説『造人術』評言（『造人術・跋語』）	萍雲	『女子世界』 第4、5巻合刊	魯迅に翻訳されたアメリカのSF小説。周作人も女性こそ「本当の創造主」だと考え、最大の賛辞を与えている。国のために、強壮な子供を生き育てるとする「国の母」としての女性像を提唱した。
1907年5月	『女禍伝』	病雲	『女子世界』 第4、5巻合刊	長期間に封建社会において形成された女性が災禍を引き起こす人や団体であると見なす見方を批判した。

表1を見ると、『女子世界』に投稿された10篇のうち、4篇は翻訳で占められている点

に留意したい。少年時代の投稿にもかかわらず、彼の言論活動の特徴の萌芽をここに見出す事ができる。これについて森雅子は、「周作人という人物の最も際立つ特徴である「翻譯家」としての一面、あるいは自ら「抄文公」と称するように、自らの思想に見合った文章を引用したり翻譯したりして自分の言説を代辯させるという方法の、初期の形がすでに見られる」¹⁷⁴と指摘しているが、これはまさに周作人による論証で用いられる常套手段と言えるのであり、筆者も森氏の見解に首肯する。この特徴については後述するが、これは周作人が発表した与謝野晶子の翻譯を「貞操論」として発表したことからもうかがえ、彼の言論活動の特徴が早くもうかがえるのである。

以下、第一節では、周作人の『女子世界』への投稿文に焦点を当て、彼の女性観を分析してみたい。

2. 『女子世界』からみる周作人の女性観：女性の発見と自覚の喚起

(1) 「論不宜以花字為女子之代名詞」

『女子世界』に見える周作人の女性観とは何か。我々が『女子世界』に投稿された文章を見ると、二つの傾向を見出すことができよう。それが(1)女性自身が女性の置かれた立場を自覚させるよう注意喚起を試みようという傾向であり（この時期の周作人がしばしば女性らしいペンネームを用いていたことから見られる）、もう一つが(2)健康的で逞しく知性を備えた強い女性像の希求という傾向である¹⁷⁵。

(2)の傾向は、やや分かりにくいので敷衍すると、彼は新しい時代にふさわしい、健康的でたくましい体や知性を備えた強い女性を理想としており、彼の投稿の中には「女傑」や「国民の母」と記されているが、彼の希求の裏には、無学でか弱いという伝統的な女性像への批判が込められているのである。

その一例を、1904年5月に掲載された周作人の投稿「論不宜以花字為女子之代名詞」¹⁷⁶から紹介したい。

四千年來、我女子之不出現於世界也久矣。委身於脂粉生涯，閉置於無形牢獄。

¹⁷⁴ 森雅子「或る女性の影—周作人の文学的出發」（『中国文学報』第69号、2005）81頁参照。

¹⁷⁵ この時代における新しい女性イメージの形成について、夏曉虹の著書『纏足をほどいた女たち』（藤井省三監修、清水賢一郎ら訳、朝日選書、1998）に詳しく論じられている。

¹⁷⁶ 周作人「論不宜以花字為女子之代名詞」、初出：『女子世界』第5期、1904年5月。周作人著、鐘叔河（編）『周作人文類編⑤：上下身—性学・児童・婦女』（湖南文芸出版社、1998）に収録。

騷人逸士，形之歌詠，不曰艷如桃李，則曰閉月羞花，一似天生女子，惟色足稱，止供男子之玩弄，為生殖之器具也者。而我女子亦遂自認為玩具，日馳情於粉黛羅紈，斷送其有用之光陰，造成一種不可思議之惡狀，以博男子之歡笑，耗矣，哀哉！泣蟲歟？弱蟲歟？胡為至此？（下線筆者。以下同じ）

四千年にわたり、我が女性たちは長い間にわたって世に現れず、化粧という生活に身を委ね、見えない牢獄に閉じ込められている。詩人と文学者たちは、女性の美しさを詩や歌で「桃李の花のように鮮やかに咲く」とたとえたり、「月が隠れ、花が恥じらうような様子」と表現したりする。まるで女性たちは、外見が美しく、男性の娯楽や生殖器具として供されるだけの存在のように描かれている。そして、女性たちは自らを玩具として位置づけ、化粧や華美な服に心を奪われ、有益な時間を浪費し、不可思議な悪い状況を築いており、男性の笑いのために消費されている。如何にも悲しいことだろうか！女性は泣き虫なのか？弱虫なのか？なぜここまで至ったのだろうか。

ここで周作人は、まず中国の数千年にわたる歴史の中で、女性たちが家庭内で束縛され、「見えない牢獄に閉じ込められている」という中国社会の現状を指摘している。そして彼は、これまでの文学作品では女性を花に例えている点に注目して、女性を単なる「男性の娯楽や生殖器具として扱われている」と批判を加える。その上で、最も不可思議で悲しむべきことは、女性が自らを「男性の遊び道具に過ぎない」と観念してしまい、自分を啓発させるための有益な時間を投げ捨ててしまい、男性に依存しきっている現状にあると述べ、周作人自身も「如何にも悲しいことだろうか！」と強い悲嘆を読者に訴えているのが特徴的である。この論調は、それまで一般的な常識として認識されていた「女性としてあるべき姿」自体が、実際には女性自身の活躍を阻害していることを強調することで、無自覚であった読者に喚起を行うためであったのだろう。周作人の論調では珍しく、意図的に強い表現が用いられているのがうかがえる。このようにして危機意識を喚起した彼は、この現状を打破するためには何か必要か。周作人はこのように述べている。

美世兒乎？瑪尼他乎？羅蘭夫人乎？非異人任也。故二十世紀之女子，不尚妍麗而尚豪俠，不憂粗豪而又文弱。今之人每字女子曰花，唐突女子矣。……以望秋先零之花，為文明之母之女子之徽号，吾女子所不受者也。今之以花字女子者，猶有

輕視之心；女子之以花自命者，未脫依附之習。吾甚望吾同胞吾姊妹，一脫此惡根性也¹⁷⁷。（下線は筆者による）

美世兒か？瑪尼他か？羅蘭夫人か？それは決して他人の所業ではないのである。従って、二十世紀の女性は、優美よりも豪俠を重んじ、粗野を心配せず文弱を心配すべきであるから、今日の人々が女性を「花」と形容することは女子に失礼なこととなるであろう。……秋の先に零れる花を文明の母の女性の象徴とすることは、我々の女性が受け入れるものではない。今の時代において「花」という言葉で女性を表現することは輕蔑の心がまだ残っており、女性が自らを「花」と称することは男性に依存する慣習から解放されていないことを示唆している。私は心から同胞の姉妹たちに、この惡根性から解放されることを願っている。（拙訳による）

「美世兒」「瑪尼他」そして「羅蘭夫人」。見慣れぬ人名が列記されているが、これは誰なのか。先行研究によると、ここで取り上げられた「美世兒」「瑪尼他」「羅蘭夫人」¹⁷⁸は、すべて当時の欧米で知られた「女傑」を示しており、さらに女傑を紹介したあとで「非異人任也」と記している。ここで周作人は中国の文章語（漢文）を使用しているので、書き下しにすると「異なる人の任にあらざるなり」となり、現代の口語訳にすれば「（列記した女傑は）決して他人の所業ではないのである」という意味となろう。つまり、周作人の主張は、単に西洋の女傑を賞賛するだけでなく、中国の女性たちも女傑のように、自立しなければならないと述べていることが分かる。

この投稿だけを見ると、周作人の言及には一目置くものがあるが、「女傑の指摘」は、実のところまだ他者の「受け売り」に過ぎないのである。

その理由を説明したい。周作人がここで列記した「女傑」は、必ずしも彼独自の見解で

¹⁷⁷ 周作人「論不宜以花字為女子之代名詞」、初出：『女子世界』第5期、1904年5月。周作人著、鐘叔河（編）『周作人文類編⑤：上下身一性学・児童・婦女』（湖南文芸出版社、1998）に収録。271～272頁参照。

¹⁷⁸ 「美世兒」は「（フランス）無政府黨の女將として社會主義の極端に進める」（『世界古今名婦鑑』十三夜叉面の女菩薩）ルイ・ミシェル、「瑪尼他」は、伊太利亞建國三傑の一人ガリバルディーの妻、アニタ・リヴェロのこと。『新民叢報』第十期「意大利建國三傑傳（續第九号）」に「絶世の女豪傑瑪尼他夫人」として登場する。また、徳富蘆花編『世界古今名婦鑑』七「英雄の妻（ガリバルディー夫人）」においても、「アニタ・リヴェロ」は「夫に慙ぢざる稀世の烈婦なりき。」として紹介されている。單純なミスであるが、梁啓超が日本語表記の「ア」を「マ」と勘違いし、それがそのまま廣がったと思われる。森雅子「或る女性の影—周作人の文学的出發」（『中国文学報』第69号、2005）111頁参照。

はない。なぜなら、これらの女性たちは、これからの新しい女性像として、当時の様々な雑誌に宣伝されていた女性たちであったからである¹⁷⁹。例えば梁啓超が主宰した雑誌『新民叢報』などでは、このような自立した強い女性を女傑として賞賛し、中国人読者に宣伝することが、当時の風潮となっていたのである。そのため、この状況を見る限りでは周作人による女傑の言及は「二番煎じ」という印象を拭えない。

ただ、彼の投稿の一部には、周作人オリジナルの見解が垣間見える。例えば引用分の後半で、彼は自国においての女性を花にたとえる伝統的な修辭を取り上げて、花と例えられる女性が、まだ男性に依存する陋習を脱せないと指摘し、この問題を解決するためには、自国の女性をこの窮状から解放しなければならないと彼は述べている箇所がある。

この文章では、周作人は女性の美しさを「花」とたとえる比喩がしばしば使用されることに疑問を抱いており、これが女性を単なる美的対象として見なす危険性があると述べている。周作人は、このように女性は単一のステレオタイプで表現されるべきではなく、個々の女性の個性や才能を尊重すべきだと述べ、女性は多様であり、その多様性を考慮して社会ではそれぞれの適正に沿った役割を果たすべきであると述べており、この時点で女性解放という女性を一括りにした扱いをするのではなく、女性夫々の個性を活かした社会進出の必要性を言及する言論は、寡聞にして知るところがないのである。

(2) 「好花枝」

1905年1月の「好花枝」の中で、周作人は「赤い胭脂の欠片が地に散らばり、泥と混ざる。花は儂くて寿命が短い！花がここまで散りばめられて、無情な雲雀はその場で花びらを啄み、踏み躪る（中略）月はいつも満ちず、花の命は短い。なんとも物足りず満ち足りないことではないか！¹⁸⁰」（滿地胭脂片，伴泥土。花薄命，花薄命！零落至此。無情雲雀，就地啄花片，蹂躪（中略）月不常圓，花無長命。缺陷何多，缺陷何多！）と女性の運命を憂えている。前述した通り、周作人は女性を花にたとえることを批判しているが、ここでは、更に踏み込んで女性を花にたとえる修辭がいかにも不適切かを説いている。散った花は地に散らばると見苦しく汚れてしまうとして、女性の美しい時期は短く、その後には悲しい運命が待っていることを例えている。そして、花を啄む「無情な雲雀」は、女性を無残

¹⁷⁹ 森雅子「或る女性の影—周作人の文学的出発」（『中国文学報』第69号、2005）83～84頁参照。

¹⁸⁰ 周作人「好花枝」初出：『女子世界』第2年第1巻、1901年1月。周作人著、鐘叔河（編）『周作人散文全集（1）』（広西師範大学出版社、2009）24頁。

に扱う男性を彷彿とさせる。

そして最後では「それゆえ、私はこの女性の世界を深く嘆いている。私は多くの同胞が苦しみ「錦の衾が寂しさを広げ、血涙が歡樂に別れを告げる」のを見てきた。女性の世界には数多くの問題があり、これがその一つではないか」（吾以此深悲我女界。吾見有許多同胞甚苦，「錦衾延寂寞，紅淚謝歡娛」。女界何多缺陷，此其一。¹⁸¹⁾と哀れな女性の運命とその苦しみに周作人は深く心を痛めているとあり、この作品におけるテーマは女性の苦しみへの深い同情の念であり、当時の女学雑誌に見られる、自立した女性像の標榜という単純な顕彰ではなく、その対極にある救われぬ女性たちへ哀切の視点を忘れていない点に彼の論調の独自性と、彼が幼年時代に体験した過去の経験も垣間見えるのである。

(3) 「造人術・跋語」

また、「造人術・跋語」（『造人術』評言）で、周作人は「世界の女性は、国民の母という存在であり、祖国に強くて健康な男児を生む存在として、その権利は天地と同じくらい尊重され、正に造物主そのものである」（世界之女子，負国民母人之格，為祖国誕育強壯之男児，其權直足与天地參，是造物之真主也¹⁸²⁾と述べている。

この雄渾な表現は、1911年に平塚らいてうが記した『青鞜』発刊の辞「元始、女性は実に太陽であった。真正の人であった。」にも通じるところがあるが、この時期の周作人はまだ外国の言論には通曉していない。けだし^{ぶんげん}文言で通用される誇張表現を駆使して女性の自覚を喚起したものが、偶然に平塚の言辞と類似したにすぎないと思われる。ただ、彼の発言には、当時女性解放運動に於いては先行する立場にあった日本の活動家の発言に比肩する発言を、独自に中国で行った点については、ある程度の先駆的価値を見出すことができよう。

このように彼の独自性が発揮された箇所も見られるものの、それは彼の言論を注意深く観察し、ごく一部を取り出してはじめて気が付く程度のものであり、当時の彼の活動全般を見る限りでは、彼の論説に明瞭な独自性を見出すのは困難である。

この時期の周作人による投稿を見ると、女性の自覚と、無学で弱い女性から自立した強い女性への変化を促す内容が多く、標榜する女性像に見られる「勇敢と知能」「強壯な身

¹⁸¹⁾ 周作人「好花枝」初出：『女子世界』第2年第1巻、1901年1月。周作人著、鐘叔河（編）『周作人散文全集（1）』（広西師範大学出版社、2009）25頁。

¹⁸²⁾ 周作人『造人術・跋語』。初出：『女子世界』第4、5巻合刊、1905年5月。鐘叔河編『周作人文類編⑤：上下身』（湖南文芸出版社、1998）273頁。

体」は、梁啓超が掲げる女性像と大同小異である。これは恐らくは、周作人が雑誌で目にとまった梁啓超の主張に共感を覚えたという段階にあったのであろう。

それでは、梁啓超による言説のいかなる点に、若き周作人は共感を覚えたのであろうか。次節では、周作人の心をとらえた梁啓超の女性思想について紹介したい。

3. 康有為と梁啓超の女性思想

学生時代の周作人の女性観を探るには、梁啓超の女性思想を理解する必要がある。そして梁啓超の女性思想を理解するためには、梁啓超が生きた時代を理解する必要がある。

日清戦争後、康有為、梁啓超を中心とする知識人は、国家存続の危機が深刻化する状況を憂慮し、いかにして現状を克服するかという模索を始めていた。その模索の過程で生まれてきたのが、国の競争力を向上させるためには、女性を家庭の束縛から解放する必要があるという考えであった。

先行研究によると、男女平等を最初に提唱したのは康有為であるとされている。康有為の提案した女性解放の主な内容は、①女子学校の設立、②女性の教育権利の確立、③女性の選挙権付与、④婚姻の自由、⑤纏足などの悪弊の廃止¹⁸³であるという。



梁啓超

そして梁啓超は康有為の思想を基に、女性解放に関する施策を続けていたが、彼は女性が男性に従属した原因には経済的な問題が深く関係していると認識し、女性が経済的に自立するためには、女性が知力を発揮することにあること。そして女性の知力を開発するためには、教育を受ける必要があるという考えに辿り着いている。その他にも梁啓超は、当時欧米を中心に注目されていた優生学的な視点も取り入れ、女子教育の振興は母親教育と関連しているため、胎教が有益であるという結論に達している。これら梁啓超の女子教育に関する提唱は、女性解放運動の中では重要な布石となるものの、彼が女子教育を提唱した目的は、国と家庭にとって有益な良妻賢母を育て上げることという段階に止まっていたのである¹⁸⁴。

これら梁啓超の見解については、少なからず先行研究による検討が行われている。例え

¹⁸³ 中華全国婦女連合会著・中国女性史研究会訳『中国女性運動史：1919-49』（論創社、1995）19頁参照。

¹⁸⁴ 中華全国婦女連合会著・中国女性史研究会訳『中国女性運動史：1919-49』（論創社、1995）20～21頁参照。

ば須藤瑞代によれば、「梁啓超は、その生涯を通じて多岐にわたるテーマで数多くの論文を発表し、近代中国の政治・思想・学術に大きな影響を及ぼした。（中略）その中で、女性に関する論文は二つの短い時期に集中している。第一期女性論は、彼の言論活動の初期に当たる一八九七年から一九〇二年である。（中略）第二期は、第一期から二十年を経た一九二二年である」¹⁸⁵。そして、梁啓超の第一期の女性論においては、梁啓超は「国家の富強を最終的な目的として、女性の知力と体力の強化を図ることを訴えた」¹⁸⁶。このように、梁啓超が主張する女性解放思想の出発点は、国家の発展を目的としていることが指摘されている。

また中国人による先行研究も探りたい。例えば李春梅は、その研究内容を要約すれば、康有為や梁啓超を代表とする維新運動以降の婦女解放思想は、晩清時代における周作人の女性観の基礎であり、特に梁啓超の女性思想が周作人に大きな影響を与えたと述べているものの、惜しいことにその具体的影響については詳述されていない。

そのため、周作人がどのような梁啓超の女性思想からどのような影響を受けたのか。この点について、次節で検討を試みたい。

4. 梁啓超からの影響

周作人は1901年8月から1906年にかけて南京にある江南水師学堂に在学していた。この時期は周作人の人生の中でも一つの転機であった。

先行研究の王蘭によれば、彼は在学中に兄である魯迅が勧めた嚴復や梁啓超などの翻訳書や著書に目を通すなかで、彼らの社会変革を唱える思想に触れ、大きな影響を受けたといわれている¹⁸⁷。

筆者は、周作人が梁啓超の思想に触れ始めた1902～1903年、周作人の日記に記載された

¹⁸⁵ 須藤瑞代『中国「女権」概念の変容：清末民初の人権とジェンダー』（研文出版、2007）27～28頁参照。（梁啓超の清末の活動については、須藤瑞代が張明園『梁啓超與清季革命』（中央研究院近代史研究所、1999（第二版））に参照する。そして、民国の活動については、須藤瑞代が『梁啓超與民国政治』（漢生出版社、1992）に参照する。）また、梁啓超の女性論に関する時期の分け方について、須藤瑞代は「第一期の主な女性論である不纏足と女子教育に関する論文は、一八九七年に集中的に出されているのだが、それらと密接に関わる権利論等の論文が一九〇二年まで断続的に発表されるため、便宜的に一九〇二までを第一期に含める」と述べている。

¹⁸⁶ 須藤瑞代『中国「女権」概念の変容：清末民初の人権とジェンダー』（研文出版、2007）28頁参照。

¹⁸⁷ 王蘭「女傑賛美から「婦人を哀れむ」へ周作人の女性論の変遷について」（『中国女性史研究』第14号、2005）17頁参照。

梁啓超に関する書籍の閲覧記録をまとめてみたが、以下の通りである¹⁸⁸。

表 2 梁啓超に関する書物の読書記録（1902年～1903年）

時間	読書	周作人からの評価（出典：『周作人日記』）
1902年2月13日 （旧暦：正月初六）	『時務報』	下午看『時務報』。
1902年8月6日 （旧暦：七月初三）	『新民叢報』第11号	「内好書甚多，率皆飲冰子所著，看至半夜，不忍就枕。善哉，善哉，令我有餘慕矣。」
1902年8月7日 （旧暦：七月初四）	『飲冰室詩話』『尺牘』 『新羅馬傳奇』『新民說』	摘録『新羅馬傳奇』『新民說』，買『飲冰自由書』，『中國魂』二書。
1902年8月9日 （旧暦：七月初六）	『飲冰自由書』	「美不勝收」。
1902年8月10日 （旧暦：七月初七）	『新民報』2巻	換得『新民報』二冊。
1902年8月12日 （旧暦：七月初九）	『新民報』4冊	下午看『新民報』至晚，竟四本。夜看『帝國主義』一卷四更睡。
1902年8月13日 （旧暦：七月初十）	『新民報』	上午看『露漱小傳』，下午摘抄『新民報』。
1902年8月14日 （旧暦：七月十一日）	『新民報』	上午看『新民報』，下午看赫胥黎『天演論』。
1902年8月15日 （旧暦：七月十二日）	『新民叢報』	夜看七期『新民叢報』（一冊）原十冊已看完。
1902年8月17日 （旧暦：七月十四日）	『現今世界大勢論』	下午看新會梁任公啓超所著『現世近世界大勢論』（『現今世界大勢論』筆者注）一卷。
1902年8月17日 （旧暦：七月十四日）	『滅国新法』	「論詞旨危，切吾国青年，当自厲焉。」
1902年11月6日 （旧暦：十月初七）	『中国魂』	「其中美不勝收，令人氣壯。」
1903年3月11日 （旧暦：二月十三日）	『新小説』第1号	『新小説』第1号、『權力競争論』各一本，看十餘頁。
1903年4月9日 （旧暦：三月十二日）	『清議報』8冊 『新小説』第3号1冊 『新民叢報』2冊	書冊來源：魯迅四月二日發自日本函（筆者注）。
1903年4月22日 （旧暦：三月二十五日）	『清議報』	上午看『清議報』通論兩卷，共二百餘幀。「材料豐富，論議精当奇辟，足以当頭之棒喝，為之起舞者數日。」

一覽からもうかがえるように周作人は、この時期に雑誌に掲載された梁啓超の文章を大量に読んでおり、この記録からも当時の彼は梁啓超に対して関心を抱いていたことが理解できよう。

また、日記に記された内容を見ても、梁啓超の文章については、単なる関心の域を超えて強い共感を示していたことが見て取れるのである。

¹⁸⁸ 周作人『周作人日記（上）』（大象出版社、1996）。

例えば 1902 年 8 月 6 日の日記には「内部には優れた書籍が多く、すべて梁啓超による著作であり、深夜まで読み進め、夢中になって寝る気にならない。それは本当に素晴らしい。私をそれに惚れさせるものである。」（内好書甚多，率皆飲冰子所著，看至半夜，不忍就枕。善哉，善哉，令我有餘慕矣。¹⁸⁹）とあり、11 月 6 日の日記には「その中に素晴らしいものが満ちており、見る者を感動深くさせる。」（其中美不勝收，令人氣壯。¹⁹⁰）とある。また、1903 年 4 月 22 日には「材料が豊富で、論議が適切で独創的だ。我々には意義深い忠告であり、人を数日間も踊り続けさせるような素晴らしいものである。」（材料豊富，論議精当奇辟，足以当頭之棒喝，為之起舞者數日。¹⁹¹）と深い感銘を記している。

看書甚覺煙爛不良于飲食接成癖也
五号

礼拜二陰上午作致廷孫函又三弟信增東二弟由
子衡處轉寄午羅就未發下午看封神榜二本夜小
雨續致暑假十天
紀日改良

七月三日

礼拜三陰上午發紹信四封下午看政克十史夜向
同學黃月明弟借得新民報十一号朔出閱之內
好書甚多連皆飲冰子所著看至半夜不忍就枕善
哉善哉令我有餘慕矣

初四日

礼拜四陰微雨上午抄飲冰宣詩語尺牘及摘錄新
羅馬傳奇新說等至午竟下午發致韻健託買飲
冰自由書中國魂二書洋九角約翌日還看中外日
報數紙金粟齋有嚴又凌澤名榮部田出賃注八角
南京明達書局中西書局皆有寄買批往購之是書
係英倫修約約翰原著豫兄來函云其甚好囑購

周作人日記：（大象出版社）

また、表 2 の一覧を目にすると、我々は 1902 年 8 月前後の時期に、周作人がほぼ毎日梁啓超の文章に目を通していたことが分かる。そして、その文章のタイトルを見ても「近世第一女傑羅蘭夫人伝」¹⁹²、「戒纏足会叙」¹⁹³、「倡設女学堂啓」¹⁹⁴など、周作人が繙いた雑

¹⁸⁹ 周作人『周作人日記（上）』（大象出版社、1996）、344 頁

¹⁹⁰ 周作人『周作人日記（上）』（大象出版社、1996）、357 頁

¹⁹¹ 周作人『周作人日記（上）』（大象出版社、1996）、387 頁

¹⁹² 1902 年、『新民叢報』、第 17、18 号に連載された。

¹⁹³ 1897 年、『時務報』、第 16 冊に掲載された。

¹⁹⁴ 1897 年、『時務報』、第 45 冊に掲載された。

誌に書かれた梁啓超の言論には、女性に関する文章も少なからず含まれていたのである。

周作人はどのような記事を目にしていたのか。

例えば「近世第一女傑羅蘭夫人伝」であるが、フランスのロラン夫人（Madame Roland 別名マノン・ロラン）に関する史実を翻訳した梁啓超は、ここで、やや意図的とも思える史実と異なる論評を図っている。

例えば古賀純一郎によれば、ロラン夫人はフランス革命で政権を一時的に掌握したジロンド派を操った黒幕として知られ、「ジロンド派の女王」という異名を誇った女性である。彼女は1793年に逮捕され、11月8日に「Ô Liberté, que de crimes on commet en ton nom !」（「自由よ、汝の名の下でいかに多くの罪が犯されたことか」）という有名な言葉を残した後、処刑されており、現在でもロラン夫人はフランス革命で散った悲劇の女性として知られている¹⁹⁵。

そして梁啓超は、このジロンド派の黒幕で悲劇的な最期を遂げたロラン夫人に注目し、彼女を「国を救おうとした女傑である」と評したのである¹⁹⁶。梁啓超によるロラン夫人に対する賞揚は、新しい時代にふさわしい「女傑」であり、「国民の母」と称されるような強い女性が、歴史上に実在していたことを明らかにするためにと考えられる。梁啓超のこの時期の翻訳について、松尾洋二は以下のように解説している。

「ジャンルとしての史伝」は当該時期の東アジア全域において、社会、歴史、政治、人間を考察する上で、奔流の如く、一つの基盤的機能を擔っていたのであり、梁啓超はその奔流の中に居たし、また、その奔流を起こしてもいた。それは社会、歴史を考察するに人物の伝記を以ってするという東アジア共通の伝統的認識方法でもあった。それに西洋の評伝という新たな形態が加わる。新しい事物、概念を受容していくうえで、自社会にない概念を直接導入することは不可能に近い。その媒介として、伝統的、かつ具象的な形態たる史伝が、諸種の著作の選択、取捨、翻訳、大胆な縮訳、独自の見解の挿入である「纂訳」という独特の優れた形式をもって、新たな様相のもと生成していたのである。¹⁹⁷

¹⁹⁵ 古賀純一郎「アイダ・ターベル研究（3）：フランス留学時代」（『人文コミュニケーション学科論集（12）』、2012）118～120頁参照。

¹⁹⁶ 李奇志「梁啓超『近世第一女傑羅蘭夫人伝』：清末「救国女傑」伝記的神話化開端」（湖北師範学院学报（哲学社会科学版）、第29卷第4号、2009）36頁参照。

¹⁹⁷ 松尾洋二「梁啓超と史伝：東アジアにおける近代精神史の奔流」狭間直樹編『共同研究 梁啓超：西洋

松尾洋二の記述によれば、梁啓超のこの時期の翻訳は「纂訳」と呼ばれ、当時の代表的な論説方法であったという。この論説を目にした周作人はさっそく、自らの論説——例えば「侠女奴」と「女獵人」において、梁啓超の手法を採用することにした¹⁹⁸。

1904年、周作人は『千夜一夜物語』の一節（アリババと40人の盗賊たち）を翻訳すると、「侠女奴」という題名をつけている。この文章について、先行研究の韓玲姫は的を射た解説をしている。

周作人も意図的に物語の主人公をアリババからペルシャの女奴隷であるモルジアナに変えた。女奴隷の姿から唐の女侠客である紅線を読み取り、封建制度の中で自由を失っている中国女性が現状から覚醒し、自立を目指してほしいという意図があったと考えられる¹⁹⁹。

韓氏が下線部で言及している「唐の女侠客である紅線」は唐代伝記小説『紅線伝』の主人公で、薛家に仕えていた奴婢が女侠として活躍する紅線を意味する。

ここで周作人は「女傑」と「国民の母」という女性像を強調するという手段として、アラビアの文学作品に登場する女性、そして唐代伝奇に登場する女英雄を重ね合わせている。これは典拠とした資料の差はあれども、梁啓超がフランス史上に登場する女性にスポットを当てた手段から着想を得たのは明白であり、周作人による梁啓超への心酔振りが随所で透けて見える。

なお、上記一覧を目睹した中国人なら、彼の投稿は女性の名前で行われている点に気が付くであろう。彼は投稿主の名前女性の偽名を繰り返した理由については、幾つかの仮説を想像することができる。

例えば自分が男性であることを秘匿して女性であると名乗ることで、雑誌を手にとった女性読者が、周作人の投稿を自分とおなじ女性の中でこのような主張を抱くものがあるのかという共感を意図したものとも思われる。また依然として家庭の中に止まり、自己啓発に消極的であった女性たちへの一種の警鐘とする目的も考えられる。

近代思想受容と明治日本』（みすず書房、1999）288～289頁

¹⁹⁸ 森雅子「或る女性の影—周作人の文学的出発」（『中国文学報』第69号、2005）87頁参照。

¹⁹⁹ 韓玲姫「周作人の女性思想と謝野晶子の影響：「防淫奇策」から「貞操論」へ」（『国際文化表現研究』第9号、2013）52頁参照。

筆者は前述した『女子世界』の中で、周作人が女性側の無自覚を憂慮している点を論拠とすれば、後者の目的が多分に含まれていた可能性を指示するが、想像の域を出ない。

以上、周作人と梁啓超との関係を少しく論じた。言論活動に於ける論旨やその論証方法に至るまで、梁啓超の色に染まっている周作人、その姿が我々の脳裡に浮かんできたであろう。

しかし、我々が抱いたその想像は、一見正しように思われるものの、実は正しくない。それは何か。周作人と梁啓超の女性思想には、決定的な差異が存在したからである。それがベクトルである。

ここで言うベクトルの意味は、「物事や考え方の方向性」を意味する。

二人は見かけ上、同じ場所で同じ方向を向かっているように見えるものの、もともと出発地点が異なっていた。

梁啓超は「国の未来」²⁰⁰と「国の生産力」という視点を出発点としていた。しかし、周作人は「女性の自覚」という港を出発点として、女性解放運動という海へ漕ぎ出していたのである。

そして当時の周作人が、港から出発した後に、偶然先行する梁啓超という船を発見した。そして周作人はしばし梁啓超という船の航跡に従ったのだ。

ただ、両者の出発地は異なり、偶然同じ海域でまみえたとしても、それまで両者が指し示していたベクトルは明らかに異なっている。そのため両者が接近し、意見が一致した時期もあったとしても、その後の行き先は徐々にずれを生じ、それぞれ異なる方向へと向かって行くことになった。その理由はひとえに彼らのベクトル——女性解放に向けた方向性の違いによるのだ。

かくして、成長した周作人は自らが指し示す方向性を見出し、梁啓超との距離は徐々に離れて行く。それを決定的なものとしたのは、他ならぬ彼の留学であったのである。

²⁰⁰ 鄭永福・李道永「梁啓超的婦女解放思想」（『吉首大学学报（社会科学版）』第32卷第1号、2011）

第二節 留学中における周作人の女性観の傾向

1. 周作人による『天義報』への投稿

(1) 筆者が『天義報』に注目した理由

1906年、周作人は清国の国費留学生試験に合格し、日本へ渡航した。その後、彼は兄とともに東京で生活し、留学先の法政大学予科で予備教育を受け始めた。

その彼が新たに投稿先として選んだのが、日本で出版されていた中国語雑誌『天義報』である。

『天義報』は、1907年6月に東京で創刊した女子復権会の雑誌である。本誌の主編者は何震を中心とした女性解放運動家である。当初は月三回発行する予定であったが、経済的な事情で月二回発行となり、7号以降からは相次いで合併号が続き、1908年3月、遂に16-19合併号をもって廃刊した²⁰¹。

このように短命であった『天義報』であるが、日中双方で盛んに研究が行われている。そしてこれら先行研究を見ると、大きく三つの方向からアプローチが試みられていることがわかる。

それが、①『天義報』に焦点を当てた研究²⁰²であり、②本誌と何震との関係に関する研究²⁰³であり、そして③本誌と劉師培との関係に関する研究²⁰⁴である。ここからも看取できる通り、先行研究はいずれも雑誌『天義報』に関心を抱いている点で一致しているのである。

しかし、『天義報』への関心はともかく、本誌に掲載された周作人の投稿記事については、先行研究でも扱われていない。本誌に掲載された周作人の投稿は、当時の彼による女性観を把握できるほぼ唯一の貴重な資料である。そのため、周作人の投稿内容は充分検討に値するものであり、筆者にとっては必要不可欠な研究対象とも言えるのである。

そのため、本節では『天義報』に注目しているが、そもそも『天義報』はどのような雑

²⁰¹ 嵯峨隆『近代中国の革命幻影：劉師培の思想と生涯』（研文出版、1996）79-80、170頁、朴雪梅『清末における在日中国人女子留学生の出版活動』（名古屋大学博士論文 博士（文学）甲第11942号、2017）104頁参照。

²⁰² 例えば、劉人鋒『中国婦女報刊史研究』（中国社会科学出版社、2012）、喬志航「異なる未来への想像：『天義』から見るアナーキズムの平等と労働」（『東洋文化研究所紀要』161号、2012）参照。

²⁰³ 主要なものとして吉川榮一「何震と幸徳秋水」（『文学部論叢』79号、2003）、夏曉虹「何震の無政府主義「女界革命」論」（『中華文史論叢』83号、2006）が挙げられる。

²⁰⁴ 嵯峨隆『近代中国の革命幻影：劉師培の思想と生涯』（研文出版、1996）、嵯峨隆『アジア主義と近代日中の思想的交錯』（慶應義塾大学出版会、2016）参照。

誌であったのか。なぜ『天義報』は中国語雑誌であるにもかかわらず、中国国外で刊行されていたのだろうか。これを知るためには、『天義報』の主宰であった何震と、その夫である劉師培について、『天義報』を創刊するまでの経緯を探る必要があるのだ。

(2) 劉師培と何震



劉師培

まず、劉師培^{りゅうしぱい}について紹介したい。彼は1884年に江蘇省揚州府儀徵県で生まれた考証学者であり、同時に革命家でもあった。彼は代々続く清朝考証学の揚州学派の家に生まれ、若くして学才に優れ、挙人になった。その後、蔡元培や章炳麟と交わり、革命運動に参加。1907年には中国革命会に加わったが、社会主義や幸徳秋水らの無政府主義に傾倒を始めている。そして、本節で扱う『天義報』の出版に従事した後には、彼は中国へ帰国し、無政府主義の雑誌『衡報』を創刊している。その後、袁世凱の帝政運動にも参加するなど、政治的には数々の変節を重ねた人物である。

また、妻の何震^{かしん}（本名：何班）は、劉師培と同じく儀徵県出身の女性解放運動家であり、無政府主義者である。武進県の県学教諭である何承霖の次女として1886年に生まれた彼女は、劉師培と結婚後、上海の愛国女学校に入学した。当時の中国は虚無主義の影響が強く、創設者の蔡元培は「虚無党の女性の育成²⁰⁵」を目的に女性革命者の育成が行われた。なお、彼女はその際に何班から何震²⁰⁶し、この頃に蘇曼殊²⁰⁷との面識を得たと考えられる。



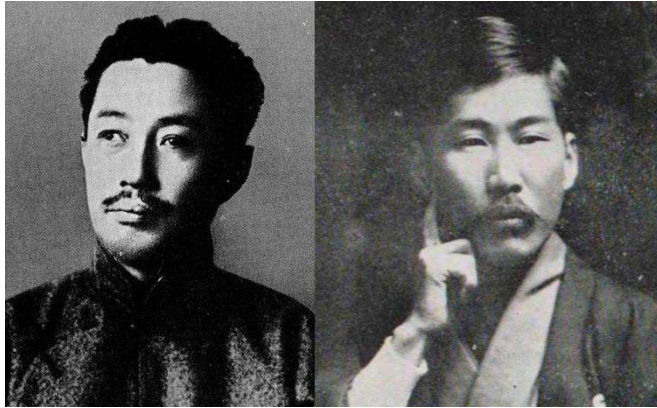
何震

²⁰⁵ 原文「造成虚無党一派之女子」蔡元培『蔡子民先生言行録』（山東人民出版社、1998）8頁参照。

²⁰⁶ 改名した経緯が不明であるが、後に何震が書いた「女子復讐論」の中で、後漢初期の女流学者書・班昭を批判している。班昭の執筆した『女誡』は、旧中国社会での婦女子の日常生活の心得を説いた教訓書であり、男性優位の旧道徳を助長させた張本人として班昭を「班賊」として論難している。その点を見れば、当時の何班は、班昭と共通する文字「班」を儒教倫理に従う女性の象徴と考え、何震と改名したのではないかと筆者は推測する。震述「女子復讐論」『天義報』4号所載。『天義・衡報』上、（中国人民大学出版社、2016）67頁参照。

²⁰⁷ 蘇曼殊は、清末から民国初期にかけての中国の詩人・作家・画家・翻訳家である。母は日本人で中国人商人の子として日本の横浜で生まれ、少年時代を中国で過ごす。1898年に渡日して早稲田大学予科などに学んだ。革命運動に関係したため家との関係を絶ち帰国し、教師を経て上海国民日報社に入社、翻訳、論説を発表したが、その後剃髪し、東南アジア、日本などを遊歴しつつ幻想的な詩、小説を書き、上海で病没した。黄軼『蘇曼殊與中国文学現代轉型研究』（東方出版中心、2016）、渡邊朝美「蘇曼殊未完の小説

これらの劉師培と何震は、1907年2月に姻弟の汪公権とともに日本へ亡命し、東京で章



北一輝と幸徳秋水

炳麟や蘇曼殊と共に居住していた。

同年3月には、章炳麟と張継とともに、同じく中国革命同盟会会員であった北一輝の紹介で、無政府主義の幸徳秋水²⁰⁸、堺利彦、山川均、大杉栄らと親密に交流し始めた²⁰⁹。

ストライキや暗殺活動で革命を実現させるとする幸徳秋水の思想は、

愛国女学校で受けた教育内容と類似していたため、何震は秋水の思想を受け入れやすかったのであろう²¹⁰。このようにして、劉師培と何震は無政府主義の影響を受けて、東京で活躍し始めたのである。

『天義報』の特徴として挙げられるのは、本誌を刊行する女子復権会が、後に無政府主義を標榜したという点であろう。

女子復権会の主宰者であった何震は、自らが「女子復仇論」「女子解放問題」などを発表しており、『天義報』創刊の主旨も「固有の社会を破壊し、人類の平等を実行することを以て主旨とし、女界革命を提唱するほか、あわせて種族・政治・経済の諸革命を提唱する」²¹¹とあるように、一部で無政府主義的な主張も見られるものの、本誌の中心は女性解放にあった²¹²。

吉川榮一によると、「『天義』報社に寄付金を寄せてきた女性は最初の二ヶ月余りだけで18人上っており、……寄付金を寄せた者の中には、何香凝、唐群英、方君瑛ら著名な

「天涯紅涙記」について」（『アジア文化研究』19、2012）、渡邊朝美「中国近代文学における恋愛小説の先駆：蘇曼殊「碎簪記」について」（『熊本大学社会文化研究』9、2011）、柳亞子『蘇曼殊研究』（上海人民出版社、1987）、中菌英助『桜の橋：詩僧蘇曼殊と辛亥革命』（河出書房新社、1984）、朱傳譽『蘇曼殊傳記資料』（天一出版社、1979）等参照。

²⁰⁸ 幸徳秋水は、社会運動家、無政府主義者である。1897年頃から社会主義運動を始め、堺利彦、片山潜らと日本社会民主党を結成。日露戦争時も『平民新聞』で反戦論を展開する一方、『共産党宣言』を初めて邦訳掲載している。1906年まで半年間渡米し無政府主義へ傾倒し、帰国後には直接行動論を主張する。幸徳秋水に関する先行研究も多数に登るため、ここでは孟芮竹「幸徳秋水と中国天義派の平民主義とアナキズム——『共産党宣言』の翻訳を端緒に」（『創価法学』51（3）、2022）のみを紹介。

²⁰⁹ 嵯峨隆『近代中国の革命幻影：劉師培の思想と生涯』（研文出版、1996）75～77頁参照。

²¹⁰ 張淑婷「『天義報』に見られる日本の影響」（『文化交渉』8号、2018）97頁参照。

²¹¹ 原文は以下の通りである「以破壊固有之社会、實行人類之平等爲宗旨、於提倡女界革命外、兼提倡種族、政治、經濟諸革命、故曰『天義報』」。清史研究叢書『天義・衡報』（中国人民大学出版社、2016）580頁。

²¹² 嵯峨隆『近代中国の革命幻影：劉師培の思想と生涯』（研文出版、1996）79～80頁。

周作人の投稿状況を概観してわかるのは、当初は女性に関する内容で占められていたが、徐々に漸減する傾向があること。そして当初は来稿欄に掲載されるに止まっていたが、その後に翻訳や読書雑記、時事評論や社説まで担当するなど、明らかに『天義報』との関係は密接となっているが、『天義報』が方針転換した1907年10月30日以後、周作人はさまざま『天義報』の投稿から手を引いていることがわかる（詳細は、考察上の便宜から「**第三節 アナキズムから「良妻賢母」への転換**」で後述する）。

表3 『天義報』に掲載された周作人の記事²¹⁸

篇名	号数	日付	欄目
①絶詩三首（刺女界也）	『天義報』4号	1907年7月25日	来稿
②婦女選挙権問題（来稿）	『天義報』4号	1907年7月25日	来稿
③婦女選挙権問題（譯叢）	『天義報』7号	1907年9月15日	譯叢
愛理薩阿什斯珂 読書雑拾（一）	『天義報』7号	1907年9月15日	雑記
喬治愛里阿德 読書雑拾（二）	『天義報』7号	1907年9月15日	雑記
西伯利亞之囚 読書雑拾（三）	『天義報』7号	1907年9月15日	雑記
斯諦勃罈克 読書雑拾（四）	『天義報』8-10合併号	1907年10月30日	雑記
裴象飛 読書雑拾（五）	『天義報』8-10合併号	1907年10月30日	雑記
文章之力 読書雑拾（六）	『天義報』8-10合併号	1907年10月30日	雑記
中國人之愛國	『天義報』11-12合併号	1907年11月30日	時評
見店頭監獄書所感	『天義報』11-12合併号	1907年11月30日	時評
④防淫奇策	『天義報』11-12合併号	1907年11月30日	時評
論俄國革命與虚無主義之別	『天義報』11-12合併号	1907年11月30日	社説

このようにして周作人の『天義報』への投稿は突然終焉を迎えてしまったが、『天義報』自体もその後程なくして廃刊となっている。これは『天義報』編集部の主導による急速な無政府主義が、読者からの支持を急速に失ったことによるものと思われる。

その上で、無政府主義へ傾斜する以前の『天義報』に、周作人はいかなる文筆活動をしているのであろうか。それをまとめておきたい。

²¹⁸ 篇名の分類は周作人著、鐘叔河（編）『周作人散文全集（1）』（広西師範大学出版社、2009）による。

『天義報』に掲載された周作人の記事は、合計 13 篇にのぼるが、その中で女性に関する記事は、①「絶詩三首（刺女界也）」（『天義報』4号）、②「婦女選挙権問題」（『天義報』4号）、③「婦女選挙権問題」（『天義報』7号）、④「防淫奇策」（『天義報』11-12 合併号）の合計 4 篇がある。全体の投稿数に対して、4 篇は些少に過ぎる印象があるものの、他の投稿に比べても長大な論説であり、彼の女性観をうかがうことができる格好の材料となるのだ。

以下、それぞれの投稿内容について検討してみたい。

3. 『天義報』投稿記事にみえる周作人の女性観

『天義報』の中で周作人が記した女性に関する投稿は、大きく三つの内容に類別できる。それが、当時における中国女性の実情（①）、女性参政権問題（②③）そして、姦通問題の予防策（④）であろう。

(1) 中国女性の実情（①）

周作人の『天義報』への投稿は 4 号に始まるが、本号に投稿したものに「絶詩三首（刺女界也）²¹⁹」がある。そこでは、

- (一) 爲欲民新生、辛苦此奔走。學得調羹湯、歸來作新婦。
- (二) 不讀宛委書、卻織兜央錦。織錦長一丈、春華此中盡。
- (三) 出門有大希、竟事不一映。碌碌墮庸軌、芳徽永斷絕。

彼はこのような五言絶句の三首を投稿しているが、いずれも近体詩の韻律に則っていない。周作人は 13 歳の時に『論語』『孟子』『詩經』『易經』等を読了しているが、彼本人は「總不會寫、也看不懂書（ずっとうまく書くことができず、読む事もできなかった）」²²⁰とあるほか、經典類は一二度読んだら「全部還給了先生了（全て先生に返してしまった）」

²¹⁹ 『天義報』4号「爲欲民新生、辛苦此奔走。學得調羹湯、歸來作新婦。不讀宛委書、卻織兜央錦。織錦長一丈、春華此中盡。出門有大希、竟事不一映。碌碌墮庸軌、芳徽永斷絕。」萬仕國・劉禾校注『天義・衡報』上（中国人民大学出版社、2016）351 頁。

²²⁰ 「我學國文的經驗」（周作人著、鐘叔河（編）『周作人散文全集（4）』（広西師範大学出版社、2009）768 頁。

²²¹と回想しており、古典には関心を抱いていなかったように思えるが、これは彼の謙遜であろう。何となれば、この時期に杭州に戻り祖父の周福清から八股文と試帖詩²²²を学んでいるほか、彼の回想にも「平日除規定看『綱鑑易知録』、抄詩韻以外、可以隨意看閒書（平日は『綱鑑易知録』を読む事と、詩韻を書く約束だったことを除いては、趣味の本も自由に読む事ができた）」²²³とあるので、恐らくは五言絶句の韻律は知っていた可能性が高い。そのため、『天義報』掲載の三首における韻律無視は確信的行動と思われ、近体詩の韻律を旧態依然とした存在して敢えて無視したものと推測されるのである。

また絶詩（一）「爲欲民新生、辛苦此奔走。學得調羹湯、歸來作新婦」では、新しい生活を求め刻苦奔走したが、結局は料理（羹湯）を学んで嫁に行く、という当時の女性が取る竜頭蛇尾ぶりを表現しているように思える。また次の絶詩（二）「不讀宛委書、卻織兜央錦。織錦長一丈、春華此中盡」では、宛委²²⁴の書を読まずに鴛鴦の錦を織る。織った錦は長さ一丈にもなるが、女性はこれに人生を費やす。という大意であり、ここでは新しい知識を学ぶことなく、針仕事で一生を終える女性への哀切を述べているように思われる。そして絶詩（三）「出門有大希、竟事不一映。碌碌墮庸軌、芳徽永斷絶」では、大志を抱いて家を出るが、勝ち得たものは僅かに過ぎず、碌碌として凡庸の軌に墮ち、美德は永遠に断たれてしまう。という意味であろう。これも向上心を抱き、古い家を出たものの、結局は時流を抗うことが出来ず、かけ声倒れで虚しく人生を終わる女性を表しているものと思われる。周作人自身も後年これらの絶詩を「此蓋諷刺當時女學生之多專習工藝家政者（これは、当時針仕事や家事を学ぶ女学生が多いことを皮肉ったものである）」²²⁵とある通り、当時の中国の女性の現状を風刺し、警鐘を鳴らすためであったものと思われるのである。

そしてその警鐘の一つは何かというと、女性参政権であったのである。

²²¹ 「小説的回憶」周作人著、鐘叔河（編）『周作人散文全集（9）』（広西師範大学出版社、2009）488頁参照。

²²² 試帖詩とは、隋唐以来清末まで行われた官吏登用試験である科挙試験の課題として制作される詩である。これら宮廷の公式の席で制作する詩は律詩または排律が原則であった。詩帖詩については高津孝「琉球詩課と試帖詩」（『鹿大史学』43、1995）参照。

²²³ 「我學國文的經驗」周作人著、鐘叔河（編）『周作人散文全集（4）』（広西師範大学出版社、2009）769頁参照。

²²⁴ 宛委は、浙江省紹興県の東南にある山の名前。会稽山の支峰。一名玉筍山、天柱山とも言う。宛委居士は宋代陳恕可の号、宛委山人は郭宗昌の号、宛委山房は清代曹仁虎の室名。諸橋徹次『大漢和辞典（3巻）』（大修館書店、1956）983頁参照。

²²⁵ 「雑詩題記」周作人著、鐘叔河（編）『周作人散文全集（9）』（広西師範大学出版社、2009）667頁参照。

(2) 女性参政権問題に関する論説 (②③)

社会への反感を抱きながらも、結局は料理や家事を学び、元の鞅に収まってしまう当時の女性に欠けていたのは女性の自覚である。「絶詩三首」でそのように考えた周作人が、その問題を解決すべき方法として注目したのが、女性参政権問題であった。

周作人は「絶詩三首」と同じ『天義報』4号に②「婦女選舉權問題²²⁶」を投稿している。ここでは、イギリスの雑誌にある「女性に選挙権を与えるべきか否か」という論説記事を翻訳している。その記事ではトーマス・ハーディ夫人とバーナード・ショー夫人のコメントを引用しながら、女性参政権の必要性について論じている。それには、

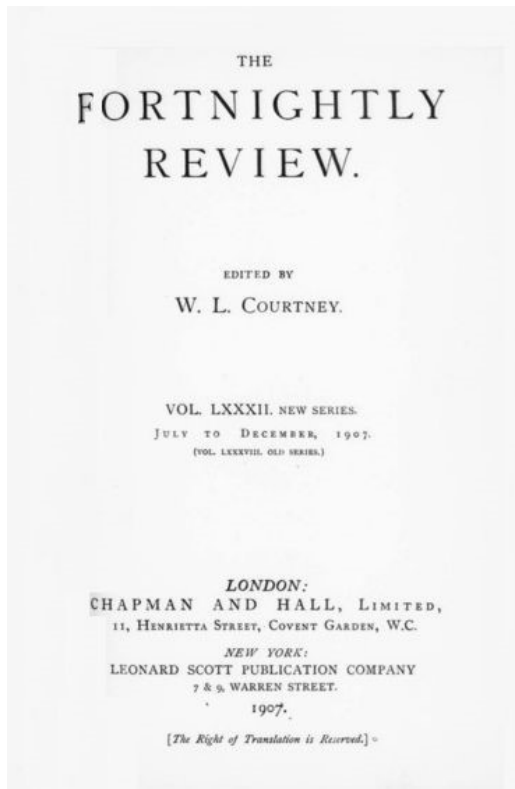
(一) 哈第夫人之意謂……今也、吾人之立法、僅止一面爲單性者耳。於男女之間、皆大勿利。……第以理言、治國經世之業、實最适于婦人。故男子而欲尙力爲拒抵、併此權斬之。而必以獨治爲佳、則於理爲巨謬。使他日者、兩性政治洵能代立、斯其爲益于羣者、必甚大且博；而貽福于子孫者、乃尤爲無可量也。

(二) 蕭夫人則謂……「婦人勿能執兵、毋得選舉」之說、尤嘲之甚、曰：「彼論者其知之矣。吾屬婦人雖以習之拘、未嘗一與軍旅、顧危其生命、孕育雛嬰、以益長其國族者、其數較男子（指執兵者）爲衆、而事亦爲常。故其謂女子勿能執兵、毋得選舉、無甯謂男子勿能育兒、毋得選舉之爲說較佳而衷于理也。」然此一節、尙非女權論者所欲力斥之要點。其最要之處、則以男子意見、乃欲佔有婦女、如其家奴與爲歡娛之物。

とある。そこではハーディ夫人のコメント内容——すなわち彼女が「現在我々の法律制定は男性のみで行われているが、これは男性女性双方に有益ではない。国や世界を治める仕事は女性に適しており、将来男女共同で政治を行うようになれば、その恩恵は広範な地域で後世にまで及ぶであろう」と述べている点に、周作人は関心を示している。そして続くショー夫人のコメントで周作人が注目したのは、女性参政反対論に対する論駁である。ここでは「女性には徴兵がないから、選挙に参加すべきでない」という英国国内の意見に対して、「女性は命をかけて子供を育てることで、国を富強にしている。そのため選挙に参加する方が理にかなっている」というショー夫人の反論を紹介している。

²²⁶ 『天義報』4号所載、周作人著、鐘叔河（編）『周作人散文全集（1）』（広西師範大学出版社、2009）349～351頁参照。

ここまでの周作人の英国の女性参政権に関する論説の紹介であるが、彼はこれら論説に



The Fortnightly Review 1907: Vol 82

付け加える形で、重要な点は別にもあると述べ、「則以男子意見、乃欲佔有婦女、如其家奴與爲歡娛之物（それは男性が女性を家内奴隷やもてあそびものとして囲い込もうとする考えである）」と、初めてここで彼独自の視点を提示している。

これは先にも若干示したが、この論説方法が周作人独自のスタイルであり、彼の言論活動の特徴でもある。それが「自らの思想に見合った文章を引用したり翻訳したりして自分の言説を代辯させるという方法」²²⁷である。それは彼の留学前の——つまり『女子世界』における活動から同様の手法が試みられていたが、留学後の『天義報』でもそれを踏襲していたことが、ここからもわかるのだ。

次の『天義報』7号に掲載された③「婦女選舉權問題（譯叢）」²²⁸（1907年9月15日）で「譯叢」に分類されているため、編集者は翻訳記事と判断したのだろう。

記事では、イギリスの雑誌『Fortnightly Review』に掲載された論文を紹介したものであるが、その論文のタイトルは「性別と選挙権」であり、生物学的側面から女性の権利問題を論じたものであった。そしてその内容は、古来男性が支配者であり続けた社会であったが、今後は女性の持つ徳や義が重要性を増すに違いないというものであり、科学的知見を拠り所として婦女選挙権の正当性を述べたものであった。またフィンランドで選出された議員の中で、19人は婦女であったということを取り上げ、フィンランドの女性は国を救うために政治や社会で活躍しているという、北欧での女性の社会的進出を報じている²²⁹。

²²⁷ 森雅子「或る女性の影：周作人の文學的出發」（『中國文學報』69, 2005）80頁参照。

²²⁸ 『天義報』7号所載周作人著、鐘叔河（編）『周作人散文全集（1）』（広西師範大学出版社、2009）399～401頁参照。

²²⁹ 「今年芬蘭婦人、得選舉爲議員者十九人、史上僅事也。芬蘭女士裴列伯瞿（Mcikki Friberg）氏就雜誌 Datny Aaihundrede 中作文論之、有雲：此舉之成、有因緣焉。幾許年來、芬蘭國人爲其祖國自由、拚死爲戰、而女子有與其事、強幹信直、勇不畏死、初不亞其父兄夫子、且竟出資財以助働作、或刊文狀鼓舞國人。其以是故囹圄流放之禍者、蓋不鮮見焉。女子以其經歷所得、知欲救其國、爭得自由、則統舉一」周作人著、

以上が周作人による翻訳紹介であるが、この記事の直後に「記者識（記者識す）」として別人とおぼしき短評が加えられている。そこには、

婦人参政、爲近日一大問題、然既爭参政之權、卽係承認有國家、有政府也。故本社之旨、在于滅絕人治、弭消男子之特權、使男女歸於平等、不僅以婦人参政爲目的也。

日一日と女性の政治参加が大きな問題となっていますが、政治参加権を争うということは、国家や政府の存在を認めることになってしまいます。本会の目的は人治を絶滅させることであり、男性の特権をなくし男女を平等にすることであり、よって、女性の政治参加だけを目的としているわけではありません。（拙訳）

という但し書きが添えられている。このような短評を入れられた点に、周作人も強い違和感を覚えたに違いない。

それまでの『天義報』の掲載内容を振り返れば、創刊当初から「女子無議政之權、女子之大羞也、女子爭議政之權。又女子之天職也（女性に参政権がないのは、大変恥ずべき事であり、政治を論じる権利を争うのは当然の義務である）」と述べ²³⁰、女性は妾に囲われるよりも兵役につくことが名誉ではないかとまで言及していた²³¹。そして周作人の女性参政権の是非を論じる投稿「婦女選舉權問題」も4号に掲載されており、ここまでの本誌の立場は一貫していると周作人も考えたに違いない。

しかも7号にある周作人の翻訳記事もタイトルは、4号とまったく同じ「婦女選舉權問題」であり、周作人は英国からの最新情報を翻訳することで将来的な女性参政権の可能性を示す目的で投稿したに違いない。それではなぜ『天義報』では、このような注記を入れたのか、もしくは入れざるを得なかった事情があったのであろうか。

周作人が抱いていた疑問が解けたのが、いつからなのかは判然としない。ただ『天義報』

鐘叔河（編）『周作人散文全集（1）』（広西師範大学出版社、2009）61頁参照。

²³⁰ 志達「悲哉男權専制」、初出『天義報』1号（1907年6月10日刊行）『天義・衡報』上（中国人民大学出版社、2016）272頁参照。

²³¹ (1) 「由於女子不從事戰爭、而戰爭之役悉屬於男。男子日有死亡、故女多男少。今為女子者、與其甘心為妾、受辱而死、曾不若實行破壞、死于沙場、猶有日後之榮名也」震述「女子宣布書」、『天義報』1号『天義・衡報』上（中国人民大学出版社、2016）43頁参照。(2) 「嗚呼！觀此三事、則古代賤視女子也久矣。惟其賤視女子、故于女子之權利削奪殆盡。一日兵權、二日政權、三日學權。」『天義報』第2号所載震述「女子復讐論」『天義・衡報』上（中国人民大学出版社、2016）68頁参照。

を見る限りでは、1907年10月30日刊行の『天義報』8-10合併号に掲載された何震の論説「婦人解放問題」の中にある一節から本誌の方針転換を読み取った読者が多かったに違いない。その一節には、

今日之女子、與其對男子爭權、不若盡覆人治、迫男子盡去其特權、退與女平、使世界無受制之女、亦無受制之男、夫是之爲解放女子！夫是之爲根本改革！奚必恃國會政策、以爭獲選舉權爲止境哉？

今日の女性は男性に対して権利を争うよりはむしろ人治を転覆し、男性の特権を解消させて、女性と平等の位置まで退かせることを迫り、それによって、世界に抑圧される女性を無くし、また抑圧される男性をも無くす。これこそ女性の解放であり、これこそ根本的な改革である。どうして議会制度を頼りにし選挙権の獲得要求を以て終わりにすべきなのだろうか？²³²

とあり、この時点で女性参政権の獲得ではなく、既存の政体打破による男女平等が問題を解決するとしているのである²³³。

そのため、婦女選挙権に関する論説では『天義報』への掲載が望めないと判断した周作人は、次に白羽の矢を立てたのが姦通問題であった。

(3) 姦通問題の打開策 (④)

周作人が投稿した記事は、女性参政権問題が中心であった。ところが11-12合併号で『天義報』へ投稿したものは、姦通問題の予防策となる論説「防淫奇策」であった。

冒頭で彼は『礼記』礼運篇にある人間の本性（食欲と性欲）を指摘し、人間の本性は制限されると「淫・盗」の悪が生じる²³⁴が、その人本性を全うすることで、「淫・盗」は自

²³² 震述「婦人解放問題」、『天義報』8-10合併号所載。前掲『周作人散文全集（1）』142頁。なお訳文は、喬志航「異なる未来への想像：『天義』から見るアナキズムの平等と労働」（『東洋文化研究所紀要』161号、2012）165頁の訳文を引用。

²³³ 『天義報』が無政府主義を掲げた理由は、同年の8月に劉師培が日本無政府主義組織の「社会主義金曜講演会」を手本にして「社会主義講習会」を発起したからである。その「社会主義講習会」の宗旨は「社会主義を実行することにとどまらず、無政府主義を目的とする」ことである。公権「社会主義講習会第一次開会記事」、『天義報』6号所載。前掲『周作人散文全集（1）』308頁参照。

²³⁴ 「『礼記・礼運篇』有云、飲食男女、人之大欲存焉。告子亦曰、食色性也。是則食色二端、爲人本性；人人各各遂其飲食男女之欲、則淫盜之惡息。至於食色二端加以限制、使之不能遂其性、則淫盜之惡遂生。」前掲『周作人散文全集（1）』（広西師範大学出版社、2009）78頁参照。

然と消えるという自らの着想を説明している。

周作人は人間の基本的な欲望を肯定したのである。その上で、「淫・盗」がなぜ罪悪なのかという原因を彼は追究し始める。

その過程で彼は、「且淫盜之所以爲惡名者、以人人私有其女子並私有其財産也（人々が女子並びにその財産を私有にしようとしたからである）」と、女性は男性の動産（私有財産）と見做されていた中国社会の歴史を紹介した上で、さらに彼は「以女子爲一己所私有、故禁他人之淫、而以犯淫者爲罪惡；以財産爲一己所私有、故禁他人之盜、而以盜物者爲罪惡、豈知以女子財産爲私有者、已犯天下之首惡（女子を己の私有物と見なし、故に他人の淫を禁じ、淫を犯したものを罪悪だとする。財産を己の私有物と見なし、故に他人の盜を禁じ、盜をしたものを罪悪だとする。あにはからんや、女子財産を私有物と見なすことこそ、そもそも天下の首惡を犯したのである）²³⁵」と述べ、女性を男性の私有物という慣習に問題があると考えている。

重ねて彼は、社会的地位の高い男性が女性を独占し、彼女たちを囚人のように家に閉じ込める結果を生み出したこと。しかも女性は離婚の自由も奪われた上に、厳しい貞操道徳を強要されるといういびつな社会構造が生み出されたという。したがって今日までの婚姻は自由恋愛によるものではないため、男女の基本的な欲望が遂げられる筈はなく、そこに淫悪が生まれるのだと指摘し、中国の伝統的な婚姻習慣に潜在する根本的な問題点を洗い出している。

その論説を制作する中で周作人は、中国の伝統的な婚姻習慣を批判するため、今後あるべき中国の理想的な婚姻習慣を例示する必要性を感じたに違いない。そして彼独特の論説スタイルから見れば、欧米各国の好例を掲げるのが常道と思われる。しかし彼は、それまでの彼では想像もつかない言葉で、欧米各国の婚姻についてこのように述べているのである。その想像もつなかない言葉とは、

歐美各國、其男女結婚離婚雖克自由、然亦僅有其名耳、實則男女婚姻、受宗教法律及偽道德之制裁者、不知凡幾。或兩情相悅、以門第財産之差別、不克遽遂其情、是則今日之婚姻、均非感情上之婚姻也。既非出于自由戀愛、則男女之大欲不克遂、淫惡之生、乃事理所必然。

²³⁵ 劉軍「『新青年』時代の周作人と日本：「貞操論」を中心に」（『人文学研究所報』、2004）の訳文参照（一部修正）。

欧米における婚姻には自由があるが、実際には欧米ですらまだ宗教、偽道徳、法律に縛られていて完全に自由ではない。金銭、家柄、地位に縛られている現状では自由恋愛ではありえない。ここにも男女の基本的な欲望が遂げられず、淫悪が生まれるのが当然である。

であり、先進的な社会と中国人が考えている欧米各国でさえも、様々な因襲に阻害され、自由恋愛が実現できていないと周作人は記しているのである。その点は極めて重要である。

ではなぜこの文章が重要なのか。それを説明する。

それまでの周作人の論説は、彼が共感し支持する他者の論説を例示しながら自説を主張していた。また、その主張も「まだ時代の主潮に寄り添う部分が多かった」²³⁶のである。

ところが「防淫奇策」では、周作人の論説で定番となっていた、支持する論拠の提示が前面から姿を消し、さらに彼が時として先進的な理想社会として掲げられることが多かった欧米社会すらも批判の対象としたこと。そして中国でも欧米でもない、理想の社会を周作人自らが初めて描き出した点に、その重要性が認められるのである。

4. 周作人にとって『天義報』とは何だったのか

それでは、周作人にとって『天義報』とはどのような存在であったのか。これをまとめておきたい。

『天義報』は中国語雑誌である。来日から間もない、まだ日本語を習熟していない周作人にとって、彼の居住地である東京市内で刊行される中国語雑誌に、彼は親近感を覚えた可能性が高く、それが彼にとっても好都合であった点は疑いない。そして当時世界的に動向が注目された無政府主義への関心も垣間見える²³⁷。

ただこれらの動機は、投稿に至るまでのものであり、その後も継続して旺盛な投稿活動を継続した理由にはならない。

それでは彼にとっての『天義報』の意義——より具体的に言えば『天義報』に投稿を継続した意義は何であったのか。それは雑誌の持つ特性に由来すると考えられる。彼は自説を訴えるために『天義報』に投稿した。それは世論に訴える行動である。しかし雑誌は投

²³⁶ 森雅子「或る女性の影——周作人の文藝的出發」（『中國文學報』69、2005）80頁参照。

²³⁷ 周作人はクロパトキン『ある革命家の手記』の一部分の要約を『天義報』に発表したことから見れば、周作人が無政府主義傾向を持つ『天義報』に共感したことも投稿した理由になるだろう。小川利康『叛徒と隠士：周作人の一九二〇年代』（平凡社、2019）77頁参照。

稿する媒体のみならず、同じ志を持つ論者の言説を知る媒体ともなる。また本誌7号では、自らの投稿内容に公然と批判的寸評が加えられたのだ。

これは『天義報』が無政府主義へと方針転換した結果の行為であるが、この寸評によって、周作人自身も、それまでの他者の論説に根拠を求めるスタイルと、欧米至上主義的な判断を一新させている。寸評が直接的な変化を生み出したのかは、即断できない。しかし少なくとも『天義報』への継続的な投稿活動によって、同じ志を持つ論者の言説に触れ、自らの論説をより高いレベルへと磨きをかける機会を得た。それが周作人にとっての『天義報』の存在意義ではなかつたらうか。

1908年秋、周作人は立教大学に入学し英文学と古典ギリシア語を学ぶかわら、その翌年には彼の下宿の賄い婦に雇われていた羽太信子と結婚している。その後兄の魯迅は帰国するが、周作人は日本にとどまり、日本語や日本文学を学び、1911年秋に妻を連れて帰国しているが²³⁸、その後の彼の女性観はいかなる変化を見せたのであろうか。

第三節 アナキズムから「良妻賢母」への転換

先に筆者は「2. 周作人と『天義報』」の中で、『天義報』に対する周作人の投稿状況について紹介した。当初彼と『天義報』との関係は良好であり、周作人の投稿はまず来稿欄への掲載に始まり、その後に翻訳発表や読書雑記、時事評論を経て、後には『天義報』社説まで担当するなど、明らかに『天義報』との関係が密接なものになっていた。

しかし『天義報』は1907年10月より、その活動方針を女性解放運動から無政府主義へと転換する。『天義報』編集部がアナキズムを標榜する姿勢を鮮明にした時点で、周作人は『天義報』の投稿から手を引いていた。

周作人が『天義報』と縁を切った理由は、彼自身は述べていない。ただ、その判断は極めて迅速であった点からも、彼が即断できる明確な判断材料を持っていたことが推察できる。そしてその推察の中でもっとも説得力がある論拠としては、女性参政の問題をいの一・番にあげることができるのではないか。

1. アナキズムからの逃避

²³⁸ 張菊香・張鉄榮『周作人研究資料』上下冊（天津人民出版社、1986）18～21頁参照。

女性が国政に参加する権利を有すること——つまり女性参政の問題は、周作人にとって決して妥協することのできない点であった。これは『天義報』に投稿した内容からも明らかである。

例えば彼が『天義報』に初投稿した内容も「婦女選挙権問題」であったという事実と、「女性に選挙権を与えるべきか否か」という論説について、『天義報』の編集子から「記者識（記者識す）」として異議を唱えられた直後に、彼は過度な反応を見せ、他に類を見ない創見「防淫奇策」を発表した点を我々は看過してはならない。つまり、「防淫奇策」の構想を実現させるに至った強いモチベーションは、彼にとって他に代えがたい存在であった女性参政権問題に対して編集部から横やりを受けたことによる「怒り」から発生したと考えられるからである。

そのため周作人と『天義報』とが袂を分けた決定的な要因に、雑誌のアナキズム転向があるのではないか、という仮説が成り立つ。では、『天義報』編集部の無政府主義者は、女性参政権をどのように考えていたのか。

今一度『天義報』を繙き、刊行号を遡って行くと、彼らが明確にアナキズムを掲げるのは8-10合併号からであることがまず分かる。それは8-10合併号から『天義報』の宗旨が「一切の現今の人治を転覆する」と改められている点からも、この時期に転向を決断したことは想像に難くない。そうすると、『天義報』8-10合併号の刊行時期である1907年10月以前に、『天義報』の編集部スタッフの間で何らかの出来事——より具体的に言えばアナキズムへの転向を決断する何らかの事件——が発生していた可能性があるだろう。

そこで嵯峨隆による『天義報』に関する博士論文を入手し、この時期の『天義報』の編集部スタッフの動向を調査すると、一つの記録に目がとまった。

それは1907年8月に、『天義報』の共同編集責任者である劉師培が、日本アナキズム組織の「社会主義金曜講演会」²³⁹を手本にして「社会主義講習会」を発足したという記録である²⁴⁰。そしてその「社会主義講習会」の主旨は「社会主義を実行することにとどまらず、アナキズムを目的とする²⁴¹」とあり、ここで明確に「アナキズムを目的とする」と記されているのである。

²³⁹ 1907年9月6日、幸徳秋水、堺利彦、山川均ら本郷の平民書房で「社会主義金曜講演会」を開いた。

²⁴⁰ 嵯峨隆『近代中国の革命幻影：劉師培の思想と生涯』（研文出版、1996）80頁。

²⁴¹ 公権「社会主義講習会第一次開会記事」、『天義報』第6巻、1907年9月1日。

ではなぜ周作人はアナキズム化した『天義報』から早々に手を引いたのか。それは当時の日本ではアナキズムは危険思想と見做されており、1910年には社会主義者や無政府主義者を逮捕・起訴して死刑や有期刑判決を下す大逆事件が発生し、『天義報』の劉師培と何震が親しくしていた幸徳秋水²⁴²も処刑されている。周作人の『天義報』との決別は大逆事件発生から2年余り前であるが、この段階で周作人は『天義報』への投稿は後々我が身に危険をもたらすと察知したのであろう。



幸徳秋水の死刑判決記事（『東京朝日新聞』1911年1月19日）

また、より直接的に周作人を決断させた根拠は、アナキズムが政府の存在を否定したからと思われる。周作人の見解は女性の参政権の獲得、つまり女性の政治参加であるが、彼が「女性が積極的に参加すべき」と力説した政府の存在を、真っ向から否定したアナキズムは、彼にとって過激この上ない存在であったに違いない。恐らくは、『天義報』の宗旨に掲載された「国家支配の転覆」「国家の打破」の文言を見て、彼は早々に『天義報』との決別を考えたと思われるのである。

²⁴² 『天義報』と幸徳秋水については、吉川榮一「何震と幸徳秋水」（熊本大学『文学部論叢』79、2003）参照。

かくして相思相愛の関係あった『天義報』と離別した周作人は、それ以後、迷走と模索を始める。

『天義報』との決別以後における周作人の変化であるが、その特徴を端的に示すものに、彼の論説「婦学商兌」²⁴³（1914年）があろう。彼は投稿先に教育雑誌を選んでいる。女性の参政権獲得を自認する彼であれば政論誌への投稿が最適解と思われるが、この時期に教育雑誌に——しかも故郷である紹興の雑誌に投稿したのは、なんらかの彼の心境変化を裏付けているように思われる。

かかる疑念を抱きつつ「婦学商兌」を繙くと、我々は些か驚きを感じるであろう。それは何故かという、周作人が「良妻賢母の必要性」を公言していたからである。

彼は「婦学商兌」の中でこのように述べている。

——今社會之所需者、不在一二女傑、而為多數之賢母良妻、以奠家庭教育之基²⁴⁴
(今の社会で必要なのは、僅かな女傑ではなく、家庭教育の基礎を定める多数の良妻賢母である)

梁啓超に追随し声高に提唱した「女傑」、そして留学以後の女性の参政活動という看板を下ろし、習作時は女性への新しい期待として「良妻賢母」を提唱したのである。

2. 新たな「良妻賢母」を提唱

「良妻賢母」は夫にとって良い妻であり、なおかつ子供にとってよい母親である女性のことを意味する。「良妻賢母」は中国では「妻賢良母」と呼ばれるが、その意味は同一であり、殊に中国では伝統的な儒教的な女性像の代名詞として当時用いられていた。

この周作人の変節は「先祖返り」に近く、周作人がこれまで行っていた自らの活動を根底から揺るがす見解へと立ち戻っている。なぜ彼は良妻賢母なる陳腐な女性像に方針を転換したのであろうか。その理由は意外なところにあった。

²⁴³ 周作人「婦学商兌」初出：『紹興教育雑誌』第2期、1914年12月。周作人著・鐘叔河編『周作人散文全集（1）』（広西師範大学出版社、2009）。

²⁴⁴ 周作人「婦学商兌」初出：『紹興教育雑誌』第2期、1914年12月。周作人著・鐘叔河編『周作人散文全集（1）』（広西師範大学出版社、2009）379頁。



弟周建人との集合写真（1912年撮影）
周作人（後列右）と妻と長男（前列右）

「婦学商兌」に見られる変節の前兆は、その前からうかがえる。

『天義報』と決別した周作人は4年後に帰国し、1912年には浙江省軍政府の省視学として杭州へ赴任する。この時期に彼が発表した評論に「家庭教育一論」²⁴⁵がある。ここで彼は「家庭教育，以母為主（家庭教育は主に母を中心に行われる）」²⁴⁶とした上で、

惟在中國，今言家庭教育，則有二事當先理治者：一曰兒童研究，一曰婦人問題是也。教育之事，始於胎教，以精神感應所系甚大²⁴⁷

（少なくとも中国では、現在の家庭教育において最優先で取り組むべき重要な事項は二つある。一つは子供の研究であり、もう一つは女性の問題である。精神的な感覚が非常に重要であるため、教育は胎教から始まるべきである）

と述べている。ここで論じられる「母」「児童」という文字は、これまでの周作人の論説にはない新しいワードであるほか、そして「胎教」「家庭教育」の重要性は、今までの周作人の見解では登場しなかった。

——家庭教育において女性が中心的な役割を果たし、教育は胎教から始まる。この論調は、何と『天義報』以前に彼が敬慕した梁啓超の主張、つまり優生学的見地から、女子教育の振興は母親教育が重要であり、胎教が有益であるという論説と類似しているのである。

²⁴⁵ 周作人「家庭教育一論」初出：『天覚報』第46号、1912年12月16日。周作人著・鐘叔河編『周作人散文全集（1）』（広西師範大学出版社、2009）253頁。

²⁴⁶ 周作人「家庭教育一論」初出：『天覚報』第46号、1912年12月16日。周作人著・鐘叔河編『周作人散文全集（1）』（広西師範大学出版社、2009）254頁。

²⁴⁷ 周作人「家庭教育一論」初出：『天覚報』第46号、1912年12月16日。周作人著・鐘叔河編『周作人散文全集（1）』（広西師範大学出版社、2009）254頁。

この変節が梁啓超に対する関心の再燃を連想させるが、実際はそうではない。周作人にとって最も大きな関心事は梁啓超ではなく、長男の誕生にあったのである。この長子の誕生でそれまでの家庭生活は一変するとともに、児童に対する家庭教育の重要性、そして家庭教育における女性の役割を実体験として認識するに至ったのである。

周作人は東京の留学先で日本人の羽太信子と結婚していたが、1912年5月に長男（豊一）が生まれ、1914年7月に長女（静子）が、そして1915年10月に次女（若子）が生まれている。この時期の周作人は児童に関する文章を相次いで発表し、児童文学の紹介と推進に尽力していた。これらの変更は周作人が一男性から夫、そして父親という家族での立場がかかる変化を生み出したのであろう。例えば、『周作人日記』を読むと、長男が生まれてからの半年後から、玩具の購入記録が目立つようになり、さらには、1914年1月刊行の『紹興県教育会月刊』第5号には、「玩具研究一」²⁴⁸と「玩具研究二」²⁴⁹を掲載し、1922年3月に『北京週報』第10号に掲載された周作人自身が書いた詩「小供」では、自らの心情を彼はこのように述べており、彼の境遇の変化が直接的な要因であったことは間違いない。

——私は自分の子供のために初めて小供を愛し、自分の妻のために女を愛し、自分のために人を愛した。

かくして発表された周作人の評論「家庭教育一論」であるが、帰国した彼の眼には、当時の中国社会における女性はどのように映っていたのであろうか。

中國婦人，素鮮問學，隨順自然，心為形役，逐逐於塵根之享，忘其自己，更不知有家庭，新舊雖殊，其行則一。今之女子，標揭高義，以求新生，乃實行未章，但有驕色。（中略）與昔之容悅取好，復何所異。²⁵⁰

（中国の女性は学問を求めることが少なく、なすがまま、なされるがままであったため、世俗の楽しみにばかり心を奪われ、自己を忘れ、家庭があることさえ気

²⁴⁸ 周作人著、鐘叔河（編）『周作人文類編⑤：上下身一性学・児童・婦女』（湖南文芸出版社、1998年）に収録、867頁。

²⁴⁹ 周作人著、鐘叔河（編）『周作人文類編⑤：上下身一性学・児童・婦女』（湖南文芸出版社、1998年）に収録、871頁。

²⁵⁰ 周作人「家庭教育一論」初出：『天覚報』第46号、1912年12月16日。周作人著・鐘叔河編『周作人散文全集（1）』（広西師範大学出版社、2009）254頁。

づかないことがある。時代が変わろうとしても、女性たちの行動は共通している。
今の女性は、高い理想を掲げ、新しい生活を求めているようだが、実際の行動としては昔よりまだ進んでおらず、傲慢な態度を持っているだけである。（中略）
昔の女性が美しい容姿で男を喜ばせることと何ら変わりがないのだ

彼は言う。現在の中国女性は高い理想を掲げ、新しい生活を求めるようになったものの、お高くとまっており、自ら学ぼうという姿勢に欠け、実際の行動が伴わないと。また彼の目から見れば、現在の女性は「昔の女性が美しい容姿で男を喜ばせていた点は何ら変わりがない」という旧態依然とした段階にあるという。そのため「女子が自覚を持たないなら、母たる者としての模範を示すのも困難である（女子不自覺，則母儀不可得）」²⁵¹と述べ、留学前に若き日の自分が抱いた根本的な問題——すなわち女性側の自覚が未だに欠如しているという現実を、帰国した中国で再度、目の当たりにしたのである。

「家庭教育一論」を初めとしたこの時期の周作人の評論に目を通して、導き出される彼の女性像の変化は、「女傑」や「国民の母」という理想主義からの脱却であり、より現実の生活に則った改革の必要性にあった。そして彼のリアルな育児体験は「家庭教育の基礎を築く良妻賢母」という、周作人がこれまで行っていた自らの活動を根底から揺るがす見解を想起するに至ったのである。これら心境の変化は、一見単なる先祖返りにも思われがちであるが、実はそうではない。これら周作人の女性観の変化は、過去の価値観にも是であれば、是とするものもあるという彼の柔軟な発想がそうさせたものであり、その柔軟な発想で彼は「今後の女性解放には何か必要か」を常に模索していたのである。

その傾向を端的に示すものに「婦學商兌」がある。1914年12月に彼は『紹興教育雑誌』誌上に「婦學商兌」を發表しているが、その一節には今までに見られなかった視点からのアプローチが登場している。そこには「女性は男性より体質と精神が強靱さに欠けるため、過酷な仕事や深い学問など過酷な業務には耐えることができない(其體質精神皆亞於男子，故不堪任重，為勞心勞才之事，故從事戰鬥工作或治精微之學是也)」²⁵²とある。これは当時の欧米で活発になっていた医学や生理学の研究に目を向けたものであり、彼はこれら科学的知見という全く新しい視点から女性の特性を追究し、よりの確な女性のあり方を模索

²⁵¹ 周作人「家庭教育一論」初出：『天覚報』第46号、1912年12月16日。周作人著・鐘叔河編『周作人散文全集（1）』（広西師範大学出版社、2009）254頁。

²⁵² 周作人「婦學商兌」初出：『紹興教育雑誌』第2期、1914年12月。周作人著・鐘叔河編『周作人散文全集（1）』（広西師範大学出版社、2009）378頁。

し始めていた。

そしてこれらの知見は、後の女性解放運動にも活用されるようになったのである。

この実際は、いかなるものであったのか。次章で紹介したい。

第三章 周作人の女性観の形成

第一節 周作人が執筆した女性問題に関する記事の内容

周作人が生涯に渡って執筆した女性に関する記事の内容を分析すると、①纏足問題、②性理論・性教育、③女性問題、④売春婦、⑤結婚・恋愛という五つのテーマに分けられる。本章では、①～④のテーマをめぐって周作人の女性観の内容について取り上げ、⑤結婚・恋愛問題についての検討については、第四章で詳しく考察することとしたい。

まず、①纏足問題というテーマでは、周作人が批判した纏足をめぐって考察してみる。多くの先行研究は、周作人が纏足への批判を反纏足運動の一環として言及しているものの、周作人が抱いた纏足問題の認識については、正確に理解されていない面が散見されるので、その点を中心に、彼の纏足への認識の再検討を行いたい。

また、本章でとりあげる②周作人の性理論・性教育であるが、先行研究では彼の性愛理論についての言及は盛んに行われているものの、彼の性教育、特に子供への性教育に関する検討が寡聞にして聞かない。

そのためここでは、これまでの先行研究に関する研究状況を紹介したのちに、先行研究が看過された性教育を中心に、彼の教育面での試みを分析してみたい。

次の③女性問題では、周作人が屢々口にしていた「女性の自覚」や、「女性の自立」の必要性に言及した論評が多い。また論評の中では「女性の自覚や自立」を実現するためには、女子教育の抜本的な改革が不可欠と周作人が述べている。そのため、彼が希求した女子教育のあるべき姿とはなにか、それを探ることとする。

そして④売春婦に関する論議であるが、ここでは、『晨报副刊』における論争を中心に、周作人が言及した売買春に関わる評論を取り上げ、彼の売買春をめぐる問題の認識を明らかにしたい。

第二節 礼教への批判：纏足を中心に

女性に関する問題の中で、周作人が積極的に言論活動を行ったテーマの一つに、纏足の問題がある。そもそも纏足とは何であろうか。



纏 足

纏足とは、女性の足を人為的に小さくする中国古来の風習である。纏脚や小脚、裹足などの別称があるが、纏足の「纏」はまきつける、裹足の「裹」は包むの意である。

纏足は3～4歳の幼児期から行われ、足の親指を以外の4指を足底に折り曲げて布できつくしばり、7～8歳から足裏を強く屈曲させる習慣である。纏足だ

と直立歩行が不安定で、外出や労働が不便なために婦人の家庭内幽閉をいっそう助長したため、女性が隷属的地位にあった中国封建社会の象徴的産物と言われている。

そのため纏足への批判は、周作人による中国の悪弊批判の中で重要なテーマであり、彼は「天足」²⁵³や「拝脚商兌」²⁵⁴や「閑話難民婦女的脚」²⁵⁵のほかにも、「戊戌奏稿」²⁵⁶や「弓

²⁵³ 1921年7月29日『晨报副刊』に掲載された。周作人著、鐘叔河（編）『周作人散文全集』（広西師範大学出版社、2009）に収録。

²⁵⁴ 1925年4月4日『京報副刊』に掲載された。周作人著、鐘叔河（編）『周作人散文全集』（広西師範大学出版社、2009）に収録。

²⁵⁵ 1926年6月14日『語絲』に掲載された。周作人著、鐘叔河（編）『周作人散文全集』（広西師範大学出版社、2009）に収録。

²⁵⁶ 1939年4月27日『実報』に掲載された。周作人著、鐘叔河（編）『周作人散文全集』（広西師範大学

足」²⁵⁷などの論説で纏足撲滅に向けた言論活動をその生涯を通じて続けている。

これら周作人の纏足批判については、これまでも少なからぬ数の研究が存在する。そしてその多くは、周作人の「纏足」に対する認識と魯迅の「辮髪」に対する認識との比較に焦点を当てているのが一般的だ。

例えば、呉紅華は「周作人のエロティシズム²⁵⁸」の中では、タイトルに周作人とあるものの、本論には魯迅も紹介しつつ、このような分析の方法を行っている。

周作人の忌み嫌ったもののひとつに「纏足」がある。一方、魯迅も周知のように「辮髪」を忌み嫌った。しかし、魯迅の場合は辮髪を清朝圧政のシンボルとして受け止めたのであるが、周作人の場合、纏足を女性に対する男性の封建的抑制と受け止めている。したがって、周作人の嫌悪は政治的なものよりも、自然な素足の美を纏足によって歪曲することの非人道的な封建的制約性に対するものであったと言える。

ここで呉紅華は周作人のみならず、周作人と、彼の実の兄であった魯迅をセットとし、両者の批判対象が何にあったのかを比較検討することで、周作人独自のスタンスを明確化しようとしている。この研究手法は、比較対象間の同一性と差異性に注目して対象の特徴を浮き彫りにする手法であり、客観的な分析を行う上でオーソドックスな手堅い手法と言える。そのため筆者はその手法の採用自体には異論がないものの、その対象とする検討材料の中に周作人の著述が少ない点に些か疑念を感じざるをえない。なんとなれば、呉氏の論考はやや理念が先まわりし、まず結論を掴み取ろうとしているからである。そのため論理的帰結に至る過程において、より実証的な立証の手続きが望まれるのではないかと思われる。そのため筆者は、呉氏と異なる手法——すなわち、実際に周作人が見聞し、自らが書いた記録に依拠しながら、彼の纏足認識を検討したい。

1. 日本への最初の印象：乾榮子の天足^{いぬいこ}

周作人が纏足の異質性に気が付くのは、彼が異国の地——日本に渡航してからである。

出版社、2009) に収録。

²⁵⁷ 1950年4月15日『亦報』に掲載された。周作人著、鐘叔河(編)『周作人散文全集』(広西師範大学出版社、2009)に収録。

²⁵⁸ 呉紅華「周作人のエロティシズム」(『中国文学論集』第28号、1999)138頁。

周作人は1906年に渡日するが、その時は魯迅が医学を断念し、仙台医学専門学校から東京に戻り、神田のドイツ語専修学校で学ぶべく、本郷に住居を構えた時期と重なる。

この時期における周作人と魯迅の住居の変遷については、小川利康氏の論考に詳しい。彼の「周氏兄弟の本郷での下宿」²⁵⁹によると、

周氏兄弟の本郷での下宿

年月	住所（備考）
1906年3月	本郷区湯島2丁目伏見館（仙台医専退学後に入居）
1907年3月	本郷区東竹町中越館（伏見館の隣人の喧噪を嫌って中越館に転居）
1908年4月	本郷区西片町伍舎（許寿裳らと共同生活。羽太信子が賄い婦として働く）
1909年2月	本郷区西片町（3月周作人結婚、8月魯迅帰国、12月麻布へ転居）

とあり、周作人は、来日早々魯迅とともに、東京の本郷界隈で下宿を転々としていることが分かる。その上で、まず周作人が止宿した本郷湯島二丁目の伏見館で、彼は初めて天足を目にすることになった。それには、

這是我在日本初次的和日本生活的實際的接觸，得到的最初的印象。這印象很是平常，可是也很深，因為我在這以後五十年来一直沒有什麼變更或是修正。簡單的一句話，是在它生活上的愛好天然，與崇尚簡素。²⁶⁰

これは私が日本と初めて、そして日本生活と実際に初めて接触したので、最初の印象も得たのであった。その印象はごく普通のものだが、しかしかなり深いものである。それだから私はそれ以後五十年間、ずっとその印象を少しも変更も修正もせずにくた。それは簡単に一語でいうと、日本人は生活で天然自然を愛し、簡素を尊ぶ、ということである。²⁶¹

とあり、日本に着いた周作人は、初めて目にしたのは日本人の自然で簡素なもの——天

²⁵⁹ 小川利康「周氏兄弟における「江戸」と「東京」：明治末期の日本文化体験」（『文化論集』第48・49合併号、2016）49頁より引用。

²⁶⁰ 周作人『知堂回想録』上巻（安徽教育出版社、2008）207頁。

²⁶¹ 平川祐弘「周作人の日本留学：『知堂回想録』第二巻翻訳、あわせて紹介」（大手前大学・大手前短期大学『大手前大学人文科学部論集』第7号、2006）69～70頁。

足である。周作人は伏見館で初めて日本人の女性（乾栄子）の素足を見て、かなりのカルチャーショックを受けたようである。彼が晩年に記した回想録『知堂回想録』によると、彼はこのように書き記している。

我在伏見館第一個遇見的人，是館主人的妹子兼做下女工作的乾栄子，是個十五六歲的少女，來給客人搬運皮包，和拿茶水來的。最是特別的是赤着脚，在屋里走来走去²⁶²。

私が伏見館で最初に出会った人は、館の主人の妹で、女給の仕事を手伝っていた乾栄子で、十五、六歳の少女であった。彼女は客の荷物を運んだり、お茶を出したりしてくれた。とくに風変わりに感じたのは、彼女が素足で部屋の中を行ったり来たりしていたことである。²⁶³

当時の中国女性の大半は纏足を施されていて、それを夫以外の男性に見せてはならなかった。それに対して、日本では女性が素足を見せることが日常的であり、その自然な素足の美しさは女性美の一部と見なしている。この体験は周作人の脳裏へ鮮明に刻まれ、その記憶は半世紀を経ても強い記憶として残っていた²⁶⁴。

彼は、(1)留学以前から抱いていた纏足という悪習への嫌悪感、そして(2)来日後に抱くようになった自然を好む日本習俗への好感²⁶⁵、という二つの感情を抱いていた。そのため、引用したこの一文では、生まれつきのままの「天足」に対して強い賛美を示しているほか、その後も、周作人は事ある毎に纏足問題に関する文章を書き、「天足」の価値を繰り返し言及しているのである²⁶⁶。

周作人はその後、この少女と交流を持つことはなかった。しかし彼女に対する印象は晩年以外にも、つまり青年期から壮年期にかけての時期についても、彼の脳裡に色濃く残っていたものと思われる。

例えば、1923～1925年間に周作人がよく使ったペンネームは「子栄」、そして1949年

²⁶² 周作人『知堂回想録』上巻、（安徽教育出版社、2008）207頁。

²⁶³ 劉岸偉『周作人伝・ある知日派文人の精神史』（ミネルヴァ書房、2011）66頁。

²⁶⁴ 呂順長「近代中国人日本留学生の「反日」と「親日」について」（『四天王寺大学紀要』第51号、2011）191頁。

²⁶⁵ 劉岸偉『周作人伝・ある知日派文人の精神史』（ミネルヴァ書房、2011）66頁。

²⁶⁶ 例えば、「天足」、「閑話難民婦女的脚」、「大脚仙」など。

後に使ったペンネーム「栄紀」は、伏見館の乾栄子に由来しているという²⁶⁷。

また、1933年4月の周作人による日記にこのような記述が見える。

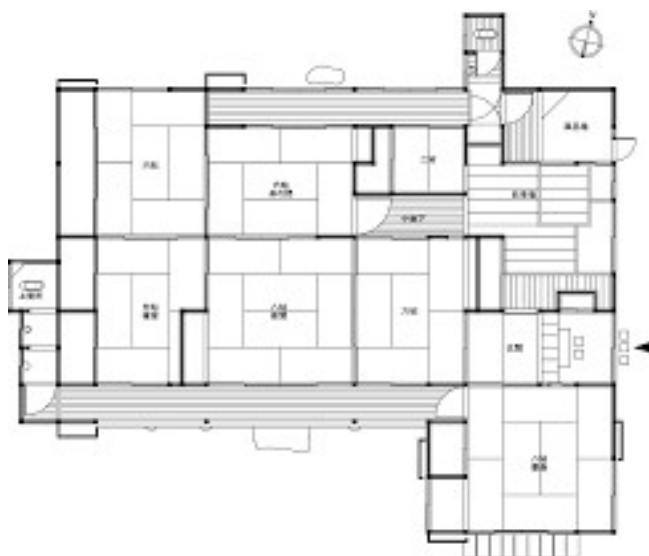
一九三三年四月十日 朝栄子の夢を見た。陋の字はどう書くの、終わりに縦棒が要ったかしら、と訊くので、大分手習いに精が出ているようだね、「色紙」にでも一つ書いておくれよ、というと、女は「うん」と返事した。

一九三七年五月二四日 朝また栄子のことを見た。一室に語り合いながら胸のうちを打ち明けるきっかけを待ったが、ついに果てず、悶々として醒めた。

一九四十年十月六日 また夢にみた。

このように周作人が26年後から34年後にかけて、三度も栄子を夢に見たということは、当初の日本女性の天足への印象が彼に深い影響を与えた証拠と言えよう。

その後、周作人は伏見館の次に居住した本郷区西方町にある伍舎²⁶⁸で、賄い婦をしていた羽太信子を見染め結婚している。



魯迅と周作人の旧居（伍舎）の間取り図

2. 天足に象徴される周作人の日本習俗への憧憬

本節では纏足に関する周作人の認識を論述しているが、ここで周作人が自然な足——天足に好感を抱いたと筆者は述べ、その根拠として自然を好む日本習俗をあげた。そのためこの彼の認識について、日本の習俗に関する著述から探ってみることとしたい。

周作人が日本の習俗に愛着を持った理由は、彼自身の言葉に依れば、第一には「個人の性分」であり、その理由として、日本の性分には自然で簡素なものが好みであるからであ

²⁶⁷ 木山英雄「乾栄子と羽太信子：周作人日記二題」（『鄔其山』第22号、1988）24頁。

²⁶⁸ 画像の出典は明治村森鷗外・夏目漱石住宅文化遺産オンラインによる（魯迅は夏目漱石を愛読しており、漱石の旧宅を寓所に選んでいた）。

り、第二には「思古の幽情」があり、その理由として、日本の生活に中国の古俗が多く残されていることに、親しみを感じるからであるという²⁶⁹。

そして、彼が実際に生活を体験した東京には、日本の生活・文化の簡素さ、清潔さ、細やかさ、そして日本人の人情の美しさが随所に感じられたという²⁷⁰。そしてこの日本の感覚が、彼の性分と調和し、日本に対する彼の深い愛着を育んだのであろう。

周作人は、「懐東京」の中でこのように述べている。

日本生活裏的習俗我也喜歡，如清潔，有禮，灑脫。灑脫與有禮這兩件事一看似乎有點衝突，其實卻並不然。灑脫不是粗暴無禮，他只是沒有宗教與道學的偽善，沒有從淫逸發生出來的假正經。最明顯的例是對於裸體的態度²⁷¹。

日本生活の中のある習俗も私は好きだ。例えば清潔なこと、礼儀正しいこと、洒脱なこと。洒脱と礼儀正しいとは一見相反するようだが、実はそうではない。洒脱は粗暴無礼とは違う。それはただ宗教的、道学的な偽善と、欲望や放縦から来る偽りの正義がないまでのことである。とりわけ裸体に対する態度がその顕著な例である²⁷²。

下線部からもうかがえるように、周作人は日本には、（中国にあるような）道学的な偽善や欲望や放縦から来る偽りの正義がない。そして日本人は肌脱ぎをタブーとせず、裸になることを恥ずかしがらない。そのような屈託なく自然なままである点に、周作人は日本人の自然的な美しさがあるという。

しかし、周作人が愛した自然な美しさとは異なり、当時の中国の女性は幼い頃から纏足の伝統と規範が植えつけられていた。女性は纏足することによって、自主意識が奪取され、社会的活動が阻まれ、家庭内における発言権も略奪される²⁷³というのが、中国の現状であったのである。

では、なぜこのような不自然な風習が、中国で発生したのであろうか。

²⁶⁹ 周作人著、木山英雄訳『日本文化を語る』（筑摩書房、1973）20頁。

²⁷⁰ 孫長虹「魯迅の日本観：日本留学を通しての日本認識」（『多元文化』第3号、2003）56～57頁。

²⁷¹ 周作人著、鐘叔河編「懐東京」『周作人文類編⑦：日本管窺』（湖南文芸出版社、1998）72頁。

²⁷² 劉岸偉『周作人伝・ある知日派文人の精神史』（ミネルヴァ書房、2011）121頁。

²⁷³ 黃太華「清末期の外遊記録にみる西洋女性像：張德彝の記録を中心に」（『言語文化研究』第2号、2023）22頁。

3. 纏足の起源

纏足の起源については、唐末説、五代説、北宋説など諸説が存在しており現在でも正確な時期は明らかではなく、周作人が纏足に関する言論活動を展開していた時期では、纏足の淵源は隋唐の宮廷に遡り、五代から宋代までは少数に止まっていたと認知されていた²⁷⁴。しかし元明から普及が拡大すると清代には一般化した。その後は纏足を禁止する政策が康熙帝から始まり、清末から辛亥革命へという近代国家建設に向かう動きの中で、反対運動

²⁷⁴ 纏足については、元の陶宗儀『南村輟耕録』巻10「纏足」に詳しい説明を施している。それには「『張邦基『墨莊漫録』云、「婦人之纏足、起於近世、前世書傳皆無所自。『南史』：「齊東昏侯、爲潘貴妃鑿金爲蓮華以帖地、令妃行其上。曰「此歩々生蓮華」」、然亦不言其弓小也。如古樂府、『玉臺新詠』、皆六朝詞人纖艷之言、類多體狀美人容色之殊麗、又言妝飾之華、眉目、唇口、腰肢、手指之類、無一言稱纏足者。如唐之杜牧・李白・李商隱之徒、作詩多言閨幃之事、亦無及之者。惟韓偓『香奩集』、有詠「屢子」詩云：「六寸膚圓光緻々」。唐尺短、以今校之、亦自小也、而不言其弓。惟道山新聞云、李後主宮嬪宥娘、纖麗善舞、後主作金蓮、高六尺、飾以寶物細帶纓絡、蓮中作品色瑞蓮、令宥娘以帛繞脚、令纖小、屈上作新月狀、素攝舞雲中、回旋有凌雲之態。唐鎬詩曰、蓮中花更好、雲裏月長新。因宥娘作也。由是人皆效之、以纖弓爲妙。以此知礼脚自五代以來方爲之、如熙寧元豐以前人猶爲者少。近年則人人相效、以不爲者爲耻也。（張邦基（宋人）の『墨莊漫録』によれば「婦人の纏足は近世に起こった。それ以前の書物にこれについて書いたものはない。『南史』に、齊の東昏侯が潘貴妃のために黄金を蓮花の形にほって地に敷き、貴妃にその上を歩かせて「これ歩歩蓮華を生ず」と言ったとある。しかしそれもその足が弓の形で小さかったといっているわけではない。古歌府や『玉台新詠』などの中には六朝詩人の纖艷な詩がたくさんついているけれども、それは大抵みな美人の容色の美しさ、服装、装飾品のはなやかさ、眉、目、口、腰、手、足、指などについて形容したもので、纏足について一言もふれたものはない。唐の杜牧、李白、李商隱らの人々は、その詩の中によく閨房の事を詠みこんでいるが、やはりこれにふれた者はいない。韓偓『香奩集』に（履の中の敷物）を詠じた詩があって、「六寸の膚円やかに光り緻たり」とある。唐尺は短いか、今の尺に換算すると、かなり小さいわけではあるが、しかしそれが弓の形をしているとは言っていない。ただ、『道山新聞』に、「李後主（南唐の最後の天子）の宮嬪宥娘は、ほっそりして舞いの上手な美人であった。後主は高さ六尺ほどの金蓮を作り、それを種種の宝物や細帯や纓絡（ようらく）で飾り、蓮の中に種種様様な瑞蓮を作り、宥娘の脚を、新月のように細く上に曲がった形に巻かせ、白い靴下を履いて雲の上で舞わせた。彼女は雲を凌いでいるかのようにくるくると旋回して舞った。」とある。唐鎬の詩には、「蓮中 花更に好く、雲裏 月長く新たなり。」とあるのは、宥娘の事を歌ったものである。これより人々は皆なこの真似をするようになり、細い弓の形をよいとしたりした。以上によって纏足は五代以来のものであることが判る。熙寧年間・元豐年間以前にはまだ纏足をする人が少なかったが、近年は、猫も杓子もこれを真似て、纏足しないことを恥と考えているようになった。）」とあり、ここでは纏足が五代から行われており、宋代でも神宗代の熙寧年間・元豐年間から一般化してきたことが判る。なお近年の纏足に関する研究としては、スーザン・マン『性からよむ中国史——男女隔離・纏足・同性愛』（平凡社、2015）、得能友梨「纏足のような奇習はなぜ生まれたのか：女性の結婚観を中心に」（『蒼翠：筑紫女学園大学アジア文化学科紀要』14、2013）、柯基生『金蓮小脚：千年纏足與中國性文化』（獨立作家、2013）、楊興梅『身体之爭：近代中国反纏足の歷程』（社会科学文献出版社、2012）、斉藤綾子「「伝統」という名の暴力—纏足・女性・痛みを表象」（『歴史評論』708、2009）、高洪興『纏足史』（上海文芸出版社、2007）、ドロシー・コウ『纏足の靴：小さな足の文化史』（平凡社、2005）、東田雅博『纏足の発見：ある英国女性と清末の中国』（大修館書店、2004）、高嶋航「天足會と不纏足會」（『東洋史研究』62（2）、2003）、馮驥才『纏足』（小学館、1999）等を参照のこと。

が起こっていた²⁷⁵。

纏足の風習については周作人自らもその淵源を屢々探っている記録がある。例えば彼の散文「蹠蹠与跌打」²⁷⁶の中では、纏足に関する考証は、清朝道光年間の考証学者・俞正燮による『癸巳類稿』の見解が有益であり、纏足は古代の舞履から始まったのではないかと推察する一方、中国古代史研究の大家・羅振玉の見解を引用しつつ纏足の普及がいつ頃に遡るのかについて強い関心を示しているのがうかがえる。²⁷⁷

4. 纏足の理由

では、なぜ纏足が現れたのだろうか。通説によれば、婦女子を閨閣の中に閉じこめ、その自由行動に制限を加え、貞操を独占しようとする男子の欲求に由来していると言われて²⁷⁸。もう一つは、足を小さく見せることで、スタイルを美しく、性的魅力を高めるという点であり、これは現在のハイヒールとも原理的には同じであると言う²⁷⁹。

それに対して周作人も纏足の要因を探っている。彼は「拝脚商兌」の中で、纏足が現れた理由は、中国人の男性が小足の女性を好むこと、そして女性も男性の嗜好に迎合し足を縛って小さくなることを試みたと自らの見解を示している²⁸⁰。

この周作人の指摘について、筆者は裏付けの作業を試みたが、概ね客観的合理性を持つことが判明した。それは明清代における外国人宣教師の中で、中国における纏足の風習が様々な形で記録されていたからである。例えば明代嘉靖年間に中国を訪ねたポルトガル人ドミニコ会士、ガスパール・ダ・クルスは、『中国誌』のなかで次のように述べている。それには、

彼女らは両足を非常に小さなままにしておくため、少女の頃から布で両足を緊縛

²⁷⁵ 賈逸君（賈伸）『中華婦女纏足考』（北平文化化学社、1929）。

²⁷⁶ 1951年3月5日『亦報』に掲載された。周作人著、鐘叔河（編）『周作人散文全集』（広西師範大学出版社、2009）に収録。

²⁷⁷ 周作人「扶桑両月記」初出『実報』、1940年2月4日。中島長文（訳）『周作人読書雑記①』（平凡社、2018）235頁。原文「閱羅叔言『扶桑両月記』、所記蓋是光緒辛醜冬東遊視察教育事、羅君本是讀書人、故文可多讀……有雲、「於書肆中購得宋聞人耆年『備急灸法』、內載婦人難生、宜灸右腳小指尖三炷、如婦人紮腳、則先以塩湯洗腳令温、氣脈通疏、然後灸之雲雲、據此則宋代婦人尚非人人纏足可知。」

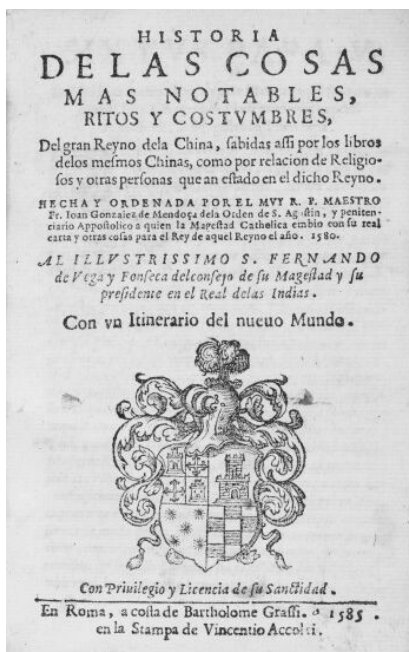
²⁷⁸ 山川麗『中国女性史』（笠間書院、1977）83頁。

²⁷⁹ 岡本隆三『纏足：中国社会の生んだ奇習』（弘文堂、1963）12頁。

²⁸⁰ 原文：女子因男人愛好小腳而纏足這也是明若觀火的事實。周作人「拝脚商兌」（『京報副刊』、1925年4月4日刊）

する。こんなことをするのは、中国人が小さな鼻と小さい足の女性をより優美であると考えているからである。しかしながらこれは高貴な人々の習慣であって、卑賤な人々のあいだでは行われてはいない²⁸¹。

このように、中国人が小さい足の女性をより優美だと考えているからこそ、女性たちは両足を非常に小さく見せるために、少女の頃から布で両足を緊縛するとある。また、ポルトガルのイエズス会修道士で明末の中国で布教したアルヴァロ・セメドは、「足が小さいということは美人とみなされる一要素であるという考えをほとんどの人が受け入れている」²⁸²と、女性の足の小ささが美人の一要素となることを、中国社会では広く認識されていた



と記している。これについては、スペインのアウグスチノ会修道士であったゴンザレス・デ・メンドーサの著書『シナ大王国誌』は、中国各地を訪問したイエズス会宣教師の記録を収集した上で、中国の女性は「美容をおこない、しかもある部分によっては程度をこえている。たとえば、足の小さいことが優雅だとおもっているのです、そのため幼いころから足を包帯できつくしばっておく。足が小さければ小さいほど美人として見られるからである」²⁸³と説明している。ここでも足の小さいことが美人だと認められ、小足に対する崇拜は纏足の形成を後押しする直接の原因だと考えられるのである。

メンドーサ『シナ大王国誌』

そしてイタリアのイエズス会士で、カトリック布教の

最初の中国伝道者でもあったマテオ・リッチは、このように纏足の目的について独自の分析を試みている。そこでは、

²⁸¹ クルス、日笠博司訳『中国誌』（講談社学術文庫、2002）183頁。

²⁸² アルヴァロ・セメド『中国キリスト教布教史（2）チナ帝国史』（岩波書店、1983）321頁参照。

²⁸³ 長南実他『大航海時代叢書IV シナ大王国誌』（岩波書店、1965）93頁参照。ゴンザレス・デ・メンドーサはスペインのアウグスチノ会修道士で司教である。ゴンサーレス・デ・メンドーサは中国に実際に行ったことはなかったが、中国を訪問したイエズス会宣教師に関する様々な情報を集成し、16世紀ヨーロッパで書かれた中国に関する代表的な専門書である『シナ大王国誌』の著者である。

女性はいずれも小柄で、その美の主要な部分は小さな足にあるとされている。そのため、幼いときから足を布できつく縛って、大きくならないようにする。それゆえ女たちは皆いわば足が不具になり、死ぬまでその布を巻いたままなので、びっこをひくようにしか歩けなくなる。これは、女たちを町なかに出さず、家のなかにとどめておくのが、彼女たちには最もふさわしいことだとして、誰か頭の良いい男が考えだしたものらしい。²⁸⁴

とあるように、リッチは中国では（女性の）足が小さいことは美しさの基本であるが、これは女性を家庭内に拘束しようとした男性の思惑があるのではないかと推論している。

このように明代の宣教師マテオ・リッチの分析や、周作人が検討した纏足が普及した原因の分析を比較してみると、（中国の）男性が小足の女性を好み、一方の女性も男性の嗜好に応えるべく足を縛って小さくなることを試みたこと、そして足が小さくなることにより、行動の自由が奪われることで、男性は更に女性を家庭の中へ束縛させる傾向を生み出したことがうかがえるのである。



マテオ・リッチ

では、このような纏足に対する批判や、女性の自由を奪う習慣への反対運動は発生したのでしょうか。

5. 纏足に対する反対意見

纏足に対する反対意見は、明代からうかがえる。例えば明代の著名な散文作家である帰有光（1506～1571）²⁸⁵による『貞女論』、明末清初の学者である毛奇齡（1623～1716）

²⁸⁴ マテオ・リッチ「イエズス会によるキリスト教のチーナ布教について」（『中国キリスト教布教史（1）』岩波書店、1982）98頁参照。

²⁸⁵ 帰有光は明の文学者。蘇州崑山県の人。字は熙甫。号は震川。嘉靖19（1540）年挙人に及第、以後会試に落第し続け、嘉定の安亭江畔で学問教育の生活をおくり、同44年60歳で進士に及第、長興知県、順徳府通判を経て隆慶4年南京太僕寺寺丞に進み、『世宗実録』編纂に従事中没した。簡潔で格調高い散文作家として知られ、『史記』、韓愈、欧陽修の文を重んじて、いわゆる古文辞派を主流とした当時の文壇からは白眼視されたが、清代になるとむしろ明代の代表的散文家と評価され桐城派からは模範と仰がれた。

286の『家貞女墮樓記』、清の李汝珍の小説『鏡花縁』²⁸⁷、兪正燮の『癸巳類稿』²⁸⁸などがあり、清の乾隆以後は進歩的な学者・文人のほとんどが含まれる²⁸⁹。



纏足の構造

それら論客による反対の論拠は大きく二つあり、一つには、纏足は女性の脆弱化である。もう一つは、纏足の靴は元来卑賤な身分の舞女が使用していた履物であり、卑俗に過ぎるといふのがある²⁹⁰。

また中国女性史研究者のスーザン・マンによると、纏足批判はイエズス会宣教師

による所も多いという。纏足に関する批判は19世紀から多くなり、宣教師の記述も、纏足

王慎中、唐順之とともに「嘉靖の三家」といわれる。著書『三呉水利録・続録』『震川先生全集・別集』など。詳細は野村鮎子『歸有光文學の位相』（汲古書院、2009）、田口一郎「歸有光の文學：所謂「唐宋派」の再検討」（『中國文學報』55、1997）等を参照。

²⁸⁶ 毛奇齡は中国清代の学者、文学者。浙江省蕭山の人。字、大可。号、初晴、西河。翰林院編修、『明史』纂修官の職について。博学で、経、史から音韻にまで通じ、議論を好み独自の説を立てて人を論難することが多く、その著『四書改錯』では古くからの権威である朱熹の『四書集注』を攻撃している。清朝考証学の先駆者の一人であり、また文才もすぐれ、駢文、詞の分野でも清代に入って復興する口火を切り、さらに詩文の理論批評の著もある。著作はきわめて多く『西河全集』（498巻）に収められている。渡邊大「顧炎武「五方之音説」とその批判：毛奇齡・錢大昕の所説を中心に」（『中国文化：研究と教育』64、2006）、佐々木愛「毛奇齡の思想遍歴：明末の學風と清初期經學」（『東洋史研究』56（2）、1997）等を参照。

²⁸⁷ 『鏡花縁』は清代の白話長編小説。李汝珍の作で1826年（道光6）以前に成立。全100回。唐の則天武后の時代を舞台とし、天界から貶謫された100人の仙女の行方を求めて唐敖が海外諸国を経めぐる話を骨子としているが、後半、100人の仙女たちの博学多識ぶりが披露され、ために、男女平等論を唱えた小説とも評価されている。経めぐる海外諸国は古代の地理書『山海経』に見えるもので、異色のパロディ小説ともなっている。詳細は加部勇一郎『清代小説『鏡花縁』を読む：一九世紀の音韻学者が紡いだ諧謔と遊戯の物語』（北海道大学出版会、2019）、蘇恆毅『鏡老花移映新影：清末四部擬「鏡花縁」小説的歴史與婦女群像』（元華文創、2019）、小野和子「『鏡花縁』の世界—清朝考証学者のユートピア像」（『思想』721、1984）等を参照。

²⁸⁸ 『癸巳類稿』15巻 清・兪正燮撰。道光13年刊。考証学者である著者が経義・歴史・地理・宗教等に関して著した雑文をまとめたもの。内容的には経義についての記述が多いが、ロシアや台湾（巻9）、アヘン（巻14）に関するものもある。『安徽叢書』第3集にも収められている。神田信夫・山根幸夫編『中国史籍解題辞典』（燎原書店、1989）45頁参照。

²⁸⁹ 山川麗『中国女性史』（笠間書院、1977）162頁。

²⁹⁰ 山川麗『中国女性史』（笠間書院、1977）164頁。

の習慣の報告から、纏足の苦しみや足の緊縛の痛み、さらには女性や女兒の抑圧と過度の管理への批判へと記述内容は変化したこと。中国へ渡航したイギリス女性により反纏足運動が活発化したこと²⁹¹、そして 19 世紀末のエックス線の発見以降、身体についての科学的・医学的な考察が進んだが、エックス線診断により、纏足の足に与える損傷の程度が明らかにされ、それが更なる纏足有害の世論を生み出す結果をもたらしたという²⁹²。

これら一連の纏足反対論者は、学者や文人や医者、そして西洋からの宣教師があげられるが、それぞれが纏足を反対する理由は政治的な側面というよりも、道義的批判や女性にもたらす健康被害という段階にとどまっていたのである。

しかし、1903 年の「人類館事件」をきっかけに、政治的外交問題へと発展した。



第 5 回内国勸業博覧会全景写真

人類館事件は、大阪・天王寺で開かれた第 5 回内国勸業博覧会の「学術人類館」において、アイヌ・台湾高山族（生蕃）・琉球人・朝鮮（大韓帝国）・清国・インド・ジャワ・バルガリー・トルコ・アフリカなど合計 32 名の人々が、民族衣装姿で一定の区域内に住み

²⁹¹ 東田雅博『纏足の発見：ある英国女性と清末の中国』（大修館書店、2004）参照。

²⁹² スーザン・マン著、秋山洋子・板橋暁子・大橋史恵訳『性からよむ中国史：男女隔離・纏足・同性愛』（平凡社、2015）237 頁。

ながら日常生活を見せる展示を行ったところ、沖縄県と清国が抗議し、問題となった事件である。1903年3月1日付の大阪朝日新聞「博覧会附録 場外余興」によると、

○人類館 斜に正門に対して其建物あり。準備の都合にて開館は来る五日頃となるべく夜間開館の事は未定なりと云へば当分は昼間のみならん。内地に近き異人種を聚め其風俗、器具、生活の模様等を実地に示さんと趣向にて北海道アイヌ五名、台湾生蕃四名、琉球二名、朝鮮二名、支那三名、印度三名、瓜哇一名、バルガリー一名、都合二十一名の男女が各其国の住所に摸したる一定の区画内に団欒しつゝ日常に起居動作を見すにあり。亦場内別に舞台如きものを設け其処にて替はる／＼自国の歌舞音曲を演奏せしむる由にて観客入場の口は表にありて出口は裏にあり。通券は普通十銭、特等三十銭にして特等には土人等の写真及び別席にて薄茶を呈すとの事。

とあり、学術人類館に「展示」される予定だったのは、阿片吸引の男性と纏足の女性であったという。



学術人類館で展示された人々（那覇市歴史博物館 提供）

この「人類館事件²⁹³」に対する中国人留学生の反応であるが、「日本人は人類館の中に

²⁹³ 「人類館」は各国の風俗を展覧することを名目としながら、実際はアイヌ・台湾・琉球・朝鮮・中国・インド・ジャワの各民族に限り、各住居模型に各民族の人間を配置した見せ物であった。中国人留学生た

中国人をひとり雇って陳列し、我らの旧習一、二を取り上げその腐敗したさまを描き出し、わが国全体を代表させた」というニュースが広まると、日本在住の中国人は主催者に抗議行動を起こした。神戸領事の蔡勳が大阪に赴き、中国人留学生や華僑も日本国内に呼びかけて見学をボイコットするよう求め、日本政府は抗議を容れて中国人を見せ物にすることを撤回する一幕があった。

そのため東京で出版されていた浙江同郷会の漢語雑誌『浙江潮』でも、中国留学生が「インドや琉球はすでに亡国となり、イギリスと日本の奴隷となっている。朝鮮はかつて我が国の藩属国であり、今やロシアと日本の保護国と成り下がっている。ジャワやアイヌ、台湾の生蕃は世界でも最低の卑しい人種であって禽獣に等しい。我々中国人が蔑視されるとしても、これらの民族と同列ということがあろうか」²⁹⁴と悲憤を顕わにしている。そのため当時中国で開校した女学校でも、学生たちは纏足禁止を規定する際、「野蛮人類として大坂に陳列され、世界の笑い者にされた」ために纏足を「戒めざるを得ない」という機運が高まりを見せることとなったのである²⁹⁵。

この事件について、周作人は1903年3月24日の日記の中で、以下のように記述している。「聴子樵談日本瑣事並及博覧会内台湾人類館兩事令人憤絶直至九下鐘始回」（子樵から日本の些事や博覧会内での台湾人類館のことを聞いてから、憤慨して九時まで帰った）。この後、彼の纏足に関する文章の中で纏足は野蛮であり、また恥辱の象徴とされたのは、おそらくこの事件の影響であっただろう。

纏足がこうした運動によって急速に消滅したわけではない。しかし、少なくとも知識人の間では、纏足は「民族の宝」から「民族の恥辱」へとその意味づけが激変したが、庶民の間では未だに根強く残っている²⁹⁶。この根強い残存に対して、周作人は以下のように嘆いている。

一つの生活様式を変えるのははなはだ厄介なことだし、別の生活様式を営もうと思ってもこれまた容易なことでない。実際に愉快でもなく道理からしても馬鹿

ちが激しく抗議したのは、嚴安生氏によれば、自国が属国・保護国と同列に扱われたからである。嚴安生「『人類館』現象と『遊就館』体験」（『日本留学精神史』、岩波書店、1991）参照。

²⁹⁴ 『浙江潮』第2号、1903年参照。

²⁹⁵ 夏曉虹著、藤井省三監修/清水賢一郎・星野幸代訳『纏足をほどいた女たち』（朝日新聞社、1998）38～39頁。この事件については楊興梅『身体之爭：近代中国反纏足の歷程』（社会科学文献出版社、2012）にも詳述された。

²⁹⁶ 東田雅博『纏足の発見：ある英国女性と清末の中国』（大修館書店、2004）165頁。

げていることの分りきった事でも、例えば男の辮髪、女の纏足のように、難なく始末がつきそうに見えながら、これがそうは参らないのである。民国成立いらいかれこれ四半世紀になるが、辮髪はあいかわらず巻間に跡を絶たぬし、士大夫の中には金蓮を愛でる者もたんといふ。²⁹⁷

この周作人の発言は 1935 年のものであり、纏足反対運動が本格化してから数十年近い月日が経過しているが、纏足はなおも根強く残っており、これには周作人も「一つの生活様式を変えるのははなはだ厄介なことだ」と慨嘆している。

これら纏足が完全に廃止されたのは、中華人民共和国成立後の 1950 年代半ばと言われるが、それは教科書に纏足を戒める内容を盛り込み、一般大衆への啓蒙をすすめたほか、新聞・雑誌が積極的に纏足を戒める宣伝活動の実施や、纏足に反対する各種団体の全国的普及といった様々な活動が必要であったという²⁹⁸。そのため、独り周作人による活動のみが纏足の根絶に貢献したとは言えないものの、彼の息の長い言論活動が長い年月を掛けて世論を動かす一助となったと言えるのかも知れない。

第三節 周作人による両性に対する認識

1. 「貞操論」の発表

女性の解放に向けた言論活動の中で、周作人の大きな功績の一つに「貞操論」の発表がある。中国に帰国して数年度に彼が、与謝野晶子の一論説を中国語に翻訳し、雑誌『新青年』誌上で発表したものである。そのため「貞操論」自体は周作人の創見ではない。ただ、周作人が当時の中国における女性のあり方を問い直す契機として、この日本の一女史による新しい道徳観に強い関心を持つとともに、古い儒教道徳に反旗を翻す論説が中国でも有効と判断した。その着眼点と高い先見性は斯界でも評価を得ている。

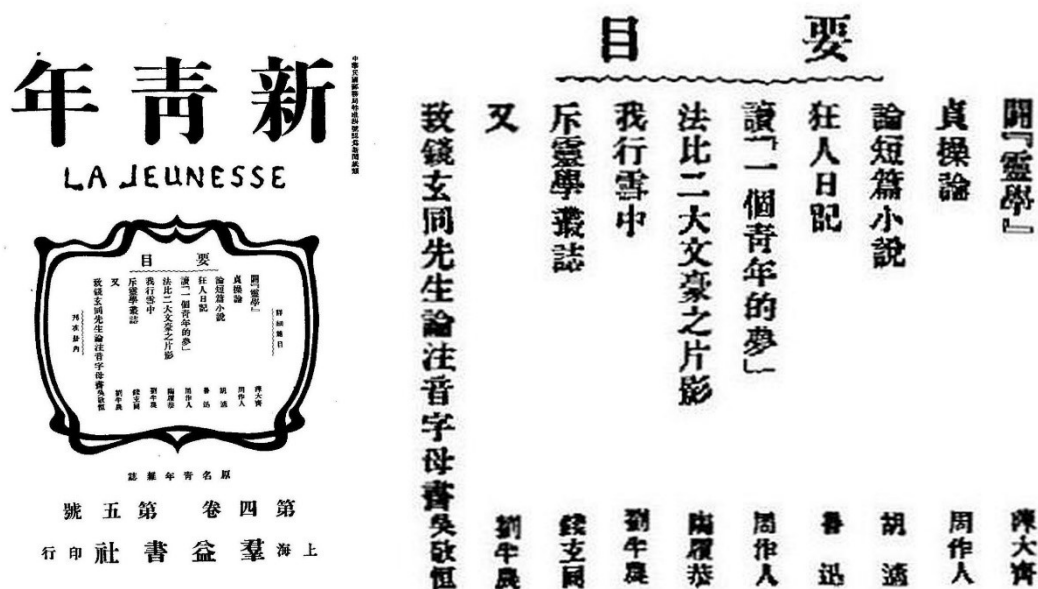
例えば、木山英雄は「周作人と日本」の中で「雑誌『新青年』を根城に活発な論陣を張

²⁹⁷ 周作人著、木山英雄訳『日本文化を語る』、筑摩書房、1973、31 頁。原文「改変一種生活方式很是煩難、而欲了理別種生活方式亦不是容易的事。有的事情在事实並不怎麼愉快、在道理上頭然看出是荒謬的、如男子拖辮、女人纏足、似乎應該不難解決了、可是也並不如此、民国成立已將四半世紀了、而辮髮未絕跡于村市、士大夫中愛賞金蓮步者亦不乏其人、他可知矣。」（周作人「日本の衣食住」1935 年 6 月刊『国聞週報』。）

²⁹⁸ 佐川陽子「ジェンダーに基づく暴力：中国における纏足を事例に」（『社会デザイン学会学会誌』12、2020）78～79 頁参照。

り、個人主義と人類愛との理想主義的な統一を信じ、「霊肉一致」の人本主義的文化を要求した彼の主張は、明晰な構想と清新な論調において群を抜いており、伝統批判と新文学の思想的 content づけとの両面に多大な貢献をした」²⁹⁹と記している。この引用箇所では周作人の「貞操論」が明示されていないものの、彼の言う当時の周作人による新規性に富む言論の一つとして江湖に提起され、女性問題に対する社会の関心を高める役割を果たした役割は無視できないという。

それを裏付けるように銭理群は、「抑圧され、解放を切に求めている中国の女性への福音であり、伝統的婚姻の束縛と圧迫の下で苦しみあがっている中国人への福音である」³⁰⁰と言及し、与謝野晶子のこの文章は木原葉子も「あたかも中国のために書いた文章のように中国の伝統的婚姻の欠点を鋭く衝いてい」³⁰¹たと述べており、日中それぞれの研究者が異口同音にその価値を認めている。



周作人の翻訳「貞操論」³⁰²が耳目を集めたのは1918年5月、総合雑誌『新青年』の第4巻5号への掲載が契機となった。

本誌の表紙と目次を掲げたが、ここからも分かるように本号では、魯迅による文学革命

²⁹⁹ 木山英雄『日本談義集』（平凡社、2002）86頁。
³⁰⁰ 銭理群『周作人伝』（北京十月文芸出版社、1990）205頁参照。
³⁰¹ 木原葉子「周作人と与謝野晶子——『貞操論・愛の創作』を中心に」（東京女子大学『日本文学』68、1987）参照。
³⁰² 与謝野晶子著、周作人訳「貞操論」（『新青年』4巻5号、1918年5月15日）、周作人の翻訳については、劉軍「『新青年』時代の周作人と日本——「貞操論」を中心に」（『人文学研究所報』37号、2004）も参照のこと。

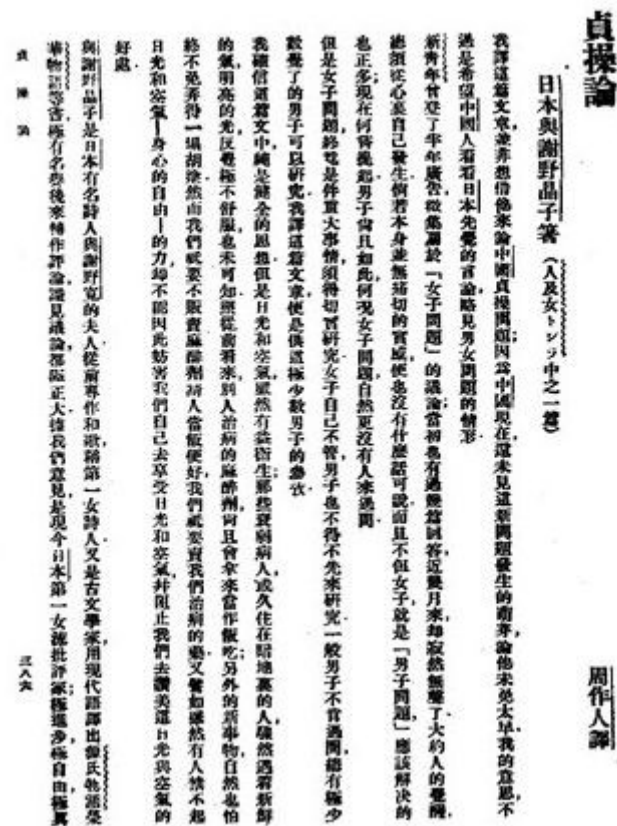
の理念を最初に作品化した白話小説として特筆される「狂人日記」も掲載されている点に留意したい。兄弟での表現手法は異なるにしても、いずれも儒教的倫理道德の打破とともに国民の意識改革を図った点で、中国近代文学史は無論のこと中国近代女性史を語る上でも、本号がエポック的存在であったのは間違いない。

周作人が翻訳したのは、1915年に与謝野晶子が雑誌『太陽』で発表した論説「貞操ハ道德以上ニ尊貴デアル」³⁰³である。

与謝野晶子は明治から戦前にかけて活躍した歌人として知られているが、女性問題に関

した活動も多い。例えば妊娠・出産については政府からの補助を求める平塚らいてうの母性中心主義に対して、与謝野は男子にも国家にも寄りかかるべきではないと批判、平塚や山田わかと母性保護論争³⁰⁴を展開した論客としても知られ、女性の自立に関する言論活動で異彩を放っていた。

周作人の「与謝野先生記念」によれば、周作人と与謝野晶子は直接対面で面識を得る機会はなかったものの、彼は日本留学中から与謝野晶子の作品に注目してお



³⁰³ 与謝野晶子「貞操ハ道德以上ニ尊貴デアル」（初出『太陽』1915（大正4）年、同氏『人及び女として』（天弦堂書房、1916）所収）。

³⁰⁴ 母性保護論争とは、1918年から1919年にかけて与謝野晶子・平塚らいてう・山田わか・山川菊栄により『婦人公論』や『太陽』誌上で行われた論争である。四者は各々異なった思想的背景のもとに、女性の職業と母性保護の問題について論じた。この論争の発端は、与謝野の小文「女子の徹底した独立」であった。国に対し「依頼主義」である限り女性が経済的独立を果たすことは不可能だとして、与謝野は母性保護を受けることに反対した。これに対し平塚は「母性保護の主張は依頼主義か」の中で、女性は母となることで社会的・国家的存在となるため、国から経済的補助を受けることは当然だと反論した。また、山田も「母性保護問題—与謝野氏と平塚氏の所論に就て」において同じく国に母性保護を求める立場をとり、家事と育児こそが女性の天職であるとした。詳細は大嶋美里「母性保護論争における山川菊栄」（『女性学評論』34、2020）、松田恵美子「大正期母性保護論争に見られる個人と国家：「現実の人」と徳・礼・法」（『名城法学』67（4）、2018）、同氏「大正期の母性保護論争に見られる三つの論点」（『名城法学』63（4）、2014）等を参照。

り³⁰⁵、帰国後も中国で与謝野晶子の詩歌を紹介したほか、与謝野晶子の評論集をほぼ全て入手していたという³⁰⁶。

そして周作人は『新青年』誌上で与謝野を「今日本第一女流批評家、極進歩、極自由、極眞實、極平正の大婦人（彼女は今日の日本で一番の女性評論家であり、極めて進歩的で、極めて自由で、極めて現実的で、極めて公平で正しい婦人である）」³⁰⁷とあるとおり、称揚の限りを尽くして紹介している所からも、彼が与謝野晶子の論説に強い関心と共感を示していたことがわかる。

この「貞操論」は、中国女性解放運動を語る上では必要不可欠な論説である。そのため、ここでは、周作人による前言も含め、彼の翻訳と、与謝野晶子の原文を引用する。

(1)我譯這篇文章，並非想借他來論中國貞操問題；(2)因為中國現在還未見這新問題發生的萌芽，論他未免太早。我的意思，不過是希望中國人看看日本先覺的言論，略見男女問題的情形。

(3)『新青年』曾登了半年廣告，徵集關於「女子問題」的議論；當初也有過幾篇回答，近幾月來，卻寂然無聲了。大約人的覺醒，總須從心裏自己發生；倘若本身并無痛切的實感，便也沒有什麼話可說。而且不但女子，就是「男子問題」，應該解決的也正多，現在何嘗提起。男子尚且如此，何況女子問題，自然更沒有人來過問。

但是女子問題，終竟是件重大事情，須得切實研究。女子自己不管，男子也不得不先來研究。(5)一般男子不肯過問，總有極少數覺了的男子可以研究。我譯這篇文章，便是供這極少數男子的參考。

(4)我確信這篇文中，純是健全的思想。(6)但是日光和空氣，雖然有益衛生；那些衰弱病人，或久住在暗地里的人，驟然遇着新鮮的氣，明亮的光，反覺極不舒服，也未可知。照從前看來，別人治病的麻醉劑，尚且會拿來當作飯吃；另外的新事物，自然也怕終不免弄得一塌胡塗。然而我們只要不販賣麻醉劑請人當飯便好，我們只要賣我們治病的藥。又譬如雖然有人禁不起日光和空氣一身心的自由一的力，卻不

³⁰⁵ 周作人「与謝野先生紀念」『苦茶隨筆』（北京大学出版社、2010）26頁。原文：「明治四十年頃在東京留學，只誦讀与謝野晶子先生夫妻兩位的書，未得一見顏色。民國十四五年時与謝野晶子先生來遊中國，值華北有戰事，至天津而止，不會來北京。去年夏天我到東京去，与謝野晶子先生在海濱避暑，又未得相見，至今忽聞訃報，遂永不得見矣，念之慟然，輒寫小文，聊為紀念。」

³⁰⁶ 木原葉子「周作人と与謝野晶子」（『日本文学』68号、1987）16頁参照。

³⁰⁷ 周作人「貞操論」引言（『新青年』4卷5号、1918年5月）。

能因此妨害我們自己去享受日光和空氣，并阻止我們去贊美這日光與空氣的好處。

与謝野晶子是日本有名詩人与謝野寬的夫人。從前專作和歌，稱第一女詩人，又是古文學家，用現代語譯出『源氏物語』『榮華物語』等書，極有名譽。后來轉作評論，識見議論，都極正大。據我們意見，是現今日本第一女流批評家，極進步，極自由，極真實，極平正的大婦人，不是那一班女界中頑固老輩和浮躁后生可以企及，就比那些滑稽學者們，見識也勝過幾倍。与謝野夫人的歌是不能譯他，今且譯這篇論文請識者看，他原來的篇目是「貞操ハ道德以上ニ尊貴デアル」。

(1)私がこの記事を翻訳したのは、決して中国における貞操問題について議論するためではない。(2)それゆえ中国ではまだこの新しい問題の芽が出ていないため、これについて議論するのは時期尚早であろう。私が言いたいのは、中国の人々に日本の先覚者の言論を目にしてもらい、男女問題の状況を垣間見てもらうためである。

(3)『新青年』は半年前に「女性問題」に関する意見を募る広告を出しており、当初は数件の返答があったが、ここ数カ月はまったく音沙汰がなくなった。おおよそ人の覚醒は、常に心中から生じたものでなければならず、実際に本当の痛みを感じなければ、何も語る事が出来ない。そして女性のみならず、「男性の問題」でも解決せねばならない問題も実に多いのであるが、現在その問題が提起しているだろうか。男子すらこのような状況であるから、まして女性の問題であるならば、自ずとこの問題を提起する人すら存在しないのである。

しかし女性の問題は、畢竟重大な問題であり、真剣に検討しなければならないのだ。女性は自覚していないが、男子はまずそれを検討しなければならない。(5)一般の男性はそれを問うことはないが、それを真剣に検討する高い意識を持ったごく少数の男性が常に存在する。私はこのごく少数の人々の参考のためにこの記事を翻訳した。

(4)私は、この文章がまことに健全な考え方だと確信している。しかし、(6)日光や空気は健康に良いとはいえ、衰弱した病人や、あるいは長年暗闇の中で暮らしてきた人が、突然新鮮な空気や明るい光にさらされると、非常に不快に感じるのも不思議なことではない。昔は、他人が病気のために使っていた麻酔薬を、御飯のように食べてしまうこともあったので、新しいことでも混乱を来すことがある。ただこれは我々が人々を養うために麻酔薬を売らなければ良いだけの話であり、

我々は病気を治す薬を売りさえすれば良いのだ。例えば、日光や空気の力、つまり心身の自由には逆らえない人もいるが、だからといって、日光や空気を自分で楽しんだり、その恩恵に感謝したりすることを妨げてはならないのだ。

与謝野晶子は日本の有名な詩人・与謝野寛の妻である。彼女はもともと和歌が得意であり、女流歌人の筆頭として知られるほか、また古代文学者でもあり、『源氏物語』や『栄華物語』の現代語訳を手がけ、名誉を博している。その後、彼女は評論家に転身したが、私の意見や議論は非常に正しいものである。彼女は今日の日本で一番の女性評論家であり、極めて進歩的で、極めて自由で、極めて現実的で、極めて公平で正しい婦人である頑固な老人や軽率な若い男たちには到底真似のできないものであり、そのような滑稽な学者たちよりも数倍の知識がある。与謝野夫人の歌は翻訳できないので、この論説を知っている人のために翻訳しておきたい。原題は「貞操ハ道德以上ニ尊貴デアル」である。）

この前言を見て、我々が意外に打たれる点がある。それが読者に対する謙虚さであろう。彼が記すように「日本先覺的言論」つまり、異国のパイオニアの言論であること紹介しつつも、その論調には不遜な態度を一切見せていない。

彼はまず下線部(1)で「我譯這篇文章，並非想借他來論中國貞操問題（私がこの記事を翻訳したのは、決して中国における貞操問題について議論するためではない）」と述べ、まず中国の現状を変える目的はないことを説明し、波線部(2)では「因為中國現在還未見這新問題發生的萌芽，論他未免太早（中国ではまだこの新しい問題の芽が出ていないため、これについて議論するのは時期尚早であろう）」と、この種の論説が、中国では時期尚早であることを訳者自身すら認識しているとまで、論説の冒頭から断り書きをしている。まずこの点に留意したい。

この文面をそのまま理解すれば、時期尚早の議論は時が熟してから議論すべき内容であり、不要不急の議論をここで提言する必要はない。

それにもかかわらず周作人がここで提議した根拠は何か。その説明が下線部(3)にある。ここでは、「『新青年』曾登了半年廣告，徵集關於「女子問題」的議論；當初也有過幾篇回答，近幾月來，卻寂然無聲了（『新青年』は半年前に「女性問題」に関する意見を募る広告を出しており、当初は数件の返答があったが、ここ数カ月はまったく音沙汰がなくなった）」にあるように、『新青年』では以前から「女子問題（女性に関する問題）」に関

する意見を募集していたものの、半年が経過したため、その後の意見や投稿が少なくなったからという経緯を述べ、今回の「貞操論」の発表が、この種のやむを得ない事情から発表したという事情を説明している。

ここで周作人が言及した『新青年』の広告は、『新青年』第2巻第1号、1916年9月)にある「新青年記者啓事」と思われる。それには、

女子は民国の半数を占めている。尤も家庭の中で無上の責任を負っている。国家社会の改進黨を謀ろうと欲するには女子問題が固より等閑視されてはならぬ。而して、家族制度が不良のため、社会に不寧の現象をもたらしたということは今日の重大な問題ではないだろうか。これら問題の解決は女子と関係のないものは一つもない。……敢えて女同胞諸君に「女子教育」「女子職業」「結婚」「離婚」「再婚」「姑嫁同居」「独身生活」「避妊」「女子参政」「法律上の女子の権利」等の女子に関する重大な問題について自由にその中から一つを選び、それぞれ所見を本誌に発表していただきたい。

とある。この「女子問題啓事」については、『新青年』創刊号(1915年9月)にはMax O' Reil 著陳独秀訳注「Thoughts on Women 婦人觀」が掲載されている所³⁰⁸から当時の『新青年』の主宰であった陳独秀の意向も反映されていたと指摘していること。そして、「女子問題啓事」の後に女性からの7編の投書が本誌に掲載されており、相応の反響があったものの、投書掲載も第3巻第4号を最後に途絶しており、周作人が下線部(3)で述べている内容と完全に合致する。これについて劉軍は「婦人自らによる女子解放論が未だ旧時代の枠を脱していなかったことが分かる」³⁰⁹とある点は、筆者も多いに首肯する。

つまりは、当初『新青年』が期待した女性自らの解放論が限界に達し、それまで語られていた良妻賢母の段階から逸脱するような議論を喚起するには、これまでのような中国国内からの弁論ではなく、遠く海外の論客の言説を採用しなければならない。この要求に応えるべく、周作人に白羽の矢が立ったのかも知れない。

³⁰⁸ Max O' Reil 著陳独秀訳注「Thoughts on Women 婦人觀」については、長堀祐造「陳独秀訳注「婦人觀」(Max O' Reil 著)の日本書材源及びその訳注者・深澤由次郎について——併せてMax O' Reil 原著にも触れて」(『周氏兄弟研究』1、2023)参照。

³⁰⁹ 劉軍「『新青年』時代の周作人と日本——「貞操論」を中心に——」(神奈川大学『人文学研究所報』37、2004)34頁参照。

それゆえ、最後の投稿が途絶した本誌第3巻第4号（1917年6月）から、周作人の「貞操論」が掲載されるまでの第4巻5号（1918年5月）までに11ヶ月もの空白期間が存在したのも、かかる一連の動きが水面下で行われたことを示しているのかも知れないが、想像の域を出ないので、それはさておきたい。

2. 引言に見える確信的な行動

いかなる事情があったかは、現時点では未詳であるものの、少なくとも言えることは、それまでの女性を主体とした女性解放運動を助力すべく、周作人が翻訳「貞操論」を発表した事実は確かである。そして周作人自身も、引言の中にある下線部(4)の中で「我確信這篇文中，純是健全的思想（私は、この文章がまことに健全な考え方だと確信している）」と述べるとおり、与謝野の論説の妥当性を認めている。

そして、更に下線部(6)では与謝野の論説を比喻にして説明しているが、そこでは、「但是日光和空氣，雖然有益衛生；那些衰弱病人，或久住在暗地里的人，驟然遇着新鮮的氣，明亮的光，反覺極不舒服，也未可知（日光や空気は健康に良いとはいえ、衰弱した病人や、あるいは長年暗闇の中で暮らしてきた人が、突然新鮮な空気や、明るい光にさらされる、非常に不快に感じるのも不思議なことではない）」とある点にも注目したい。このように、周作人は与謝野の見解を（我々の日常生活に必要不可欠な存在である）「日光」や「空気」に例えている。この点からも、今後の中国人女性はもちろんのこと、今後の中国社会には必要不可欠なものであり、さらに与謝野の見解には日本は勿論のこと、中国でも普遍的な価値を有することを周作人は暗示させた可能性が大きく、かかる提言の妥当性を訳者本人が確信していたものと思われる。

そのためこれら引言に見られる一連の極めて慎重な論調は、周作人自身が与謝野の見解に疑念を持つことも、そして与謝野の論説が中国の女性解放運動に悪影響を及ぼす疑心を抱くこともなかったものの、反対論者からの批判に備えた手段の一つとして、事前に本論説が攻撃を受ける前にあらかじめ講じた「態度」に過ぎなかった。

そのため、下線部(5)にある「一般男子不肯過問，總有極少數覺了的男子可以研究。我譯這篇文章，便是供這極少數男子的參考一般の男性はそれを問うことはないが、それを真剣に検討する高い意識を持ったごく少数の男性が常に存在する。私はこのごく少数の人々の参考のためにこの記事を翻訳した」という発言も、一見、「この論説が、世間一般の人々に受け入れられることを望むのではなく、社会にごく少数存在するであろう（女性解放問

題に対して) 高い意識を持つ人にだけ届くことを目的としている」ように読めるが、この日本の先進的な論説を紹介することで、中国の女性問題の研究者への参考資料を提供するという、周作人による海外新文化の紹介という彼が自覚していた使命とも一致するほか、少数の高い意識を抱く個人に向けたもののみならず、広く一般読者に向けた女性解放問題の提議を発信することで、女性解放に向けた機運を活発化させることで将来的な世論の醸成を図ることが本心であると思われる。

「貞操論」に記された与謝野晶子の見解であるが、その内容は概ねこのようなものであろう。

本論説は、貞操が女性にとって最も尊重されるべきものであり、それを尊重するためには、それまでの道德観を改廃する必要があるという。そして与謝野はこれまでの旧態依然とした道德観は、男性に極めて有利であり、しわ寄せを女性に強いることで成り立っており、これらの道德によって、これまで女性は数多くの犠牲を強いられ、人生を破壊されてきた。そのため、今後の道德を語る上では女性に害悪をもたらす内容は改廃されるべきであると述べている。

そして、これまでの道德観によって形作られていた貞操の概念が、曖昧模糊として掴み所がないと与謝野は指摘する。彼女は貞操には精神面と、肉体面に分けて判断すべきであるが、現在の道德では精神面の貞操がなおざりにしている。これらの矛盾を解決する方法としては、精神的にも肉体的にも一致させること——つまり与謝野が述べるところの「靈肉一致」が必要であり、その方法として最も重要なのが、恋愛感情を持つ異性との結婚——恋愛結婚が最善の策であるという。

与謝野の論説は、(その後の) 周作人の女性解放運動に与えた影響は強く、彼女が論説する内容は、周作人がそれまで心の底で思っていたことと多くが一致した。またそれどころか、周作人がそれまでに抱いていた思索よりも格段に深いものであった³¹⁰。それが、与謝野が論及した「靈肉一致」の重要である。

若說是靈肉一致的、這樣道德、現今的社會制度上、能夠實現麼？精神和肉體上都是從一的結婚、除了戀愛結婚、決不能有。但現在既不許可戀愛的自由、教人能

³¹⁰ 韓玲姬「周作人の女性思想と与謝野晶子の影響」(『国際文化表現研究』9号、2013)。

享戀愛自由的人格教育也未施行的時候、卻將靈肉一致的貞操、當作道德、期待他實現：這不是想「不種而獲」麼？³¹¹

若し貞操は靈肉一致のものとするなら、さう云ふ道德が現在の社會制度のままて實現されるでせうか。精神的にも肉體的にも唯一を守る結婚と云ふものは戀愛結婚以外には遂げられない譯ですが、戀愛の自由を許されて居ないと共に、戀愛の自由を享得するだけの人格教育が施されて居ない現代に、靈肉一致の貞操を道德として期待することは蒔かずに刈らうとする類ではありませんか？（「貞操ハ道德以上ニ尊貴デアル」原文より引用）

このように、与謝野は従来の「貞操」概念を、精神的な側面と、肉体的な側面に分けて分析を試みているが、現在の婚姻では恋愛感情を持たないで結婚する事例が多く、それが問題の根源にあると述べている。そして、夫婦となり肉体的に結ばれる男女は、精神的にも結ばれるべきであり、精神的にも結ばれるためには恋愛感情が不可欠である。そのため、恋愛結婚を実現することが、与謝野が標榜する所の「靈肉一致」であると周作人は理解したのであろう。この点について張競は「貞操問題は一見夫婦間の問題を論じているように見えるが、当時の中国でこれが取り上げられたのは、むしろ自由恋愛の提唱ということと絡んでいたからだろう」³¹²と指摘しているが、これら与謝野の論説は、カーペンターやエリスによる論説により補強されて、後の周作人による「人の文学」の発表へと発展することとなる。



1917年当時の胡適

周作人による「貞操論」の反響は大きく、発表直後に胡適による「貞操問題」（『新青年』第5巻第1号、1918年7月）や、魯迅による「我之節烈觀」（『新青年』第5巻第2号、1918年8月）が登場し、いずれも貞操は道德と一致しないと説き及ぼし、周作人が翻訳した「貞操論」に賛成を示している一方、胡適と藍志先の間で貞操に関する論争が展開されることとなった。

藍志先は、愛情を感情的で盲目であり、移ろいやすいも

³¹¹ 与謝野晶子著、周作人訳「貞操論」（『新青年』4巻5号、1918年5月15日）

³¹² 張競「五四運動前後の中国における西洋文化の受容と日本：与謝野晶子の「貞操論」をめぐって」（『比較文学研究』第60号、1991）68頁。

のと捉え、愛情もまた感傷的なものから人格的な愛へと変わる可能性がある」と述べる。そのため貞操は道徳の中でも最も厳格に守られるべきものであると述べて、胡適の「貞操問題」に反論している。この藍志先による指摘は胡適の所論に対する反論であり、周作人が矢面に立つものではなかったが、周作人は『新青年』第6巻第4号（1919年4月）にある「討論」欄で、周作人は「答藍志先書（藍志先の文章に答えて）」を発表する。ここでは、ドイツの心理学者、哲学者であるテオドール・リップス（Theodor Lipps）による『倫理学の根本問題』〔原題：Die ethischen Grundfragen〕を掲げ、恋愛は男女間での性的牽引と人格的牽引によって成り立つものであると述べ³¹³、藍志先の反論に論駁しているが、論拠として欧米人の著作から求めている点に我々は留意すべきであろう。

これは、先に述べた周作人による論説「婦學商兌」に見られた兆候にも符合するのではなかろうか。1914年12月に彼は『紹興教育雑誌』誌上に「婦學商兌」を発表しているが、



テオドール・リップス

その一節で彼は欧米の研究成果を取り入れ、より科学的な知見に立脚点を求めていた。そして今回の『新青年』誌上での「貞操論争」でも彼が拠り所としたのは、ドイツ人哲学者の著作であった。恐らくは阿部次郎による抄訳本³¹⁴を用いた可能性が高いが、このような論戦を得て周作人は先進的な知見を海外の著作に求め、それに依拠した論証を試みることで、自説を補強したに違いない。そしてこのような彼の言論活動が、中国における言論界に海外からの知見を導入する素地を作り出すことにも貢献したものであると思われる。

このように周作人は「貞操論」の翻訳を契機に、恋愛による結婚と自由恋愛の重要性を見出したが、この見解を強固なものにするために、彼が選んだのは、西洋の性科学であり、その最たるものがハヴロック・エリスであったのだ。

3. 周作人とハヴロック・エリス

20世紀になると、産科や婦人科といった西洋的概念を具体化した医学分野を介して、新しい生殖技術と身体的健康に関する考え方が中国でも紹介されるようになった³¹⁵。そして周

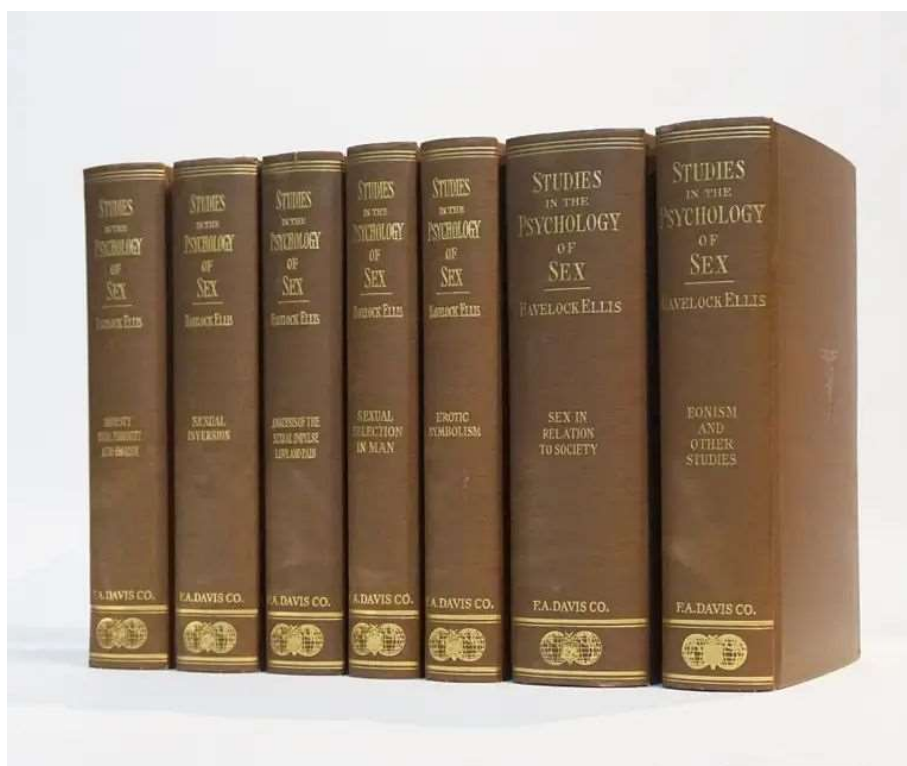
³¹³ 周作人「附：答藍志先書」（『新青年』第6巻2号、1919）。周作人著、鐘叔河（編）『周作人散文全集』（広西師範大学出版社、2009）に収録。

³¹⁴ 阿部次郎訳『哲学叢書第6編 倫理学の根本問題』（岩波書店、1916）

³¹⁵ スーザン・マン著、秋山洋子・板橋暁子・大橋史恵訳『性からよむ中国史：男女隔離・纏足・同性愛』

作人も西洋の性科学に関する知見を取り入れることで、彼の女性解放思想の妥当性を示す客観的な根拠としている。

イギリスの医師で、優生学者・性科学者・心理学者であったヘンリー・ハヴロック・エリスは、性について調査・執筆した大著『性の心理』（原題：Studies in the Psychology of Sex）で著名であり、周作人も「読んだ書物のなかで最も大きな影響を受けたのは英国のエリスの著作である³¹⁶」と言っている人物である。周作人は1918年に「愛的成年³¹⁷」の中で、はじめてエリスの『性的進化³¹⁸』と『新精神³¹⁹』を引用してから、晩年1961年に書いた「最初の印象³²⁰」まで、合計66篇³²¹の文章の中でエリスに言及したのである。故に、周作人の思想におけるエリスとの関係の研究は重要な課題になると考えられるのである。



Ellis, Havelock Studies in the Psychology of Sex

(平凡社、2015) 119 頁参照。

³¹⁶ 周作人著・松枝茂夫訳「周作人自述」『周作人随筆』（富山房百科文庫、1996）330 頁。

³¹⁷ 「愛的成年」、1918 年 10 月 15 日『新青年』第 5 卷第 4 号に掲載された。鐘叔河編『周作人文類編⑤：上下身』（湖南文芸出版社、1998）6 頁。

³¹⁸ *Evolution in Sex*. Repr. From the 「Westminster Review」 W. Reeves. London. 1888.

³¹⁹ *The New Spirits*; Whitman. The Scott Lib. 1892.

³²⁰ 周作人「最初の印象」『知堂回想録』上（原題目は『藥堂談往』であったが、後ほど『知堂回想録』に改題された。）（北京十月文芸出版社、2013）228 頁。

³²¹ 戴濼娜「藹理士譯介史」（『新文学史料』、2016）によるデータを参照する。119 頁。

従来、周作人とエリスとの関係に触れた先行研究は少なからぬ数が存在している。例えば、松枝茂夫³²²や飯倉照平³²³、そして木山英雄³²⁴などがエリスに言及されるものは多いが、より具体的な検討に乏しかったが、周作人がエリスからの影響を受けた思想については、その後、多くの先行研究が出てきた。

例えば、小川利康は「周作人とH・エリス——一九二〇年代を中心に³²⁵」の中に周作人の文学活動の初期に遡り、エリスの受容を考察している。また、同じく小川は『叛徒と隠士：周作人の一九二〇年代³²⁶』で、周作人が内在にある「二匹の鬼」、つまり、叛徒と隠士という形象の発想の基底にあったのは、エリスへの深い傾倒だったからと指摘している。そのほかには伊藤徳也は『「生活の芸術」と周作人：中国のデカダンス＝モダニティ』³²⁷の



Edith Lees and Havelock Ellis

中に、道德家としての周作人がエリスからの影響——生活の芸術、要するに、性道德という思想を受けたと言及し、森雅子は「たいまつを照らすもの：周作人と性科学³²⁸」の中で、エリスとフロイトが周作人への影響を述べている。

またそのほかにも、子安加余子の「日本に留学した中国知識人——周作人と民俗学：性の問題を中心に³²⁹」、根岸宗一郎の「周作人とニーチェ：J・E・ハリソン、H・エリスと『悲劇の誕生』をめぐって³³⁰」などの先行研究には、様々な方面から周作人とエリスとの関わりが論じられている。

³²² 松枝茂夫「周作人——伝記的素描」（『中国文学』第60号、1940）参照。

³²³ 飯倉照平「初期周作人についてのノート」（上・下）（神戸大学『文学会研究』38号・1966、40号・1967）参照。

³²⁴ 木山英雄「周作人」（東京大学文学部中国文学研究室編『近代中国の思想と文学』大安、1967）参照。

³²⁵ 小川利康「周作人とH・エリス——一九二〇年代を中心に」（早稲田大学院『文学研究科紀要別冊』第十五集・文学芸術学編、1988）

³²⁶ 小川利康『叛徒と隠士：周作人の一九二〇年代』（平凡社、2019）

³²⁷ 伊藤徳也『「生活の芸術」と周作人：中国のデカダンス＝モダニティ』（勉誠出版、2012）

³²⁸ 森雅子「たいまつを照らすもの：周作人と性科学」（『日本中国学会報』第63集、2011）

³²⁹ 子安加余子「日本に留学した中国知識人：周作人と民俗学：性の問題を中心に」、斎藤道彦編著『日中関係史の諸問題』（中央大学出版部、2009）に収録。

³³⁰ 根岸宗一郎「周作人とニーチェ：J・E・ハリソン、H・エリスと『悲劇の誕生』をめぐって」、『慶應義塾大学日吉紀要・中国研究』（第5号、2012）

このように、多くの先行研究は周作人がエリスからの影響を受けた思想を検討しているが、筆者が特に興味を持っているのは、西洋における数多くの心理学者の中で、例えば、同時代における精神分析の創始者であるジークムント・フロイト (Sigmund Freud)³³¹も含め、周作人がなぜエリスに特に傾倒したのかという理由である。

そのため、本章では、まず周作人とエリスの作品との邂逅を皮切りに、また日中におけるエリスの影響に触れ、さらに周作人がエリスとフロイトの間の選択理由を解明しつつ、周作人が性問題をめぐってどのような提案をしたのかを分析してみる。

4. エリス思想からの受容

(1) ヘンリー・ハヴロック・エリス

ヘンリー・ハヴロック・エリス (Henry Havelock Ellis) (1859~1939) はイギリス人で、ロンドン近郊のクロイドン (Croydon) に生まれ、若い頃セント・トーマス病院で医学を修め、内科、外科、産科の資格を獲得して開業した。1890年にイプセン、ホイットマン、トルストイの研究をまとめた『新精神』、変質と犯罪の関係について論じた『犯罪者』を發表し、1894年に『男性と女性』を著わした。性の問題の解明を生涯の課題とし、1896年に『性的倒錯の研究』をドイツで出版した。その後、次々に研究を發表し、『性の心理』が集成された。逸早くフロイトの見解を評価し、当時の家父長的な社会風潮を問題視した。1889年から1914年まで、『現代科学叢書』 (*Contemporary Science Series*) を主宰し、科学と文学の幅広い分野において、著述活動を続けた³³²。

また、エリスは性心理学者だけでなく、文学者でもある。文芸批評家として雑誌の編集に携わる。エリスについて、「性慾研究だけに没頭してゐる人と考へてはならない。彼は文学研究者としても注目に値する³³³」と言われている。そのほか、「エリスは単なる性心理学者ではなく、すぐれた文章家であり、洞察の鋭い果敢な文明批評家、思想家でもあった³³⁴。」と評価している。

このような優れた学者としてのエリスは、最初に紹介されたのは、西洋思想の風潮が吹

³³¹ ジークムント・フロイト (Sigmund Freud) 1856~1939年。オーストリアの精神医学者。『ヒステリー研究』で自由連想法による画期的な神経症治療を提唱。リビドーを重視し、「無意識」を中心概念とした精神分析の方法を確立。また、芸術や宗教の分野でも独自の解釈を展開した。著書：『精神分析入門』『夢の解釈』『トーテムとタブー』など。

³³² 劉岸偉『東洋人の悲哀：周作人と日本』（河出書房新社、1991）117頁

³³³ S. & O. 「HAVELOCK ELLIS の文学論二篇」（『英文学研究』12 (1) 1932）142~143頁

³³⁴ 劉岸偉『周作人伝：ある知日派文人の精神史』（ミネルヴァ書房、2011）119頁

いてきた日本である。周作人とエリスとの縁起も日本であったと言われる。

(2) エリスからの影響

1902年、魯迅は官費留学生として日本に渡り、周作人も後を追って、1906年に来日した。その後、兄弟で協力して文学活動を始めてきた。彼らの日本滞在は、外国語の書籍や翻訳書・概説書を容易に手にできる環境のもとで欧州の最新の思想・文学動向を吸収することを可能にし、彼らの知識と思想そして精神の基盤を作ったのである³³⁵。



日本橋の丸善書店本社屋と2階洋書売り場

また、周氏兄弟は外国語の書籍を入手したのは、東京日本橋にあった丸善書店が近くにあったからであり、当時の本郷区で生活を送っていた兄弟はこの丸善と深い縁で結ばれていた。周作人は江南水師学堂で英語を学んだことがあり、来日した当初は日本語が分からず主として英文の書物を読んでおり、その書物の中でエリスの著作も含まれているが、これらの書物はほとんどすべて丸善で求めたものであった。

かくなる経緯で周作人はエリスの著作と邂逅し、エリスの著作『新精神』から『現代の諸問題』に至るまで、すべてここで購入していた³³⁶。

周作人は1944年に発表した「我的雑學」の中で「わたしは英語を学んだが、シェイクスピアは読まないから、何かの役に立つとは思われなかったが、エリスの原著を読むことができ、その時になってようやく、当時南京での何年かの英語の授業が決して無駄ではなか

³³⁵ 尾崎文昭「魯迅と周作人：中国文化の近代転形の象徴」、趙景達・原田敬一・村田雄二郎・安田常雄編、『講座東アジアの知識人 第3巻』（有志舎、2013）に所収。118頁

³³⁶ 劉岸偉『東洋人の悲哀：周作人と日本』（河出書房新社、1991）116～117頁

ったのだと気がついた。³³⁷」と言っていた。訳書ではなく、直接に原著を読むことができる周作人にとっては、エリスの思想をよりの確に読み取れたに違いない。

この周作人による「我的雑学」シリーズは、18のテーマで連載されたが、その三分の一の内容はエリスの諸作に関するものであった。

周作人の文章に最初にエリスという名前が出てきたのは、1918年「愛的成年」である。この文章で周作人は、エリスの『性的進化』(*Evolution in Sex*)と『新精神』(*The New Spirit*)の文を引用し、女性が出産する時期で社会からの扶養や援助が必要であるという説の妥当性を論証している。そして、最後にエリスに言及したのは、1961年の「最初の印象」であり、エリスの文章が引用され、ギリシア人の裸体に対しての認識を説明している。数十年間の長きにわたってエリスに感銘を受けた周作人にとって、エリスの性科学の重要さは言うまでもないだろう。

(3) 周作人と『性心理学研究』（『性の心理』）



このように、周作人はエリスの著作と出会ってから、彼の思想に深く傾倒した。エリスの影響は多方面にわたるが、最も大きな影響はやはりセクシュアリティに対する認識であり、人間という存在を精神と肉体の両面から科学的に分析するという視点と手法は、その中でも屈指のものであった³³⁸。その理由は、エリスの著作を26点所蔵しており、その中で最も示教を被っている著作は「当然エリスの『性の心理』³³⁹」である。³⁴⁰と周作人自らが証言していることからもうかがえる。丸善で購入した『性の心理』7冊は周作人にとって最大の啓蒙の書であり、「読み終わると、目から鱗が落ちて、人生と社会に対して、一

³³⁷ 周作人「我的雑学之十一」1944年7月16日刊『華北新報』、「性心理学」（この題目は編集者により）鐘叔河編『周作人文類編⑤：上下身』（湖南文芸出版社、1998）2頁。訳文は中島長文訳注『周作人読書雑記①』（平凡社、2018）44頁に参照。

³³⁸ 小川利康『叛徒と隠士：周作人の一九二〇年代』（平凡社、2019）23頁

³³⁹ 本稿で引用した『性心理学研究』の訳文は佐藤晴夫訳『性の心理』（未知谷、1996）により。佐藤晴夫による翻訳では邦題を簡略化して『性の心理』としているが、同一書の翻訳である。

³⁴⁰ 周作人「我的雑学之十一」1944年7月16日刊『華北新報』、「性心理学」（この題目は編集者により）鐘叔河編『周作人文類編⑤：上下身』（湖南文芸出版社、1998）2頁。原文：「這主要的著作當然是葛理斯的『性的心理研究』。」

種の見解が成立した」と周作人は告白している³⁴¹。

エリスは医師としての経験や知識を活かして性科学研究を行い、「性の哲人」(The sage of sex)と呼ばれた。その研究を集大成した『性心理学研究』(全7巻、1897～1910年、1928年に補巻として第7巻を刊行、1933年、一冊簡本『性の心理』を刊行)は、フロイトの精神分析学研究より早く精神的抑圧と性欲の関係を論じた先駆的研究である³⁴²。人生と社会に対して、積極的な探求的な関心を抱いていた周作人は、性への偏見打破のために闘ったエリスの思想に共鳴する点については後文に論述する。

5. 日中におけるエリスの影響

さて、エリスの思想に傾倒されたのは周作人だけであろうか、エリスの思想は当時の日中におけるどのような存在であろうか。これらの問題を解明するために、日中におけるエリスの影響を考察しなければならないだろう。

(1) 日本での紹介

『性の心理』は日本でもその翻訳が盛んに読まれていた。劉岸偉の調査により、日本語に訳されたエリスの著作は次の数点がある³⁴³。

『性的特徴』、小倉清三郎訳、1913年

『夢の心理』大鳥居棄三ほか訳、1914年

『欧米新思潮論』鈴木紀一郎訳、1917年

『生命の舞踏』岡島亀次郎訳、1925年

『性の心理』(第1～18、20巻)増田一郎訳、1927～1929年

『性と文明』荒川芳三訳、1931年

『夢の世界』藤島昌平訳、1941年

その中で、『夢の心理』と『生命の舞踏』は、大隈重信が創設した大日本文明協会³⁴⁴が

³⁴¹ 劉岸偉『周作人伝：ある知日派文人の精神史』(ミネルヴァ書房、2011)198頁。

³⁴² 小川利康『叛徒と隠士：周作人の一九二〇年代』(平凡社、2019)22～23頁。

³⁴³ 劉岸偉『周作人伝：ある知日派文人の精神史』(ミネルヴァ書房、2011)198頁。

³⁴⁴ 大日本文明協会、明治後期一昭和前半期の啓蒙的文化団体。早稲田大学総長大隈重信が主唱して、明治四十一年(一九〇八)四月三日に設立。東西文明の調和・統一を目指し、「最近欧米の最も健全なる思想

刊行した書物である。大日本文明協会は、世界文明の潮流や新潮を広く日本に紹介するという趣旨で、多くの書物を出版した。大部分は大正期に刊行されたが、その内容は西洋の政治史、文化史、教育史、道徳史、社会学、心理学、哲学、経済学、宗教学、比較文学、地理学など、人文社会科学のあらゆる分野の最先端の学問を網羅するだけでなく、生物学、航空学、優生学、化学、応用電気学などの自然科学や、労働問題、女性問題、児童問題などを扱う研究書までも含まれている。大正時代を中心に、これだけの西洋学術書が刊行されたことは、日本近代文化の発展において見逃せない意味をもっている³⁴⁵。

このように、西洋の知識と思想が日本で広まる中で、エリスも広く知られ、日本の知識人に深刻な影響を与えた。



有島武郎

具体的な例をあげると、筆頭に白樺派³⁴⁶の有島武郎をあげることができよう。有島武郎は大正五年（1916年）3月エリスの『*Studies in the Psychology of Sex*』（『性心理学研究』）を読み、性心理について啓発されると同時に、『ある女のグリップス』（『或る女』前篇）の改稿にエリスからの示唆を受けている。

また先行研究の笹渕友一は、有島武郎の小説『クララの出家』におけるエリスとフロイトの性科学を比較しつつ、エリスの『性心理学研究』からの影響を詳しく論述している³⁴⁷。そして、有島武郎は日本文化における死生観と結びつけ、エリスが主張する「性衝動」が「死亡衝動」に変容し、自分の作品に徹底的に貫いたのである³⁴⁸。

を代表せる名著を訳述・解説し、以てわが邦人をして世界文化の潮流に接触せしめんと欲する」ことを目的とした。大隈の没後、大正十一年三月嗣子大隈信常が第二代会長に就任し、十四年七月に財団法人文明協会に発展した。訳書刊行とともに、『学術講演録』『文明協会講演集』『文明大観』『文明協会ライブラリー』『文明協会ニュース』等々の機関誌類も精力的に発行し、「時局研究」として各分野の著名人士を講師に招いて時局に敏感な講演会を長期にわたって開催した。また『明治文化発祥記念誌』『明治戊辰』を出版したほか、昭和六年からは英文誌『大日本』も創刊した。昭和期に入ってから、講演とパンフレットの出版が主となり、やがて文部省の教化政策に参加し、国民精神の作興に努めていった。協会は昭和十三年までは存続していたが、その後、戦時下で自然消滅となったようである。『早稲田大学百年史』第二卷（早稲田大学大学史編集所、1978）参照。

³⁴⁵ 劉岸偉『東洋人の悲哀：周作人と日本』（河出書房新社、1991）118頁。

³⁴⁶ 日本近代文学の一流派。1910年4月、武者小路実篤、志賀直哉、有島武郎らが雑誌『白樺』を創刊した。1923年8月に廃刊。通巻160冊。

³⁴⁷ 笹渕友一「有島武郎『クララの出家』の主題：文学研究における性心理学的方法の可能性と限界」（『東京女子大学論集』15（2）、1965）

³⁴⁸ 戴濼娜「藹理士譯介史」（『新文学史料』、2016）115頁。



厨川白村著『近代の恋愛観』

宮沢賢治

また同じく白樺派である^{くりやがわはくそん}厨川白村も、エリスの思想を取り入れて『苦悶の象徴』と『近代の恋愛観』を発表し³⁴⁹、さらに詩人で童話作家として著名な宮沢賢治も、エリスの「性的衝動の分析」「愛と苦痛」「女性の性的衝動」を愛読していたことがよく知られている³⁵⁰。

このように、日本の文壇で特に白樺派がエリスの思想を受容した知識人が多かったのである。それでは、中国の場合はどうなるのか。

(2) 中国の事例

中国におけるエリスの紹介は日本より遅れたが、五四運動時期に『婦女雑誌』『婦女評論』『婦女週報』『語糸』『学燈』などの刊行物に、エリスの著作の訳文が数多くに掲載されるようになった。

³⁴⁹ 戴濰娜「葛理士譯介史」（『新文学史料』、2016）115頁。

³⁵⁰ 森荘巳池『宮沢賢治の肖像』（津軽書房、1974）に参照。



潘光旦

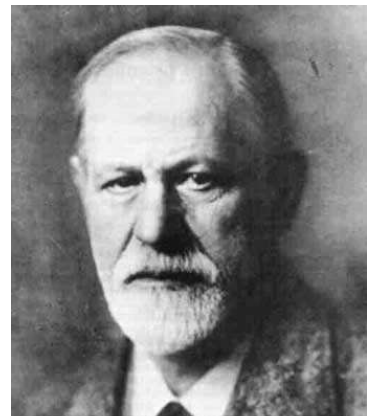
当時中国でエリスの性心理学を紹介した中心人物は周作人である³⁵¹が、そのほかにも、魯迅、周建人、林語堂、朱自清、費孝通、張競生、朱光潜、呂叔湘、金仲華などの知識人が、エリスについて言及している³⁵²。例えば魯迅は1925年から女性や性心理問題を注目し始めた際に、エリスの『新精神』を購入している³⁵³。その一方、文学団体の創造社で創作活動をしていた小説家・郁達夫は、エリスの性心理学における「情欲」と「抑圧」との対抗を小説『沈淪』に反映させている。また、1930年以後になると、エリスの思想に傾倒したもう一人の人物が現れた。それが中国の社会学者、優生学者、作家

である潘光旦であり、彼は『性的教育』、『性的道德』、『性心理学』などのエリスの著作を翻訳した。潘光旦の訳書は非常に読みやすく、大量な注釈も加えられ、当時最も権威のある訳書と言われている³⁵⁴。

このように、日中におけるエリスの思想に共鳴したのは周作人だけではなく、多くの知識人の間に幅広く知られ、近代日中文学史における深遠な影響を与えたことがうかがえる。生涯にわたって性科学への関心をもっている周作人にとって、エリスの思想との出会いは決して偶然ではなく、運命的な邂逅と言えるだろう。

6. エリスとフロイトの間の選択

フランス文学者・比較文学者である渡邊洋によれば、文学と心理学との関係が距離を縮まるようになったのは、20世紀を迎えてからのことであり、精神分析学が心理学へ組み込まれたことによって、心理学は無意識を研究する学問となったという。この学問の創始者ジークムント・フロイト



ジークムント・フロイト

³⁵¹ 呂文浩「潘光旦對藹理士性心理學的接受、傳播與修正」（『中国社会科学院近代史研究所青年學術論壇 2004年卷』、2004）に参照。

³⁵² 戴濼娜「藹理士譯介史」（『新文学史料』、2016）121頁。

³⁵³ 戴濼娜「藹理士譯介史」（『新文学史料』、2016）121頁。

³⁵⁴ 呂文浩「潘光旦對藹理士性心理學的接受、傳播與修正」（『中国社会科学院近代史研究所青年學術論壇 2004年卷』、2004）352頁。

年)が文学を一変させた。彼の独創性は、古典的心理学における意識＝心という等式を否定し、心を氷山にたとえるならば、水面上に現れたわずかに見える一角が意識で、隠れている大部分が無意識の世界と考えたことである³⁵⁵。

それでは周作人は、フロイトとエリスの知見を、どのように選択したのか。

(1) 理論の基盤

フロイトとエリスの知見については、既に先行研究でおおよその見解が示されている。例えば笹渕友一は、生理的欲求と精神的欲求との間には密接関係があり、しかも前者がより根源的であるというエリスの思想は、フロイトの人格の層構造説などと似たところがあるが、フロイトの論理的緻密さはエリスにはないのではないかと指摘している³⁵⁶。

ただ青木尚雄によると、エリスは「広い人間的視野から普遍的巨視的に論を進めているのが特徴³⁵⁷」であり、かつ佐藤晴夫も『性の心理』第一巻の中で「訳者まえがき」に書いてあるように、セクソロジーは、医学、精神医学、生理学、生物学、心理学、社会学、人類学、民俗学などあらゆる科学の総合であり、文学、芸術、慣習、道德、法律、政治、宗教など広範囲にわたる問題に取り組んだ点で、フロイトにはない特徴が認められるという³⁵⁸。

周作人が性的解放のために読者に求めたのは、科学「常識」を身につけ、科学思想を養成するということだった。ただし、彼が言うところの科学は、今日言うところの専門的な自然科学ではない。それは直接的には文化人類学や性学、あるいは「生物学と人類学、文化史」のことであり、その中の「生物学」さえ専門的な生物学ではなく、人間理解のための「常識」としての生物学だったのである³⁵⁹。

故に、周作人がエリスに心服する一つ理由は、まさにその広い人間的視野あるいは科学「常識」であろう。

周作人は晩年書いた著作『知堂回想録』の中で、エリスに対するこのように語っていた。「精密な研究はほかにもできる人があるかもしれないが、このような豊かで広い眼光、深

³⁵⁵ 渡邊洋『比較文学研究入門』（世界思想社、1997）61頁。

³⁵⁶ 笹渕友一「有島武郎『クララの出家』の主題：文学研究における性心理学的方法の可能性と限界」（『東京女子大学論集』15（2）、1965）6頁。

³⁵⁷ 青木尚雄「『性の心理学的研究』解説」、『世界性学全集1』（河出書房、1956）に参照。

³⁵⁸ エリス著・佐藤晴夫訳『性の心理』第一巻（未知谷、1996）16頁。

³⁵⁹ 伊藤徳也『「生活の芸術」と周作人：中国のデカダンス＝モダニティ』（勉誠出版、2012）130～131頁。

く厚い思想は、実にきわめて二度とは得がたい。³⁶⁰」つまり、フロイトのような精密な研究を行う学者がほかにもあるかもしれないが、この「豊かで広い眼光」を持ち、様々な分野、広い人間的視野から研究を行うエリスのような学者は決して多くないと周作人が考えているだろう。

(2) 研究対象の違い

若いエリスは、他の青年たちと同じように性の問題に直面した。青年時代の一時期をオーストラリアのある都市の開放的な生活様式の中で過ごした彼は、多くの物事を自由に観察し、自由に考察した³⁶¹。故に、エリスの理論は日常生活や一般的な人への観察に基づいたものである。

一方フロイトは、幅広い範囲知識をもっているが、彼は神経病の治療を行う町医者として出発し、診療所を開き、長年にわたって、精神病患者の観察に基づいて自分の理論を構築したものである³⁶²。したがって、フロイトの理論は明確な臨床理論を反映され、患者の視野を通じて世界を解釈したものである。この意味で、フロイトの理論は普遍性が多少欠けるであろうかと考えている。

そして、徐敏³⁶³によれば、フロイトは性が人間の本能として存在すると認めているが、性が暗くて、破壊力を持つと主張している。一方、エリスは性が一種の衝動で理性的に対応し、学ぶ必要があると認識している。そして、人間の基本生理的な欲望としての性欲は、合理的、健康的なものであると主張している。このような違いは周作人がエリスの思想に偏っている一つの理由と言える。

(3) 性に対する見解

この対象の相異により、性問題に対して、フロイトとエリスの見解も異なる。性欲に対して、フロイトの「抑圧」と違い、エリスは「節制」を主張した。エリスが提唱した「節制」は第一章にも論じられている。つまり、生活の芸術は禁欲でもなく耽溺でもない。それは二元対立のものではなく、相互に補うものである。簡単に言うと、耽溺は生活の基本で

³⁶⁰ 原文「精密的研究或者也有人能做，但是這樣寬闊的眼光，深厚的思想，實在是絕不易再得。」周作人『知堂回想録』下（北京十月文芸出版社、2015）852頁。

³⁶¹ エリス著・佐藤晴夫訳『性の心理』第一巻（未知谷、1996）1頁。

³⁶² 竹田青嗣・山竹伸二『フロイト思想を読む：無意識の哲学』（日本放送出版協会、2008）8～9頁。

³⁶³ 徐敏『女性主義的中国道路：五四女性思潮中的周作人女性思想』（中国社会科学出版社、2006）。

あり、この事実を直面した上で、欲望を節制するのが大事である。人道主義を提唱した周作人にとって、性欲を抑圧するより、「節制」のほうが中庸思想を信じている周作人の考えに合致するだろう。

周作人は『性心理学』中でエリスの意見を引用し、以下のように述べている³⁶⁴。

以為性欲的事情有些無論怎麼異常以至可厭惡，都無責難或干涉的必要，除了兩種情形以外，一是關係医学，一是關係法律的。這就是說，假如這異常的行為要損害他自己的健康，那麼他需要醫藥或精神治療的處置，其次假如這要損及對方的健康或權利，那麼法律就應加以干涉。這種意見我覺得極有道理，既不保守，也不急進，據我看來還是很有點合於中庸的吧。

性欲の満足にはどんなに異常なことであれ嫌悪すべきことであれ、すべて非難したり干渉したりする必要はない。二つの情況以外は。一つは医学に関すること、一つは法律に関することであるとする。つまりもしその異常な行為が彼自身の健康を損ねるのであれば、医薬や精神治療の措置を必要とする。その次はもしそれが相手方や第三者の健康や権利を損なうならば、法律が制限を加えるべきである。この意見はきわめて道理にかなっていると思う。保守的でないばかりか激烈などとはしがたい。わたしから見ればやはりとても中庸である。³⁶⁵

つまり、自己や相手方、そして第三者の健康を損なう場合を除き、他人の正常性欲にせよ、異常性欲にせよ、非難したり干渉したりする必要はないとエリスが主張している。その思想に対して、周作人が「保守的でないばかりか激烈などとはしがたい。わたしから見ればやはりとても中庸である。」と評価することにより、エリスの主張が中庸思想に類似し、中庸思想を信じている周作人がエリスの思想に賛同したのは、ごく自然な流れであったように思う。この中庸思想は周作人とエリスの思想における重要な共通点であり、おそらく中庸の道を追う周作人がエリスの思想に傾倒した最も重要な理由であろう。

以上の分析により、周作人の性をめぐっての基本的な認識がうかがえる。すなわち、

³⁶⁴ 周作人「我的雑学之十一」1944年7月16日刊『華北新報』、「性心理学」（この題目は編集者により）鐘叔河編『周作人文類編⑤：上下身』（湖南文芸出版社、1998）2頁。訳文は中島長文訳注『周作人読書雑記①』（平凡社、2018）44～45頁に参照。

³⁶⁵ 周作人著・中島長文 訳注『周作人読書雑記③』（平凡社、2018）72頁。

- ①：性問題は単に生理学ではなく、様々な分野に含まれる。そのためより広い視野から研究する必要がある。
- ②：性的解放のために人々の、科学の常識を身につけなければならない。
- ③：人間の基本生理的な欲望としての性欲は、合理的、健康的なものである。そのため人間の合理的な欲望として認めるべきである。
- ④：性欲に対して、我々は禁欲や耽溺に陥ってはならない。そこに必要なのは、バランスと調整であり、適度な節制を図るべき中庸思想が必要である。
- ⑤：当事者の健康や権利を損なわないかぎり、他人の正常性欲にせよ、異常性欲にせよ、非難したり干渉したりする必要はない。

という周作人の性認識がうかがえるのである。

それでは、彼は性教育について、どのような提案を試みたのであろうか。

7. 性教育に関する提案

日本では、明治維新以降、性に関する言説においては、娼妓と関連する性病蔓延の問題、女学生の心中事件³⁶⁶、男子学生の性的放縦、自慰の問題など、病理的な性現象に衆目が集まり、社会問題化されていった。

これらの問題への対策の一つとして、性教育の必要性が論じられるようになる。そして、つづく1920年代には、性に関する問題が人々の関心を引くようになり、性に関する知識を一般の人々に普及しようとする傾向が強まった³⁶⁷という背景があった。

例えば日本では羽太鋭治、澤田順次郎などを代表とする性科学者たちが登場し、性に関する雑誌の発刊が相次いでいた³⁶⁸。そして羽太らの性教育者にもエリスの思想を受容したと言われている³⁶⁹。

このような背景のもとで、1920年代の中国でも性教育の問題について徐々に注目を集めるようになってきたのである。

³⁶⁶ 周作人の1926年3月15日に『語絲』第70期に掲載された「「心中」」の中でも、日本人の心中事件について論じられている。

³⁶⁷ 柴本枝美「1920年代における性教育論の目的規定について：山本宣治の性教育論を中心に」（『京都大学大学院教育学研究科紀要』第51号、2005）290～291頁。

³⁶⁸ 池谷壽夫『「教育」からの離脱』（青木書店、2000）106頁。

³⁶⁹ 柴本枝美「1920年代における性教育論の目的規定について：山本宣治の性教育論を中心に」（『京都大学大学院教育学研究科紀要』第51号、2005）297頁。

周作人は1926年9月25日の『語絲』³⁷⁰に「南開中學的性教育³⁷¹」を發表している。

その一文の中で、南開中学校が『性史』などの5種類の「淫書」を禁じるということに対して、周作人がまず、中学校が刊行物を禁じるという権利はなく、それは不合理的な要求と批判した。そして、性教育に対して、単に一切の性知識をタブーにするという方法も再考する余地があると彼は考えている。そして、翌月に發表した「南開與淫書³⁷²」の中では、南開中学校がピックアップした5種類の「淫書」の中で、『夫婦之性的生活』以外に、周作人が大体読んだことがあり、そこまで恐ろしい本ではなくて、禁じる必要でもないと主張している。もし自分の子供がこのような本を読むとしたら、本の中で存在している欠点や誤りを指摘する必要があり、正しい性知識の書物を読んでもらうように導くべきだと周作人は述べている。

つまり、周作人の性教育に対する認識は、性に関わる本を完全に禁じるではなく、親の導きのもとで、正しい性知識を学ぶべきという主張がうかがえるのである。

中学校の学生たちにこのような提案をしたが、子供たちに対して、どうなるか。周作人は「『性教育的示兒編』序」の中で、児童に性に関わることをタブーか嘘をつく結果について、「性的な事は美と尊嚴を失い、更に隱密性と羞恥心の色彩が加わり、子供たちの感情や思考を著しく悪化させている。今後科学や芸術の深い修練で修正しようとしても、それは簡単には変わらない。これは本当に大きな損失である。」³⁷³と説明している。

つまり、伝統思想の影響で性知識をひた隠しにすることが子供の成長に不利なことである。その結果は、性問題に対して、一種の恥の文化として取り扱われ、異常なものと認識している。

³⁷⁰ 中国の週刊文芸雑誌。1924年北京で創刊、27年軍閥張作霖により発禁に付せられたが上海で復刊、30年廃刊。毎号10ページ足らずの小冊に風刺的雑文から詩的創作までを含む自由な小品を載せて、北伐国民革命前後の混乱のなかでよく新文化の灯を守り通しつつ近代的散文の確立に大きく貢献した。詳細は、陳離『凝望与置身：語絲社与「語絲」周刊』（武漢出版社、2020）、朱琳「『語絲』における日本像：資料紹介を中心に（含『語絲』における日本関連文学作品）」（『比較日本文学研究』4、2011）、劉岸偉「周作人伝「ある知日派文人の生涯（第13回）『語絲』創刊：「生活の藝術」論」（『アジア遊学』123、2009）等を参照。

³⁷¹ 周作人「南開中學的性教育」初出『語絲』第98期、1926年9月25日。周作人著、鐘叔河（編）『周作人散文全集』（広西師範大学出版社、2009）

³⁷² 周作人「南開與淫書」初出『語絲』第100期、1926年10月9日。周作人著、鐘叔河（編）『周作人散文全集』（広西師範大学出版社、2009）

³⁷³ 周作人「『性教育的示兒編』序」（『北新』第3巻第17号、1929年9月16日刊）原文：性的事情失了美與莊嚴，加上了一層隱密與羞恥的色彩，使兒童的感情思想顯著地惡化，便是以後再加科學藝術深厚的洗煉，也不容易把它改變過來，這真是一個極大的損失了。鐘叔河編『周作人文類編⑤：上下身』（湖南文芸出版社、1998）110頁。

このような社会背景で、周作人が性的な過失について、このように語っている。

我以為除沒人格的放縱以外,性的過失多是可饒恕的。我固然不願子女之有過失,(中略),所以這所謂過失,並不限於世間所重視的失節或失貞,只是凡在人己的心的和平與幸福上留下擾亂的種子的便是,因此這些過失就更不容易免了³⁷⁴。

私は、非人間的な放縱を除いて、多くの場合、性的な過失を許すことができると考えている。私はもちろん子供が過失を犯すことを望んでいないが、(中略)いわゆる過失は世間が重視するような「節操や貞操の喪失」だけでなく、人々の心の平和と幸福に乱れをもたらすものである。したがって、これらの過失はより免れにくいものとなる。

性問題に対して、一種の恥の文化として取り扱われている当時に、このような「大胆な」発言には、見られない。このような「非人間的な放縱を除いて、多くの場合、性的な過失を許すこと」寛容な態度は、100年前もさることながら、現在においても賢明な見解となるだろう。

8. 児童向けの性教育という試み

それでは、子供向けの性教育はどのように展開するのか、それについて、周作人が以下のような提案をしている。

説來說去,總還沒有什麼很好的法子,除了四十多年前薩列文(Sullivan)女士教那七歲的盲啞的小女孩海倫開勒(Helen Keller)的方法:拿了一本植物書,同她講花和果子的故事。山格夫人所著,趙憇之君所譯的這本小書,就是這一類的冊子。(中略)山格夫人是有名的性教育者,她特別注意與節制生育,曾來中國講演,社會上還沒有忘記她。她這本書我希望與中國談性教育的,賢明的父母和教師有點用處,可以作為性教育實施的初步的參考。

まだうまくいく方法がないようだが、それらの試みには、40年以上前にサリバン女史が7歳の盲聾の少女ヘレン・ケラーに教えた方法が挙げられる。彼女は植

³⁷⁴ 周作人『考試二』初出『晨報副刊』、1922年8月28日。周作人著、鐘叔河(編)『周作人散文全集』(広西師範大学出版社、2009)

物学の本を手に取り、花や果物の話を彼女に語った。この本はサンガー夫人が著し、趙憩之君が翻訳したもので、この種の冊子である。(中略)サンガー夫人は有名な性教育者で、特に生育の制御に注意を払っている。彼女はかつて中国に講演に訪れ、社会では彼女を忘れていないようである。私はこの本が、中国で性教育について話す際に、賢明な親や教師に少しでも役立つことを期待している。これは性教育の初歩的な参考として利用できるだろう。

ここでは、登場した「山格夫人」はマーガレット・ヒギンズ・サンガー(Margaret Higgins Sanger、1879～1966)である。アメリカ合衆国の産児制限活動家、性教育者、看護師であり、アメリカの産児調節運動推進者の一人であった。そのほか、サンガーは社会哲学の一つである優生学の唱道者であり、米国における第一人者であり、日本では「サンガー夫人」として知られていた。

1922年3月、M. サンガーが来日した際に通訳をした京都大学講師の山本宣治が同年5月、サンガー著 Family Limitation を翻訳したうえで「非売品」として冊子『山岷女史・家族制限法批判』を発行した。この冊子は、労働組合や農民組合を通じて数年のうちに約5万部が頒布された³⁷⁵という。このような日本で広く知られる人物には、周作人が自分の文章



マーガレット・サンガー

山岷女史・家族制限法批判

³⁷⁵ 佐々木敏二『「性と社会」解説・総目次・索引』(不二出版、1983)9頁。富田裕子・G. ダニエルズ編『国際的視野からみる近代日本の女性史：政治経済・労働・セクシュアリティ』(慶應大学法学研究会、2020)311頁。

に紹介している。彼がサンガーが書いた子供向けの植物学を通じて性啓蒙効果がある本を勧めている。それを手本として、子供にわかりやすく性啓蒙知識を普及することを彼が提案している。

また、子供への性教育に対して、周作人がこのように述べている。

生物學的性知識於兒童實為必要, 又相信知識能夠減少過失, 但我不能確知子女接受了知識發生什麼影響, 造成什麼運命; 便不免使我不安而且憂慮, (中略) 但是知道勝於不知道, 總是無疑的了³⁷⁶。

生物学的な性に関する知識は子供にとって実に必要である。また、知識が過失を減少させることができるとも信じているが、子供がどのようにその知識に影響され、どのような運命が待っているのかは確信できない。それにより私は不安と心配から逃れることができなかつた。(中略) しかし、知ることは知らないことよりも良いというのは、疑いようのない事実である。

つまり、知識が過失を減少させるため、子供への性教育が必要であるが、一方、その知識を受ける子供たちにどのような影響を与えるのかについて憂慮しているものの、「知ることは知らないことよりも良いというのは、疑いようのない事実である」という彼は認識していたことが、この一文からも理解できる。

第四節 女子教育に関する提案

1. 良妻賢母思想の登場

1899年に公布された「高等女学校令」によって、女子中等教育が本格的に開始した。良妻賢母思想は、明治啓蒙期における賢母論にその端を發し、日清戦後の女子教育論の隆盛、高等女学校令の公布という状況の中で、国家公認の女子教育理念としての地位を確立した女性観であった³⁷⁷。「良妻賢母」という言葉は、1870年代に中村正直によって作られた³⁷⁸。

³⁷⁶ 周作人『考試二』初出『晨报副刊』、1922年8月28日。周作人著、鐘叔河（編）『周作人散文全集』（広西師範大学出版社、2009）

³⁷⁷ 小山静子「近代的「天職」の誕生：良妻賢母という規範より」『新編 日本のフェミニズム 10 女性史・ジェンダー史』（岩波書店、2009）241頁。

³⁷⁸ S. D. ハロヴェイ著・高橋登ほか訳『少子化時代の「良妻賢母」』（新曜社、2014）13頁。

彼は子女の教育に見識を持つ母親を養成するため、初等以上の教育の必要性を示した³⁷⁹。

1902年の「全国高等女学校長会議における菊池文相の訓示」では、「日本では此の婦女子と云うものは将来結婚して妻になり母になるものであると云うことは女子の当然の身の成行きであると云う様に極って居るのであります、(中略) 我邦に於ては女子の職と云うものは独立して事を執るのではない、結婚して良妻賢母となると云うことが将来大多数の仕事であるから女子教育と云うものは此の任に適せしむると云うことを以て目的とせねばならぬのである³⁸⁰」と説明している。このように日本の女子の職は「結婚して良妻賢母となる」ことであり、女子教育は「此の任に適せしむる」を目的にすると述べているように、高等女学校の目的は良妻賢母の育成であったことが理解できよう。

そのため明治以降、女はまず母として、やがて妻として、国民統合されていった。そして江戸から明治への時代の変化の中で、子を育て、教育する役割が初めて女には期待され、単に夫や舅姑に従順であるだけでなく、家事を責任をもって遂行し、家政を管理することが良妻の条件となっていったのである³⁸¹。

田中真砂子は男女の性差や分業の成因について、以下のように説明している。

どこの社会でも、自分の社会のジェンダーのあり方を生物学的差異に基づく「自然な」それ故「当然な」区別とみなす傾向があることである。言うまでもなく、男女の性差や分業が本当にホモ・サピエンスとしての生物学的差異に基づくのであれば、地球上どの人間社会でもジェンダー間の関係や分業パターンは同じでなければならぬはずである。たしかに、世界中どこへ行っても男が子を産む社会はないし、女が子を産むことをまったく拒否する社会もない。しかし、それ以外のことでは、それぞれの社会はかなり違ったやり方で男女間で仕事を分けあい、異った男女観を発達させている。われわれの文化では、「母観本能」により「天性」女の仕事とされがちな子育てにしてからが、もっぱら男の役割とされる社会もないではない。このように「男の仕事」「女の仕事」がわれわれの社会と逆転したり、「男らしさ」「女らしさ」の内容が社会により変わりうるとすれば、ジェ

³⁷⁹ 脇田晴子ほか編『日本女性史』(吉川弘文館、2005) 206～207頁。

³⁸⁰ 三井為友編『日本婦人問題資料集成 教育』(ドメス出版、1976)、総合女性史研究会編『史料にみる日本女性のあゆみ』(吉川弘文館、2007) 142頁。

³⁸¹ 小山静子「近代的「天職」の誕生：良妻賢母という規範より」『新編 日本のフェミニズム 10 女性史・ジェンダー史』(岩波書店、2009) 247頁。

ンダーは生物学的性差と無関係ではないにしても、文化的・社会的につくられたものであって、生得的に決定された「自然な」ものでないことは明らかである³⁸²。

つまり、男女の性差や分業は生物学範囲の「自然な」理由によって作られたものではなく、文化的・社会的につくられたものであるという。そのため女性が期待される「子を育て、教育すること、家事を責任もって遂行し、家政を管理すること」という役割は生物的原因ではなく、社会や文化体系によって分業されたものであったという。そして江戸から明治時代へという社会変化の中で、女性が期待された分業も徐々に変化を見せるようになった。

2. 良妻賢母概念の中国への伝播

このような日本の良妻賢母概念の中国への伝播には、さまざまな形態があったが、主なものとして三つが考えられる。



(中国) 『婦女雜誌』創刊号

一つ目は、中国から日本へわたった女子留学生に対する、日本の女学校での教育である。その中で代表的な人物は近代日本の女子教育の普及に尽力し、中国人女子留学生の教育にも大きな影響を及ぼしたのが実践女子大学の創始者である下田歌子である。二つ目は、日本から中国への教員派遣による、中国の女子教育への介入である。そして三つ目は、清朝政府による日本の良妻賢母教育の導入であった³⁸³。

良妻賢母思想が中国女子教育へ影響を与えた例は『婦女雜誌』である。趙海涵によると、草創期の『婦女雜誌』では良妻賢母教育を謳っており、紡績をする女性の図像

を数多く掲載しているのも、理想の良妻賢母を宣伝する意図があつてのことと指摘している。これらの図像のタイトルには、「秋窓」「綉閣」「寒閨」などの室内あるいは女性専用の居住空間を表す言葉がよく使われている。このよ

³⁸² 田中真砂子「文化人類学における性差研究」、石川栄吉・三木妙子・峰岸純夫編『シリーズ家族史④「家と女性：役割」』に収録。(三省堂、1989) 36～37頁参考。

³⁸³ 須藤瑞代『中国「女権」概念の変容：清末民初の人権とジェンダー』(研文出版、2007) 141～143頁。

うに、女性たちが紡績をする場面は、婦女の道徳についての教訓が溢れる「女性空間」を体現していると考えられる。「室内」という空間は「家庭内での責任」を暗示しており、「良妻賢母」を象徴している³⁸⁴というのだ。

3. 良妻賢母に関する周作人の主張

このような良妻賢母の教育に対して、周作人が「論做雞蛋糕³⁸⁵」の中で、このように述べている。

近來對於女子教育似乎有兩派主張，一派是叫女學生要專做雞蛋糕，一派是說不應該做。（中略）我卻是贊成做雞蛋糕的。（中略）但是我得聲明，我不是正統的雞蛋糕學派，因為他們的理由是老爺愛吃雞蛋糕故太太應做之，說得冠冕一點是夫為妻綱思想的遺風，這是我所始終反對的。我的主張本來並不限於女子，便是男子也該會做雞蛋糕，不但是雞蛋糕，便是煮飯洗衣男子也該會做。（中略）我說她們應該懂的是這個雞蛋糕的做法。

最近、女子教育については二つの主張が見られるようである。一方では女学生にケーキ作りを専念させるべきだとする意見があり、他方ではそうすべきではないとする立場もある。（中略）私は「ケーキ作り」の主張に賛同する。（中略）ただし、私は正統な「ケーキ作り」の学派ではないことを明記しておかなければならない。なぜなら、彼らの理由は「ご主人はケーキが好きだから、奥さんが作るべきだ」というものであり、これは夫婦関係における男性中心の考え方の名残だとも言える。これには私が一貫して反対している。私の主張は本来、女性に限らず、男性もケーキ作りを学ぶべきだということであり、ケーキだけでなく、料理や洗濯も男性ができるべきだと考えている。（中略）私は彼女たちがケーキ作りの方法を知るべきだと言っているのである。

ここで、周作人は「ケーキ作り」を家政科目に暗喩し、ケーキ作りの作り方を学ぶことに対して、賛成する見解を示している。しかし、その理由は、伝統の儒教思想に支配される夫

³⁸⁴ 趙海涵「『婦女雑誌』草創期の広告における女性空間」（『饜饜』第28号、2020）107頁。

³⁸⁵ 周作人「論做雞蛋糕」初出『新女性』第8号、1926年7月。周作人著、鐘叔河（編）『周作人散文全集』（広西師範大学出版社、2009）

の趣味に従うのではなく、ケーキ作りの作り方のような生活技能を学ぶべきであると説明している。

そして、女性だけではなく、男性でも家政技能を学ぶべきと彼は提案している。つまり、周作人が従来の良妻賢母思想——家政は女性の仕事であって、女性がやるべきだという考え方——に挑戦し男女問わず、人間として生きているため、家政技能を学ぶべきだと主張している点は、些事ではあるが看過できない先見の明である。

そして周作人は続いて、良妻賢母式の教育に対して幾つかの是正を求めている。

在賢母良妻式的女學校「求學」的女學生, 不愁不會做雞蛋糕, 但是此外怎樣? 結婚, 育兒, 當然是可能的, 向來目不識一丁字的女人不是都能盡職麼? 難道這於學問有什麼相幹? 是的, 我要說, 什麼事都要學, 單憑本能與經驗是不中用的。想做賢母良妻之人, 不知道女人, 男人, 與小兒是什麼東西, 這豈不是笑話?³⁸⁶

賢母良妻のスタイルの女学校に通う女学生は、ケーキの作り方を知らなくても心配がないが、それ以外のことはどうだろうか？結婚、育児はもちろんできるが、これまで一字とも読めなかった女性が全てをこなすことができたではないか？これが学問と何か関係があるのか？何でも学ぶ必要があり、本能や経験だけでは十分ではない。賢母良妻になりたい人が、女性、男性、そして子供が何の存在であるかを知らないというのは、冗談ではないか？

ここで「賢母良妻式的な女学校」は、当時日本の良妻賢母を提唱する女学校を示している。このような女学校でもっばら家政技能を学ぶ女性は、結婚と育児がもちろんできるが、科学や人文知識が足りない人が果たして結婚や育児の役割を果たせるのか、周作人がこのような疑問を指摘している。つまり、良妻賢母になりたい女性は、家政技能だけ学ぶのが足りなく、ほかの知識も必要だと彼が主張している。それでは、どのような知識が必要なのか、次の文に示している。

為現代的新青年計, 人生的基本知識是必要的, 大要就是這幾種學科:

一, 自然科學類, 內有天文學, 地質學, 生物學三種。

³⁸⁶ 周作人「論做雞蛋糕」初出『新女性』第8号、1926年7月。周作人著、鐘叔河（編）『周作人散文全集』（広西師範大学出版社、2009）

二、社會科學類, 内只人類學一種, 但包含曆史等在內。(中略)

我的意思是只要了解大意便好, 並不是專攻深造, 大約不是很難的事。³⁸⁷

現代の新しい若者にとって、人生の基本的な知識が必要である。主な学科は以下の通りである：

- 一、自然科学の中には、天文学、地質学、生物学の3つが含まれる。
 - 二、社会科学の中には、人類学が1つだけだが、歴史なども含まれる。(中略)
- 大まかな概要を理解するだけで十分であり、専門的な深掘りをする必要はないと思う。それほど難しいことではないだろう。

要するに、現代的な青年は自然科学類の天文学、地質学、生物学や社会科学類の人類学や歴史などの知識を学ぶべきだと周作人が提案している。その理由は、「女子的読書」³⁸⁸で説明している。

女子同男子一樣應該讀書, (中略) 我不相信女子有特別應讀或不應讀的書, 凡是男子在那裡讀的書, 伊們都是可以讀的。(中略) 教育的目的既然在於發展個性, 那麼獨立判斷力的養成, 當然是其中的一件。(中略) 我覺得現在中國知識階級非常缺少獨立判斷, 缺少理性與勇氣, 這不獨是女子, 在男子也都如是。(中略) 在這方面最有益的是那些具體的說明自然與人生的科學書, 如生物學人類學文化史等, 其中以生理、心理、道德發達史等尤為切要。

女子も男子と同様に本を読むべきである。(中略) 私は女子には特別に読むべきでない本が存在するとは信じない。男子が読んでいる本であれば、女子も読むことができる。(中略) 教育の目的は個性を發展させることであり、その一環として独立した判断力を養うことはもちろん一つの目的である。(中略) 私は、現在の中国の知識人が独立した判断力、理性、そして勇気を非常に欠いていると感じている。これは女子だけでなく、男子も同様である。(中略) この点で最も有益なのは、自然と人生に関する科学書であり、生物学、人類学、文化史などが具体的に説明しているものである。特に生理学、心理学、道德發達史などがより重

³⁸⁷ 周作人「論做雞蛋糕」初出『新女性』第8号、1926年7月。周作人著、鐘叔河(編)『周作人散文全集』(広西師範大学出版社、2009)

³⁸⁸ 周作人「女子的読書」初出『民国日報』、1924年1月16日。周作人著、鐘叔河(編)『周作人散文全集』(広西師範大学出版社、2009)

要である。

上記の文によれば、周作人による女子教育への提言は以下の通りとなろう。それは、

- (1)：男性と同様に女性も学ぶべきであり、その種類に制限を設ける必要はない。
- (2)：教育の目的は人間の個性に発展させ、独自の判断力を養うためである。
- (3)：個性や判断力の養成には科学書が役立つ。
- (4)：特に生理学、心理学、道徳発展史の書籍は極めて肝要である。

このように周作人は現在の中国知識階級では、男女問わずに独自の判断や備えるべき理性と科学的判断力が不足していると述べ、この状況を打破するためには、男女問わず必要な科学や人文知識に関わる本を読むべきであるという。そして必要な知識が養成できれば、人間としての自分に対して自己認識できるだけでなく、個人の役割を有効的に果たすこともできるという。そして、より良い生き方を果たすために、このような知識のほかに、男女問わずに、家政技能などのスキルを身につけた方が良くと周作人が提唱しているのである。

第五節 売買春問題

女性解放問題の中で、重要な一環としては売春婦問題である。本節では、周作人が書いた売買春に関わる文章を取り上げて、『晨报副刊』における論争を切り口にして論述を展開しておく。

1. 周作人の売買春問題に関する言論活動



清末の娼妓

王書奴によれば、婚姻制度の確立とともに、性的な関係が制約を受けようになり、女性が男性の奴隷や財産と見なされ、社会の中で娼妓が発生する可能性が生まれたとしている。西欧の娼妓の起源はほとんど宗教に関わっており、世界各国で「職業としての娼妓」

が存在する前に、「巫娼」と呼ばれる存在があり、これが「宗教売春」の一形態とされていた。商代以前の時代には、「巫娼」の階級が存在したとされ、西周時代には奴隷娼妓や官妓が登場した³⁸⁹。その長い歴史で存在している娼妓問題について、周作人は1910年代から1950年代にかけて、中断せずに女性解放問題の重要な論題である売買春への関心をずっと持っていた。表1³⁹⁰に示したように、彼は売買春をめぐって、売買春が現れた原因、廢娼運動と娼妓に関する史料の紹介、禁娼を妨げる要素、梅毒などの様々な問題にまで言及していた。

表1 周作人が書いた売買春に関する文章

文章名	時間	刊行物	要旨
廢娼問題之中心人物 (訳文)	1918年2~3月	『北京大学日刊』78-82号	アメリカ、イギリス、フランス、スイス、ドイツ、北欧における廢娼運動に関する状況の紹介
資本主義的禁娼	1921年10月30日	『晨報副刊』	禁娼を妨げるのは恥知らずな娼妓だという警察機関の言論を激烈に批判した。ドイツ人カウツキー (Kautzky) の言葉を引用してこの荒唐な言論を反論した。
怎樣辦的問題	1923年10月16日	『晨報副刊』	蕪村君の悩みへの助言
宿娼之害	1923年10月21日	『晨報副刊』	中豪「怎樣辦的討論」への反論。中国の伝統的な結婚を長期売春だと批判した。
文人之娼妓觀	1926年5月	『語糸』86期	文人たちが娼妓への態度を表す文章を取り上げて、日本近代における詩人の松尾芭蕉が遊女に対する憐れみと惻隱の情を褒め称えた。
娼女礼贊	1929年3月	『未名』第2巻第6期	娼妓の苦境を分析した。
關於『南浦秋波録』	1938年7月20日	北平『晨報』	妓楼についての史料の紹介
『越妓百咏』	1944年	『新民』初版	娼妓の苗字と人数を研究する史料の紹介
嫖客態度	1950年1月17日	『亦報』	禁娼を妨げる要素
花柳病問題	1950年4月28日	『亦報』	現代医学における梅毒の感染経路を解き明かし、さらにその解決策を提案した。
『豔史叢編』	1950年7月2日	『亦報』	娼妓を研究する史料の紹介
妓院問題	1951年12月6日	『亦報』	禁娼対策

表1を見ても明らかなおおり、周作人の売買春問題に関する言論活動には活発な時期が見られる。それは本章の第一節と同じように、①1920年代前後と②1950年代をめぐって行

³⁸⁹ 王書奴『中国娼妓史』（上海三聯書店、1988）9～30頁

³⁹⁰ 鐘叔河編『周作人文類編⑤：上下身』（湖南文芸出版社、1998）により、筆者が作ったものである。

なっている（以下、①を「前期」、②を「後期」とする）。前期は、活発な要因の一つは1920年代の『晨報副刊』における売買春をめぐる論争が行われたことだと推測できる。

1920年代、『晨報副刊』における売買春をめぐる論争が発端となり、周作人が文章を寄せてこの論争に巻き込まれていた。従来の研究では、周作人の性道徳観に焦点が当てられてきたが、この論争に関する考察は数少ないものだった。伊藤徳也氏の研究³⁹¹では、個人倫理と社会倫理を矛盾なく統一させようとする周作人の「節制主義」が検討されたが、彼の売買春に関する主張は具体的に分析されていなかった。

一方、同時代に、『婦女雑誌』³⁹²における売買春をめぐる論争も盛んに巻き起こした。本稿では、当時社会の論調を把握するため、まず、『晨報副刊』における論争を手がかりにして、『婦女雑誌』における論争に触れながら、周作人の売買春に関する文章を取りあげて、彼の売買春認識を検討し、そしてその位置づけを明らかにしたいと思う。

2. 『晨報副刊』における論争

(1) 論争の契機

1923年10月8日、封建的な童養媳の制度³⁹³で10歳年上の妻と結婚させられた蕪村という男性の文章——「我應該怎麼辦？」が『晨報副刊』に掲載された。

それによると、蕪村は10歳年上の妻から性欲の満足が得られず、生理的な抑圧を耐え忍んで煩悶していた。しかし、思想上の改革派を自認する蕪村は、妾を囲うことはできず、止むを得ずを買春にしたが、非難されて苦悩していた。さらに、蕪村の息子も同じ運命から逃げ出せなかった。

それをめぐって徹底的な禁欲を説く意見や離婚などの意見が『晨報副刊』には寄せられた。その中には、買春に反対し性欲を抑圧すべきという意見や、あるいは、離婚すべきなどの様々な意見が現れた。

例えば、買春に反対し³⁹⁴、獣性の衝動としての性欲を抑圧すべきだ³⁹⁵という考え方³⁹⁶、

³⁹¹ 伊藤徳也『「生活の芸術」と周作人』（勉誠出版、2012）125～127頁。

³⁹² 『婦女雑誌』は、1915年から1931にかけて上海の商務印書館から毎月発行された、近代中国を代表する女性向け雑誌である。

³⁹³ 当時の社会において、両親は雇われた労働者一人を減らすために、息子が発育していないうちに（16歳以内）、20代の妻を娶ってあげるという制度である。

³⁹⁴ 原文「「偷偷地跑到八埠去，凶一個充量的發洩。」這是我極端反對的。」

³⁹⁵ 原文「我以為蕪村君的所謂「性的要求的蓬勃不可止」，「性欲的火焰燒得神經錯亂」……種種情形，完全是獸性的衝動。這種衝動我們应当極力制止，不应当沖涼發洩。」

³⁹⁶ 芹生「我替蕪村君想的辦法」『晨報副刊』、1923年10月14日。

また、進徳という男性は「你應該這樣辦—答蕪村君³⁹⁷」の中で、「両親はこの罪惡を犯したので、子供は耐え忍ぶのは当然だ。」（父母作下の罪惡，自己合該忍受）と述べ、禁欲しかないという意見を述べている。では周作人はどうであったのだろうか。

(2) 周作人の見解

それに対して、周作人は「怎麼辦的問題³⁹⁸」の中に、このように反論している。

進徳君叫蕪村君禁欲的理由，是「父母作下の罪惡，自己活該忍受。」对于這句話，我完全不敢承認。除了病理的遺傳以外，我不相信子女有承受父母罪惡的義務。

進徳君は蕪村君が禁欲させる理由は、「両親はこの罪惡を犯したので、子供は耐え忍ぶのは自業自得だ。」であるが、これに対して、私はまったく認められない。病理的な遺傳をのぞいて、子供は自分の両親の罪惡を引き受ける義務があることを信じられない。

周作人は科学的な立場で「病理的な遺傳をのぞいて」、子供が両親の罪惡を引き受けるべきという宿命論を批判した。また、買春に対して、周作人は次のように自分の意見を述べている。

宿娼当然是不道德的，正如偷窃的犯法；但在飢餓的人總比餓死好一点。我的偏見是餓死事大，失節事小。強迫的禁欲固然未必便会餓死，但害處很多：弄的好，損壞了個人的精神及事業；弄的不好，反要橫決，幹出那些不是人做的行為，這都比宿娼要不道德。

可能的禁欲即是節制，其目的在于享受更上的滿足。以禁欲為目的的禁欲，在常人是不可可能的，只有極少数變態性欲的人能夠實行，是亦曰聖徒。」

買春は無論不道德だ。まさに、盗むのは犯罪のようだ。しかし飢餓にある人も餓死するよりはましだ。私の偏見では「餓えて死ぬのは大事、節を失うのは小事」だ。強迫的な禁欲で必ずしも餓死するわけではないが、しかし害が多い。うまくいっても、個人の精神と事業を損なう。下手をすると、逆に常軌を逸して、人間

³⁹⁷ 進徳「你應該這樣辦—答蕪村君」『晨報副刊』、1923年10月13日。

³⁹⁸ 子栄（周作人）「怎麼辦的問題」『晨報副刊』、1923年10月16日。

がやることではないようなことをやり出しかねない。そうなると、買春よりも不道德だ。

可能な禁欲は節制であって、その目的はさらに上の満足を楽しむことにある。禁欲を目的とした禁欲は、常人には不可能で、極少数の変態性欲の人間だけが実行できるが、それを「聖徒」とも言う。

このように、周作人が買春は不道德なことを認めたが、「しかし飢餓にある人も餓死するよりはましだ」、「餓えて死ぬのは大事、節を失うのは小事」と考えている。つまり、道徳と人命が対立する際に、人命を尊敬するのは大事だと彼が主張した。また、徹底的な禁欲は常人にはほぼ不可能であると指摘している。

この点について先行研究で伊藤徳也は、周作人の述べる「餓えて死ぬのは大事、節を失うのは小事」という部分は、「魯迅が触れた宋代の「餓えて死ぬのは小事、節を失うのは大事」を転倒させた言だ。「私の偏見」と断っているので、自説の反逆性は意識しているのだろう。「餓死」を「失節」よりも重大視するというのは、五四時期の「烈」批判の人命尊重と趣旨は重なるものの、この場合の男性の境遇は明らかに生死の危機にはなく、性的飢餓を飢餓そのものとほぼ同一視する周作人の観点は、五四新文化運動以降の中国思想史の流れの中でも突出したものと言えるだろう。³⁹⁹」と説明している。

この蕪村の苦悩に対して、周作人は「なるべく害の少ないほうを取る」（「害之中取小」と述べ、買春を勧めるという解決策を提案している⁴⁰⁰。つまり、禁欲と買春の害を比較すると、禁欲は「個人の精神と事業を損なう」し、「逆に常軌を逸して、人間がやることではないようなことをやり出しかねない」という危機が伴う。そのためこの比較から考えていると、禁欲の方が買春よりも害が多いため、買春を勧めるしかないと結論づけている。

3. 売買春に対する批判

周作人の売買春に対する批判的な態度に、終始揺るぎはないものの、買春の問題性よりも性欲の満足を重視するような周作人の認識に対しては、すぐ反論が寄せられた⁴⁰¹。

³⁹⁹ 伊藤徳也『「生活の芸術」と周作人』（勉誠出版、2012）125頁。

⁴⁰⁰ 原文「消除「性欲的火」的最好方法是正当的燃烧，——放縱又是火上加油的放火，自然不能說是合法，我為蕪村君計，就大胆的請他老实的去宿娼，我這句話里決不会含有言外的美刺，實在覺得只有這一條路可以走而于他比較的少一点害，雖然染毒是要預先覺悟的。」

⁴⁰¹ 中豪「怎麼辦的討論」『晨報副刊』、1923年10月26日。

周作人の意見は大胆すぎて、「害の多いほうを取る」であると批判された⁴⁰²。さらに、売買春が、娼婦「個人の精神と事業を損なう」うえに、女性蔑視や玩物につながる、その害は禁欲よりずっと大きいということであると指摘した⁴⁰³。

それに対して、周作人は「宿娼之害⁴⁰⁴」の中に、まず、売買春の害を二つ方面から分析した。恋愛に基づいた結婚においては、(1) 恋愛を壊す、(2) 性病を感染する、二つ害があるに示した。しかし、伝統的な結婚では、元々恋愛がなく、恋愛を壊すと言えない。また、伝統的な性の関係においては、女性は玩物のような存在と見なされ、蔑視の程度が増えたとも言えない⁴⁰⁵、と周作人が反論した。その上に、彼が中国の伝統的な結婚は長期売春だ（伝統的結婚即是長期賣淫）と批判した。このように、周作人が結婚生活には恋愛がなければ、長期売春に等しいという結婚観がうかがえる。

4. 売買春の背景

麥倩曾⁴⁰⁶が1920年代末の北京の売春業に対する調査（表2）によれば、民国時代初期の戦乱と不安定な政局の影響にかかわらず、北京の売春業は通所の経営が続けられるだけでなく、その規模を10年以上に保つことができた。

このような売買春業は発展している背景で、売春婦たちは悲惨な一生を送っている。周作人が高く評価するハヴロック・エリスは「東アジアのモンゴル系の民族の間では、殊にシナでは、売春は確実に実業的な基礎の上に根つき、組織されていることを見いだす。シナでは売春そのものは格別嫌悪されていないが、売春婦は軽蔑の目で見られている…シナの売春婦の中には、梅毒と阿片によって生活が荒廃してしまい、悲惨な一生を終わる者が多い⁴⁰⁷。」と述べている。

⁴⁰² 原文「子榮意見未免太「大胆」了，太「老实」了。他說他对于蕪村君的勸告，是「害之中取小」；据我看来，恐未必然——或者竟是「害之中取大。」」

⁴⁰³ 原文「宿娼之害，比禁欲大得多。第一，「損壞了個人的精神及事業」如子榮所說。第二，還免不了輕蔑女性，及視女子為玩物的嫌疑。禁欲雖有害，或不至于這樣一舉兩失罷！」

⁴⁰⁴ 子榮（周作人）「宿娼之害」『晨報副刊』、1923年10月30日。

⁴⁰⁵ 原文「宿娼之害，應當分別言之。對於過著戀愛生活的人，其害有二，（1）破壞戀愛，（2）染毒。對於傳統地結婚的人，只是染毒一樣。因為這些人本來沒有戀愛，說不上破壞，而且在性的關係上原是「視女子為玩物」，無從增加輕蔑的程度，「宿妻」與宿娼正是一樣，所差者只有結婚是「養一個女子在家裏，隨時可以用」不要怕染毒，更為安穩便利罷了。」

⁴⁰⁶ 麥倩曾「北京娼妓調查」（『社會學界』第5卷、1931）105～145頁。

⁴⁰⁷ ハヴロック・エリス著、佐藤晴夫訳『性と社会 I』（『性の心理』第6巻、未知谷）255頁。

表2 1910～20年代における北京妓業に関する調査

年数	妓院数	妓女数
1913	353	2996
1914	366	3184
1915	357	3330
1916	388	3490
1917	391	3500
1918	406	3887
1919	377	3130
1929	332	2752



民初北京漢族無名妓女

このように、シナと言われる当時の中国における妓女は軽蔑され、梅毒と阿片によって生活が荒廃してしまうという生活状況の一角がうかがえる。一方、エリスは「日本はシナに比べてより洗練された文明国であり、売春婦はそれほど墮としめられておらず、かなりの程度の自尊心を保持している。彼女たちはしばしば

憐れみの心で見られることはあるが、あまり軽蔑されることはない、彼女たちは男たちと公然と付き合い、上流階層の男子と結婚し、尊敬すべき婦女たちの仲間入りをすることすらできる⁴⁰⁸。」を指摘した。つまり、文明化の程度によって売春婦の地位は異なることがわかる。

周作人は1926年5月に刊行された『語糸』第86号に掲載された「文人之娼妓観」の中で、日中の知識人が売春婦に対する認識が文明の程度によって異なることを示唆した。中国の知識人は売春婦に対する批判的な認識を示し、一方で日本の松尾芭蕉は売春婦に対しての憐れみを表明した。そして、松尾芭蕉は売春婦への寛容を讃えている。

⁴⁰⁸ ハヴロック・エリス著、佐藤晴夫訳『性と社会 I』（『性の心理』第6巻、未知谷）255～256頁。

聽她說是漁夫的女兒，卻零落了成為妓女，漂泊在海濱，與來客結無定之緣，日日受此業報，實屬不幸。聽著也就睡了。次晨出發時她對我們說，因不識路途非常困難，覺得膽怯，可否准她遠遠地跟著前去，請得借法衣之力，垂賜慈悲，結佛果之緣，說著落下淚來。我們答說，事屬可憫，唯我輩隨處逗留，不如請跟別的進香者更為便利，神明垂佑必可無慮。隨即出發，心中一時覺得很是可哀⁴⁰⁹。

「白浪のよする汀に身をはふらかし、あまのこの世をあさましよう下りて、定めなき契り、日々の業因いかにつたなし」と、ものいふを聞く聞く寝入て、あした旅立に、我々にむかひて、「行衛しらぬ旅路のうさ、あまり覚束なう悲しくはべれば、見えがくれにも御跡をしたひはべらん。衣の上の御情に、大慈のめぐみをたれて結縁せさせたまへ」と涙を落とす。不便のことにははべれども、「我々は所々にてとどまる方おほし。ただ人の行くにまかせて行くべし。神明の加護かならずつつがなかるべし」といひ捨て出でつつ、哀れさしばらくやまざりけらし。

松尾芭蕉の『奥の細道』の文が引用され、松尾芭蕉は売春婦の悲惨な経歴に対して、「不幸」と思い、「涙を落とす」「哀れさしばらくやまざりけらし」のような様子を通じて、中国の知識人は売春婦に対しての批判と明らかな対立を示している。

このように、周作人は松尾芭蕉の全文を引用し、松尾が「禅」と「道」の立場から不幸な売春婦に対しての憐れみを「彼のこのような態度は儒教の捉え方よりはるかに賢明であるといえる」（他的這種態度，比儒家的高明得多了）と評価している。

5. 売買春の成因および解決案

売買春の成因について、エリスは「売春はいつの時代にもどの種族にも存在していた、と通常言われているが、そうした説は必ずしも正しくない。未開種族の間には売春はほとんど存在していないし、未開社会が文明化するにつれて売春が現われ、あらゆる文明国において組織化された売春が存在する」⁴¹⁰と述べている。

⁴⁰⁹ 周作人は松尾芭蕉の『奥の細道』の39市振の全文を翻訳して引用した。日本語の部分は筆者が松尾芭蕉の『奥の細道』の39市振の原文を引用したものである。

⁴¹⁰ ハヴロック・エリス著、佐藤晴夫訳『性と社会 I』（『性の心理』第6巻、1996）243頁。

(1) 1920年代における売買春成因の検討

1920年代（前期）の周作人は主に組織化された欧米社会の売買春問題および売春婦への認識に注目していたが、50年代（後期）の周作人は売買春問題の成因および解決策を一生懸命考えている。しかし、前期の周作人は売買春の成因を主に資本主義の欠陥および経済的な要因だと考え込んでいた。

周作人は1921年10月30日、『晨报副刊』に掲載された「資本主義的禁娼」の中に、禁娼を妨げるのは恥知らずな娼妓だとする警察機関の発言に激しく批判した。また、オーストリア人のマルクス主義政治理論家、革命家、政治家、哲学者、経済学者であるカール・カウツキー（Karl Johann Kautsky）の言葉を引用して、売買春が形勢される原因をこのよう解説している。

資本家不但利用她們（女工）的無經驗，給她們少得不夠自己開銷的工錢，而且對她們暗示，或者甚至明說，只有賣淫是補充收入的一個法子。在資本制度之下，賣淫成了社会的台柱子。

資本家は彼女たち（女工）の無經驗を利用して、本人の支出にも足りないわずかな工賃を与え、そして彼女たちに対して、収入を補う方法には売淫しかないということを暗示し、あるいは明言さえする。資本制度の下において、売淫は社会の支柱となってしまった。

このように資本主義社会では、女性労働者たちは生活の支出に足りない賃金で生きていくために、やむなく買春を選ぶという判断が売春を生成する要因であると説明すし、売買春の重要な成因は資本制度の搾取であると周作人は考えている。ただ売買春が存在する歴史は極めて長く、単に資本主義の産物だと断定することはきない。そのため中国古典に精通している周作人は、これを知らないとは考えにくい。そのため周作人はカウツキーの見解は1920年代の資本主義社会に限定し分析した結論ではないかと考えている。

そして、彼は「娼女礼賛」⁴¹¹の中に、再び同じ言葉を引用しつつ、『礼記』の文「聖人の言葉に飲食男女の大欲が人の中に存在する」（飲食男女，人之大欲存焉。）を援用し、「世間の人は往々にして貧賤に苦しみ、両方とも満足させることができずに、手から口へ、

⁴¹¹ 周作人「娼女礼賛」初出：『未名』第2巻第6期、1929年3月。鐘叔河編『周作人文類編⑤：上下身』（湖南文芸出版社、1998）563頁。

からくも露命をつないでいる。」⁴¹²のような娼妓が臨んだ苦しみに満ちた生活苦境を示した。そして、娼妓が道徳に反する売春の道を選んだのは、娼妓自身の過ちではなく、露命を維持するための避けられない選択であると判断している。

しかし、エリスは「売春問題に経済的要因が含まれていることは、確かに疑うことのできない事実ではあるが、あまりにもしばしば経済的要因のみが強調され、しかも、多くの人々が訳も知らずにそう思い込んでいる」⁴¹³と指摘している。そして、「売春に対する需要と要求が存続する限り、売春の供給を誘発する。」⁴¹⁴というのは売買春の成因の一つだと判断している。その影響で、晩年の周作人は売買春の成因について供給と需要の要素に注目したのではないかと考えられるのである。

それでは、晩年の周作人はこの問題に対する分析を見てみよう。

(2) 後期における売買春の成因についての再検討および解決策

民国期は最初から最後まで、軍閥を中心とした内乱が続いたため、女性たちは人身売買、強姦、性的暴行の危険に絶え間なくさらされていた。そのため 1949 年に成立した共産党政権を担った改革者たちは、女性の人身売買の廃絶を当面の目標として設定した⁴¹⁵。1950 年 1 月 17 日に『亦報』に掲載された「嫖客態度」の中で、後期の周作人は以下のように述べている。

賣淫的起源很早，人民被剝削，婦女被輕視，自然出現這個結果，但是到資本主義時代這才成了合法化，而且還是必要的附屬品，所以說這是資本主義的產物也未始不可。十九世紀中一個英國詩人曾說，婦女問題要與工人的同時解決，這就是說資本主義下存在的制度到了社會主義時代才能改革過來。北京的妓院由人民政府封禁了，這正是當然的事。可是這還只是一方面，資本主義的變相的人身買賣許可取消了，人民可以生活，婦女有了職業，在供的一邊已是正本清源的解決了。餘下來的還有一方面，那是求的一邊，其責任全在於男子。這個原因卻不能全推給資本主

⁴¹² 原文：世之人往往厄于貧賤，不能兩全，自手至口，僅得活命。松枝茂夫訳『周作人隨筆』（富山房、1996）54 頁の訳文に参照。

⁴¹³ ハヴロック・エリス著、佐藤晴夫訳『性と社会 I』（『性の心理』第 6 巻、1996）284 頁。

⁴¹⁴ ハヴロック・エリス著、佐藤晴夫訳『性と社会 I』（『性の心理』第 6 巻、1996）288 頁。

⁴¹⁵ スーザン・マン著、秋山洋子ら訳『性からよむ中国史：男女隔離・纏足・同性愛』（平凡社、2015 年）88～89 頁。

義，至少有大半是由於別的，即是封建的男子中心思想。

有效力的方法是沒的，除非男子實行自肅，把思想搞通了，不但拋卻資本主義的燕尾服，而且還脫去封建道德的馬褂，從新來過男女平等的生活，庶乎其可。這未免是迂闊的空話，但別的法子我實在也想不出來了。

売春の起源はとてもはやい。民衆たちは搾取されており、女性たちは軽視されており、自然とこの結果になったが、資本主義の時代になったら、これがやっと合法的になり、必要な付属品になった。よって、これが資本主義の産物と言っても過言ではない。19世紀のあるイギリスの詩人は「女性の問題は労働者の問題と同時に解決しなければならない」と言った。つまり、資本主義の下に存在した制度は、社会主義時代になってから改善されるという。北京の妓楼が人民政府に禁じられたのは、当然なことである。ただし、これは一つの側面でしかない。資本主義的な人身売買の許可が取り消され、民衆たちは普通に生活ができ、女性たちは仕事につき、「提供」の側面では問題が源から解決された。その他、もう一つの側面、すなわち「要求」の側面は全ての責任が男にある。この原因は全て資本主義にあるとは言えなく、少なくとも大半の原因は別のところにある。すなわち、封建的な男性中心思想である。

最も有効的な方法というものは存在しない。男性たちは自肅をしなければならず、自分の考え方を矯正し、資本主義の燕尾服を捨て、封建的な道德の上着を脱ぎ、改めて男女平等な生活を過ごさなければならない。この主張はただの陳腐な空論にすぎないが、他の方法は本当に思いつかないのである。

このように、後期の周作人は娼妓が現れた要因の一つとして、供給関係に注目している。つまり、周作人は売買春が現れたのは完全に資本主義の弊害だけでなく、需要側（買春側）としての封建制度で男性を中心にする思想に支配された男性は責任を逃れてはいけないと指摘した。その思想変遷の過程で、周作人がエリスの影響を全く受けていないとは言えないだろう。

このように、周作人は売買春の成因を分析する際に、供給側（売春側）と需要側（買春側）との要素を捉えた。供給側（売春側）には、娼妓制度を取り締まるため、資本主義の

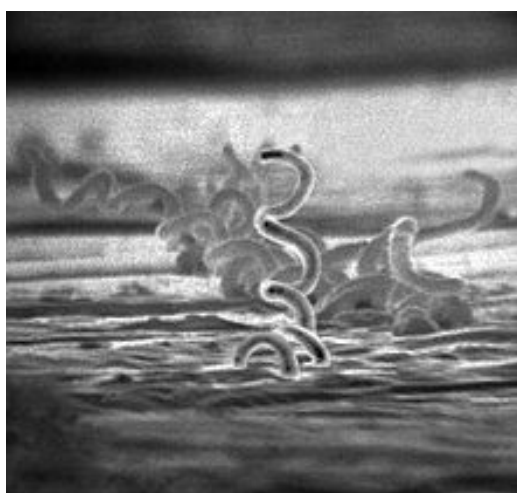
経済制度を覆してから社会主義を実現し、法律手段をとるのが必要である⁴¹⁶。

一方、需要側（買春側）としての男性は、このような嫖客を撲滅させなければならないと周作人が考えた。この点については、周作人の弟、周建人は性道德の改良を重視すべきで、国民の思想を変えることが大切だという主張と類する内容であり⁴¹⁷、この見解は当時の『婦女雑誌』でも少なからず見られた見解である。

以上の分析をまとめると、1920年代の周作人は売買春の成因が、資本主義にあると考えていたが、晩年にはと社会における娼妓に関する状況を包括的に分析し、供給側（売春側）と需要側（買春側）両方の側面から分析を試みているのである。このように問題点を徐々に浮かび上がらせていった周作人の売買春問題であるが、当時どのような社会的弊害が存在していたのであろうか。

6. 売買春の弊害

前文に述べたように、周作人は売買春の害について論じた際に、性病に感染する可能性に言及したが、その中でも梅毒は看過できない性病として彼は認識していた。



梅毒トレポネーマの電子顕微鏡写真

梅毒は、病原菌トレポネーマパリスムの感染による慢性全身性疾患を意味する。菌は性行為時に小さな傷より侵入する。約三週間後に発病し、陰部にしこり、潰瘍ができる（第一期）。三か月ほどたつと全身に菌がひろがり、全身の皮膚に紅斑や膿疱が出たり消えたりする（梅毒疹）（第二期）。三年ほどたつと臓器、筋肉、骨に結節やゴム腫を生じ、崩れると瘢痕となる（第三期）。一〇年目ごろには脳脊髄や心臓・血管系も冒され、進行麻痺や脊髄癆がみられ

⁴¹⁶ 周作人「嫖客態度」初出『亦報』、1950年1月17日。周作人著、鐘叔河編『周作人文類編⑤：上下身』（湖南文芸出版社、1998）572頁。原文「婦女問題要與工人的同時解決，這就是說資本主義下存在的制度到了社会主義時代才能改革過來。」、「妓院問題」初出『亦報』、1951年12月6日。鐘叔河編『周作人文類編⑤：上下身』（湖南文芸出版社、1998）578頁。原文「還得要法律發動才能解決。」

⁴¹⁷ 喬峰（周建人）「娼妓的根本問題」『婦女雜誌』第9卷第3号、1923。娼妓運動については、姚毅「犠牲者」「受害者」言詞的背後：以『婦女雜誌』的娼妓論述為中心」（『近代中国婦女史研究』第12期、2004）と陳文聯「近代中国娼妓思想的歷史考察」（『中南大学学报』第10卷第5期、2004）に詳しく論述された。

る（第四期）。

この梅毒は16世紀以前には中国では記録されていなかったが、1505年頃、ポルトガル商人によって広東省の嶺南地域に梅毒が持ち込まれ、張介賓の『景岳全書』によると当時は「広東瘡」や「楊梅瘡」と呼ばれていた。その後明代の陳思誠は、中国初の梅毒に関する書籍『黴瘡秘録』を著したほか、明代の李時珍も、彼の著書『本草綱目』の中で梅毒の流行を詳細に記録している。



『黴瘡秘録』

1636年、陳思誠は『黴瘡秘録』の中でこのように記している。「獨見霉瘡一症、往往外治無法、細觀經書、古未言及、究其根源、始於舞會之末、起於嶺南之地、致使蔓延通國、流禍甚廣」、「一感其毒、酷烈匪常……入髓淪肌、流經走絡、或攻髒腑、或尋孔竅……始生下疳繼而骨痛、眉髮脫落、甚則目盲、耳閉」。「甚則傳染妻孥、喪身絕良、移患於子女。」とあり、黴瘡は内科的にも外科的に治療ができない、しかも経典を注意深く見て、古代では言われていない。そのため、嶺南から始まったこの病気は、中国国内に普及すると、その災厄は計り知れないとあるほか、妻や子孫にまで感染し、健康と幸運を破壊し、子供

たちに病気を広めると警告している。

梅毒は本来、性行為を通じて感染する性病である。また、傷口から感染することもありうるが、理論的には同じコップを使ったりしても、それはめったに起こらない⁴¹⁸と考えられる。

しかし、梅毒の感染経路についてエリスは、当時異なる見解を示していた。彼の著書『性の心理』の中でエリスは、「接吻は梅毒感染のきわめてありふれた原因である。家庭用具、リンネル類などによる感染は社会階層が高くなるほど比較的稀になるが、下流階層では普通に見られ、文明化されていない国民の間でも一般的である。ロシアでは、タルノウスキーによると、農村地方における梅毒感染の60%までが日常生活の間接的な接触と接吻によるものであるとしているが、ボスニアとバルカン半島の諸地方の状態もほぼ同じであると

⁴¹⁸ バーン&ボニー・ブローラー著、香川檀・家本清美・岩倉桂子訳『売春の社会史』（上）（筑摩書房、1996）349～352頁。

報告している。」⁴¹⁹と論述している。つまり、性行為のほかに、日常生活での間接的な接触によっても感染する可能性が高い。そして、文明化程度が低いところでは、衛生状況が悪くなるため、さらに感染しやすくなるとエリスが考えていたのである。

周作人はれらエリスの知見をえて1950年4月28日「花柳病問題」⁴²⁰の文章に、現代医学の知識に基づいて性病の一つ種類である——梅毒の感染経路を解説した。その感染経路については、性科学を啓蒙したエリスの論説とほぼ合致している。以下、両者の論述を引用する際は、共通する箇所を下線で示す。

有如現代医学所証明，梅毒伝染并不限于两性關係，直接間接的接触都有伝染的可能，差不多与肺病相似，就只能空气伝染而已，如接吻、用同一茶杯、手帕、手巾、被褥、煙斗、口琴類、牙刷、牙簽、剃刀、舔鉛筆尖和郵票等，皆是，据说在文化落後的区域，統計梅毒有百分之五六十不是從性交来的。

現代医学が証明できるように、梅毒の感染経路は両性の関係にとどまらず、直接的と間接的との接触による感染する可能性があり、肺病の感染経路とほぼ類似し、ただ空気感染ができずにすぎない。例えば、接吻、コップ、ハンカチ、タオル、布団、パイプ、ハーモニカ類、歯ブラシ、つまようじ、カミソリなどのものを共用し、あるいは、鉛筆先と切手などをなめしたら、すべて梅毒の感染経路になれる。文化の発展が遅れる地域における梅毒感染の五、六十%までが性行為によるのではないそうである。

ここでは、周作人は梅毒の感染経路が両性の関係および性行為にとどまらず、日常生活における直接的と間接的との接触による感染する可能性があると考えている。また、衛生状況が悪い農村における梅毒感染の50%~60%までは性行為によるのではなく、日常生活の間接的な接触によるものであると指摘した。この点についてはエリスの論説とほぼ合致している。そのためこれは明らかに売買春の成因について、周作人は性科学を啓蒙したエリスの論説を参考にしたと考えられるのである。

⁴¹⁹ ハヴロック・エリス著、佐藤晴夫訳『性の心理』Vol.6（未知谷、1996）25頁。

⁴²⁰ 周作人「花柳病問題」初出：『亦報』、1950年4月28日。周作人著、鐘叔河編『周作人文類編⑤：上下身』（湖南文芸出版社、1998）574頁。

第六節 本章のまとめ

本章では、4つのテーマを取り上げて、周作人の女性観を分析した。

まず、①纏足問題というテーマでは、周作人が批判した纏足について考察した。多くの先行研究では、反纏足運動の一環として周作人の纏足批判を取りあげているが、周作人の纏足への認識が看過されていた。

そのため、当時の史料と周作人の纏足に関する文章を対照しながら、彼の纏足への認識（日本の纏足への賛美、纏足の起源、理由、纏足への反論）の再検討を行った。その結果、悪習の根絶には極めて長い期間がかかったものの、彼は長期にわたる纏足を反対する運動が展開し、その後の纏足習慣の廃絶に少なからぬ貢献を見せていたことが明らかになった。

また、②周作人の性理論については、これまでの先行研究では彼の性教育、特に子供への性教育についての検討がほとんど見られなかった。そのため、筆者が周作人の性理論の受容を整理しながら、先行研究が看過された性教育を中心に分析した。その結果、貞操についての議論を中心に、周作人と与謝野晶子の繋がりや経緯を考察しながら、周作人の女性思想における与謝野晶子の影響について紹介した。

そして、周作人の女性思想の中核となる——性科学への認識について検討し、エリスの大著から周作人が知り得た様々な知見が、如何なるものであったのかを整理した。そして、周作人が「エリス」と「フロイト」という知見をどのように選択し、自説への援用を試みたのかを解説し、最後には周作人が子供と児童向けの性教育をめぐって、どのような提案をしたのかを分析した。

また、③女性問題というテーマについては、女性の自覚と自立を提唱する内容が多いため、その中で最も重要な女子教育というテーマを中心に検討した。そして、日本の良妻賢母思想が中国への影響の整理によって、周作人が女子教育への主張や提案を分析してみた。これによりまず、日本の良妻賢母思想の内容と、良妻賢母概念の中国への伝播という動態が明らかになり、良妻賢母に対して周作人の主張と女子教育への提案を明らかになった。

本章の最後では、女性問題の中で重要な④売春婦について、周作人の見解について考察を試みた。長い歴史の中で存在し続けている娼妓問題について、周作人は1910年代から1950年代にかけて、女性解放問題の重要な論題である売買春に関心を抱き続けていた。ここでは、周作人が書いた売買春に関わる文章を取り上げて、『晨报副刊』における論争を切り口にして論述を試みた。周作人は売買春を不道德なことと認めたが、道徳と人命が対

立する際に、人命を尊敬するのは大事だと彼は主張し、徹底的な禁欲は常人にはほぼ不可能なことを紹介している。

そして、彼は売買春の成因を分析する際に、供給側（売春側）と需要側（買春側）それぞれについて検討を試みた。供給側（売春側）には、娼妓制度を取り締まるため、資本主義の経済制度を覆してから社会主義を実現することや法律手段が必要であると指摘した。

また周作人は売買春の弊害を二つの方面から分析していた。その結果、恋愛に基づいた結婚においては、（1）恋愛を壊す、（2）性病を感染する、二つ害があるに示した。そして周作人が結婚生活には恋愛がなければ、長期売春に等しいという婚姻観を明らかにした。さらに、売買春の歴史背景や成因を述べた上で、周作人による売買春への解決案を明らかにしたが、この種の見解の中には彼に性科学を啓蒙したエリスの論説から強い影響を受けていたことを明らかにすることができた。

第四章 周作人の婚姻観の変遷

第一節 周作人の婚姻観の概観

本章では、周作人の女性観の中で重要な一環として、婚姻観を考察の対象とし、逐次刊行物を手掛かりに彼の婚姻に関する言論活動と、その認識の動態を検討する。

1. 逐次刊行物から見た婚姻に関する言論活動の概況

周作人の婚姻観を探る場合、中でも彼の長期的な論調の変化を把握しようとする際、大きな手掛かりとなるのは、逐次刊行物に存在すると筆者は考えている。

例えば、逐次刊行物の代表的な存在である雑誌や新聞は、書籍とは異なり、巻号や年月次を追って逐次刊行される性格を持っている。そのため、彼が投稿・寄稿した論評は、一定の期間ごとに順を追って随時活字化が行われる。それゆえ、彼が言論活動を行う上で重要視した雑誌への寄稿は、それ自体が周作人の婚姻観を知ることができる貴重な同時代の資料となり、かつ時代と共に変化を始める彼の婚姻観の動態を極めて正確に把握することができるのではないかと考えている。

まず、周作人による婚姻に関係する言論活動の概要を確認したい。周作人による婚姻に

関連する論評は、1907年から1963年までと半世紀以上の期間にわたっており、特に『しんほうふくせん晨報副鐫』や『いほう亦報』などの日刊紙を中心に行われている。『晨報副鐫』は、1916年に北京で創刊された日刊紙『晨報』⁴²¹に附属する文芸欄であり、1921年10月に創刊され、編集長は李大釗、孫伏園、徐志摩が担当した。『晨報』は国内外の出来事・事件・事故などの報道が中心であるのに対し、『晨報副鐫』は魯迅、胡適、葉聖陶などの小説や戯曲作品の発表の場であり、また世界文学の近代作品を数多く紹介し、当時の中国文芸界にも強い影響力⁴²²を持っていた。一方の『亦報』⁴²³は、1949年7月から1952年11月まで発行された日刊紙で、総編集長は唐雲旌が担当し、編集主任は沈毓剛が担当した。『亦報』は主に社会報道のほか、歴史や文学などの内容が中心であり、周作人⁴²⁴、張愛玲、梅嬾、張資平、陶亢徳（元『宇宙風』編集長）などの文学作品が多く、健筆を競っていた。

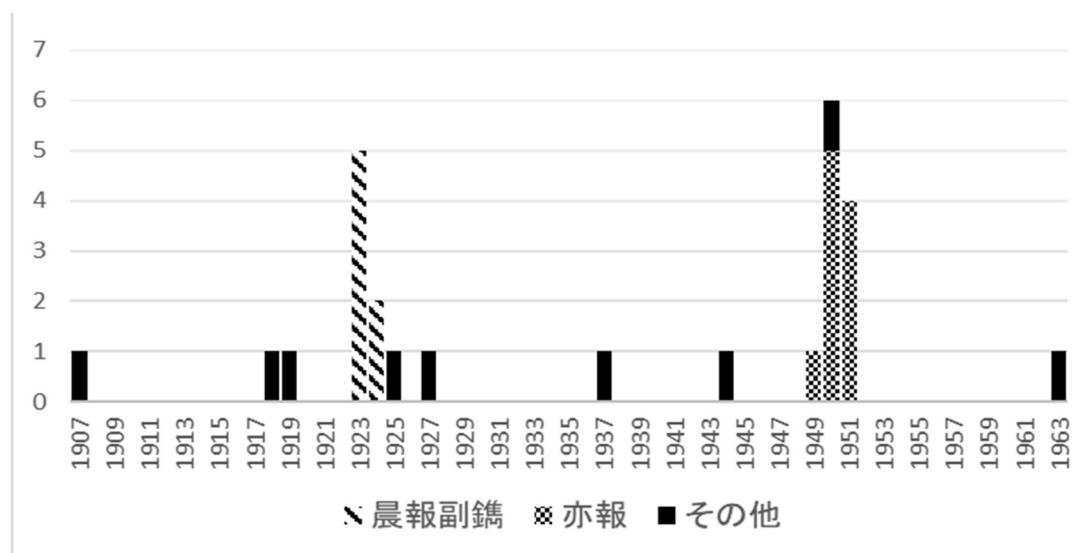


図1 周作人の婚姻関係論説件数の推移

図1を見て明らかなおとおり、周作人の婚姻に関する言論活動は、活発な時期があった。それは①1918～1927年、②1949～1951年であること、主要掲載誌も前者が『晨報副鐫』、

⁴²¹ 『晨報』創刊に関しては、武曉桐「日刊紙『晨報』の性格について——民国メディア史研究の基礎作業として」（『国際文化研究』22号、2016）参照。

⁴²² 『晨報副鐫』については、盧国華「五四新文學語境の一種解讀：以《晨報副刊》爲中心」（花木蘭文化事業、2019）参照。

⁴²³ 『亦報』に関しては、伍静「改造」的悖論：上海最後一份小報『亦報』的短暫繁榮與消失（1949-1952）」（『新聞大学』5期、2018）と布莉莉「新中国初期上海的小報文学研究：以〈亦報〉〈大報〉為考察中心」（江蘇大学学报（社会科学版）20卷4期、2018）参照。

⁴²⁴ 『亦報』紙面における周作人の寄稿の経緯は伍静「改造」的悖論：上海最後一份小報『亦報』的短暫繁榮與消失（1949-1952）」（『新聞大学』5期、2018）参照。

後者が『亦報』に分かれていることが理解できる（以下、①を「前期」、②を「後期」とする）。

このように言論活動が短期間で集中的に行われているという点からも、それぞれの時期に周作人が婚姻に関する言論を行うべき何らかの必要性が存在した可能性が考えられる。それはいかなるものであつたらうか。

2. 前期（1918～1927）における周作人の婚姻観

それでは、まず「前期」における周作人の婚姻に関する論説を紹介する。例えば、1918年10月15日付の月刊誌『新青年』第5巻第4号には、周作人による「愛的成年」と題した論説文が掲載されている。

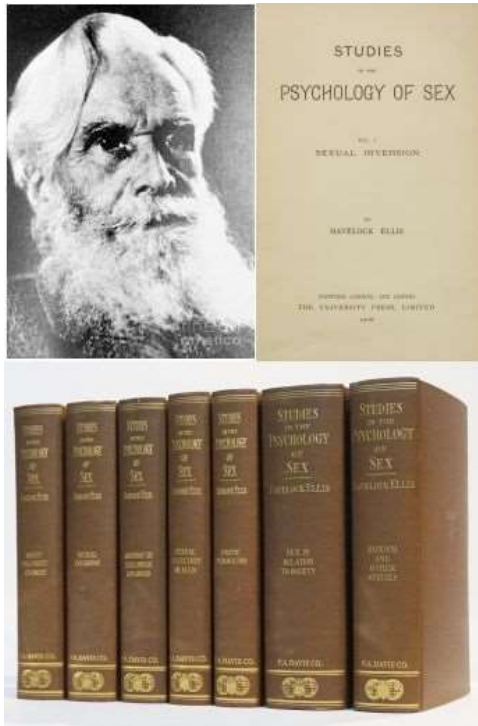
近来読英国凱本德(Edward Carpenter)著『愛的成年』(*Love's Coming-of-Age*)、關於兩性問題、得了許多好教訓、好指導。女子解放問題、久經世界識者討論、認為必要；實行這事、必須以女子經濟獨立為基礎、也是一定的道理。但有一件根本上的難題、能妨害女子經濟的獨立、把這問題完全推翻：那就是生產。……英国藹理斯(Havelock Ellis)著『性的進化』(*Evolution in Sex*)、關於這事也有一節說：……女子生產、因為盡社会的職務、不能自己養活、社会應該供養。……以上所說的話、都十分切要、女子問題的根本解決、就在這中間。

最近英国のカーペンター(Edward Carpenter)の『愛の成年』(*Love's Coming-of-Age*)を読み、兩性の問題について多くの優れた教訓とよい指導を得た。女性解放問題は、久しく世界の識者の議論を経て、必要と認められている。このことを実行するには、女性の経済的独立を基礎としなければならない、というのも必然の道理である。だが一つ根本的な難題があつて、女性の経済的独立を妨害し、問題を完全に反故にしてしまう。それは出産である。……ハヴェロック・エリス(Havelock Ellis)は『性の進化』(*Evolution in Sex*)を著し、その中の一節でこれについて述べている。……女性の出産は、彼女の社会的機能を尽くすことであり、自分で養うことができないから、社会は当然彼女を養わねばならない。……以上述べたことは、



エドワード・カーペンター

いずれも十分に肝要であって、女性問題の根本的解決は、ここにある。⁴²⁵



ハヴロック・エリスと彼の著作

ここで、周作人は英国の社会思想家エドワード・カーペンターの『愛的成年』⁴²⁶や、医師で性心理学者のハヴロック・エリス⁴²⁷を例に挙げながら、科学の発達した西洋では性科学が存在する点を説明している。このように「前期」の論説では、西洋における近代的で科学的な知見に基づく性知識の存在を紹介し、その必要性を論じているものが多い。

古来の中国では、性的な愛情や愛欲は慎むべき淫欲として扱われることが多かった。しかし、周作人は科学的な知見に基づいた近代的な性知識を持ち、その偏見から脱却することで女性に対する差別意識から逸脱できると指摘している。なお、

この知見は周作人の創見ではなく、当時の日本でも同様の事例⁴²⁸が確認できるが、中国では極めて先駆的な知見であると言える。例えば、彼が言及したカーペンターの著作が中国語に翻訳出版されたのは1930年⁴²⁹である。彼がその12年前からこの本に着目していたという事実は、彼の卓越した先見性を物語る証左と言えるのである。

この論説の中で、周作人は西洋の近代的な知見に基づきつつ、女性解放のための改革の必要性を二つ指摘している。第一は女性の経済状況の改善であり、男性依存の体質から脱却するためには、社会保障制度の導入や妊婦の経済支援が必要であると訴えている。そし

⁴²⁵ 中島長文『周作人読書雑記(3)』(平凡社東洋文庫、2018)1215頁参照。

⁴²⁶ Edward Carpenter. 1896. *Love's coming-of-age: a series of papers on the relations of the sexes*. Labour Press (山川菊栄訳『戀愛論』大鑑閣、1921)参照。

⁴²⁷ ヘンリー・ハヴロック・エリス(Henry Havelock Ellis)は、イギリスの医師・性科学者・心理学者である。性について研究した『性の心理学研究(原題: *Studies in the Psychology of Sex*)』全7巻(1897-1928)は、2巻以後イギリスで発禁となり、その後アメリカで刊行されている。佐藤晴夫訳『性の心理』(全7冊)(未知谷、1996)参照。

⁴²⁸ 一例として宮沢賢治を紹介すると、彼は花巻農学校教諭時代にエリスの『性の心理』を読み、農学校で性の知識や性道德に関する授業を行っていたことが明らかになっている。詳細は小倉豊文「宮沢賢治の愛と性」(『宮沢賢治』9号、1989)、信時哲郎「宮沢賢治とハヴロック・エリス—性教育・性的周期律・性的抑制・優生学」(『神戸山手大学環境文化研究所紀要』6号、2002)参照。

⁴²⁹ Edward Carpenter 著、郭昭熙(訳)『愛的成年』(大江書舗、1930)参照。

て、第二には性愛に関する非科学的な迷信の根絶である。従来中国では性欲は慎むべきものとされていた。しかし、近代科学の発展により、人間の欲（欲求）は生命維持の一環としての行動であることが解明され、また性欲は子孫を残すために必要な情動であることも科学的に明らかになった。そのため、人間の欲求は肯定されるべき存在であるとしている。

婚姻は元来、男女が夫婦になることを意味する。そのため、女性だけでなく男性にも影響があるが、婚姻は当事者の人生にかかわる重要な問題であると同時に、社会的にも多くの意味を持っている。特に女性の場合、社会的地位が低く、男性に従属的な位置にあった。そのため、婚姻を結ぶ男性の社会的身分によって女性の地位は大きく異なってくるのであり、女性の一生を左右する大きな問題として婚姻はどうあるべきか、彼が審念熟慮を重ねていた時期が、本節で言うところの「前期」である。

そしてこれまで述べてきた通り、この時期における周作人の言論活動は、五四新文化運動という時代背景を抜きにして論じることはできないだろう。

3. 1918年～1927年の時代背景

1918年から1927年にかけての時期は、儒教に代表される旧道徳・旧文化を打破し、人道的で進歩的な新文化を樹立しようとする五四新文化運動の影響が色濃く反映していた時期である。そのため、中国国内では女性雑誌が陸続と刊行された時期に該当する。近代中国における女性に関するメディアとしては、1898年に康同薇、李蕙仙、裘毓芳などによって上海で創刊された『女学報』の刊行から始まり、1920年代にはその数は30種近くにのぼった⁴³⁰。これらの雑誌の登場により、従来は親戚縁者の巷談衆評に依存するしかなかった女性は、雑誌で新しい価値観や人生観、そして本論で扱う婚姻観を見聞できるようになり、全国規模で恋愛や離婚、性道徳をめぐる論議が行われるようになった。そのため、これらの女性雑誌の普及は、従来の固定観念を問い直す機会を生み出し、「中国における女性解放思想の啓蒙に大きな役割を果たした」と言われている⁴³¹。そして、女性たちがこれらの誌面を介して女性のあり方に関する議論に参加したことは、「それ自体、時代の進歩

⁴³⁰ 初期の女性雑誌の刊行状況については劉人峰『中国婦女報刊史研究』（中国社会科学出版社、2012）、前山加奈子「日中両国の女性観に関して—『女性改造』誌（1922年～1924年）よりみる」（『駿河台経済論集』22巻2号、2013）、朴雪梅「初期中国人女子留学生の政治思想と理想的女性像：雑誌『江蘇』の「女学論文/文叢」を中心に」（『比較日本文化研究』18号、2016）等を参照。

⁴³¹ 張競『近代中国と「恋愛」の発見：西洋の衝撃と日中文化交流』（岩波書店、1995）215～219頁参照。

と女子学生や女性知識人の自覚を反映した」ものであると考えられている⁴³²。

4. 周作人による男女関係のあり方の主張

このように新しい婚姻概念が議論される中で、周作人はカーペンターの『愛的成年』やエリスの『性的進化』、そしてスコットランドの植物学者、作家、女性運動家であるマリー・ストープス (Marie Carmichael Stopes) ⁴³³による『結婚的愛』(『Married Love』1918) ⁴³⁴に大きな影響を受けている。しかし、先行研究では特にこの3名の影響については看過されているように思われる。前述したカーペンターとエリスに続き、周作人は1923年4月18日付の『晨报副鐫』に「結婚的愛」と題し、ストープスの著作を紹介した上で、



マリー・ストープス

「性的教育」的重要，現在更無須重說了。但是隻明白了性的現象，而不了解性的法則，其結果也隻足以免避性的錯誤，至于結婚後的種種糾葛仍無可免。①半開化的社會的兩性關係是男子本位的，所以在這樣社会里，正如晏殊君曾在『婦女雜誌』(三月号)上所說，②女子「被看做没有性欲的」，這個錯誤当然不言而喻了。……③性的牽引本来多在於二者之差異、但這当初牽引的差異後來却即為失調的原因。異性的要求不全一致、戀愛的配合往往也為此而生破裂，其余的更不必說了。④『結婚的愛』便是想去解決這個糾葛的一篇論文、他的意見、簡單的說來是主張兩性關係應是女子本位的。……有些人知道兩性要求的差異，以為不能兩全，隻好犧牲了一方面，「而為社会計，還不如把女子犧牲了」，大多數的男子大約贊成這話。但

⁴³² 中華全国婦女連合会著・中国女性史研究会訳『中国女性運動史 1919～49』(論創社、1995) 103 頁参照。

⁴³³ Marie Carmichael Stopes (1880-1958) イギリスの古生物学者、性科学者、産児制限運動家。地質学、植物学などを学び1904年に学位を得て、女性で最初のマンチェスター大学教員となる。多くの書を著して古生植物学、化石学の権威となった。1907年(明治40)に来日して、東京帝国大学で講義をしている。その後カナダの植物学者と結婚したが、性生活の不一致から1916年に離婚。その間、性問題について研究し、産児制限と性教育運動に献身、医師やカトリック教会などから攻撃され裁判事件にもなっている。結婚生活の性的調和を説いたMarried Love (1918)とWise Parenthood (1922)はベストセラーになり、前者は十数か国語に訳された。ほかにも性についての啓蒙書は多数あり、第二次世界大戦後は極東地域でも産児制限運動を行った。

⁴³⁴ 中国語訳は瑪麗司托著・張資平訳『結婚的愛』(文藝書店、1931)、日本語訳は平井潔訳『結婚の愛』(理論社、1953)、青木尚雄・宮川実訳『女体の結婚生理』(河出書房新社、1958)参照。

若如此，這決不是愛了。……要實現這個結婚的愛，便隻有這相互的調節一法，④即改正兩性關係，以女性為本位。……我們不喜那宗教的禁欲主義，至于合理的禁欲原是可能，不但因此可以養活純愛，而且又能孕育夢想，成文芸的種子。我想，⑤欲是本能、愛不是本能、卻是藝術、即本於本能而加以調節者。

「性の教育」の重要性は、今では重ねて言うまでもない。しかしただ性の現象が明らかになっただけで、性の法則が理解されたわけではない。その結果性の過ちが避けられるだけで、結婚後のさまざまな葛藤は依然免れることはできない。①半開化の社会の男女関係は男子本位のものである。したがってそうした社会の中では、まさに安主君がかつて『婦女雑誌』（三月号）で述べたように、②女子は「性欲のないものと見なされる」この過ちはむろん言わずとも分かる。……③性の牽引はもともと多くは二者の差異にあるが、この当初は牽引した差異が後には却って失調の原因となる。異性の要求は完全には一致しない。恋愛での組み合わせも往々このために仲違いを生ずる。④『結婚の愛』はつまりこの葛藤を解決しようとする論文である。その意見は、簡単に言えば男女関係は女子本位とすべきであると主張する。……ある人々は両性の要求の違いを知って、両立は不可能、一方を犠牲にするしかないと考え、「社会のためには、女子を犠牲にするに越したことはない」とし、大多数の男子はたぶんこの言葉に賛成するだろう。だがもしそうなら、それは決して愛ではない。……この結婚の愛を実現しようとするれば、相互の調節という方法しかない。④つまり両性の関係を改めて、女性を以て本位とするのである。……われわれはかの宗教的禁欲主義を好まないが、合理的な禁欲はもともと可能である。したがって純愛を養うことができるばかりか、なおまた夢想を育み、文芸の種とすることもできる。わたしは思うのだが、⑤欲望は本能であるが、愛は本能ではなく、芸術である、つまり本能に基づき理性的な調節を加えたものである。⁴³⁵

と述べている。ここで周作人は性教育普及後の課題に言及している点に注目したい。

まず、彼は従来の男女関係が、「半開化の社会の男女関係は男子本位のもの（傍線部①）」であり、かつ「女子は性欲のないものと見なされる（傍線部②）」であったと指摘してい

⁴³⁵ 中島長文『周作人読書雑記（3）』（平凡社東洋文庫、2018）12～15頁参照。

る。その上で『結婚的愛』の知見を引用しながら「性の牽引はもともと多くは二者の差異にあるが、この当初は牽引した差異が後には却って失調の原因となる。異性の要求は完全には一致しない。恋愛の組み合わせも往々このために仲違いを生ずる（傍線部③）」と、男女の性愛には大きな差異があることを認識しなければならないと強調している。この知見は注目すべきである。その理由は以下の通りである。

MARRIED LOVE
OR
LOVE IN MARRIAGE

BY
MARIE CARMICHAEL STOPES, Sc.D., Ph.D.
DOCTOR OF SCIENCE, LONDON; DOCTOR OF PHILOSOPHY, BIRMINGHAM;
FELLOW OF TRINITY COLLEGE, DUBLIN; FELLOW OF
THE ROYAL SOCIETY OF LITERATORS AND THE
LIBRARIAN SOCIETY, LONDON

With Preface and Notes, BY
WILLIAM J. ROBINSON, M.D.

1918
THE CRITIC AND GUIDE COMPANY
12 MT. MORRIS PARK WEST
NEW YORK

『Married Love』1918

周作人の女性運動の発端となった与謝野の「貞操論」やエレン・ケイの『恋愛と結婚』は、貞操や恋愛に関する認識を述べただけであり、その認識を踏まえてどのような女性運動を行うべきか、それは述べていなかった。しかし、周作人は与謝野やエレン・ケイの見解の発露という段階を一步進め、性の科学的知見に基づき、今後男女の関係性はこのように見直すべきである、という実践段階の提唱に発展させている。

ここで、周作人はストープスの見解に基づいて、「両性の関係を改めて、女性を以て本位とするのである（傍線部④）」と述べ、男女間の性欲の差異を認識することに言及し、具体的には男性は女性が抱く性欲の特徴を理解し、配

慮することで、良好な男女関係を築くことができると述べている。

そして、彼は「欲望は本能であるが、愛は本能ではなく、芸術である。つまり本能に基づきながらも調節を加えたものである（傍線部⑤）」と述べ、愛情は決して本能だけに頼るのではなく、本能に基づきつつも女性を尊重し、男女間で調和を図ることで、より高次の段階（周作人が「芸術」と表現するもの）に達するべきだと述べている。

5. 1918年～1927年における周作人の提言

周作人は、与謝野晶子やエレン・ケイの段階を脱し、経済、社会、そして家族などのあらゆる領域での性差別から女性をいかに解放させるかという段階へと歩みを進めている。その上で彼が手掛かりとしたのは西洋の先進的な知見であった。しかし、彼が依拠した見解は、いずれも人種や文化、そして家族認識も異なる外国の知見であり、それを直接中国に移植すると、現実とかけ離れた空理空論に陥る可能性が高い。そこで、周作人は現実に即した提言を進めていく必要に迫られることとなったが、その実際はいかなるものであ

たのだろうか。

まず、彼の中国の婚姻についての根本的な考え方について触れてみよう。その一端が、1918年12月に『新青年』（第5巻6号）に掲載された周作人の論説「人的文学」に表れている。それには、

人的文学、当以人的道為本、①這道問題方面很広、一時不能細説。現在只就文学關係上、略挙幾項。譬如兩性的愛、我們對於這事、有兩個主張、

（一）是男女兩本位的平等。

（二）是恋愛的結婚。

……所以真實的愛与兩性的生活、也須有靈肉二重的一致。②但因為現世社会境勢所迫、以致偏於一面的、不免極多。這便須根拠人道主義的思想、加以記研究。却又不可將這樣生活、当作幸福或神聖、贊美提倡。

人の文学は、人の道徳を基本とすべきだが、①道徳問題というのはきわめて多方面にわたるので、いま詳しくふれることはできない。ただ文学に関することにしぼって、二、三簡単にふれてみる。たとえば、男女の愛情であるが、われわれはこの問題について、二つの主張をもつ、

（一）は男女兩性の平等であること。

（二）は恋愛による結婚であること。

……だから真實の愛と兩性の生活は、やはり靈肉兩面の一致でなければならない。②しかし、現實の社会狀況から、やむをえず一面に偏するようになることが、非常に多くありがちである。これは人道主義の思想にもとづいて、記録研究することが必要であるが、しかしまたこのような生活を幸福あるいは神聖なものとして讚美し、提唱するのはよくなかろう。

とある。ここでは傍線部①にあるとおり、彼は「道徳」という問題から婚姻へと論を進めている。道徳は日本語でも中国語でもほぼ「道義」として用いられるが、道徳の語源は中国の古典にある⁴³⁶。例えば、『礼記・曲礼上』には「道徳仁義非礼不成（道徳仁義は礼に非ざれば成らず）」とあるように、人として行うべき人倫を意味し、父子や兄弟、そして

⁴³⁶ 林教子「中国古典の世界から〈道徳〉を考える」（『早稲田教育評論』30巻1号、2016）参照。

夫婦などの人間関係や秩序、またそのような人間関係を保持するための道理を意味する言葉である。

周作人はその中で「両性的愛」を例示している点も注目される。ここではあくまで「両性的愛」を様々な道徳規範の中の一例として示しているが、彼自身が道徳の中から「両性的愛」を選んだのは、相応の持論があったからであろう。それを裏付けるように、彼は男女は平等であり、かつ男女は恋愛に基づいて結婚すべきであると主張している。

そして、彼は真実の愛と両性の生活（婚姻生活）は、霊肉両面で、つまり肉体的にも、精神的にも過不足なく満たされることが重要であると所懐を述べた後で、その理想とは程遠い中国の現状を傍線部②で指摘している。そこでは、この恋愛関係を持たずに結婚することを彼は「一面に偏するようになることが、非常に多くありがちである（以致偏於一面的、不免極多）」と述べ、慎重な言葉を選んでいるが、当時大多数を占めた恋愛のない婚姻を批判していることがうかがえる。その上で問題となるのが、婚姻における夫婦生活である。

これについて周作人は「北溝沿通信」（『世界週報・薔薇周年記念増刊』1927年12月1日号）において、

社会文化愈高、性道徳愈寛大、性生活也愈健全。……我最喜歡談中庸主義、覺得在那里也正是切、若能依了女子的本性使平發展、不是既合天理、亦順人情、而兩性間的有些麻煩問題也可以省去了？

社会文化のレベルが高ければ高いほど、性道徳の容認度がより高くなり、性生活がより健全になる……私は「中庸主義」について語るのが好きで、それこそ最も適切な考え方であると思う。もし女性の性質に基づいて、女性たちをバランス良く発展させることができれば、天理と人情に適った上、男女間の複雑な諸問題もなくなるのではないだろうか。

と述べている。このように彼は、社会の文化水準が高くなれば、性道徳も寛大となり、性生活がより健全になると考えている。しかし、性の解放と個人を尊重するためには、性道徳の基準は無秩序であってはならないとして、以下の条件が必要ではないかと提言している。

舒蕪（1990）によれば、その第一の条件は社会全体の教育水準の上昇であり、第二は人

性、特に女性を抑圧しない性道德の構築であるとされている。これは前述の「人的文学」でも述べる通り、良好な男女関係の保持には道德を無視してはならないという点で軌を一にしている。また、第三の条件は科学の理論に基づいて健全な性生活を構築することであり⁴³⁷、そして第四の条件は偏りがなく中立的であるという「中庸」の考え方と「女性本位」の提唱であるとされている。

そして女性の性質に配慮することで、男女間の複雑な諸問題も解消されると指摘し、この時点で周作人は中庸主義に基づく性道德や女性本位を旨に、両者が調和すれば、良好な男女関係を築くことができるという独自の見解を述べるに至ったのである。

第二節 後期（1949年以降）における周作人の婚姻観

1. 婚姻制度に関する議論

本節では「後期」の典型例を紹介する。中華人民共和国が成立した1949年以降の周作人の言論活動を考察してみると、その中で重要なキーワード「婚姻法」が浮かび上がる。ここで言及されている「婚姻法」は、1950年5月1日に公布された『中華人民共和国婚姻法』⁴³⁸（以下、婚姻法と称する）を指す。大槻信良によれば、新中国の両性の平等は、1950年の『中華人民共和国婚姻法』の制定と1954年9月20日の第1期全国人民代表大会第一回会議で採択された「中華人民共和国憲法」を中心にして実現され、保証されている⁴³⁹。この婚姻法の第1章「原則」の第1条に「強迫を請け負い、男尊女卑、子女の利益を軽視する封建主義婚姻制度を廃止する。男女の婚姻の自由、一夫一妻、男女の権利の平等、婦女子の合法的利益を保護する新民主主義の婚姻制度を実行する⁴⁴⁰」と規定されている。

この婚姻法が公布してからの1950年と1951年において、周作人の婚姻法に関する様々な言論が現れてきた。その中で重要な論題は離婚である。本節では、婚姻関係の解除について検討してみる。

⁴³⁷ 舒蕪『女性的発見：周作人婦女論類抄』（文化芸術出版社、1990）13頁参照。

⁴³⁸ 中華人民共和国婚姻法（1950年）については、隋藝「女性解放・婚姻改革から見る中国共産党革命：東北における1950年婚姻法の施行を中心に」（『現代中国』90号、2016）、趙傑「中国婚姻法における離婚財産分割に関する法規定の変遷」（『人間文化研究科年報』35号、2020）、隋藝「1950年「婚姻法」の施行から見た中国社会の変容」（『社会科学研究』73巻1号、2022）参照。

⁴³⁹ 大槻信良「旧中国における両性の不平等観」（『支那学研究』第34号、1969）28頁参照。

⁴⁴⁰ 原文：廢除包辦強迫，男尊女卑，漠視子女利益的封建主義婚姻制度。實行男女婚姻自由，一夫一妻，男女權利平等，保護婦女和子女合法利益的新民主主義婚姻制度。

陳鵬の『中国婚姻史稿』によれば、離婚という言葉は晋王朝から使われ始めている。そして、中国古代の礼法によれば、離婚の主導権は夫が持っている。その離婚された妻は、捨てられた女と見なされる⁴⁴¹。要するに、古代の女性は離婚の権利を持っていないだけではなく、女性にとって離婚は決して有利なことではなかった。一方で、婚姻法の公布とともにこの苦境が打破されてきた。それについて、次に紹介する周作人の文章からその一端がうかがえる。

1950年7月11日、日刊紙『亦報』に周作人の論説「重婚与離婚」が掲載された。

婚姻法の發布は中國本年の一件大事、這奠定男女平等的基礎、過去封建社會中の兩性間の片面道德將由此而逐漸打破了。

近來見到北京市人民法院院長的一篇報告、對於重婚等問題有所說明、十分合理、在被壓迫的女性真是一個引路的明燈。在婚姻法公布以前的重婚⁴⁴²、只要由任何一個關係女性提出離婚、區政府或法院應立即批准或判離、在財產上給以照顧；如果男方提出與後娶的離、亦可批准或判離、財產上亦給以照顧、但如男方提出與前妻離異、則一般的不批准亦不判離。有人會這樣問、這不是違反了自由的原則嗎？我們的答復是、給他以損人利己的自由、便違反了保護婦女利益的立法精神。

這一節話真是說得好極了、從前在國民黨治下、那些官商和知識界的特權階級停妻再娶極為平常、被害的婦女告訴無門、只好忍受、到了今日才有了自己的政府、有人給她說話了。法律不究既往、即是說不判重婚罪、不是不究其罪行、如對方的虐待、遺棄等罪、照樣要依法判處。若在婚姻法公布以後的重婚、除判重婚罪外、判決和後娶的一個離異、這樣對前娶的一個實際上是有利的。

在這篇文章裏、引用原文將及一半、實在因為太好了、沒法省節、只好做了文抄公。

婚姻法の公布は、今年の中国における重要な出来事であり、男女平等の基盤を築くもので、過去の封建社会における片側的な道德觀念が徐々に崩れていく契機となるだろう。

最近、北京市の人民法院院長の報告書を読んだが、重婚などの問題についての

⁴⁴¹ 陳鵬『中国婚姻史稿』（中華書局、1990）589頁参照。

⁴⁴² 婚姻法が公布した前に、中国では婚姻関係存続期間内で、複数の女と事実婚姻関係を持つのは、重婚罪にならないが、婚姻法が公布した以後に重婚になる。

説明があり、非常に妥当で、抑圧された女性にとっては未来を導く灯りのようなものである。結婚法が公布される前の重婚においては、男性と婚姻関係をもっているいずれかの女性が離婚を申し立てると、地区政府または法院は即座に離婚を承認または離婚判決を下し、財産面での配慮も行われていた。男性が後妻と離婚を申し出る場合、離婚は許可され、財産面での配慮も行われていた。しかし、男性が前妻と離婚を申し出る場合、通常は許可されず、離婚判決も下りなかった。国民は「これは自由の原則に違反していないか」と問うかもしれない。私たちの回答は、他者を傷つけ自己を利する自由を認めることは、女性の利益を守る法の精神に反するというものである。

この一節は本当に素晴らしく語られており、以前は国民党の統治下で、官僚や知識人の特権階級による再婚が非常に一般的であり、被害を受けた女性は頼みの綱がなく、ただ我慢するしかなかった。今日では国民自分の政府ができ、人々が彼女たちのために声を上げることができるようになった。法律は過去を問い詰めない、つまり重婚罪を問わないことは、その罪状を一切追究しないというわけではなく、虐待や遺棄などの罪については法に基づき厳しく処罰される。婚姻法が公布された後の重婚においては、重婚罪の判決の他に、法廷の判決に従って後妻と離婚することは、実際には先妻にとって有利である。

この記事では、およそ原文の半分を引用して紹介している。実際には素晴らしい内容が多く、削減するのが難しいため、そのまま原文を引用している。

まず、この北京市の人民法院院長の報告書にある重婚問題の説明に対して、周作人は「非常に妥当で、抑圧された女性にとっては未来を導く灯りのようなものである」と述べており、「この一節は本当に素晴らしく語られており、（中略）この記事では、およそ原文の半分を引用して紹介している。実際には素晴らしい内容が多く」と非常に高い評価を与えている。彼は心から上記の報告書にある内容を認めることがわかる。

また、この文章の冒頭で、彼は「婚姻法の公布は、今年の中国における重要な出来事であり、男女平等の基盤を築くもので、過去の封建社会における片側的な道德観念が徐々に崩れていく契機となるだろう」と語り、婚姻法の意義をはっきりと指摘している。そして、報告書においては、明らかに女性の権利を守り、えこひいきしている。利己主義を信奉する男性を「公平」に取り扱えば、「他者を傷つけ自己を利する自由を認めることは、女性

の利益を守る法の精神に反するというものである」となってしまうため、このような規定が作られたのである。周作人がその「不公平」に対して素晴らしいと感じている理由は、単に男女平等の理論に従うではなく、人道主義の立場から出発し、弱い群体をより守るべきだと考えているからであり、そのような反応が起こった原因と考えられる。

さらに、13年後の1963年8月20日に『新晩報』に掲載された「關於通姦」において、周作人は再び上記の報告書を言及している。

這是婚姻法發表的時候，北京人民法院院長的一篇報告裏的話，當時發表在新聞上，我看了很是佩服，節抄在本子上邊的。（中略）這真是一個名判決，值得收進筆記裏去，流傳到後世。（中略）那些道德本是從人情物理中出來的，極平凡卻也可以說新奇的真理，原來就是應當如此，卻一直被封建和資本主義所壓著，到了現在才能夠出現，所以我們雖是拍手歡迎，有許多人卻是瞠目結舌。（中略）在他們覺得這真是反了，男子中心的世界垮台了。（中略）那種名判決原來只期待在書本上讀到，（中略）現在卻是實在出現了。（中略）這件事雖然過去已經好幾年了，可是記憶還是很新的。這個世界確實是在往好的一方面轉。

これは結婚法が公布された際、北京人民法院院長が行った報告の一部であり、当時は新聞に掲載された。私はそれを読んで非常に感心し、その内容をノートに書き留めた。（中略）これは本当に名だたる判決であり、メモに残すべき価値があり、後世に伝わるべきである。（中略）これらの道徳は人間関係と世間の道理から生まれたものであり、非常に普通でありながらも新奇な真理と言える。本来そうであるべきだったが、ずっと封建制度と資本主義によって抑圧され、今までになつて初めて現れることができた。したがって、私たちはそれを歓迎する一方で、多くの人は驚きを禁じ得ない。（中略）彼らにとって、これは本当に反逆的なことであり、男性中心の世界が崩壊したと感じられている。（中略）このような有名な判決は本の中で現れることしか期待していなかったが、（中略）今では実際に現れている。（中略）この出来事はもう何年も前のことであるが、その記憶はまだ新しい。この世界は確かに良い方向に向かって変わっているのである。

13年後の周作人は、その報告書に記載された内容に対して、記憶がまだ新しく、非常に

感心し、「これは本当に名だたる判決であり、メモに残すべき価値があり、後世に伝わるべきである」という高い評価をしている。要するに、13年が経過したが、彼は「男性中心の世界が崩壊した」現状や封建制度と資本主義によって生じた男女不平等の状況を打開したことに喜んでいて感じている。これは、女性解放の進路において、周作人の意志の一貫性が見られるものである。そして、最後の「この世界は確かに良い方向に向かって変わっている」により、晩年の周作人はますます良くなる未来を待ち望んでいることが示唆されている。

2. 「婚姻法」と社会の責任

ところが、婚姻法の公布は果たして全ての婚姻問題が解決できるだろうか。実は、婚姻法が公布された翌年には、四十万九千件の離婚の申請があった。1953年になると、百十七万件になった。その中で、70%以上は女性の側から申請されたものである⁴⁴³。このように婚姻訴訟ケースがますます増えてきて、この問題に対して、次の文章から解答がうかがえる。1951年11月7日の日刊紙『亦報』には、周作人の論説「婚姻法与女干部（婚姻法と女性幹部）」が掲載されている。それには、

婚姻法發布以来已有一年多了，拋報上發表，各處調查的結果，婦女受壓迫和冤抑的還是多有。這原因是從男尊女卑的封建道德來的，要想去掉這個不幸，必須把封建道德根本的推倒才行。……政府有了法令，重要的還是在於婦女自己努力，那些身受壓迫的既然以死力爭，如報上所記，其餘便是一般女性的援助，我期望法院和村市干部多有婦女參加，就是為此，因為們對於男尊女卑主義決無所留戀，至少這一點總是很好的。

婚姻法が公布されてから一年以上が経過したが、新聞に掲載された各種の調査結果によれば、女性が抑圧・圧迫されているケースはまだまだ多いとのことである。その理由は、男が女より優れている（男尊女卑）という封建的な道徳にあり、この不幸をなくすためには、封建的な道徳を根本から覆す必要がある。……政府は法令を作ったが、大事なのは女性自身の努力である。抑圧されている人たちは、新聞にも書いてあるように死ぬ気で戦っているのだから、後は一般の女性が助け

⁴⁴³ シャルル・メイエル著・辻由美訳『中国女性の歴史』（白水社、1995）358～359頁参照。

てあげればいいのである。裁判所や村や市の役員として女性たちがもっと参与してもらいたいと期待しているのは、そのためである。なぜなら、これらの女性たちは家父長制に執着しておらず、それは少なくとも良いことだからである。

とある。ここで周作人は婚姻法公布から一年経過したにもかかわらず、抑圧されている婦女が多数存在することをまず指摘している。その上でこれらの問題を解決するには、人民法院や政府組織に女性を積極的に参加させるべきと主張している。この婚姻法では両性の平等は保障⁴⁴⁴され、周作人が今まで提唱してきた主張の多くがこの法律で実現した。しかし当時の中国農村社会では生活習慣は旧態依然としており、そして親が取り決める結婚や売買による結婚は農民社会からまだまだ消えていなかった⁴⁴⁵。この文面からも婚姻法公布以後の課題として、女性のより積極的な政治参加を訴えていることが理解できる。

女性の参政を励ますことのほかに、1951年11月15日の『亦報』に掲載された「旁聴婚姻案件」の中で、このような提案をしている。

國家本來有檢察機關, 看得判決有失當的, 有權來要求重行審理加以改正, 但是現今這種婚姻案件實在太多了, 難得一一詳檢, 受屈的當事人在裏巷或鄉村裏, 往哪裏去找該當的機關請求翻案, 所以與她們最接近的婦聯會是最好的中介, 這在她們也是義不容辭的事。婦聯平時動員婦女去從事愛國工作, 那是很好的, 但別一面它還有特殊的工作, 便是為女性謀幸福⁴⁴⁶。

本来、国家には檢察機関があり、判決が誤っていると見なされる場合、再審を要求して判決の修正を行う権限がある。しかし、今ではこのような結婚に関するケースが非常に多いため、一つ一つを詳しく調査することは難しい。受屈の当事者は村や町に住んでおり、どこに行っても再審を求めればよいのかわからないため、最も近い女性連合が最良の仲介者となり、彼女たちにとっては道義的に引き受けざるを得ないことである。女性連合は通常、女性を愛国的な活動に参加させることを奨励している。これは素晴らしいことだが、同時に女性の幸福をはかるといふ特別な仕事もある。

⁴⁴⁴ 大槻信良「旧中国における両性の不平等観」（『支那学研究』34号、1969）28頁参照。

⁴⁴⁵ シャルル・メイエル著・辻由美訳『中国女性の歴史』（白水社、1995）338～339頁参照。

⁴⁴⁶ 周作人「旁聴婚姻案件」初出：1951年11月15日の『亦報』。鐘叔河編『周作人文類編⑤：上下身』（湖南文芸出版社、1998）544頁参照。

周作人の提案を整理すると、次の三点の意見が浮かび上がった。まず、夥しい離婚の案件があるため、国家の検察機関による判決が誤っている場合はもちろんあるが、その判決を見つけたら、再審の必要がある。次に、女性連合は仲介者として、自らの役割を果たし、農村にいる受屈の女性たちの事情を聞いて、彼女たちに助けの手を差し伸べるべきだ。最後に、女性連合にとって最も重要な仕事は「女性の幸福をはかる」ことである。

このように、「後期」の論説は、「前期」のものとは大きく異なる。「前期」は先進的な西洋の科学的知見に基づき、女性解放という理想を達成するための原理や原則を論じていたが、「後期」は中国の社会実態に即した現実的な方策を論じ、実践的な段階へと移行していることがわかる。

以上の通り、周作人の婚姻に関する論説は、「前期」では当時の女性解放運動⁴⁴⁷を反映した原理的な論題が多く見られ、「後期」では婚姻法制定に関連する現実的で具体的な論題が増えている。これらの時期には約半世紀にわたる時間が経過し、その間に中国では社会体制の大きな変革があった。したがって、これらの論題の変化は社会の動向に従ったものと思われる。周作人が各時期に取り上げた課題や問題も、内容的には女性解放の原理や理念といった理想論から出発し、社会の現状に即した現実論へと移行する傾向がある。言い換えれば、女性解放全体を論じる総論から、個々の問題に焦点を当てる各論へと変遷しているようである。

第三節 周作人による婚礼問題の分析とその提言

周作人の言論活動を概観すれば、彼は新しい女性のあり方・新しい結婚のあり方を模索・提唱し続け、後に中国婚姻の概念を変える活躍をしている。そこで本節では、中国の伝統的な婚姻習慣であった^{ばいばいこん}売買婚（高額な聘財を贈与することで嫁を引取る婚姻方式）を撲滅させた周作人の言論活動の中から、婚礼における「^{のうちよう}納徴」に注目し、なぜ納徴が問題化したのか。そして、周作人はどのようにその問題を打開するに至ったのかを検討したい。

なお、本節は周作人による婚礼問題が焦点であるものの、彼が取り組んだ婚礼問題の原

⁴⁴⁷ 1915年の『新青年』創刊に象徴される新文化運動は、反封建の一つの思想解放運動であった。この運動では、封建主義的な旧礼教、旧道徳が女性に与える精神的肉体的抑圧を批判し、女性の覚醒を促すことが主な内容の一つとなっていた(中華全国婦女連合会編著・中国女性史研究会編訳『中国女性運動史 1919-49』論創社、1995) 55頁参照。

因は、その源流が数百年前にまで遡る。また問題が深刻化した原因を明らかにするには、冠婚葬祭のあり方について述べた古典はもとより、各時代の法制史料も引用しなければならない。

このような事情から、本節では見出しに「周作人による婚礼問題の分析と打開」と掲げているものの、本節では周作人以前の婚礼がどのようなものであり、それがなぜ社会問題となったのかを説明する必要がある。

1. 周作人以前の婚礼とその問題化

(1) 中国婚礼における納徴の由来



『儀禮』（明嘉靖東吳徐氏刊本）

婚礼は「婚儀」とも呼ばれ、結婚に際して執り行う一連の儀式を意味する。そして、本節で検討する婚礼は、主として清朝末から1950年までの時期に関する問題についてである。ただ、この時期でも、考察上の必要から引用・参照する文献は古代の典籍にまで遡ることになる。このように検討時期が長い理由は二つあり、一つには周作人の言論活動が半世紀以上にわたったためであり、もう一つは周作人が是正を図った伝統的な婚礼は、そのルールが中国古代理代で重要な行事の式次第を記した『儀禮』¹「士昏礼」に基づいているからである。

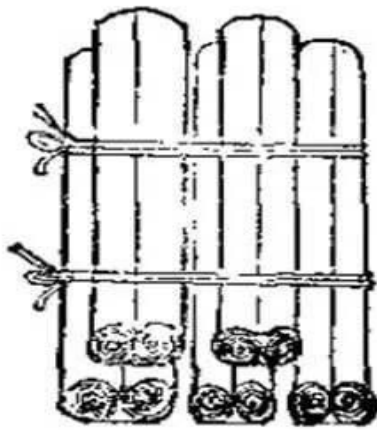
『儀禮』には少なからぬ種類の社会的・宗教的行事が記載されているが、中でも人生での重要な節々に行われる儀礼である「冠礼（加冠などの成年礼）」「婚礼（婚姻儀式）」「喪礼（葬儀）」

「祭礼（祖先祭祀）」の礼式を「四礼」や「家礼」と呼び、現在の日本ではこれらを冠婚葬祭と総称している。『儀禮』「士昏礼」によると、婚儀として重要な礼法は六つあり、それを「六礼」という。それは、

① 「^{のうさい}納采」男家が結婚を申し込み、女性之家に贈り物をする事

- ② 「問名」^{ぶんめい} 新郎側から使者を派遣して相手の女性の生母に姓氏を尋ねること
- ③ 「納吉」^{のうきち} 新郎側で嫁に迎える女性の良否を占い、女性の家に報告すること
- ④ 「納徴」^{のうちよう} 婚約し、その証拠として女家へ幣帛^{へいはく}を贈ること
- ⑤ 「請期」^{せいき} 結婚式の日取りを取り決めること
- ⑥ 「親迎」^{しんげい} 婿が自ら嫁の実家に行き迎える挨拶を行うこと

であり、本節で検討するのは、これら「六礼」の中でも「納徴」という儀礼に関する問題である。納徴は婚姻の中でも重要な儀礼に該当する。それはなぜかという、納徴は男女両家間の合意で婚姻の約束を成立させる婚約儀礼であるからである。現在の婚約は基本的に形式が決まっておらず、口約束でも成立するが、納徴では必ず男家から女家へ証拠品を贈与しなければならない⁴⁴⁸。



束帛
束帛の一例
(錢玄等『三礼辭典』)

『儀礼』によると、納徴の際に贈与される証拠品には束帛^{そくはく}（絹や麻などでできた幣帛^{へいはく}の束⁴⁴⁹）を用いるとある⁴⁵⁰。ただ『礼記』雜記には「納幣、以物言也。納徴、以義言也」とあるように、納幣は贈与する幣帛を指した俗称に過ぎず、婚約の成立を示す象徴的存在であった。だが古代の幣帛は貨幣としても通用していたため価値財的側面も含まれていた。そのため、後には金銭などの財貨に代わり、それを婚約の証拠とする習慣が一般化する。そしてその財貨を「聘財^{へいさい}」と呼ぶようになったのである。

また『儀礼』には幣帛の数量的規定が明記されていなかったため、この納徴時における聘財の金額が、両家が婚約を合意するか否かの判断に直結することとなった。そのため聘財は高額化する傾向が中国歴代で継続し、周作人の時代に至っても大きな社会問題として残っていたのである。

⁴⁴⁸ 『礼記』「曲礼」に「男女非有行媒、不相知名、非受幣、不交不親（男女は媒酌がなければ互いの名を知らず、幣帛を受けなければ互いに親しくならない）」とあり、納徴は無秩序な野合を防止し公的承認を取得する儀礼であった。

⁴⁴⁹ 束帛の画像は錢玄・錢興奇編著『三礼辭典』（江蘇古籍出版社、1993）407頁から引用。

⁴⁵⁰ 『儀礼』「士昏礼」には「納徴、玄譚束帛儷皮、如納吉礼」とあり、黒と薄赤色の束帛や儷皮を用いると規定されている。池田末利訳注『儀礼（I）』（東海大学出版会、1973）107頁参照。

中国婚礼における納徴については、専論がないものの、聘財については幾つかの先行研究がある。歴代の聘財については仁井田陸・滋賀秀三⁴⁵¹が言及しているが、両氏とも法制史的な検討にとどまり、本節で扱う女性解放問題との関連については詳らかではない。また、聘財の高額化についてであるが、岡本午一⁴⁵²は唐代における聘財の高額化現象を紹介し、方建新⁴⁵³は宋代の高額聘財と男女不婚の急増を指摘しているが、両氏とも高額聘財の現象がいかなる経緯で発生したのかという論拠に乏しい。また 1980 年代における戴晴⁴⁵⁴の研究もあるが、これは周作人の時代における聘財の問題には言及していない。そのため、周作人の言論活動に関連させて論じた研究は、現在に至るまで杳として知るところがないのである。

(2) 聘財高額化の淵源

本節で扱う聘財高額化の問題は、魏晉南北朝時代（六朝時代）にまで遡る。それは異なる身分間での結婚事例から始まっている。当時は門閥貴族が社会的身分を維持するために士庶不婚制⁴⁵⁵が存在していた。この体制下で、礼物の授受を財賄の授受と解釈して合法的に婚儀に組み込む手段として用いられたのが、聘財であったのである。

これについては『魏書』⁴⁵⁶や北宋司馬光の『資治通鑑』⁴⁵⁷にも見えるが、ここでは『二十二史劄記』を紹介したい。本書は後世の言及ではあるものの、魏晉南北朝の婚姻を清朝考証学者である趙翼⁴⁵⁸が細かく分析しているからである。そして同書巻 15「財婚」には、

魏齊之時、婚嫁多以財幣相尚。蓋其始高門與卑族爲婚。利其所有財賄紛遺。其後遂成風俗。凡婚嫁無以財幣爲事。爭多競少、恬不爲怪也。

魏や齊の時代には婚嫁時に多額の財幣を互いに尊んだ。それは恐らく高門と卑族との婚姻にあたり、多額の財賄の贈与で利益をあげたことから始まり、それが

⁴⁵¹仁井田陸『中国身分法史』（東京大学出版会、1983）615～650 頁、滋賀秀三『中国家族法の原理』（創文社、1968）507～550 頁参照。

⁴⁵²岡本午一「唐代聘財考」（『羽田博士頌寿記念東洋史論叢』東洋史研究会、1950）参照。

⁴⁵³方建新「宋代婚姻論財」（『歴史研究』1986 年 3 期）参照。

⁴⁵⁴戴晴『「性」を語り始めた中国の女たち：重婚・売買婚・売買春・中絶・自立』（徳間書店、1989）参照。

⁴⁵⁵魏晉南北朝の士庶不婚制については、渡邊義浩「中國貴族制と「封建」」（『東洋史研究』69(1)、2010）、中村圭爾「南朝戸籍に関する二問題」（『人文研究』(44) 12、1992）、同氏「劉岱墓誌銘」考：南朝における婚姻と社会的階層」（『東洋学報』61(3・4)、1980）等参照。

⁴⁵⁶『魏書』巻 5 高宗本紀和平 4 年 12 月壬寅条参照。

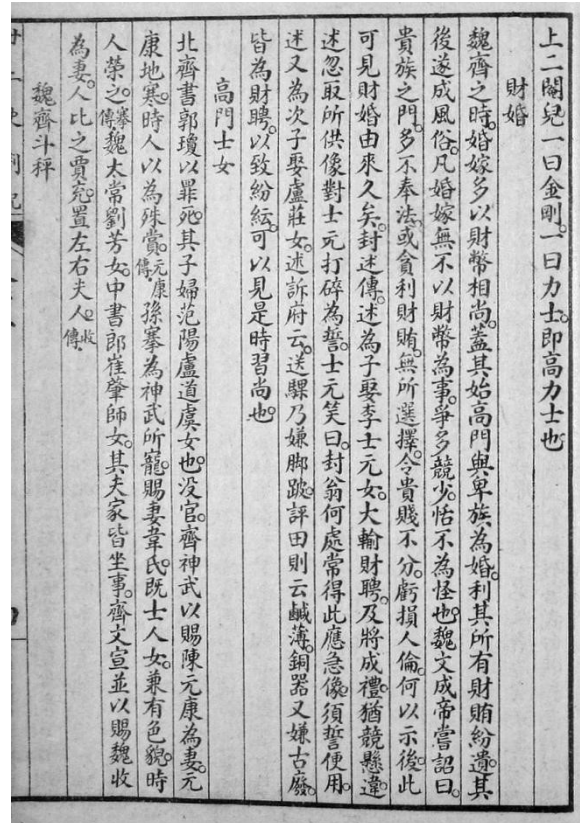
⁴⁵⁷『資治通鑑』巻 129 宋紀武帝大明 5 年条等参照。

慣わしとなったのであろう。凡そ婚嫁の際に財幣を関心事として、聘財額の多少を争い、このような事態にも平然として疑問を感じる人がいない。（下線と日本語訳は筆者による）

と、このように趙翼は分析している。この言及で注目したいのは下線部である。ここでは社会的身分の低い家から、社会的身分の高い家へ、その身分差を補填する手段として高額聘財が用いられることが習慣化していたとある。これはあくまで貴族間の（もしくは士庶の）身分差を埋める必要があるという場合に過ぎない。しかしこの手法が考案されたことにより、人々は、「婚礼は大きな経済的利益を獲得する機会」であることを発見したのである。

このように利益獲得の手段として注目された高額な聘財であるが、それ以後も根絶することはなかった。例えば唐代の例⁴⁵⁸を紹介しよう。『唐會要』卷 83「嫁娶」には、高宗

顕慶 4 年 10 月 15 日の勅で、女家側への聘財金額は品官の上下に相応した金額に定めるよう命じている⁴⁵⁹。しかしながら『資治通鑑』卷 200 唐紀高宗顕慶 4 年にある記録⁴⁶⁰では、それでも族望は屢々尊ばれ、秘密裏に高額の聘財（陪門財⁴⁶¹）が横行したため、結局禁令は実効性を持たなかったと北宋の司馬光が述べている。



『廿二史劄記』卷 15「財婚」

⁴⁵⁸前田愛子「婚姻問題から考察する唐代社会」（『中国女性史研究』27、2018）参照。

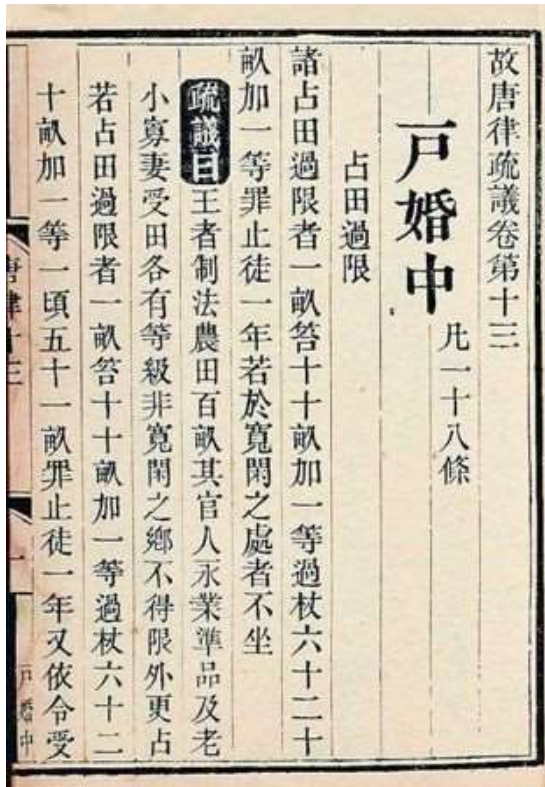
⁴⁵⁹『唐會要』卷 83「嫁娶」「天下嫁女受財、三品已上之家、不得過絹三百匹、……八品已下、不得過五十匹、皆充所嫁女資裝等用、其夫家不得受陪門財」。

⁴⁶⁰『資治通鑑』卷 200 唐紀 16 高宗顯慶 4 年 10 月条「然族望爲時所尚、終不能禁止。或載女竊送夫家、或女老不嫁、終不與異姓爲婚。其衰宗落譜、昭穆所不齒者、往往反自稱禁婚家、益增厚價」。

⁴⁶¹陪門財とは、聘財が男家から女家へ納められるのに対し、嫁娶婚にも関わらず女家から男家に納められる財貨の名称である。『資治通鑑』唐紀高宗紀顯慶 4 年 10 月壬戌条にある聘財額の規定の他に陪門財を受けることを禁止しているのが見える。この陪門財について胡三省は「陪門財者、女家門望未高、而議姻之家非反、令其納財、以陪門望」と説明がある。つまり陪門財は、女家の門望が低いにもかかわらず、身分不相応な家と議婚を取り決め、相互の門望の格差を償うために納める財貨のことであると記されている。

(3) 「娉財無多少之限」という抜け穴

唐代以後には、しばしば聘財の金銭的規制を試みる詔勅や高額聘財の禁令が申厳されている。しかしそれらの勅令は実質的にほとんど効力を持たなかった。それは、納徴は金銭の多寡を問うべき性格のものではないため、聘財の金額は法的に規制できないという事情があったのだ。



『唐律疏議』卷13「戸婚律」

例えば、唐代の刑事法（律）に解説を付した法制書である『唐律疏議』^{とうりつそぎ}卷13「戸婚律」には、婚約成立認定に関する条文とその解説文（疏文）が残されている。そこには聘財の金額について「雖無許婚之書、但受娉財、亦是「娉財無多少之限、酒食非。以財物爲酒食者、亦同娉財」。……疏議曰、婚礼先以娉財爲信、故礼雲『娉則爲妻』雖無許婚之書、但受娉財亦是。注云『娉財無多少之限』、即受一尺以上、並不得悔。酒食非者、爲供設親賓、便是眾人同費、所送雖多、不同娉財之限。若『以財物爲酒食者』、謂送錢財以當酒食、不限多少、亦同娉財。」とある。つまり婚書なしでも、娉財（聘財）を受ければ婚姻は成立すること。そして「娉財は多少の限り無し」と明記されている。

。そして疏文にも、娉財は一尺の絹以上であればその額の多少は問わないとあり、この解釈は宋代の裁判判例集を見ても踏襲されている⁴⁶²。

このように聘財額の多寡が法的瑕疵にならないという事実は、常軌を逸した高額であっても、それが両家間の協議で認められれば何ら問題はなく、経済的事情の許す限り、天井知らずの金額を聘財として要求することが可能となったのである⁴⁶³。

⁴⁶²『名公書判清明集』卷九戸婚門「女家已回定帖而翻悔」にも「律文又云、雖無許婚之書、但受聘財亦是。注云、聘財無多少之限。然則受檜一疋、豈非聘財乎」とあり、実際の凡例でも許婚の書状が無くとも、ただ聘財を受ければ婚約に該当し、聘財は多少に関係ないことを指摘している。

⁴⁶³『唐律疏議』卷13「戸婚律」では聘財による婚儀費用の捻出という形の両家負担を是認している。この理由は明確でなく婚儀の盛大化による男家の負担軽減措置（『唐会要』卷83嫁娶貞觀6年、同16年、太

そして、宋代以後になると事態は次第に深刻化を見せ始める。例えば『司馬氏書儀』巻三「婚儀」では、当時（北宋代）の士大階層の婚礼⁴⁶⁴事情を取り上げ、次のように記している。「今世俗之貪鄙者、將聘婦先資裝之厚薄、將嫁女先問聘財之多少、至於立契約書、某者若幹、以求售女者。是乃薇杓奴賣婢之法、豈得謂之士大夫婚姻哉。……其舅姑既被欺給、則虐其婦、以爽其忿、由是愛其女者、務厚資裝、以悅其舅姑。殊不知彼鄙之人」。ここでは、最近の貪鄙な輩は婦人を娶ろうとすれば、まず「（花嫁の）持参金はいくらか」と尋ねる。また娘を嫁にやろうとすれば、まず（男家は）「聘財はいくらか」と尋ねる。聘財や持参金の品目や数量を明記して、その女を売与するという契約書を作成する者さえいる。これはまさに奴婢の売買と同じやり方であり、これがどうして士大夫の婚姻と言えるであろうかと宋代の士大夫層の婚姻でさえも、人身売買に近い有様にあると記されている。

しかし、それでも婚儀を終えてから約束を裏切るものも現れたのであろう。そのため裏切られた舅姑は、その恨みを晴らすため、嫁を虐待した。また嫁が可愛がられているのは、多額の持参金のため、舅姑が喜んでいるからであるとあり、既に北宋代では社会的身分の高い士大夫層を中心に、高額聘財の獲得に偏重した売買婚的風習が発生していたことを示しているのである。

（4）聘財の高額化

このようにして士大夫を中心に発生した売買婚的な風習は、その後、都市部を中心として庶民層でも浸透し始めている。例えば南宋代では「男女婚嫁、必擇富民、以利其之多（男女の婚嫁は必ず金持ちを選び、多額の利益を得た）」（葉紹翁『四朝聞見録』丁集）とあるように、聘財による金銭の争奪を見込んで、庶民間での婚姻でも、より財力に富む家との通婚を求める傾向が現れ始めている。この傾向については勝山（1998）⁴⁶⁵が詳述しているので、その内容の一部を要約して以下に引用する。

北宋に程近い南宋代で、早くも庶民層で売買婚の兆候が見え始めた理由は、大きく二つ

極元年。『舊唐書』巻45 輿服志参照）と想像することとどまるが、この解釈が追加されたのは聘財の金銭的な授受をも追認するものであり、聘財にて財貨を納入することについて、法的な制限が存在しなかったものと推測されるのである。

⁴⁶⁴宋代の婚礼に関する議論は緒方賢一「宋代の婚礼説について」（『立命館言語文化研究』23(3)、2012）参照。

⁴⁶⁵勝山稔「宋元代の聘財に関する一考察——高額聘財の推移から見る婚姻をめぐる社会」（『アジア史研究』22、1998）参照。

考えられる。その一つ目は、宋代以後の中国社会における経済的発達⁴⁶⁶であり、これが庶民層を含めた社会の富裕化に繋がったと思われるからである。そして二つ目には貴族に比べて庶民は多額の金銭に縁遠いこと、そして婚姻という一生の中でも稀な機会であることから、庶民間の婚姻でもこの種の傾向が、比較的容易に浸透したと思われるのである。

そして、明代になると結婚当事者の相性よりも、聘財を優先する余り、結婚後に家庭内で不和が生じる事態に発展した。これについて謝肇淛の『^{ござつそ}五雜俎』巻13「事部一」では、次のような当時の売買婚による家庭内不和に関する説明が記されているのである。

余嘗見取富室之女者、驕奢淫佚、頗僻自用、動笑夫家之貧、務逞華靡、窮極奉養、以圖勝人。一切孝公姑、睦妯娌、敬師友、惠臧獲者、概未有聞。曾不數時、奩囊俱罄、怨天尤人、噪擾萬狀、或以破家、或以亡身。其夫雖沾余沫、豐衣美食、而舉動受制、笑啼不敢。至於愚慮昏頹、意氣沮喪、甘爲人下而不辭者、未必不由此也。

私はかつて富家の娘を娶った者を見たが、その嫁は傲慢であり男女関係に淫らで、自分勝手な振る舞いをしている。またいつも夫の家が貧乏であることを笑い、贅沢三昧な生活をして、他人に勝ろうとしている。（このような富家の娘の中には）舅姑に孝行をし、兄弟の妻と仲が良く、奴婢に情けをかける者を殆ど聞いたことがない。幾日も経たずに手持ちの金を使い果たすと、天を怨んだり人をとがめたりする。時にはそのために家庭を崩壊させ、身を滅ぼしたりする。その夫は妻の資産のおこぼれをもらい、贅沢な生活をするが、行うことはすべて（妻に）制せられてしまい、笑うことも啼くこともできず、すっかり性根がくじけてしまう。甘んじて人の下に立っても恥ずかしいと思わないのは、このような（環境に）よらないわけがないのである。

このような一般庶民を巻き込んだ高額聘財の奪い合いは、男女の円滑な婚姻の障害となって立ちほだかり、為政者にとっても看過できない問題として表面化した。そのため、高額な聘財を規制する法整備が元代から試みられている⁴⁶⁷。

⁴⁶⁶宋代の社会的変化については、斯波義信『宋代商業史研究』（風間書房、1989）等参照。

⁴⁶⁷『大元聖政國朝典章』巻18「婚姻」至元8年(南宋度宗咸淳7年)2月に、民間の嫁娶婚姻と聘財の金額の詳定がなされ、更に贅婿の聘財に関しても、同書巻18「婚姻」「女婿財錢定例」至元8年7月尚書省戸部の呈に嫁娶婚姻の聘財金額の1/2～2/3とする規定が詳述されている。

また、明代でも洪武五年の詔勅に「古之婚礼結兩姓之歡、以重人倫、近世以來、專論聘財、習染奢侈。……其議制頒行、務從節儉、以厚風俗（古の婚礼は両性の好みを結ぶものであり、人倫が重んじられていた。しかし最近は専ら多額の聘財が注目され、奢侈に染まっている。……質素儉約に務め、風俗を厚くするためにも、その規制を論議せよ）」⁴⁶⁸と、古からの婚礼の意義を尊重するように指示が出されたほか、清代でも『清史稿』巻90「礼八（嘉礼二）」には「官民皆不得用財礼（官民ともに財礼を禁ず）」⁴⁶⁹とあり、これも官民に広まる財貨に偏重した婚姻を禁止している。また財物の贈与を主眼とした売買婚の風潮にも禁令が出され明清律では、「若用財買休、賣休、和娶人妻者、本夫本婦及買人各杖一百、婦人離異歸宗、財礼入官（他人の妻を自分の金で売買したり、結婚したりした場合、夫、女、買い手はそれぞれ杖百に処し、女は離婚して帰宗し、財礼は官が没収する）」⁴⁷⁰とあるように、金銭を目的とした改嫁は結婚の精神に反するとして禁じられていたが、この種の風潮は容易に改善することができなかつたのである。

このような「婚姻の高額化」の弊害は、聘財という金銭的な利益を両家が求めるために発生する。それはとりもなおさず経済的支弁不能による不婚男女の発生を意味したのである。

このような状況の中で、結婚成立要件で当時最も困難なものは、聘財の準備となったのである。例えば明代の王禕『王文忠公集』「善俗要義篇」には「近年婚姻之家、貪慕富貴權勢、不爲男女遠圖。故結婚之後、隨即乖爭、計較聘財多寡、黃望資裝厚薄、興訟連索官府、以致男大不婚、女長不嫁」とある。つまり、近年結婚をする家では、富貴や権勢を貪慕するあまり、本来の意図とはかけ離れた事態となっている。そのため、結婚後に聘財を巡るトラブルが発生し、訴訟にまで及ぶ事態に発展し、それがために「男性は大人になっても結婚せず、女性も成長しても嫁がない」とある。

以上が勝山の所論であるが、これら売買婚的な風潮が社会で生み出されたものがあつた。それが女性に対しての貞操観念の強制と、姦通に対する警戒感であり、これら二つの風潮が発生した直接的な原因は「女性の所有物化」にあつたのである。

(5) 女性の所有物化

⁴⁶⁸ 『明史』巻55「礼志第31（嘉礼3）」「婚姻毋論財」（『明史』巻2太祖本紀、洪武5年5月壬子条）参照。

⁴⁶⁹ 『清史稿（10）』（中華書局、1977）2644頁参照。

⁴⁷⁰ 『大明律』「刑律」（遼瀋書社、1909）196頁参照。

①貞節観の高まり

女性に対する貞操観念であるが、元代から明代にかけて貞節観の高まりを見せている。宋代でも節を守ることは婦人の義務としていたが、明代になるとその貞操観念は強まり、男子に触れることも許されなくなった。それは各王朝の歴史書（正史）からも裏付けることができる。

例えば、『宋史』『元史』『明史』の「列女伝」に記載された烈女節婦の数は、宋代 39 人、元代 187 人、明代 294 人であり、その数は加速度的に増えているが、『明史』巻 301 「列女傳」の序には「其著於實錄及郡邑志者、不下萬餘人、雖間有以文芸顯、要之節烈爲多。嗚呼、何其盛也」とあるように、顕彰すべき節烈の婦は 1 万人以上であったと記されている。そして『清史稿』「列女傳」でも、著録されたその数は 613 人にのぼったほか、『清史稿』巻 508 にも「清制、礼部掌旌格孝婦、孝女、烈婦、列女、守節、殉節、未婚守節、歲會而上、都數千人」とあるように、孝婦、孝女、烈婦、列女、守節、殉節、未婚守節をあわせると数千人にのぼると書かれている⁴⁷¹。また、顧鑒塘、顧鳴塘は宋代から清代までの節婦・烈女数を表⁴⁷²にしているので、これも転載したい。それには、

表 3 節婦・烈女数量変化表

朝代	宋	元	明	清
節婦（守志）	152	359	27141	9482
烈女（殉身）	122	383	3688	2841

とあり、明らかに明清時代では貞操観念に高まりを見せているのである。

またそれを裏付けるように明清時代には構成に強い影響力を残した女訓書（女性として身に付けておくべき教養や処世術を記した書）が多く刊行されている。

女訓書の専門家である山崎純一は、中国歴代の女訓書が 146 種あるというが、その中でも構成に影響を与え「とくに普遍性をそなえるもの」として、清朝期刊行の陳宏謀編『教女遺規』、張承燮編『女兒書輯』、康基淵編『女學纂』等の女訓総集に収められた諸書を

⁴⁷¹清水嘉江子「墓誌銘より見たる宋代女性像―再婚、守節、離婚について」（『立命館文學』619、2010）466 頁参照。

⁴⁷²顧鑒塘・顧鳴塘『中国歴代婚姻与家庭』（商務印書館、1996）参照。

挙げるほか、明代刊行のものは王相編註の『女四書』⁴⁷³があり、「とりわけ曹大家『女誡』、侯莫陳邈妻鄭氏『女孝經』、仁孝文皇后『内訓』等は単行書や単行の註釈書もしるされ、読者をひろめた」⁴⁷⁴と述べている。これらの女訓書は「一般向きの女訓書」⁴⁷⁵であり、当時のあるべき女性像がこの種の女訓書で繰り返し教育されたのであろう。

ではなぜ明清代には、このような貞節観が女性に強要されたのかというと、それが、前述した聘財の高額化に伴う不婚男性の増加に伴う非合法的な結婚、すなわち姦通罪を犯す者が多かったからである。

②姦通に対する警戒感

明清代の姦通については、中国文学研究者の小川陽一による雄編「姦通はなぜ罪悪か」⁴⁷⁶があるので、ここではそれを紹介したい。

小川によると明代以後の姦通に対する警戒感の現れは、(未婚)女性の純潔性が婚姻時の聘財の金額に深く関わっているからという。そして「親にとって娘は何十両、何百両の聘金をもたらす貴重な財産である。その金が娘の兄弟に妻を迎えるときの金にもなれば、親の老後の生活の保証にもなる。それなのに、その聘金を支払わずに娘と愛を通じれば、その娘は傷ものとして聘金・身価が低くなる」⁴⁷⁷と述べている。そして姦通を道徳上で悪として非難し、法律で犯罪として厳罰を設けたことは、聘金や身価との関係で生ずる権利を保障する役割を果たしていたという。

つまり聘財婚という建前でありながらも、実質的には売買婚的傾向を示していた当時の婚姻において、姦通とは聘金・身価を支払わないで男女が結びつくことであり、これを防止するため不倫不義として道徳的に否定し、犯罪行為として律で処罰するようになったと述べている。このように小川は、明清代の姦通問題の深刻化は、高額聘財による婚姻困難と、女性の所有権問題という二つに原因があると述べた上で、当時の女性を「女は常に人に所有される『両脚貨——二本足の品物』であった」⁴⁷⁸と述べているのである。

⁴⁷³本節で取り上げるところの『女四書』は、清の康熙年間に王相編修によるもので『女誡』『女論語』『内訓』そして『女範』に注を加えたものであり、江戸前期に辻原元甫が和訳した『女誡』『女論語』『内訓』『女孝経』の四種とは異同があるが、『内訓』はいずれにも所収されている。

⁴⁷⁴山崎純一『教育から見た中国女性史資料の研究——『女四書』と『新婦譜』三部書』（明治書院、1986）46頁参照。

⁴⁷⁵中山八郎「明朝内廷の女訓書について」（『明代史研究』2、1975年）7頁参照。

⁴⁷⁶小川陽一「姦通はなぜ罪悪か」（『集刊東洋学』29、1973）参照。

⁴⁷⁷小川陽一「姦通はなぜ罪悪か」（『集刊東洋学』29、1973）148頁参照。

⁴⁷⁸小川陽一「姦通はなぜ罪悪か」（『集刊東洋学』29、1973）147頁参照。

以上が周作人以前の婚礼とその問題の所在である。このように長い年月を経て中国婚姻に浸透した売買婚的傾向であるが、この習慣の背後には、女性の商品的価値が減殺することを防止するために、外に対しては婚外交渉の厳罰化が行われ、内に対しては女性に対する貞操観念の徹底が図られた。その結果がもたらしたのが、女性は産まれてからは父の所有物となり、嫁入りしたら夫の所有物となるという、男性による「女性の所有物化」であった。

このような女性の現状に対して異議を唱えた人物が周作人である。彼の女性解放に関する言論は多岐にわたるが、ここでは結婚のあり方に限定して、彼の活動を検討したい。

2. 周作人の改革案

(1) 周作人による女性解放運動

本節で注目する周作人の婚礼に関する言説については、先行研究は存在しない。なお韓玲姫⁴⁷⁹は、周作人が発表した論説「防淫奇策」とその後翻訳した「貞操論」の比較から、周作人の女性思想における晶子の思想の受容について検証しており、韓氏の研究が本節とも関連する内容が含まれているが、韓氏の論考は「防淫奇策」を旧道德の批判と言及するに過ぎず、周作人の「防淫奇策」が、当時の婚姻状況を踏まえた内容であった点を、些か蔑ろにしている。このような先行研究の不備を補うため、以下では周作人の「防淫奇策」を中心に彼の婚礼改革案を考えてみたい。

周作人の女性に関する言論活動は約半世紀近い期間にわたって続けられているが、女性に関する内容も、彼の活動の最初期——学生時代から始められている。

周作人の女性に関する雑誌投稿は1904年5月からである。彼は江南水師学堂の学生であり専門は機械工学であったが、この頃、彼は英語を学んでいたほか、兄の周樹人（魯迅）が国費留学生として既に日本へ留学し弘文学院から仙台医学専門学校への進学した時期とも重なる。この時期の周作人の投稿は、主に『女子世界』⁴⁸⁰に掲載されている。

この時期の周作人の投稿は、『女子世界』に掲載された女子教育の論説内容に沿う形のもが多く、「周作人独自の確固たる主義と思想がすでに樹立されていたというよりは、

⁴⁷⁹韓玲姫「周作人の女性思想と与謝野晶子の影響：「防淫奇策」から「貞操論」へ」（『国際文化表現研究』9、2013）参照。

⁴⁸⁰『女子世界』は1904年1月、上海に創刊され、1906年に停刊された。17期が出版されたが、翌年1期が追加されたため、合計18期がある。張麗萍『報刊与文化身分—1898～1918中国婦女報刊研究』（中国書籍出版社、2015）8頁参照。

まだ時代の主潮に寄り添う部分が多かった」⁴⁸¹ものであり、確固とした独自の思想を抱く以前の段階に過ぎない。ただ、『女子世界』に掲載される記事に、若き日の彼はこの時点で共感を示し、女性に啓蒙を促そうとしていた点は無下には看過できない。

(2) 20世紀の女性のあり方を問う——「論不宜以花字爲女子之代名詞」

例えば1904年5月に刊行された『女子世界』第5期には周作人による投稿として「論不宜以花字爲女子之代名詞（花を女子の代名詞としてはならない点を論じる）」がある。これはタイトルが示す通り、女子を花にたとえるべきではないという彼の論説である。長文であるので一部を引用すると、それには、

四千年來、我女子不出現於世界也久矣。委身於脂粉生涯、閉置於無形牢獄、……一似天生女子、惟色足稱、止以供男子之玩弄、爲生殖器具也者。而我女子亦遂自認爲玩具、日馳情於粉黛羅執、斷送其有用之光陰、造成一種不可思議之惡狀、以博男子之歡笑。……然此乃十九世紀之女子、而非二十世紀之女子也。……故二十世紀之女子、不尚妍麗而尚豪俠、不憂粗豪而憂文弱。

四千年來、我々女性は世間から姿を消していた。化粧品の世界と形のない牢獄に閉じこめられていた。……まさに、女性は生まれながらにして色気だけが取り柄であり、男子のもてあそびものとして供され、生殖の道具となっているような存在である。そして女性も自分自身を男性の愛翫物と思い、化粧と騒ぎの世界で日々を過ごし、有用な時間を無駄に使って、男性の歓心を得るために考えられないような悪い局面を作り出している。……しかし、これは十九世紀の女性のことであり、二十世紀の女性のことではないのだ。……よって二十世紀の女性は、美しさよりも豪俠であるべきであり、気弱ではなくもっと豪気を抱くべきなのだ。

とある。彼はここで、これまで女性が置かれた状況を紹介している。そこでは「四千年來、我女子不出現於世界也久矣。委身於脂粉生涯、閉置於無形牢獄。（四千年來、我々女性は世間から姿を消していた。化粧品の世界と形のない牢獄に閉じこめられていた。）」など外出の自由を奪われた姿や、「供男子之玩弄、爲生殖器具也者。（男子のもてあそびもの

⁴⁸¹ 森雅子「或る女性の影—周作人の文学的出発」（『中國文學報』69、2005）80頁参照。

として供され、生殖の道具となっている。)」などと、男性の所有物として、そして家系永続の道具としての女性の立場を述べているのである。これは前述したところの、中国社会における婚姻のあり方の弊害——男性による「女性の所有物化」を、学生時代の周作人は的確に把握していたことを裏付けていると同時に、女性は男性の所有物から脱すべきであるという願望が、この時点で彼の心理に潜んでいたことを示しているのである。

その後、彼は海外留学試験を受験し1906年には日本での留學生活を始めるが、日本へ渡航した後にも彼は雑誌『天義報』への投稿を続けている。

(3) 「婦女選舉權問題」——女性選舉權以外に重要なもの

『天義報』は、1907年6月に東京で創刊した女性解放運動を標榜した雑誌⁴⁸²であり、来日した周作人の主要な投稿先となった。

彼が投稿した記事は本誌に13篇掲載されているが、その中で、本節に関係する二つの投稿がある。その一つが『天義報』4号に掲載された「婦女選舉權問題⁴⁸³」である。

この記事で周作人は、イギリスの雑誌にある「女性に選舉權を与えるべきかどうか」という記事を紹介している。そこで彼は二人の夫人による「女性に選舉權を与えるべきである」という論説を紹介した後に、彼は（女性選舉權以外にも）重要な点は別にもあるのではないかと持論を述べ出している。そして「則以男子意見、乃欲佔有婦女、如其家奴與爲歡娛之物（それは男性が女性を家内奴隸やもてあそびものとして囲い込もうとする考えである）」として、イギリスにはない中国女性の置かれた問題として、男性の所有物化した女性の問題があると言及しており、彼の論旨は留學前の「論不宜以花字爲女子之代名詞」から一貫していることが判る。

(4) 周作人による創案——「防淫奇策」

その後、周作人と『天義報』編集部との間で女性選舉權に関する討論が誌上で行われた後に、中国における女性解放問題は、女性選舉權以外にも重要な点があるとした彼の持論を『天義報』11-12合併号で開陳している。それが「防淫奇策」である。かれは本節説の中で、中国社会における姦淫発生の原因を分析しており、彼の着眼点や、問題の分析過程、

⁴⁸² 嵯峨隆『近代中国の革命幻影：劉師培の思想と生涯』（研文出版、1996）79～80頁、170頁、朴雪梅『清末における在日中国人女子留學生の出版活動』（名古屋大学博士論文 博士(文学)甲第11942号、2017）104頁参照。

⁴⁸³ 『天義報』4号所載『周作人散文全集（1）』（広西師範大学出版社、2009）349～351頁参照。

そして改善に向けた提言が事細かに書かれている。そのためここでは彼の論説を検討するため、「防淫奇策」のほぼ全文を引用したい。

嘗觀於中土舊小説及村劇、其所稱述者、不出淫、盜、殺三端。近今北京督學局頒布學堂禁律、禁學生購閱稗官小説。彼之意、豈非以往昔之小説、戲劇、以盜賊爲好漢、以淫者爲才子佳人、近於誨淫誨盜？此實不然之說也。①『礼記・礼運篇』有云「飲食男女、人之大欲存焉。」『告子』亦曰「食、色、性也。」是則食、色二端、爲人本性。②人人各各遂其飲食男女之欲、則淫盜之惡息。至於食、色二端、加以限制、使之不能遂其性、則淫盜之惡遂生。至淫盜之念既萌、復制之使莫逞、其勢出於相殺。③故世界殺人之獄、起於意氣相爭者實占少數、均由淫而殺、因盜而殺者也。觀中國各省命案、均與淫案、盜案有關係。此其證矣。推之、寇亂之竊發、邦國之競爭、亦以制勝以後、可以逞奸淫擄掠之威、享財物子女之奉。（歷代英雄之崛起、蠻夷之入伐、均由于此念。讀中國史者自知之。）然其結果、遂足擾亂生民、以戕殘其生命。……是則世界之大惡、均淫、盜二念所擴張、而淫、盜二念之萌、又由於人人思遂其色食之性。（一切之、則以食物爲最急要。）此乃不易之理也。④且淫、盜之所以爲惡名者、以人人私有其女子、並私有其財產也。以女子爲一己所私有、故禁他人之淫、而以犯淫者爲罪惡；以財產爲己所私有、故禁他人之盜、而以盜物者爲罪惡。豈知以女子、財產爲私有者、已犯天下之首惡。何則？中國自古以來、位愈尊者妻愈眾、近則貴顯之民、亦恆蓄妾、⑤使多數之婦女屈伏深閨之中。防范之嚴、有若囚虜。又愛僧由己、寵幸靡恆、久閉之女安能禁其無情欲之私？又、既寒之婦、守貞之女、雖當青年、亦禁再嫁。稍踰防檢、安能遽斥其不貞？⑥又、婚姻之權、非己身所克操、強迫之餘、奚能必其敦睦？或男女情慾既萌、而兩姓固展其婚期、以是之故、則女有外遇、或男犯旁淫、亦事理所必然。⑦至於歐美各國、其男女結婚、離婚雖克自由、然亦僅有其名耳、實則男女婚姻受宗教、法律及僞道德之裁製者、不知凡幾。或兩情相悅、以門第、財產之差別、不克遽遂其情。⑧是則今日之婚姻、均非感情上之婚姻也。既非出於自由戀愛、則男女之大欲不克遂、淫惡之生、乃事理所必然。是猶處私有財產制度之下、人民迫於飢寒、而欲禁其不爲盜也、雖日加防制、並禁遏誨淫誨盜之書、夫何益之有哉？

私はかつて中国の古い小説や村芝居を見たことがあるが、どれも姦淫や窃盜、殺人の話ばかりだった。昨今の北京総督府は、学生に通俗小説を買ってはならな

いという法律を公布した。泥棒や盗賊を好漢扱いし、ならず者を才人扱いする小説や芝居は、姦淫や窃盗を教えることに近いのではないのだろうか？だがこれは必ずしもそうではないのである。㉑『礼記・礼運篇』には「飲食男女は人の大欲存す（飲食をすることと男女の恋愛には、人間の心の最も重要な手掛かりとなる欲が存在している）」とある。（『孟子』にある）告子も、「食欲と色欲とは、生まれながらにもつ人間の本性である」と云っている。これはすなわち、食と性は人間の本性を示しているのである。㉒誰もが食と性の欲求を充足すれば、姦淫や窃盗の悪はなくなる。しかし、食と性が制限されて充足されないから、姦淫や窃盗の悪が発生する。そして姦淫や窃盗の動機が生まれ、自制が効かなくなると、勢いの余り過ちを犯してしまうのだ。㉓世間の殺人事件は女性を独占する少数の男性への争いから発生しており、みな姦淫や窃盗によって殺されている。中国の各省で、姦淫や窃盗などの事件に関連した殺人が起きている。これが動かぬ証拠であるのだ。……世の中の大悪は、すべての人の食と性への欲求という二つの思考が増殖して発生しているのだ。（あらゆるものの中で、食は最も切実なものである）。これは理解しがたいことである。㉔また、姦淫と窃盗が悪名になったのは、人々が自分の女性と財産を私有化しているからである。女性を自分の所有物であるからこそ、他人が姦淫することを禁じ、姦淫することを罪とし、財産が自分の所有物であるからこそ、他人がそれを盗むことを禁じ、盗むことを罪とするのだ。女性や財産を自分のものとする者は、この世で最も大きな悪を犯していることを知っているのであろうか？それは何か？中国では古来、身分の高い人ほど妻が多く、最近でも有力者には必ず妾がいたため、ほとんどの女性は部屋の奥深く押し込められていた。それはまるで囚人のような厳しさであったのだ。また㉕長い間閉じ込められていた女性が、どうして自分の欲望的なわがままから逃れられるであろうか？また、貞節を重んじる女性は、若くても再婚を禁じられている。この試練を乗り越えた女性が、どうしてこうもすぐに貞操観念がないと糾弾されるのでであろうか？㉖しかも、結婚の権利は自分にはないのに、それを強制されたところで、どうして男性と仲睦まじくできるであろうか。あるいは、男女が愛し合って、二人の姓が結婚生活を始めたのであれば、女が不倫するのも、男が不倫するのも当然のことなのである。㉗欧米各国においては、男女の結婚と離婚は自由だが、ただ名ばかりで、実は男女の婚姻には、宗教、法律および偽道徳の制裁

を受けるものが全部でどれほどあるか分からない。男女の結婚は、宗教、法律、擬似道徳の支配を受け、恋人同士であっても、家柄や財産の違いから、すぐには結婚できないのが実情である。従って、②現在の婚姻はどれも感情による婚姻ではない。自由恋愛によるものでない以上、男女の愛情を成し遂げることができず、淫悪の念が生じてしまうのが物事の道理である。尚、これは私有財産の制度のもとで、餓えと寒さに迫られる人民が盗みをなすことを禁ずることと同様であり、日々警戒し抑制して淫蕩の根源を禁圧したとしても、これに何の益があるというのだろうか、いや益は見込めないのだ。（下線と日本語訳は筆者による）

以上が「防淫奇策」の主要部分であるが、一見して判るとおり、周作人としては極めて珍しい立論方法を採用している。それは何かというと、「防淫奇策」では自らの主張の妥当性を示すための論説を掲げていないという点である。

彼は論述の中で「自らの思想に見合った文章を引用したり翻訳したりして自分の言説を代辯」⁴⁸⁴させる論証方法を好んで用いる。これは自説の妥当性を担保するために、第三者の論説を引用することで、自らの意見が適切であることを客観的に裏付けようという周作人の意図である。この手法を彼は余程気に入ったと見えて、学生時代から晩年まで終生用い続けた彼の定番と言える論証方法なのである。

ところが本節では、彼を支持する他者の論説が例示されていない。これは引用すべき論説を見出すことができなかつたから、という可能性も考えられる。だが、それにもかかわらず本節を敢えて発表に踏み切ったのは、周作人自身が、拠るべき論説なしでも江湖に問わなければならないと判断したからであろう。

また、「防淫奇策」という題目にも、本節に対する彼の並々ならぬ意欲をうかがう事ができるのである。

彼の論説で付けられる題目は、概ね穏健な表現が多い。しかしここでは「奇策（意表を突いた素晴らしい策）」と、周作人らしからぬ刺激的な表現を用いている。この表現にも、彼の本節に対する意気込みが滲み出ているように思われるのである。

やや長めの論説であるので、その理解に資するべく、「防淫奇策」における論旨を説明してみたい。彼が本節で述べる骨子は、おおよそこのような内容に類別することができる

⁴⁸⁴森雅子「或る女性の影——周作人の文学的出発」（『中國文學報』69、2005）80頁参照。

であろう。

- ㉑食と性は人間の根本的欲求であり、古典籍でもそれが肯定されていた。
- ㉒欲求が充足されれば淫盗は発生しないが、制限されているから発生する。
- ㉓一部の男性が女性を独占し私有化したことが、淫盗の原因であり犯罪を助長する。
- ㉔有力者は妻妾を蓄えると淫盗防止のため彼女らに貞操観の重要性を強調した。
- ㉕そのため女性は厳重管理され、逃れることができなかった。
- ㉖強制された結婚では、家庭の和睦はのぞめない。
- ㉗欧米各国の結婚と離婚は自由であるが、名目に過ぎず恋愛結婚はない。
- ㉘自由恋愛こそが淫悪を除く最善の道理である。

以上の通り、㉑の前提から始まり㉘の結論へと論を導いている。周作人は冒頭の箇所㉑で、論を展開する前提条件となる「食と性は根本的欲求であり、それは是認すべきことである」という論旨を補強するために、中国の古典を複数引用しているが、それ以後はほぼ独力で論の組み立てを試みている。この㉑から㉘に至る内容には『天義報』で掲載された他者の寄稿に刺激を受けた点も見受けられるが、周作人の持論も色濃く反映されている。そして彼は「防淫」というキーワードを巧みに駆使して、「どうして我々は女性を解放しなければならないのか」という道理を効果的に立証している。学生時代から続けていた周作人による投稿の中では、一線を画する高いレベルの論説であり、彼の女性解放運動の歴史を語る上でも刮目に値する内容となっているのである。

①動かぬ証拠を発見

冒頭で彼は『礼記・礼運篇』を典拠にしている。「礼運篇」は制度や慣例の改変が行われた経緯とその論拠を述べた箇所である。そして周作人が注目したのは、本篇の聖人による人の治め方に関する文言である。そこでは、人々の持つ心情と情意を尊重することの重要性を述べている。

その内容を敷衍する。人の心情には喜怒哀懼愛惡欲の7種類があり、これらは人びとの生まれつきの能力である。そして人の道義には、父の慈、子の孝、兄の良、弟の弟、夫の義、妻の聴（従）、長の恵、幼の順、君の仁、臣の忠という10種類の義があり、互いに信頼し親睦を深くすることが、万人の利益になるという。それゆえ聖人は、これらの心情と

道義が実践され、人びとの間に信頼と親睦が深められ、争奪が行なわれないように人びとを教え導くべきであると説いている。そして周作人が注目した箇所が、下掲の波線部(1)である。

(2)故聖人之所以治人七情、脩十義、講信脩睦、尚辭讓、去争奪、舍礼何以治之。

(1)飲食男女、人之大欲存焉。死亡貧苦、人之大惡存焉。故欲惡者、心之大端也。人藏其心、不可測度也。美惡皆在其心、不見其色也、欲一以窮之、捨礼何以哉。

(2)故に聖人の人の七情を治め、十義を脩め、信を講じ睦を脩め、辭讓を尚び、争奪を去る所以は、禮を舍きて、何を以てや之を治めん。(1)飲食男女は人の大欲存す。死亡貧苦は人の大惡存す。故に欲惡は、心の大端なり。人は其の心を蔵して、測度する可からず、美惡皆其の心に在りて、其の色に見はれず。一以て之を窮めんと欲せば、禮を舍きて何を以てせんや。

(2)それゆえ聖人は、七情が適度に表出され、十義がただしく実践され、人びとの間に信頼と親睦が深められ、譲り合いが尊ばれ、争奪が行われないように人びとを教え導くのであるが、そのためには、礼という物を用いないでは、治めることができまい。(1)飲食の欲、男女の欲、この二つは人間の重大な欲望であり、死亡と貧苦とは人の最も厭うところであり、そして欲望と厭惡とは人の情意の基本である。人はみなその心情を隠していることが多くて、それを探り当てるのはむつかしく、人の行為の善悪はすべてその心情に起こるわけだが、すぐには外に表われないのであるから、何か一つの方法によって人びとの心情を見抜こうと思えば、礼という物をおいて、何をしようか。⁴⁸⁵

ここでは、飲食と男女の交わりは人々の重大な欲求——つまり、人々の生命維持に不可欠な欲求であり、人の心情の基本である。人の行為の善悪はすべてその心情から発生すると述べている。そしてこれら人の心情は、通常は隠されており目に見えないが、必ず礼儀礼節の中に表われくる。だから聖人は人々の礼を見て導くことが重要であるという主旨である。

周作人はこの箇所に注目すると、まず食欲と性欲は人間の本性であると指摘し、人間の

⁴⁸⁵竹内照夫『新釈漢文大系 礼記(上)』(明治書院、1971) 342～343 頁参照。

本性は制限されると「淫・盗」の悪が生じる⁴⁸⁶と述べている。が、この内容も周作人が引用した箇所直前にある下線部(2)「故聖人之所以治人七情、脩十義、講信脩睦、尚辭讓、去爭奪」に記されている。人間の情を出させ道義を実践すれば人々は信頼し睦まじくなり、争奪を取り去るのだというこの箇所は、「七情」を自由に表すことが争いを防ぐという意味であり、「飲食男女」の発出が争奪を取り去るとは明記していない。ただ『礼記』に見られる本節の文脈では、「七情」も「飲食男女」も人が先天的に抱いているものであると明記されているため、『礼記』の記述内容を鑑みれば、人々の「七情」も「飲食男女」も聖人が抑制するのではなく、それを尊重すべきであるという意味と彼は考えたのだろう。

それが、本性を全うすることで、「淫・盗」は自然と消えるという、周作人の発想の根源はこの『礼記』にあったと考えて間違いはない。

次に彼が引用した箇所であるが、周作人は「『告子』亦曰」とあるが、これは『孟子』告子章句上である。これには、孟子と同時期の人物である告子の発言にあたる。告子は戦国時代の思想家であり、人の性をめぐる孟子との論争で知られている。そこでは、

告子曰、食色、性也。仁、内也、非外也。義、外也、非内也。(告子曰く、食色は性なり。仁は内なり、外に非ざるなり。義は外なり、内に非ざるなりと。)

告子が言うに、「食欲と女色を悦び好むことは、人の本性である。これら好愛するという心持がもとになっている人徳は、やはり人の内部に自然に発生するものであって、外からおしつけられたものではない。それに対して、外部の事情によりその宜しきを判断して、正しく行なっていくという義の徳は、外部からきめられたものであって、内から自然に発生するものではない」と。⁴⁸⁷

とあり、告子がいわゆる「仁内義外説(仁は心の内にあるが義は心の外にある)」を説く際に、説明した心の内にあるものの例えとして「食色」が登場する。ここで告子が主張したいのは、食色と異なり、義は心の外にある点である。孟子は仁義ともに心の内にあると考えているので、孟子自身も食色は仁と同じく心の内にあると認識しており、両者の論争でも食色は心の内にある点で意見は一致している。そのため周作人が『孟子』を紹介した

⁴⁸⁶ 「『礼記・礼運篇』有云、飲食男女、人之大欲存焉。告子亦曰、食色性也。是則食色二端、爲人本性；人人各各遂其飲食男女之欲、則淫盜之惡息。至於食色二端加以限制、使之不能遂其性、則淫盜之惡遂生。」周作人著、鐘叔河(編)『周作人散文全集(1)』(広西師範大学出版社、2009)78頁参照。

⁴⁸⁷ 内野熊一郎『新釈漢文大系 孟子』(明治書院、1962)382頁参照。

のは、心の内にあるものの代表として食色が言及されているという証拠として例示したものに過ぎず、『礼記』と比べてその内容の重要性はさほど高いものと、本人も考えていたに違いない。

②「防淫奇策」（1907）と小川陽一（1973）との論理的共通性

周作人は『礼記』の記述から、人間の根本的欲求である食と性は、充足させる必要があることを見出した。その点から彼はそれにもかかわらず、なぜ中国では大きく制限されていたのか、という点に疑問を抱いたに違いない。これまでの中国では、長い歴史の中で淫も盗も根絶されることはなかった。となると彼は、欲求が充足されないから淫盗が発生していること。そして淫盗が跡を絶たない原因は、社会的地位の高い男性が女性（や資産を）を独占してしまい、彼女たちを囚人のように家に閉じ込める結果を生み出したことに気が付く。そして女性は離婚の自由さえも奪われた上に、厳しい貞操道徳を強要されるという社会構造が生み出されたのではないか、という推論に達している。

これらの周作人の推論は、既に紹介した小川陽一の論説と、その指摘内容が極めて類似している点に我々は驚かされるのである。

明代の貞操観の高揚と姦通に対する強い警戒感の背後には、女性の純潔性が婚姻時の聘財の多寡に深く関わっている。このように述べる小川の論文は、中国古典小説研究の中でも特筆すべき卓見であり、その後の白話小説を活用した歴史学的考察という今までにない学際的研究を創設した独創的研究である。

周作人の内容が人間の欲求について重点がある一方、小川が明清律などの刑法に力点が置かれたという点、そして周作人が自身の見聞した経験から推論している一方、小川は明代白話小説の事例から析出している点など、視点と考察の際に用いたアプローチ方法など、幾つかの差異は認められることは確かである。ただ、周作人と小川の論説をそれぞれ並べてみると、

周作人：「以女子爲一己所私有、故禁他人之淫、而以犯淫者爲罪惡；以財産爲己所私有、故禁他人之盜、而以盜物者爲罪惡。（女性を自分の所有物であるからこそ、他人が姦淫することを禁じ、姦淫することを罪とし、財産が自分の所有物であるからこそ、他人がそれを盗むことを禁じ、それを罪とするのだ。）」

小川陽一：「親にとって娘は何十両、何百両の聘金をもたらす貴重な財産である。……それなのに、その聘金を支払わずに娘と愛を通じれば、処女性が極度に重視された明代では、その娘は傷ものとして聘金・身価が低くなるし、かけおちをされたら一文にもならない。このような婚姻制度の中に身をおくかぎり、親にとって、それは重大な損失をもたらす行為といわざるを得ない。……だから、夫のこの権利の保護も当然必要となる。」⁴⁸⁸

とあるとおり、両者は異口同音の内容に到達している。紙数の関係から例示は割愛するが、周作人と小川の論説では、前述した論点㊦：一部の男性が女性を独占し私有化したことが、淫盗の原因であり犯罪を助長する点、論点㊧：有力者は妻妾を蓄えると淫盗防止のため彼女らに貞操観の重要性を強調した点、そして両者が導き出した結論についても、周作人が「女子爲一己所私有（女性を自分の所有物とする）」である一方、小川も「女は常に人に所有される両脚貨であった」⁴⁸⁹とあるように論点㊦：そのため女性は厳重管理され、逃れることができなかつたという点でも一致しているのである。

このように観点も論拠も異なるにもかかわらず、結論が同一であった。これは決して看過できない。なお周作人の「防淫奇策」が『天義報』で発表されたのは1907年11月であるのに対し、小川陽一の発表は1973年6月である（小川の論文発表時には周作人は既に他界している）。つまり小川陽一の研究発表より66年も前に、まだ日本に来て間もない一介の青年留学生が、この社会構造の問題をかくも分析し、同じ結論を導き出していた点は刮目に値するのである。

また、周作人は「防淫奇策」の中では、更に一步論を進めて、男女の（恋愛）感情を尊重する結婚が「防淫」を実現するための必須条件であるとし、「是則今日之婚姻、均非感情上之婚姻也。既非出於自由戀愛、則男女之大欲不克遂、淫惡之生、乃事理所必然。是猶處私有財産制度之下、人民迫於飢寒、而欲禁其不爲盜也、雖日加防制、並禁遏誨淫誨盜之書、夫何益之有哉（自由恋愛によるものでない以上、男女の愛情を成し遂げることができず、淫悪の念が生じてしまうのが物事の道理である。尚、これは私有財産の制度のもとで、餓えと寒さに迫られる人民が盗みをなすことを禁ずることと同様であり、日々警戒し抑制して淫蕩の根源を禁圧したとしても、これに何の益があるというのだろうか、いや益は見

⁴⁸⁸小川陽一「姦通はなぜ罪悪か」（『集刊東洋学』29、1973）148頁参照。

⁴⁸⁹小川陽一「姦通はなぜ罪悪か」（『集刊東洋学』29、1973）147頁参照。

込めないのだ)」と述べ、今日までの婚姻は自由恋愛によるものではないため、男女の基本的な欲望が遂げられる筈はなく、そこに淫悪が生まれるのだと指摘し、中国の伝統的な婚姻習慣に潜在する根本的な問題点を洗い出すとともに、自由恋愛こそが淫悪を除く最善の道理であるとして論を結んでいるのである⁴⁹⁰。

(5) 中国婚姻法制定時期の言論活動

「防淫奇策」の発表後に帰国した周作人は、その後も活発な女性解放運動に取り組む。例えば(1)与謝野晶子「貞操ハ道德以上ニ尊貴デアル」の翻訳、(2)カーペンター(Edward Carpenter)の“*Love's Coming-of-Age*”を検討した論説「愛的成年」、(3)ウィリアム・ブレイク(William Blake)の「霊肉一致」に言及した論説「人的文学」⁴⁹¹、そして(4)マリー・ストープス(Marie Carmichael Stopes)の“*Married Love*”に論及した「結婚的愛」を發表している。これらによって彼の女性解放に向けた思想は、様々な外来の思想や知見を取り込むこととなる。「防淫奇策」で本格的に萌芽した周作人の婚姻に関する論説、それは「防淫奇策」発表から40年以上経過した1950年前後でも継続されている。この時期の周作人は日刊紙『^{いほう}亦報』への寄稿⁴⁹²が中心であったが、その中から1951年11月8日に周

⁴⁹⁰周作人の論理的帰着点は小川陽一と同一であったが、周作人の「防淫奇策」には彼独特の視点や論点が見受けられる。「防淫奇策」における彼による論理的な筋道の立て方は、半世紀後の中国文学研究者による研究内容と論旨はほぼ同じであることに疑いはないが、ここで我々がもう一つ注目しなければならないのが、彼独自の視点である。例えば、現在の女性の置かれた立場に関する㊦「使多數之婦女屈伏深閨之中。防范之嚴、有若囚虜（ほとんどの女性は部屋の奥深く押し込めていた。それはまるで囚人のような厳しさであった）」という説明、貞操観を強要された女性に関する㊧「守貞之女、雖當青年、亦禁再嫁。稍踰防檢、安能遽斥其不貞（貞節を重んじる女性は、若くても再婚を禁じられている。この試練を乗り越えた女性が、どうしてこうもすぐに貞操観念がないと糾弾されるのであろうか）」という代弁、そして㊨「婚姻之權、非己身所克操、強迫之餘、奚能必其敦睦（結婚の権利は自分にはないのに、それを強制されたところで、どうして男性と仲睦まじくできるのであろうか）」という中国婚姻の根本的な問題提起を行う一節を見れば、我々はとある共通点が見出すことができる。それは論者が周作人本人であるにもかかわらず、これらの言及は全て女性の立場からの視点から行われているのである。この記述が、意識的なものであるか否かは、判然としない。ただ、このような女性の立場からの記述が、女性の視点からの表現が、彼の論説に自然と現れている事実は、女性解放を我が身のこととして願う彼の心理を示す証左とも言える。

⁴⁹¹詳細は小川利康「五四時期の周作人の文学観——W.ブレイク、L.トルストイの受容を中心に」（『日本中國學會報』42、1990）参照。

⁴⁹²『亦報』は、1949年7月から1952年11月まで発行された日刊紙で、総編集長は唐雲旌し、編集主任は沈毓剛が担当した。紙面の内容は主に社会報道のほか、歴史や文学などの内容が中心であり、周作人のほか、張愛玲、梅嬢、張資平、陶亢徳（元『宇宙風』編集長）などの文学作品が多く健筆を競っている。本紙については、伍静「改造」的悖論：上海最後一份小報『亦報』的短暫繁榮與消失（1949-1952）」（『新聞大学』5期、2018）と布莉莉「新中国初期上海的小報文学研究：以〈亦報〉〈大報〉為考察中心」（『江蘇大学学报（社会科学版）』20卷4期、2018）を、周作人の『亦報』寄稿の経緯は伍静「「改造」的悖論：上海最後一份小報『亦報』的短暫繁榮與消失（1949-1952）」（『新聞大学』5期、2018）を参照のこと。

作人が寄稿した「財礼」の一部を紹介したい。そこには、

賣買婚在婚姻法上是不許可的、但以前一般盛行、訂婚必有「財礼」、一部分由女家制備嫁資、一部分是純粹收入、鄉間往往照新娘年歲計算、差不多算是收回養育費。這事一面增加窮人結婚的困難、一面對於女人是嚴重的束縛、(1)前清時山鄉常有女家不能退還財礼、遂由夫家將不中意的媳婦轉賣他處收回成本的。這種習俗極端的例不會再有了、但有一點餘留便要發生壞影響、所以不可輕視。(2)補救的方法卻也不難、只要鄉村幹部和婦聯有力量、鼓勵青年男女自由結婚、老輩的阻力不能爲梗、在翻了身的農家也可以不計較這點財物了。

中國古時重男輕女、認女子爲「賠錢貨」、至有「盜不過五女門」之說、賣買婚之起也是不得已的事、最初女家當作這是一種賠償、在現在看來當然已是錯誤、但後來有些男子反以此爲當然、如報上所記那麼樣、說討老婆不出錢是不對的、那就更是錯誤、因爲這裡還含有購買的觀念、顯然是要不得的了。

売買婚姻は、婚姻法上には許可されていないが、以前は一般でも盛んに行われていた。婚約に「財礼」は必要であり、その一部は女性の家が嫁入り道具の準備に使われるが、一部は女性の家収入となる。田舎では、その金額は新婦の年齢に従って計算されており、新婦を育ててきた費用の回収のようなものである。この事情は、貧窮者の結婚の難しさである一方、女性にとって強い束縛でもあった。(1)以前の清代では、山里に新婦の家が財礼を戻すことができず、結婚にかかった費用を回収するために新郎の家が気に入らない新婦を他人に転売するという事件がよく起こっていた。このような極端な事はもう二度と起こらないが、その習慣が少しでも残っていれば悪影響が生じるので、その問題を軽く見てはいけない。(2)解決方法は難しくない。農村の幹部たちと婦女連盟は、力を持って男女青年たちの自由結婚を励ましてくれれば、老人たちからの関与の力がなくなり、生まれ変わった農家も「財礼」の資金を気にしなくなるだろう。

古代中国では、男尊女卑の思想があって女性を「損する物」としており、「強盗も五人の娘がいる家に入らない」という諺がある通り、売買婚の発生は仕方がない事である。最初の頃、新婦の家は「財礼」を一種の賠償として捉えていたが、いま考えれば、勿論それは誤りである。しかし、いま一部の男たちは、それを当たり前の出来事として扱い、新聞に掲載しているように、嫁をもらうには金を出

さなければならぬと考えている。その考えは、更なる誤りである。その考えにはまだ嫁を買うという観念が入っているので、はっきりと改善すべきであろう。

(下線と日本語訳は筆者による)

とある。我々がここで留意したいのは、下線部(1)と(2)に違いない。

下線部(1)で「前清時」と記されているように、彼は清代の婚姻をまず例示している。この「前清時」は、まさに周作人の生まれた時代であり、かつ彼が『女子世界』に投稿を始めた時期でもある。この時期に売買婚の風潮は社会一般でも見られたとあるが、ここで周作人は「這種習俗極端的例不會再有了（このような極端な事はもう二度と起こらない）」と確言している。そして続く下線部(2)には「補救的方法卻也不難……可以不計較這點財物了（解決方法は難しくない……財礼の資金を気にしなくなるだろう）」とあるように、周作人の見解は思いのほか楽観的である。彼の学生時代に記した深刻な論調は、ここでは姿を消している。彼の論調の変化は何に起因しているのでしょうか。それはこの論説を発表した前年に公布された中国婚姻法の存在にあるのかも知れない。

中国婚姻法は、1950年5月1日に公布施行され、土地改革法、労働組合法とともに建国期の「三大立法」と言われた。



婚姻法を伝える新聞報道（1950年4月16日）

三大立法はいずれも中国社会の民主主義革命を目的としていたが、婚姻法は儒教道徳に基づく家父長制的家族制度の廃止に重点が置かれている。

この婚姻法であるが、例えば第一章第三条「禁止包辦、買賣婚姻和其他干涉婚姻自由的行為。禁止借婚姻索取財物（売買婚など、結婚の自由を妨害する行為を禁止する。婚姻による財物の要求を禁止する）」は、周作人や小川陽一が指摘した聘財の高額化や、「防淫奇策」で提起された論点④（女性は嚴重管理され、望まぬ婚姻を強要される問題）の反映とも思われる。

また第二章第五条「結婚必須男女雙方完全自願、不許任何一方對他方加以強迫或任何第三者加以干涉（結婚は必ず完全に自発的なものであり、どちらかの当事者による強制や第三者による干涉は認めない）」は、「防淫奇策」で提起された論点④や⑤（強制された結婚では、家庭の和睦はのぞめない点）、そして論点⑦で指摘された「自由恋愛こそが淫悪を除く最善の道理である」という主張が反映されている。

そして第一章第二条「實行婚姻自由、一夫一妻、男女平等的婚姻制度。保護婦女……的合法權益（婚姻の自由、一夫一婦制、男女の平等に基づく婚姻制度を實行する。女性の法的権利を保護する）」や、第三章第十三条「夫妻在家庭中地位平等（家族における夫婦地位は平等である）」も、「防淫奇策」で提起された一連の問題であるとともに、周作人がその生涯を掛けて取り組んだ女性解放運動の中でも、最も重要で根本的な問題であったのだ。

これらの条文は、「防淫奇策」で掲げられた男女の婚姻に関する問題提起の幾つかが、中国婚姻法の法案作成時に検討され、婚姻法の条文に反映したのではないかとも思われる。

論者自身、中国婚姻法の法案制定に至る過程の中で、彼一人だけが貢献し法案が作られた訳ではないことを承知しているが、少なくとも周作人の長年にわたる言論活動がこの実現を後押しした一つと考えられるのである。

また中国婚姻法公布以後も中国の婚姻には幾つかの問題が残されているが、少なくとも周作人の女性解放の取り組みにおける一つの到達点として、この中国婚姻法を理解することができるのではないだろうか。

第四節 本章のまとめ

以上の通り、本章では周作人による婚姻問題の分析とその提言について、検討してみた。内容を要約すると、以下の通りとなろう。

- 1、周作人の婚姻に関する言論活動は半世紀に及ぶが、それらの活動が集中的に行われ

たのは①1918～27年②1949～51年の時期であり、前期の集中は中国新文化運動に、後期のそれは1950年の婚姻法公布に関係していた。

2、従来の与謝野晶子の「貞操論」やエレン・ケイ『恋愛と結婚』は、貞操や恋愛に関する認識が中心であり、どのような女性運動を行うべきかは述べられていなかった。しかし周作人はその段階を一步進めて、今後男女関係をいかに見直すかという実践段階の提唱に発展させていた。

3、周作人が推奨した男女関係は、女性を抑圧しない性道德の構築や科学に基づく健全な性生活、そして「中庸」の重視と「女性本位」の提唱により、より良い男女関係を築くことができるという独自の見解を示した。

4、1950年の婚姻法公布以後、離婚の申請が急に増えてきた。この婚姻法では両性の平等は保障され、周作人が今まで提唱してきた主張の多くがこの法律で実現した。これにより女性の苦境は和らいできたが、抑圧されている婦女が多数存在することを周作人が指摘している。これらの問題を解決するには、まず、①人民法院や政府組織に女性を積極的に参加させるべきと主張している。また、②夥しい離婚の案件があるため、国家の検察機関による判決が誤っている場合はもちろんあるが、その判決を見つけたら、再審の必要があること。さらに、③女性連合は仲介者として、自らの役割を果たし、農村にいる受屈の女性たちの事情を聴取して、彼女たちに助けの手を差し伸べるべきであること。そして最後に、④女性連合にとって最も重要な仕事は「女性の幸福をはかる」ことという提案をしていた。

5、周作人の婚姻に関する論説は、「前期」では当時の女性解放運動を反映した原理的な論題が多く見られ、「後期」では婚姻法制定に関連する現実的で具体的な論題が増えている。これらの時期には約半世紀にわたる時間が経過し、その間に中国では社会体制の大きな変革があった。したがって、これらの論題の変化は社会の動向に従ったものと思われる。周作人が各時期に取り上げた課題や問題も、内容的には女性解放の原理や理念といった理想論から出発し、社会の現状に即した現実論へと移行する傾向がある。言い換えれば、女性解放全体を論じる総論から、個々の問題に焦点を当てる各論へと変遷しているのである。

6、中国歴代の婚礼の一つ「納徴」には、婚約の成立を示す礼物に束帛が規定されていた。束帛は価値財という側面があり、金額的な規定が『儀礼』に明文化されていなかったため、魏晋南北朝代～唐代には高額な聘財が発生した。

7、当初は異身分間の通婚に伴う経済的補填として高額な聘財が活用された。しかし聘財手交がそのまま婚姻成立に直結するため、聘財の金銭的条件が縁談交渉の材料になり、聘財支弁が困難となった不婚男女が発生した。これらの社会的風潮が、女性に対しての貞操観念の強制と、姦通に対する警戒感を強め、当時の女性は常に男性の所有物として厳重に管理されるようになった。

8、これら一連の弊害を目の当たりにした周作人は、留学時代に「防淫奇策」を発表した。本節では、『礼記』にある食色は人間が本来的に持つ欲求であるという記述から、食と性が制限され姦淫や窃盗が発生すること。社会的地位の高い男性が女性を独占したこと。しかも女性は結婚の自由が奪われ、厳しい貞操道徳を強要されるという社会構造を生み出したと彼は分析した。また周作人の指摘は、半世紀後の小川陽一による論文でも追認された。

9、「防淫奇策」以後も周作人は様々な論説文を発表し、彼の論説は強固なものへと深化した。だが「防淫奇策」で提起した課題の是正という姿勢は一貫し、1950年の中国婚姻法でも「防淫奇策」で提起された課題の幾つかが成文化されていたのである。

終章

第一節 各章のまとめ

序章

本章では、清末における女性解放運動の始まり、男性知識人による展開する理由の紹介を通じて、本研究の研究対象として女性問題に取り組んだ重要人物——周作人について紹介し、彼の生涯の経歴と文学活動の紹介によって、本研究の背景を述べた。さらに、先行研究のまとめと分析を通じて、先行研究の問題点、本研究の目的、意義、期待される成果、研究方法、論文構成を説明した。

第一章 周氏三兄弟の女性観

本章では、周作人の結婚体験という要素を捉えて、結婚前と結婚後において、周作人が女性問題への注目点の変化を考察した。また、「性道徳」と「経済独立」という女性解放運動において重要な二つのテーマを中心に、同じ環境で育てられた周氏兄弟——魯迅・周作人・周建人の女性観を比較することによって、周作人の女性観の特徴を明らかにした。

周作人の個人経歴を中心に、周りの女性たち（祖母蔣氏、母親、花牌楼の女性たちと初

恋および戯曲『劉香宝卷』に描かれた女性)を紹介した上で、周作人が女性に関心を持つようになる理由と、女性に対する第一印象の形成について考察した。すなわち、周りの女性たちの影響で一般の女性が悲惨で不幸な運命に瀕しているとの認識が生まれ、女性に対する第一印象が形成された。旧道徳に縛られる女性が悲惨な運命から逃げられないため、この不幸な女性を救うことが、周作人が初めて女性の自己認識や自立を提唱する動機や目的であった。もちろん、これは当時の女性解放運動の潮流に呼応する行動でもあったと考えられる。

一方、婚姻体験および娘たちの誕生は、身分が変わった周作人が本格的に女性問題に取り組んでいる重要な要素であると筆者は考える。結婚前の周作人は単に男性として「他者」という立場から、当時の社会潮流に流され、女性解放を提唱していたが、結婚してからは特に娘たちの誕生を通じて、女性の味方として、男女平等ではなく、弱い立場にある女性への保護の必要性を認識するようになった。つまり、女性本位の立場をとるようになったのである。

また、周氏三人兄弟の関係の考察を通じて、魯迅が周作人と周建人にどのような影響を与えたのかを明確化した。そして、性道徳論争を絞って周建人、魯迅と周作人の女性思想の比較を行った。さらに、「女性の経済独立」に焦点を当て、周作人と魯迅の女性観を比較し、その相違点および原因を分析した。

最後に、中国女性解放運動における周作人の女性思想の位置付け、特徴およびその原因を検討してみた。

第二章 留学前後における周作人の女性観の形成

本章においては、周作人の留学前後に焦点を当て、この時期において、彼の女性観の内容、特徴および変遷を分析した。

周作人は留学以前から『女子世界』への投稿を行っていた。この時期の周作人の投稿は稚拙なものも多く、見聞した中で彼が共感した梁啓超の主張に倣う論説が行われていた。当時の女性思想の中でも主要な論調であった康有為と梁啓超から、周作人への影響を考察し、その上でその共通点が判明した。それは、伝統的な無学でか弱い女性像を批判し、その代わりに新しい時代にふさわしい、健康でたくましい体や知性を備えた強い女性像、すなわち「女傑」や「国民の母」と呼ばれるような女性像を求めていたことである。ここで、周作人が故意に女性の自覚を喚起しようとしていた用意がうかがえる。

一方、この時期の周作人と梁啓超の女性思想の出発点は同じではないことがうかがえる。例えば、周作人は人間として存在する女性の自覚に注目している。それに対して、梁啓超は「国の未来」と「国の生産力」という視点から論じた。そのほか、当時のもう一つの主流としてのキーワードである「女権」については、周作人はあまり言及していなかった。ところが、後の留学時代に、周作人は女性の選挙権を主張し始めた。

日本渡航後に彼が投稿先として選んだのは、『天義報』である。本誌は東京で創刊した女子復権会の半月刊誌である。本誌の中心は女性解放にあったが、その後無政府主義の宣伝誌へと性格を変えはじめ、10ヶ月ほどで廃刊になっている。周作人が、『天義報』への寄稿した内容は、主として女性参政権問題であった。その論説方法は、周作人が支持する文章を翻訳して自分の主張とする方法であり、それは彼の留学前から同様の手法が試みられていた。ところが『天義報』7号の投稿では、女性の政治参加だけを本誌は目的としていないという寸評が添えられた。

そこで周作人は11-12合併号で「防淫奇策」を発表する。本論説は女性を男性の私有物とする慣習に問題があるという着想から論を展開している。そこでは社会的地位の高い男性が女性を独占したこと。しかも女性は離婚の自由も奪われ、厳しい貞操道徳を強要されるという社会構造を生み出した。そのため婚姻には自由恋愛がなく、男女の基本的な欲望が遂げられる術はなく、淫悪を発生させる根源となっていると彼は分析した。

本論説では、定番となっていた支持する論拠の提示が姿を消し、さらに先進的な理想社会として掲げられることが多かった欧米社会も批判の対象とした。そして中国でも欧米でもない、理想の社会を周作人自らが初めて描き出した点に、重要性が認められる。

「防淫奇策」の発表が、7号の寸評が原因であるとは即断できないものの、少なくとも『天義報』への継続的な投稿活動によって、同じ志を持つ論者の言説に触れ、自らの論説をより高いレベルへと磨きをかける機会を得た。それが従来にはない論説スタイルの確立や、欧米に依拠しない独自の目標を掲げる契機となった点に、周作人にとって『天義報』は看過できない存在となったのである。

最後に、留学後の周作人による婦女選挙権の論説について検討した。周作人は、留学時代に提唱された「女傑」と女性の参政活動を否定し、女性への新しい期待——女性自身の特徴を結びつけ、家庭教育の基礎を築くために「良妻賢母」という女性像を提唱したことが判明した。その転換理由は、自分の長男の誕生を契機に、周作人が家庭教育における女性の重要さや役割に注目するようになった。本章の分析によって、妻と子供は周作人

が婦人や児童への関心を持つ重要な要素と考える。このような婚姻生活や育児の体験は、周作人が以前に主張した雲をつかむような「女傑」「国民の母」という理想主義から現実の生活に戻った重要な原因だと推測する。彼は僅かな「女傑」や「国民の母」よりも、家庭内で「家庭教育の基礎を築く多数の良妻賢母」が現実的に有益であり、そして、実行可能性が高いと認識しているのではないかと考える。

第三章 周作人の女性観の形成

周作人が生涯に渡って執筆した女性に関する記事の内容の分析により、①女性の纏足問題、②性理論・性教育、③婦人問題、④売春婦、⑤結婚・恋愛という五つのテーマに分けられる。本章では、①～④のテーマをめぐって周作人の女性観の内容を分析して概観した。

まず、①女性の足というテーマでは、周作人が批判した纏足をめぐって考察した。多くの先行研究は、周作人が纏足への批判を反纏足運動の一環として取り扱われているが、実は、周作人が纏足への認識の深さが重視されていない。そのため、周作人の纏足に関する文章を分析しながら、当時の史料を結び付けて、彼の纏足への認識の再検討を行った。纏足を反対する運動が盛んになってから数十年以来、辮髪と纏足などの陋習は相変わらず跡を絶えず理由は「一つの生活様式を変えるのははなはだ厄介なことだ」、つまり、社会慣習の力を対抗するのが難しいと彼は考えている。

また、②性理論・性教育の中で、周作人の性理論についての先行研究が多く出てきたが、彼の性教育、特に子供への性教育についての検討がほとんど見られない。そのため、筆者が周作人の性理論の受容を整理しながら、先行研究が看過された性教育を中心に分析した。まず、性解放の幕を開いた契機——貞操についての討論を皮切りにし、その討論の理論基礎としての性理論を導入した。そのため、周作人と与謝野晶子の繋がりやの経緯を考察しながら、周作人の女性思想における与謝野晶子の影響を検討した。そして、周作人の女性思想の理論中核——性理論の受容を明らかにした。まず周作人とエリスの作品との邂逅を皮切りに、また日中におけるエリスの影響に触れ、さらに周作人がエリスとフロイトの間の選択理由を解明しながら、周作人が子供と児童向けの性教育をめぐって、どのような提案をしたのかを分析してみた。

さらに、③婦人問題というテーマで、女性の自覚と自立を提唱する内容が多いため、その中で最も重要な女学というテーマを中心に検討した。そして、日本の良妻賢母思想が中国への影響の整理によって、周作人が女学への主張や提案を分析してみた。まず、日本の

良妻賢母思想の内容と良妻賢母概念の中国への伝播を説明し、良妻賢母に対して周作人の主張と女学への提案を明らかになった。

最後に、女性問題の中で、重要な一環として④売春婦について、周作人の主張を考察した。長い歴史で存在している娼妓問題について、周作人は1910年代から1950年代にかけて、中断せずに女性解放問題の重要な論題である売買春への関心をずっと持っていた。ここでは、周作人が書いた売買春に関わる文章を取り上げて、『晨报副刊』における論争を切り口にして論述を展開した。周作人が売買春は不道德なことを認めたが、道徳と人命が対立する際に、人命を尊重するのは大事だと彼が主張した。また、徹底的な禁欲は常人にはほぼ不可能なことと指摘した。

そして、彼は売買春の成因を分析する際に、供給側（売春側）と需要側（買春側）との要素を捉えた。供給側（売春側）には、娼妓制度を取り締まるため、資本主義の経済制度を覆してから社会主義を実現することや、法律手段が必要であると指摘した。

続けて、周作人が売買春の害を二つ方面から分析し、恋愛に基づいた結婚においては、(1) 恋愛を壊す、(2) 性病を感染する、二つ害があるに示した。そして周作人が結婚生活には恋愛がなければ、長期売春に等しいという婚姻観を判明した。さらに、売買春の歴史背景、成因を述べた上で、周作人による売買春への解決案を明らかにした。梅毒の成因について、周作人は性科学を啓蒙したエリスの論説に受容した可能性が高いと考えられる。

第四章 周作人の婚姻観の変遷

本章では周作人による婚姻問題の分析とその提言について、検討してみた。内容を要約すると、以下の通りとなる。

1、周作人の婚姻に関する言論活動は半世紀に及ぶが、それらの活動が集中的に行われたのは①1918～27年②1949～51年の時期であり、前期の集中は中国新文化運動に、後期のそれは1950年の婚姻法公布に関係していた。

2、従来の与謝野晶子の『貞操論』やエレン・ケイ『恋愛と結婚』は、貞操や恋愛に関する認識が中心であり、どのような女性運動を行うべきか述べられていなかった。しかし周作人はその段階を一步進めて、今後男女関係をいかに見直すかという実践段階の提唱に発展させた。

3、周作人が推奨した両性関係は、女性を抑圧しない性道徳の構築や科学に基づく健全な性生活、そして「中庸」の重視と「女性本位」の提唱により、より良い両性関係を築く

ことができるという独自の見解を示した。

4、1950年の婚姻法公布以後、離婚の申請が急に増えてきた。この婚姻法では両性の平等は保障され、周作人が今まで提唱してきた主張の多くがこの法律で実現した。女性の苦境が和らいできたが、抑圧されている婦女が多数存在することを周作人が指摘している。これらの問題を解決するには、まず、①人民法院や政府組織に女性を積極的に参加させるべきと主張している。また、②夥しい離婚の案件があるため、国家の検察機関による判決が誤っている場合はもちろんあるが、その判決を見つけたら、再審の必要がある。さらに、③女性連合は仲介者として、自らの役割を果たし、農村にいる受屈の女性たちの事情を聞いて、彼女たちに助けの手を差し伸べるべきだ。最後に、④女性連合にとって最も重要な仕事は「女性の幸福をはかる」ことという提案をした。

5、周作人の婚姻に関する論説は、「前期」では当時の女性解放運動を反映した原理的な論題が多く見られ、「後期」では婚姻法制定に関連する現実的で具体的な論題が増えている。これらの時期には約半世紀にわたる時間が経過し、その間に中国では社会体制の大きな変革があった。したがって、これらの論題の変化は社会の動向に従ったものと思われる。周作人が各時期に取り上げた課題や問題も、内容的には女性解放の原理や理念といった理想論から出発し、社会の現状に即した現実論へと移行する傾向がある。言い換えれば、女性解放全体を論じる総論から、個々の問題に焦点を当てる各論へと変遷しているようである。

6、中国歴代の婚礼の一つ「納徴」には、婚約の成立を示す礼物に束帛が規定されていた。束帛は価値財という側面があり、金額的な規定が『儀礼』に明文化されていなかったため、魏晋南北朝代～唐代には高額な聘財が発生した。

7、当初は異身分間の通婚に伴う経済的補填として高額な聘財が活用された。しかし聘財手交がそのまま婚姻成立に直結するため、聘財の金銭的条件が縁談交渉の材料になり、聘財支弁が困難となった不婚男女が発生した。これらの社会的風潮が、女性に対しての貞操観念の強制と、姦通に対する警戒感を強め、当時の女性は常に男性の所有物として厳重に管理されるようになった。

8、これら一連の弊害を目の当たりにした周作人は、留学時代に「防淫奇策」を発表した。本節では、『礼記』にある食色は人間が本来的に持つ欲求であるという記述から、食と性が制限され姦淫や窃盗が発生すること。社会的地位の高い男性が女性を独占したこと。しかも女性は結婚の自由が奪われ、厳しい貞操道徳を強要されるという社会構造を生み出

したと彼は分析した。また周作人の指摘は、半世紀後の小川陽一による論文でも追認された。

9、「防淫奇策」以後も周作人は様々な論説文を発表し、彼の論説は強固なものへと深化した。だが「防淫奇策」で提起した課題の是正という姿勢は一貫し、1950年の中国婚姻法でも「防淫奇策」で提起された課題の幾つかが成文化されていた。

終章

各章の内容をまとめた上で、周作人の女性思想を概観した。また、周作人が生涯に渡って女性解放運動を中断せずに、理論から現実への実践の原動力を解明した。そして、周作人の考察から見た日中女性解放運動に対する提言を述べた。さらに、周作人と日本婦人運動家としての山田わか（1879－1957）との比較研究を行う研究は、今後の課題となる。

第二節 理論から現実への実践の原動力

周作人が生涯をかけて取り組んだ女性解放という運動。彼をそこまで継続させた、意志の源泉は一体どこにあったのであろうか。



周作人と武者小路実篤

その解明のヒントが1919年3月『新青年』所載の「日本の新村」に見られる「新しき村」運動の提唱にあったのではないだろうか。

1918年11月、武者小路実篤は同志とともに宮崎県児湯郡木城町に「新しき村」を開村した。集団生活で平等な共同体という理想郷の実現に、周作人は大きな感銘を受け、『新青年』に「日本の新村」を紹介⁴⁹³、同年7月には彼自らが「新しき村」を訪問⁴⁹⁴し、ルポルタージュ「訪日本新村記」⁴⁹⁵を残しており、

⁴⁹³ 周作人と新しき村については、飯塚朗「周作人・小河・新村」（『関西大学東西学術研究所紀要』8号、1975）、尾崎文昭「五四退潮期の文学状況（1）」（『明治大学教養論集』207号、1988）、張福貴「白樺派的「新村理想」與周作人的人学理論」（『西南学院大学国際文化論集』8巻1号、1993）等。

⁴⁹⁴ 飯塚朗「『新しき村』への道」（『関西大学東西学術研究所紀要』9号、1977）。

⁴⁹⁵ 周作人「訪日本新村記」初出『新潮』2巻1号、1919。周作人著、鐘叔河（編）『周作人散文全集』（広

その文面からは彼の興奮と高揚感がありありと感じられる。

サツマイモの苗の植え付ける「新しき村」の人々の作業を手伝った周作人は、鍬の扱い方に不慣れで、畑の土を深く掘ることが出来なかった。それでも、

回到寓所、雖然很困倦、但精神却極愉快、覺得三十余年来未曾經過充實的生活、隻有這半日才算能超越世間善惡、略識「人的生活」的幸福、真是一件極大的喜悅⁴⁹⁶。

家に戻った後、体がとても疲れていたが、精神が極めて愉快であった。今までの30年余りは充實した生活を体験したことがないが、この半日だけが世間の善悪を超えて「人間の生活」の幸せを少しだけ味わった。誠に極大な喜びであった。

と「新しき村」での体験を、彼は単なる幸福という表現ではなく、「人の生活」としての多幸感であることを特記している点に留意したい。筆者はこの「人的生活」の表記は、かつて彼が『新青年』誌上で江湖に問うた「人的文学」の提言と同じ源から流れ出てくるものではないかと考えられるからだ。そして、最も我々が注目すべき発言がこれである。

這精神上的愉快、實非經驗者不能知道的。新村的人、真多幸福！我願世人也能夠分享這幸福！⁴⁹⁷

この精神的な幸福感は、経験したものでなければ理解出来ないものだ。新しい村の人たちは、なんと幸せなのだろう！この幸せを、世界の人々が享受できることを私は切に願っている！

このように、「新しき村」で得たものは体験して初めて理解できるものとし、彼は体験の大切さを明言しているのである⁴⁹⁸。

西師範大学出版社、2009) 収録。

⁴⁹⁶ 周作人「訪日本新村記」初出『新潮』2巻1号、1919。周作人著、鐘叔河(編)『周作人散文全集』(広西師範大学出版社、2009) 収録。

⁴⁹⁷ 周作人「訪日本新村記」初出『新潮』2巻1号、1919。周作人著、鐘叔河(編)『周作人散文全集』(広西師範大学出版社、2009) 収録。

⁴⁹⁸ 周作人は「新しき村」に関する「日本の新村」(『新青年』6巻3号、1919年3月)、「新村的精神」(『民国日報』1919年11月)、「附：答袁濬昌君」(『新青年』6巻6号、1919年11月)、「新村運動的解説」(『晨報』1920年1月24日)、「工学主義與新村的討論」(『工学』1巻5号、1920年3月)、「新村の理想與實際」(『晨報』1920年6月23-24日)、「新村的討論」(『批評』5号、1920年12月)

この体験を通して彼が得た境地は何だったのか。先行研究の李瑾（2010）は、

このような新しい社会（筆者注「新しき村」）では、娼婦は存在せず、一夫一妻制が実行され、女性が乱暴されることも絶対がない、男女の交際と恋愛はむろん自由であり……。周作人はこういった社会こそ、カーペンターのいう女性が本当の自由を実現できる社会だと確信したのではないだろうか。⁴⁹⁹

とあるように、カーペンターの著作の内容は、単なる机上の空論ではなく、実現できるものという希望が周作人に生まれてきたのではなかろうか。その周作人による心の動きが、彼の論評「読武者小路君所作『一個青年的夢』」⁵⁰⁰にも如実に表れているのである。

近來又讀日本武者小路君作的脚本『一個青年的夢』、受了極強の感觸……起了一个念頭。覺得「知其不可為而為之」的必要：雖然力量不及、成効難期、也不可不說、不可不做。現在無用、也可播個將來的種子；即使播在石路上、種子不出時、也可聊破當時的沈悶。使人在冰冷的孤獨生活中、感到一絲的溫味、鼓舞鼓舞他的生意！

最近、日本の武者小路実篤が書いた台本『ある青年の夢』を読んで、強く心を動かされた。……「無理と知りながらも敢えてやろうとすること」が必要だと感じた。たとえ力が足りなくても、効果への期待をしがたいが、言うこと、やることをやめてはならない。たとえ現在役に立たなくても、将来の種をまくことができる。たとえ撒いたところが石の道で、種は芽が出なくても、当時のうっとうしい社会雰囲気のを和らげ、冷たい孤独な生活の中にいる人に一抹の温もりを感じさせ、生きる意欲を高めるのだ！

複雑で難解な文章が多い周作人には、単純明快な文章である。これは彼が、自らの文章に様々な修飾を付けることを忘れるほど感銘を受けたとも考えられるし、また自らの決心がここにあることを銘記するために強いメッセージを明快な文章で表現したのかも

（『周作人散文全集』（広西師範大学出版社、2009）収録）などがある。

⁴⁹⁹ 李瑾「社会改革による周作人の女性解放論」（『中京学院大学研究紀要』17巻2号、2010）63～64頁参照。

⁵⁰⁰ 周作人「読武者小路君所作『一個青年的夢』」（『新青年』4巻9号、1918）。

れない。そのどちらであるかは筆者には判然としない。しかし、明確に言えることは、周作人はその後の「新しき村」の体験によって、孤軍奮闘する自分自身の気持ちを再確認し、彼が掲げる両性関係の実現のために実際の行動へと邁進した、それこそが周作人の女性解放に向けた運動の特徴と思われるのである⁵⁰¹。

第三節 周作人の考察から見た日中女性解放運動に対する提言

本研究で得た周作人の知見をもとに、今後の日中女性解放運動について述べることとしたい。

提言1) 自国の考えに囚われず、外国の様々な考え方にも広く耳を傾けること

今回の考察を介して浮かび上がってきた周作人の姿勢。それは自分の国の狭い価値観に拘泥せず、外国からも様々な考え方を広く学ぶという姿勢である。

本研究で述べたとおり、周作人が中国で直面していた女性問題を解決させた手掛かり、それは外国の考えであった点を我々は無視することはできない。外来の思想や文化を旺盛に取りこもうという周作人の進取の姿勢が、問題を打開したのである。特にグローバルの現在において、文化も考え方も異なる国同士は、同じ女性問題を直面している。100年前の同士と同じように、自国のみならず、グローバル視野でもっと広く外国を含めた知見を吸収し、問題を解決する可能性があると考えられる。

提言2) 日中両国間における体験を大切にすること

周作人の言論活動の二つの転機は、与謝野晶子の翻訳と、武者小路実篤の「新しき村」訪問にある。それらはいずれも彼の個人的な体験であったことに我々は注目すべきである。

経験が一般的、客観的であるのに対し、体験は個別的、主観的である。経験は書籍からでも学ぶことができるが、体験は自分が身をもって感じる場所に重点があり、実際に見たり、聞いたり、行ったりすること。また、それによって得られた体験は、その後の人生をも大きく動かす可能性を持っているのである。

⁵⁰¹ 周作人と武者小路実篤の写真は董炳月「最後の緑洲」（『二十一世紀雙月刊』2005年4月号）121頁より転載。

日本と中国はそれぞれで考え方が異なり、そこに問題が生じるのはやむを得ないことであり、寧ろ当然のことである。その上で日中両国の人々がそれぞれの国を理解し、相互の信頼を得るには、いかなる困難な状況でも諦めず、共に将来に向けた歩みを続けることが必要ではなからうか。

周作人の発言は、そのまま今後の日中関係に向けた提言とも言えるのではないか。例えば、

——たとえ力が足りなくても、やめてはならない。

——現在役に立たなくても、将来の種をまくことができる。

——「無理と知りながらも敢えてやろうとすること」が必要だ。たとえ力が足りなくても、やめてはならない。

今後の日中関係にも様々な矛盾や軋轢が生じることもあるかも知れない。しかし、日中双方の人々が相互に交流の体験を地道に積み重ねることで、相互の交友を育み、共に理解を深めることで、我々は必ず新たな関係を切り拓くことができると筆者は信じている。

そして日中両方の人々は、過酷な人生を歩んだ周作人が晩年に残したこの言葉の意味を、深く肝に銘じるべきではなからうか。

——補救的方法却也不難。⁵⁰²（解決方法は難しくない。）

周作人が残した言葉は、将来の日中関係を担おうとする人々に聞こえる声で、今も語りかけてくる。

第四節 今後の展望

本研究を進めている際に、筆者が周作人と、日本婦人運動家としての山田わか（1879－1957）との関わりを留意している。周作人と山田わかには、多くの共通点がある。両者はい

⁵⁰² 周作人「財礼」初出：『亦報』、1951年11月8日。周作人著、鐘叔河（編）『周作人文類編⑤ 上下身——性学・児童・婦女』（湖南文芸出版社、1998）540頁。

ずれも少年少女時代に過酷な生活を経験したこと、人生を変えた海外体験を持つこと、多言語を解し自在に操れること、自らの主張の法制化に実現したこと。そして母体保護が論議される 30 年前から母体保護思想を標榜するなど、出自、経験、動機、実践方法、そして悲劇的な晩年に至るまで、経歴は驚くほど酷似している。

両者には強い共通性があるが、その中でも注目されるのは、二人が展開した母体保護思想の出発点が、同一人物の思想——北欧スウェーデンの思想家であるエレン・ケイ (Ellen Karolina Sofia Key) の思想から出発したという点である。そして周作人は立教大学留学中の 1909 年前後に、山田わかもアメリカから帰国して間もない 1908 年頃に、どちらも東京でエレン・ケイの著作を知り、それに強く共感し、日中両国で母体保護思想を推進し始めたのである。

しかし、両者が抱いた母体保護思想は、大きく異なった。どちらも女性の生活安定を目指したにもかかわらず、到達すべき目標は、奇しくも両極端に分かれる結果となったのである。その原因はどこにあるのかという疑問を筆者が持っている。

この事実から筆者は、両者の母体保護構想はエレン・ケイから強い啓発を受けたが、その後を受けた学殖の別によりエレン・ケイの思想に対する解釈の別が生じ、かかる結果を生み出したのではないかと考えているのである。

今後では、両者の見解が大きく分かれた原因を解明すべく、彼らが独自の見解を形成する過程で、強い影響を受けた言説を探るべく、グローバルな視点からメスを入れたい。これにより似て非なる両者の実像を明らかにしたい。そして、この比較研究を行うことで、日中の母体保護思想のルーツが、同じ種から発生し、それぞれが独自に成長したことを明らかにすることにある。

【付記】本博士論文は冠婚葬祭文化振興財団からの第 24 回社会貢献基金助成金の交付を受けた研究成果の一部である。ここに記して冠婚葬祭文化振興財団に謝意を示したい。

画像出典一覧(ページ順)

序章

周作人と妻（羽太信子）：

<https://www.bannedbook.org/ja/bnews/cnnews/20211219/1667909.html>

国民政府高等法院に出廷する周作人（1946）：

<https://zhuanlan.zhihu.com/p/541814449>

留学生時代の周作人：

<https://www.rojin.net/shusakujin/>

第一章

母・魯瑞：

https://www.thepaper.cn/newsdetail_forward_15817938

周氏三兄弟（周樹人・周作人・周建人）：

<https://kknews.cc/culture/vzaqzaa.html>

父・周伯宜：

<http://www.dxbei.com/w/20141230/156896.html>

晩年の周建人：

<https://baike.baidu.com/item/%E5%91%A8%E5%BB%BA%E4%BA%BA/768273>

エレン・ケイ：

<https://www.kyoiku-press.com/post-201252/>（トリミング）

章錫琛：

<https://kknews.cc/history/knk9vq.html>

朱安：

https://www.sohu.com/a/723900311_121707606

魯迅・許広平・周海嬰の家族写真：

https://twitter.com/DWMK_fujita/status/727771934453313536

本郷西片町の「伍舎」：

新村徹『魯迅のころ』（理論社、1987）61頁

晩年の周建人と王蘊如：

https://www.mj.org.cn/mjzt/content/2018-11/05/content_305766.htm

創設時の新しき村メンバーと武者小路実篤：

<https://blog.goo.ne.jp/yousan02/e/f20cb32aab9dd4a0f4cc943cac660fed>

新村北京支部の啓事：

https://zh.wikisource.org/w/index.php?title=File:新青年_第7卷第4號.djvu&page=3

第二章

周作人が学んだ江南水師学堂（南京）：

<https://www.mafengwo.cn/poi/2274271.html>

梁啓超：

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%A2%81%E5%95%93%E8%B6%85>（トリミング）

周作人日記：

『周作人日記：魯迅博物館蔵』（大象出版社 1996.12 影印本）

断頭台に送られるロラン夫人：

<https://note.com/filius/n/n5b005626d3b4>（トリミング）

劉師培：

<http://xyctwh.com/show/201>（トリミング）

何震：

<https://history.ifeng.com/c/7nf4uZvQ9hr>（トリミング）

北一輝と幸徳秋水：

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%8C%97%E4%B8%80%E8%BC%9D>（トリミング）

<https://www.sankei.com/photo/story/news/160323/sty1603230024-n1.html>（トリミング）

『天義報』第二号 表紙：

https://m.thepaper.cn/newsDetail_forward_17262975

The Fortnightly Review 1907 (Vol 82)：

https://archive.org/details/sim_fortnightly_1907-07-01_82_487

幸徳秋水の死刑判決記事（『東京朝日新聞』1911年1月19日）：

<https://japanplayingcardmuseum.com/003-hyakuninisshu-play-kotokushusui/>

弟周建人との集合写真（1912年撮影）：

<https://www.bannedbook.org/ja/bnews/cnnews/20211219/1667909.html>

第三章

纏足：

https://commons.wikimedia.org/wiki/File:%E4%BA%9C%E6%9D%B1%E5%8D%B0%E7%94%BB%E8%BC%AF_06_117_%22%E8%B5%A4%E8%A3%B8%E3%80%85%E3%81%AA%E7%BA%8F%E8%B6%B3%EF%BC%88%E5%81%B4%E9%9D%A2%E3%81%8B%E3%82%89%EF%BC%89%22.jpg（トリミング）

魯迅と周作人の旧居（伍舎）の間取り図：

https://lifedesign-planning.blogspot.com/2016/05/blog-post_10.html

メンドーサ『シナ大王国誌』：

<https://www.sothebys.com/en/buy/auction/2019/travel-atlases-maps-and-natural-history/gonzalez-de-mendoza-historia-de-las-cosas-mas>

マテオ・リッチ :

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%9E%E3%83%86%E3%82%AA%E3%83%BB%E3%83%AA%E3%83%83%E3%83%81>

纏足による身体への悪影響 :

https://kyosei.u-sacred-heart.ac.jp/exhibition/2022_women_3/chapter_01/

第 5 回内国勸業博覧会全景写真 :

<https://www.ndl.go.jp/exposition/data/R/323-001r.html>

学術人類館で展示された人々（那覇市歴史博物館 提供） :

<http://www.rekishi-archive.city.naha.okinawa.jp/archives/item3/37195>

『新青年』第 4 巻 5 号表紙および目次 :

https://zh.wikisource.org/w/index.php?title=File:%E6%96%B0%E9%9D%92%E5%B9%B4_%E7%AC%AC4%E5%8D%B7%E7%AC%AC5%E8%99%9F.pdf&page=1

周作人「貞操論」 :

https://zh.wikisource.org/w/index.php?title=File:%E6%96%B0%E9%9D%92%E5%B9%B4_%E7%AC%AC4%E5%8D%B7%E7%AC%AC5%E8%99%9F.pdf&page=23

1917 年当時の胡適 :

<https://zh.wikipedia.org/zh-tw/%E8%83%A1%E9%81%A9>

テオドール・リップス :

<https://herder.com.mx/es/autores-writers/theodor-lipps>

Ellis, Havelock Studies in the Psychology of Sex :

<https://www.krysikbooks.com/pages/books/43169/havelock-ellis/studies-in-the-psychology-of-sex-7-volumes>

Edith Lees and Havelock Ellis :

https://en.wikipedia.org/wiki/Havelock_Ellis

日本橋の丸善書店本社屋と 2 階洋書売り場 :

<https://www.maruzen-publishing.co.jp/info/n19438.html>

<https://ascii.jp/elem/000/004/147/4147292/>

有島武郎 :

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%9C%89%E5%B3%B6%E6%AD%A6%E9%83%8E>

厨川白村著『近代の恋愛観』 :

https://www.kosho.or.jp/products/detail.php?product_id=156082956

宮沢賢治 :

https://www.city.hanamaki.iwate.jp/miyazawakenji/about_kenji/index.html

潘光旦 :

<https://www.tsinghua.org.cn/info/1951/17943.htm>

ジークムント・フロイト :

<https://www.philosophyguides.org/decoding/decoding-of-freud-jenseits-lustprinzip/>

マーガレット・サンガー :

<https://www.mentalfloss.com/article/549270/facts-about-margaret-sanger>

山峨女史・家族制限法批判：

https://www.kosho.or.jp/products/detail.php?product_id=190662032

(中国) 『婦女雑誌』 創刊号：

http://m.news.cn/book/2017-03/12/c_129506569.htm

The New Spirit：

https://books.google.co.jp/books/about/The_New_Spirit.html?id=xCp60IGcojMC&redir_esc=y

清末の娼妓：

<https://www.xuehua.us/a/5ec24874bd06efc4b36adc42>

民初北京漢族無名妓女：

<https://gakugo.net/unarigoe/2008/01/8gdp6.html>

梅毒トレポネーマの電子顕微鏡写真：

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%A2%85%E6%AF%92%E3%83%88%E3%83%AC%E3%83%9D%E3%83%8D%E3%83%BC%E3%83%9E>

『微瘡秘録』：

https://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/opac_download_md/2344616/02_p042_koga.pdf

第四章

エドワード・カーペンター：

<https://socialistworker.co.uk/features/edward-carpenter-socialism-sandals-and-the-uranian-spirit/> (トリミング)

ハヴロック・エリスと彼の著作：

<https://www.sciencephoto.com/media/224830/view/henry-havelock-ellis-sexologist>
(トリミング)

<https://centerhistorypsychology.wordpress.com/tag/henry-havelock-ellis/>

<https://www.ebay.com.au/itm/392782546804>

マリー・ストープス：

<https://www.kinokuniya.co.jp/f/dsg-02-9784931444706> (トリミング)

『Married Love』 1918：

<https://theconversation.com/married-love-the-1918-book-by-marie-stopes-that-helped-launch-the-birth-control-movement-93108>

『儀礼』 (明嘉靖東吳徐氏刊本)：

<https://catalog.digitalarchives.tw/item/00/08/62/4d.html>

東帛の一例 (錢玄等『三礼辭典』)：

<https://edwardtang.medium.com/%E8%AB%87%E7%8E%84%E9%8C%84-%E8%BE%9B%E4%B8%91%E8%B3%81-2021-3e097634a09b>

『唐律疏議』 卷 13 「戸婚律」：

<http://sino.newdu.com/m/view.php?aid=34533>

『廿二史劄記』卷15「財婚」：

https://archive.wul.waseda.ac.jp/kosho/bunko01/bunko01_01817/bunko01_01817_0005/bunko01_01817_0005_p0018.jpg

婚姻法を伝える新聞報道（1950年4月16日）：

<http://politics.people.com.cn/n1/2019/0906/c429373-31340962.html>

終章

周作人と武者小路実篤：

<https://www.cuhk.edu.hk/ics/21c/media/articles/c088-200411020.pdf>

参考文献

* 日本人名：五十音順

* 中国人名：アルファベット順

参考資料

池田末利訳注『儀禮（I）』（東海大学出版会、1973）
諸橋徹次『大漢和辞典（3巻）』（大修館書店、1956）
竹内照夫『新釈漢文大系礼記（上）』（明治書院、1971）
内野熊一郎『新釈漢文大系孟子』（明治書院、1962）
與謝野晶子『人及び女として』（天弦堂書房、1916）

梁啓超『飲冰室文集』（北京日報出版社、2020）
魯迅博物館等編『魯迅回憶録・專著』（北京出版、1999）
魯迅・許廣平『兩地書』（青光書局、1933）
錢玄・錢興奇編『三禮辭典』（江蘇古籍出版社、1993）
上海図書館編『中国近代期刊篇目彙録』（上海人民出版社、1981）
萬仕國・劉禾校注『天義・衡報』（中国人民大学出版社、2016）
張菊香・張鉄栄『周作人年譜』（天津人民出版社、2000）
周作人著、鐘叔河編『周作人散文全集』（広西師範大学出版社、2009）
周作人著、鐘叔河編『周作人文類編』（江南文芸出版社、1998）
周作人『自己的園地』（河北教育出版社、2001）
周作人『知堂回想録』（北京十月文芸出版社、2015）
周作人『周作人論日本』（陝西師範大学出版社、2005）
周作人『苦茶隨筆』（北京大学出版社、2010）
周作人『周作人日記』（大象出版社、1996）

参考文献

日本語著書

アルヴァロ・セメド『中国キリスト教布教史（2）チナ帝国史』（岩波書店、1983）
青木尚雄・宮川実訳『女体の結婚生理』（河出書房新社、1958）
天野正子・井上輝子ら編『新編日本のフェミニズム10 女性史・ジェンダー史』（岩波書店、2009）
飯倉照平「初期周作人についてのノート」（上・下）（神戸大学『文学会研究』38号・1966、40号・1967）

伊藤徳也『「生活の芸術」と周作人：中国のデカダンス＝モダニティ』（勉誠出版、2012）

池谷壽夫『「教育」からの離脱』（青木書店、2000）

石川栄吉・三木妙子・峰岸純夫編『シリーズ家族史④「家と女性：役割」』（三省堂、1989）

Edward Carpenter 著、山川菊栄訳『戀愛論』（大鎧閣、1921）

エレン・ケイ著、原田実訳『恋愛と結婚』（天佑社、1920）

岡本隆三『纏足：中国社会の生んだ奇習』（弘文堂、1963）

小川利康『叛徒と隠士：周作人の一九二〇年代』（平凡社、2019）

関西中国女性史研究会編『中国女性史入門：女たちの今と昔』（人文書院、2005）

関西中国女性史研究会編『中国女性史入門増補改訂版：女たちの今と昔』（人文書院、2014）

加部勇一郎『清代小説『鏡花縁』を読む：一九世紀の音韻学者が紡いだ諧謔と遊戯の物語』（北海道大学出版会、2019）

神田信夫・山根幸夫編『中国史籍解題辞典』（燎原書店、1989）

ガスパール・ダ・クルス著、日埜博司訳『中国誌』（講談社学術文庫、2002）

木山英雄『周作人「対日協力」の顛末：補注『北京苦住庵記』ならびに後日編』（岩波書店、2004）

木山英雄『日本談義集』（平凡社、2002）

嵯峨隆『近代中国の革命幻影：劉師培の思想と生涯』（研文出版、1996）

嵯峨隆『アジア主義と近代日中の思想的交錯』（慶應義塾大学出版会、2016）

斎藤道彦編著『日中関係史の諸問題』（中央大学出版部、2009）

佐々木敏二『「性と社会」解説・総目次・索引』（不二出版、1983）

シャルル・メイユール著、辻由美訳『中国女性の歴史』（白水社、1995）

斯波義信『宋代商業史研究』（風間書房、1989）

滋賀秀三『中国家族法の原理』（創文社、2000）

スーザン・マン著、秋山洋子ら訳『性からよむ中国史：男女隔離・纏足・同性愛』（平凡社、2015年）

スーザン・D・ハロヴェイ著、高橋登ほか訳『少子化時代の「良妻賢母」』（新曜社、2014）

須藤瑞代『中国「女権」概念の変容：清末民初の人権とジェンダー』（研文出版、2007）

総合女性史研究会編『史料にみる日本女性のあゆみ』（吉川弘文館、2007）

性問題研究会編『世界性学全集1』（河出書房、1956）

柴本枝美「1920年代における性教育論の目的規定について：山本宣治の性教育論を中心に」（『京都大学大学院教育学研究科紀要』第51号、2005）

竹田青嗣・山竹伸二『フロイト思想を読む：無意識の哲学』（日本放送出版協会、2008）

中華全国婦女連合会著、中国女性史研究会訳『中国女性運動史 1919～49』（論創社、1995）

中国女性史研究会編『中国女性解放の先駆者たち』（日中出版、1984）

東田雅博『纏足の発見：ある英国女性と清末の中国』（大修館書店、2004）

富田裕子・ダニエルズ編『国際的視野からみる近代日本の女性史：政治経済・労働・セクシュアリティ』（慶應大学法学研究会、2020）

- ドロシー・コウ『纏足の靴：小さな足の文化史』（平凡社、2005）
- 中島長文『周作人読書雑記』（平凡社東洋文庫、2018）
- 中藪英助『桜の橋：詩僧蘇曼殊と辛亥革命』（河出書房新社、1984）
- 中山義弘『近代中国における女性解放の思想と行動』（北九州中国書店、1983）
- 長南実・ほか訳『大航海時代叢書Ⅳ シナ大王国誌』（岩波書店、1965）
- 仁井田陞『中国身分法史』（東京大学出版会、1983）
- 野原四郎等『中国文化史：近代化と伝統』（研文出版、1981）
- 野村鮎子『歸有光文學の位相』（汲古書院、2009）
- 狭間直樹編『共同研究梁啓超：西洋近代思想受容と明治日本』（みすず書房、1999）
- ハヴロック・エリス著、佐藤晴夫訳『性の心理』（全7冊）（未知谷、1996）
- バーン&ボニー・ブロー著、香川檀・家本清美・岩倉桂子訳『売春の社会史』（上）（筑摩書房、1996）
- マリー・ストープス著、平井潔訳『結婚の愛』（理論社、1953）
- 三井為友編『日本婦人問題資料集成教育』（ドメス出版、1976）
- 森荘巳池『宮沢賢治の肖像』（津軽書房、1974）
- 山川麗『中国女性史』（笠間書院、1977）
- 山崎純一『教育から見た中国女性史資料の研究：『女四書』と『新婦譜』三部書』（明治書院、1986）
- 脇田晴子ほか編『日本女性史』（吉川弘文館、2005）
- 渡邊洋『比較文学研究入門』（世界思想社、1997）
-
- 陳離『凝望与置身：語絲社与「語絲」周刊』（武漢出版社、2020）
- 戴晴『「性」を語り始めた中国の女たち：重婚・売買婚・売買春・中絶・自立』（徳間書店、1989）
- 劉岸偉『東洋人の悲哀：周作人と日本』（河出書房新社、1991）
- 劉岸偉『周作人伝・ある知日派文人の精神史』（ミネルヴァ書房、2011）
- 呉紅華『周作人と江戸庶民文芸』（創土社、2005）
- 夏曉虹著、藤井省三監修、清水賢一郎・星野幸代訳『纏足をほどいた女たち』（朝日新聞出版、1998）
- 巖安生『日本留学精神史』（岩波書店、1991）
- 張競『恋の中国文明史』（筑摩書房、1994）
- 張競『近代中国と「恋愛」の発見：西洋の衝撃と日中文化交流』（岩波書店、1995）
- 趙景達・原田敬一・村田雄二郎・安田常雄編『講座東アジアの知識人第3巻』（有志舎、2013）
- 周一川『中国人女性の日本留学史研究』（国書刊行会、2000）
- 周作人著、松枝茂夫訳『周作人随筆』（富山房百科文庫、1996）
- 周作人著、松枝茂夫・今村与志雄訳『魯迅の故家』（筑摩書房、1955）
- 周作人著、劉岸偉・井田進也訳『周作人自伝』（河出書房新社、2022）

周作人著、松枝茂夫訳「周作人自述」『周作人隨筆』（富山房百科文庫、1996）

中国語著書

- 陳鵬『中国婚姻史稿』（中華書局、1990）
郭昭熙訳、Edward Carpenter 著『愛的成年』（大江書鋪、1930）
馮驥才『纏足』（小学館、1999）
顧鑒塘・顧鳴塘『中国歴代婚姻與家庭』（商務印書館、1996）
高洪興『纏足史』（上海文芸出版社、2007）
黃開發『周作人研究歴史與現狀』（遼寧人民出版社、2015）
黃軼『蘇曼殊與中国文学現代轉型研究』（東方出版中心、2016）
賈逸君（賈伸）『中華婦女纏足考』（北平文化學社、1929）
柯基生『金蓮小脚：千年纏足與中国性文化』（獨立作家、2013）
劉軍『日本文化視域中的周作人』（上海文芸出版社、2010）
劉國勝『為了女性「真的解放」：魯迅婦女觀今讀』（學林出版社、2020）
劉人鋒『中国婦女報刊史研究』（中国社会科学出版社、2012）
柳亞子『蘇曼殊研究』（上海人民出版社、1987）
盧國華『五四新文學語境的一種解讀：以『晨報副刊』爲中心』（花木蘭文化事業、2019）
瑪麗司托著、張資平訳『結婚的愛』（文藝書店、1931）
潘光旦『中国之家庭問題』（商務印書館、1934）
錢理群『周作人伝』（北京十月文芸出版社、1990）
喬麗華『我也是魯迅的遺物：朱安傳』（好讀出版、2018）
舒蕪『女性的發見：周作人婦女論類抄』（文化藝術出版社、1990）
舒蕪『舒蕪集』第3卷（河北人民出版社、2001）
舒蕪『周作人的是非功過』（遼寧教育出版社、2000）
蘇恆毅『鏡老花移映新影：清末四部擬「鏡花緣」小説的歴史與婦女群像』（元華文創、2019）
王書奴『中国娼妓史』（上海三聯書店、1988）
夏曉虹『晚清文人婦女觀』（作家出版社、1995）
夏曉虹『晚清女性與近代中国』（北京大学出版社、2014）
徐敏『女性主義的中国道路：五四女性思潮中的周作人女性思想』（中国社会科学出版社、2006）
楊興梅『身体之爭：近代中国反纏足的歷程』（社会科学文献出版社、2012）
張麗萍『報刊與文化身分：1898～1918 中国婦女報刊研究』（中国書籍出版社、2015）
張菊香・張鉄榮編『周作人研究資料（上、下）』（天津人民出版社、1986）
張朋園『梁啓超與清季革命（第二版）』（中央研究院近代史研究所、1999）
張朋園『梁啓超與民国政治』（漢生出版社、1992）
趙瑜編『魯迅論女人』（河南文芸出版社、2017）

朱傳譽『蘇曼殊傳記資料』（天一出版社、1979）

日本語論文

- 阿莉塔「周作人と与謝野晶子：両者の貞操論をめぐって」（『九大日文』1号、2002）
- 飯塚朗「周作人・小河・新村」（『関西大学東西学術研究所紀要』8号、1975）
- 飯塚朗「『新しき村』への道：周作人の足跡をたどって」（『関西大学東西学術研究所紀要』9号、1977）
- 伊藤徳也「日本における周作人研究」（『中国・社会と文化』8号、1993）
- 伊藤徳也「倫理の自然：周作人における「生活の芸術」と性道德」（『超域文化科学紀要』第15号、2010）
- 岡本午一「唐代聘財考」（『羽田博士頌寿記念東洋史論叢』東洋史研究会、1950）
- 小野和子「清末の婦人解放思想」（『思想』第525号、1968）
- 小野和子「梁啓超の革新鼓吹」（『清代学術概論：中国のルネッサンス』第245号、東洋文庫、1974）
- 小野和子「『鏡花縁』の世界—清朝考証学者のユートピア像」（『思想』721、1984）
- 小川利康「周作人と H・エリス：九二〇年代を中心に」（早稲田大学院『文学研究科紀要別冊』第十五集・文学芸術学編、1988）
- 小川利康「五四時期の周作人の文学観：W. ブレイク、L. トルストイの受容を中心に」（『日本中国學會報』42、1990）
- 小川利康「周作人と江戸川柳：『近世庶民文化』掲載の佚文をめぐって」（『野草』第98号、2016）
- 小川利康「周氏兄弟における「江戸」と「東京」：明治末期の日本文化体験」（『文化論集』第48・49合併号、2016）
- 小川陽一「姦通はなぜ罪悪か」（『集刊東洋学』29、1973）
- 小倉豊文「宮沢賢治の愛と性」（『宮沢賢治』9号、1989）
- 緒方賢一「宋代の婚礼説について」（『立命館言語文化研究』23(3)、2012）
- 尾崎文昭「五四退潮期の文学状況（1）」（『明治大学教養論集』207号、1988）
- 大槻信良「旧中国における両性の不平等観」（『支那学研究』第34号、1969）
- 勝山稔「宋元代の聘財に関する一考察：高額聘財の推移から見る婚姻をめぐる社会」（『アジア史研究』22、1998）
- 金子幸子「大正期における西洋女性解放論受容の方法：エレン・ケイ『恋愛と結婚』を手がかりに」（『国際基督教大学学報 II-B 社会科学ジャーナル』24巻1号、1985）
- 木原葉子「周作人と与謝野晶子：「貞操論」「愛の創作」を中心に」（『日本文学』68号、1987）
- 木山英雄「乾栄子と羽太信子：周作人日記二題」（『魏其山』第22号、1988年）
- 古賀純一郎「アイダ・ターベル研究（3）：フランス留学時代」（『人文コミュニケーション学科論集（12）』、2012）

- 笹渕友一「有島武郎『クララの出家』の主題：文学研究における性心理学的方法の可能性と限界」(『東京女子大学論集』15(2)、1965)
- 白水紀子「『婦女雑誌』における新性道德論：エレン・ケイを中心に」(『横浜国立大学人文紀要(第二類語学・文学)』42号、1995)
- 柴本枝美「1920年代における性教育論の目的規定について：山本宣治の性教育論を中心に」(『京都大学大学院教育学研究科紀要』第51号、2005)
- 清水嘉江子「墓誌銘より見たる宋代女性像：再婚、守節、離婚について」(『立命館文學』619、2010)
- 島田由紀子「『魯迅と女性の解放』について」(『集刊東洋学』第29号、1973)
- 佐々木愛「毛奇齡の思想遍歴：明末の學風と清初期經學」(『東洋史研究』56(2)、1997)
- 佐川陽子「ジェンダーに基づく暴力：中国における纏足を事例に」(『社会デザイン学会学会誌』12、2020)
- 斉藤綾子「『伝統』という名の暴力—纏足・女性・痛みの表象」(『歴史評論』708、2009)
- 関根ふみ「中国の教育近代化と女性への影響：『中国新女界雑誌』にみえる女性観の考察を中心として」(『慶應義塾外国語教育研究』第9巻、2012)
- 竹内好「ノラと中国：魯迅の婦人解放論」(『女性線』第4巻第4号、1949)
- 高橋保「五四新文化運動期の中国における婚姻制度と女性の地位」(『国際文化研究所紀要』第2号、1996)
- 高嶋航「天足會と不纏足會」(『東洋史研究』62(2)、2003)
- 高津孝「琉球詩課と試帖詩」(『鹿大史学』43、1995)
- 得能友梨「纏足のような奇習はなぜ生まれたのか：女性の結婚観を中心に」(『蒼翠：筑紫女学園大学アジア文化学科紀要』14、2013)
- 田口一郎「歸有光の文學：所謂『唐宋派』の再検討」(『中國文學報』55、1997)
- 鳥谷まゆみ「魯迅の描く女性像少女から母へ：『傷逝：涓生の手記』を読む」(『立命館文學』第667号、2020)
- 内藤寿子「大正期の〈エレン・ケイ〉：翻訳・解説・受容の力学」(『文藝と批評』9巻4号、2001)
- 長堀祐造「陳独秀訳注『婦人観』(Max O' Reil 著)の日本書材源及びその訳注者・深澤由次郎について——併せてMax O' Reil 原著にも触れて」(『周氏兄弟研究』1、2023)
- 中村圭爾「南朝戸籍に関する二問題」(『人文研究』(44)12、1992)
- 中村圭爾「『劉岱墓誌銘』考：南朝における婚姻と社会的階層」(『東洋学報』61(3・4)、1980)
- 中山八郎「明朝内廷の女訓書について」(『明代史研究』2、1975)
- 永末嘉孝「魯迅における女性像」(『長崎造船大学研究報告』第九巻、1968)
- 根岸宗一郎「周作人とニーチェ：J・E・ハリソン、H・エリスと『悲劇の誕生』をめぐって」(『慶應義塾大学日吉紀要・中国研究』第5号、2012)
- 信時哲郎「宮沢賢治とハヴロック・エリス：性教育・性的周期律・性的抑制・優生学」(『神戸山手大学環境文化研究所紀要』6号、2002)

- 羽田朝子「『婦女雑誌』の研究史をふりかえって：『『婦女雑誌』にみる近代中国女性』の意義」（『人間文化研究科年報』第21号、2006）
- 林教子「中国古典の世界から〈道德〉を考える」（『早稲田教育評論』30巻1号、2016）
- 平川祐弘「周作人の日本留学：『知堂回想録』第二巻翻訳、あわせて紹介」（大手前大学・大手前短期大学『大手前大学人文科学部論集』第7号、2006）
- 前山加奈子「日中両国の女性観に関して：『女性改造』誌（1922年～1924年）よりみる」（『駿河台経済論集』22巻2号、2013）
- 前田愛子「婚姻問題から考察する唐代社会」（『中国女性史研究』27、2018）
- 松枝茂夫「周作人——伝記的素描」（『中国文学』第60号、1940）
- マテオ・リッチ「イエズス会によるキリスト教のチーナ布教について」（『中国キリスト教布教史（1）』岩波書店、1982）
- 諸橋徹次『大漢和辞典（3巻）』（大修館書店、1956）
- 森雅子「或る女性の影—周作人の文学的出発」（『中国文学報』第69号、2005）
- 森雅子「たいまつの照らすもの：周作人と性科学」（『日本中国学会報』第63集、2011）
- 湯山トミ子「魯迅の子女解放論について：「われらは今どのように父親となるか」に関する一考察」（『現代中国』67号、1993）
- 吉川榮一「何震と幸徳秋水」（『文学部論叢』79号、2003）
- 渡邊義浩「中國貴族制と「封建」」（『東洋史研究』69(1)、2010）
- 渡邊朝美「蘇曼殊未完の小説「天涯紅涙記」について」（『アジア文化研究』19、2012）
- 渡邊朝美「中国近代文学における恋愛小説の先駆：蘇曼殊「碎簪記」について」（『熊本大学社会文化研究』9、2011）
- 渡邊大「顧炎武「五方之音説」とその批判：毛奇齡・錢大昕の所説を中心に」（『中国文化：研究と教育』64、2006）
- 馮寶華「梁啓超と日本：福沢諭吉の啓蒙思想との関連を中心に」（『比較文学・文化論集』第14巻、1997）
- 高津孝「琉球詩課と試帖詩」（『鹿大史学』43、1995）
- 何璋「1920年代中国社会における「新婦女」：『婦女雑誌』を主なテキストとして」（『富士ゼロックス小林節太郎記念基金』、2005）
- 韓玲姫「周作人の女性思想と与謝野晶子の影響：「防淫奇策」から「貞操論」へ」（『国際文化表現研究』9号、2013）
- 黄太華「清末期の外遊記録にみる西洋女性像：張德彝の記録を中心に」（『言語文化研究』第2号、2023）
- 劉軍「『新青年』時代の周作人と日本：「貞操論」を中心に」（『人文学研究所報』37号、2004）
- 李瑾「文学活動初期における周作人の女性観：翻訳小説『侠女奴』を中心に」（『中京学院大学研究紀要』10巻1・2号、2003）
- 李瑾「周作人と「貞操論」」（『中京学院大学研究紀要』11巻2号、2004）

- 李瑾「社会改革による周作人の女性解放論」(『中京学院大学研究紀要』17 卷 2 号、2010)
- 李奇志「梁啓超『近世第一女傑羅蘭夫人伝』: 清末「救国女傑」伝記的神話化開端」(湖北師範学院学報(哲学社会科学版)、第 29 卷第 4 号、2009)
- 林敏潔「中国語における女性呼称について」(『国学院大学紀要』第 44 卷、2006)
- 呂順長「近代中国人日本留学生の「反日」と「親日」について」(『四天王寺大学紀要』第 51 号、2011)
- 孟芮竹「幸徳秋水と中国天義派の平民主義とアナキズム: 『共産党宣言』の翻訳を端緒に」(『創価法学』51 (3)、2022)
- 朴雪梅「初期中国人女子留学生の政治思想と理想的女性像: 雑誌『江蘇』の「女学論文/文叢」を中心に」(『比較日本文化研究』18 号、2016)
- 朴雪梅『清末における在日中国人女子留学生の出版活動』(名古屋大学博士論文 博士(文学)甲第 11942 号、2017)
- 喬志航「異なる未来への想像: 『天義』から見るアナキズムの平等と労働」(『東洋文化研究所紀要』161 号、2012)
- 孫長虹「魯迅の日本観: 日本留学を通しての日本認識」(『多元文化』第 3 号、2003)
- 宋剛「魯迅・漱石とその文学に現れた恋愛観・女性観: 『それから』・『門』と『傷逝』の場合」(『桜美林国際学論集』第 12 号、2007)
- 隋藝「女性解放・婚姻改革から見る中国共産党革命: 東北における 1950 年婚姻法の施行を中心に」(『現代中国』90 号、2016)
- 隋藝「1950 年「婚姻法」の施行から見た中国社会の変容」(『社会科学研究』73 卷 1 号、2022)
- 湯麗敏「周作人と中国新文学」(『人文社会学部紀要』第 1 号、2001)
- 湯麗敏「周作人の女性観への考査」(富山国際大学『国際教養学部紀要』第 3 号、2007)
- 王蘭「女傑賛美から「婦人を哀れむ」へ周作人の女性論の変遷について」(『中国女性史研究』第 14 号、2005)
- 武暁桐「日刊紙『晨报』の性格について: 民国メディア史研究の基礎作業として」(『国際文化研究』22 号、2016)
- 呉紅華「周作人のエロティシズム」(『中国文学論集』第 28 号、1999)
- 楊力「魯迅「寡婦主義」における独身女性観: 田中香涯『女性と愛欲』の影響と楊蔭楡批判をめぐって」(『中国研究月報』第 67 卷第 12 号、2013)
- 楊妍「『良妻賢母』から『新女性』: 1920 年代日中両国におけるエレン・ケイ思想の受容について」(『年報日本思想史』12 号、2013)
- 楊妍「1920 年代における章錫のエレン・ケイ思想の受容について: 平塚らいてうとの比較を中心に」(『国際文化研究』22 号、2016)
- 楊妍「1920 年代における章錫の「性道徳観」の変革: 『婦女雑誌』から『新女性』へ」(『比較文化研究』123 号、2016)
- 趙京華「周作人と永井荷風・谷崎潤一郎: 反俗・伝統回帰・東洋人の悲哀」(『中国研究月報』第 5 号、1996)

- 趙海涵「『婦女雜誌』草創期の広告における女性空間」(『饕餮』第28号、2020)
- 張杰「中国婚姻法における離婚財産分割に関する法規定の変遷」(『人間文化研究科年報』35号、2020)
- 張競「五四運動前後の中国における西洋文化の受容と日本：与謝野晶子の「貞操論」をめぐって」(『比較文学研究』第60号、1991)
- 張淑婷「『天義報』に見られる日本の影響」(『文化交渉』8号、2018)
- 朱琳「『語絲』における日本像：資料紹介を中心に(含『語絲』における日本関連文学作品)」(『比較日本文学研究』4、2011)

中国語論文

- 布莉莉「新中国初期上海の小報文学研究：以〈亦報〉〈大報〉為考察中心」(『江蘇大学学报(社会科学版)』20卷4期、2018)
- 陳文聯「近代中国娼娼思想的歴史考察」(『中南大学学报』第10卷第5期、2004)
- 戴濼娜「藹理士譯介史」(『新文学史料』、2016)
- 董炳月「最後の緑洲」(『二十一世紀雙月刊』2005年4月号、2005)
- 房雪霏「周作人女性觀の早期成因初探」(『人間文化研究科年報』第9号、1994)
- 方建新「宋代婚姻論財」(『歴史研究』1986年3期、1986)
- 李春梅「論晚清時期周作人婦女解放思想的萌芽」(『文学界』、2012)
- 李奇志「梁啓超『近世第一女傑羅蘭夫人伝』：清末「救国女傑」伝記的神話化開端」(『湖北師範学院学报(哲学社会科学版)』第29卷第4号、2009)
- 呂文浩「潘光旦對藹理士性心理學的接受、傳播與修正」(『中国社会科学院近代史研究所青年學術論壇2004年卷』、2004)
- 麥倩曾「北京娼妓調查」(『社會學界』第5卷、1931)
- 伍靜「「改造」の悖論：上海最後一份小報『亦報』の短暫時繁榮與消失(1949-1952)」(『新聞大学』5期、2018)
- 夏曉虹「何震の無政府主義「女界革命」論」(『中華文史論叢』83号、2006)
- 徐敏「論日本文化对周作人女性思想的影響」(『外国文学研究』第2号、2001)
- 姚毅「「犠牲者」「受害者」言詞の背後：以『婦女雜誌』の娼婦論述為中心」(『近代中国婦女史研究』第12期、2004)
- 張鉄榮「周氏兄弟女性觀之比較」(『魯迅研究月刊』第12期、2010)
- 張福貴「白樺派の「新村理想」与周作人的人学理論」(『西南学院大学国際文化論集』8卷1号、1993)
- 鄭永福・李道永「梁啓超の婦女解放思想」(『吉首大学学报(社会科学版)』第32卷第1号、2011)

新聞記事(中国語)

- 戴海榮「周建人の愛國民主活動」(『人民政協報春秋・朝花夕拾』2021年9月2日)

谢辞

十年前，怀揣着对留学生活的期待和向往，远渡重洋来到日本。八年前，追随鲁迅先生的脚步，辗转来到了仙台。回首留学生涯，那些遇到的挫折和困难，如同一粒尘埃坠入了碎片化的时空。沉淀下来的，只有对所遇见的人，所经历的事的感恩。感恩仙台这座城，给了我一段精彩纷呈的留学生活，亦给了我一个温暖如春的家。感谢母校东北大学，给予我机会，给予我荣耀，给予我未来。毕业在即，虽感慨万千，皆化作声声感谢。

一谢，恩师滕山稔先生。感恩日本的留学经历，让我遇见一生的导师。百年以前，鲁迅先生在仙台遇见了他终身敬佩的恩师，藤野先生。百年以后，渡日留学的我，亦遇见了此生的恩师滕山先生。这跨越时空的相似经历，让我更加深刻地理解了鲁迅先生的心境，虽相隔百余年，却仍能共情古今。古人云：经师易遇，人师难遭。感谢恩师这八年间的谆谆教导，在学术上鞭策我，给予我的指导和帮助。感谢滕山先生在百忙之中仍愿意花费大量的时间去了解学生，并因材施教。不仅关心学生的学术成长，亦关心我们的留学生活，体谅留学的不易，并竭尽全力去帮助和支持我们。古人云：师者，传道授业解惑者也。您不仅教会了我严谨的治学精神，亦教会了我如何传道授业，如何谦恭待人。您严于律己，宽以待人的态度，时刻提醒着我不断自省，激励我不断前行。

感谢恩师，黑田卓先生，大河原知树先生，朱琳先生和佐野正人先生。感谢四位恩师在学术上给予我的指导和鞭策。尤记研讨会时，黑田先生高屋建瓴的指导意见，每每使我豁然开朗；大河原先生对于学术的严谨态度，让我心生敬畏和敬佩；朱琳先生的博学慎思，明辨笃行是我治学的榜样；佐野先生谦恭内敛，宽慈仁厚的品格，使我如沐春风。

二谢，我的爱人周然飞。我们在仙台结缘，相恋于此，并在此携手走进了婚姻的殿堂。博士生涯中，你给予了我莫大的支持和帮助，感谢你陪伴我度过了写论文的每一个艰难日夜。生活中，我们相知相爱，亦师亦友。感谢你包容我的所有，虽知我的不完美，却依然视我如珍宝。感谢你把我外强中干的，宠成了原本的小女生的模样。是你的扶持和帮助，支撑我一路走到了博士生涯的尾声。良人如斯，夫复何求？惟愿此生，执子之手，与子偕老。琴瑟永谐，清辉不减。

三谢，我的父母，公婆及家人。天高地厚念尊恩，父母恩情似海深。感谢你们隐忍着内心对独女的不舍与担忧，依然支持我远赴重洋，来到异国求学。感谢你们用双臂托举我，去完成自己的梦想。儿行千里母担忧，我能想象得到，在无数个思念的日夜里，你是如何地辗转难眠。虽有此种，你依然放开了风筝的线，任由我展翅飞向远方。感谢你们作为我最坚强的后盾，理解，支持和激励我完成博士学位。感谢你们让我心无旁骛地完成自己的学业，为学生时代画上圆满的句号。

四谢，挚友及研究室的学长学姐，学弟学妹。感谢在仙台的这八年间，亚非研究室里的所有小伙伴。在这宝贵的八年里，我从被照顾的最小的学妹，成长为可以照顾他人的最大的学姐。身份的转变，让我深知肩上的责任。感谢初来研究室时，大家给予我的温暖和关怀。让我在陌生的环境中，少了几分怯懦，少了几分担忧，让我体会到了异国的温情。于我而言，研究室不再只有冰冷的桌椅电脑，而是充满温情的小家。感谢研讨会时，大家给予我的宝贵意见，让我可以不断完善学术成果，发现问题并解决问题。

最后，感谢留学十年，不断努力前行，寻求突破，永不言败的自己。感谢这奋斗的十年，感谢这成长的十年，感谢不负韶华，不负青春的自己。相信暮年之时，再度回首这段留学时光，一定是绚烂的，多彩的，如同清晨的第一缕阳光，朝气蓬勃，向阳而生。

2023年11月 于仙台